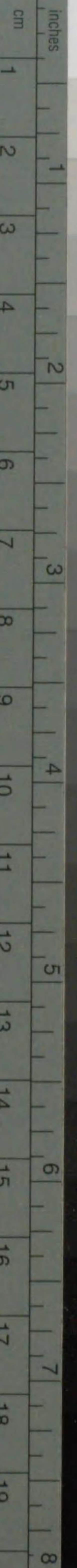


Kodak Gray Scale



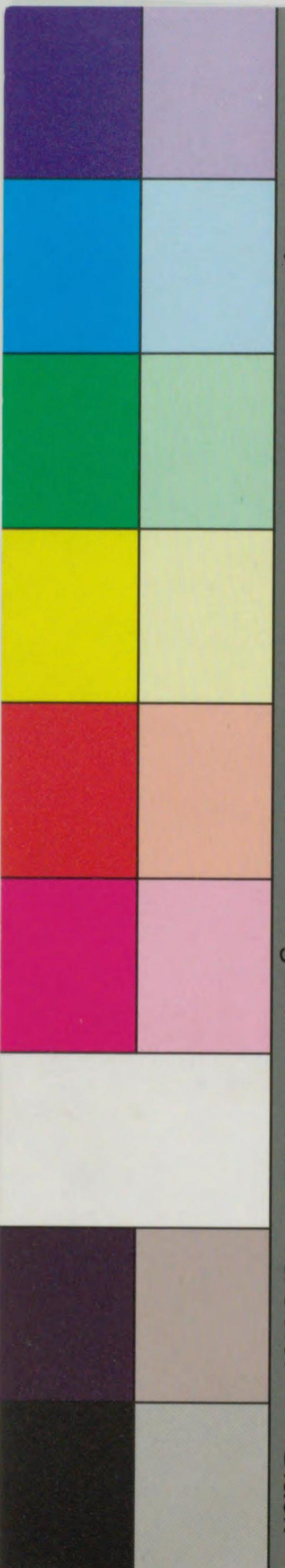
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black




593

593-8



1200501526710

〇 複写



花見朔巳編

大日本地誌大系



新編會津
風土記壹



雄山閣版

大日本新編會津風土記例言

- 一 本書は舊會津藩主保科正之が寛文年間山崎闇齋等に命じて撰ばしめた會津風土記を、更に藩主容衆カウヒロの時大に増訂したるもので、江戸時代撰輯の地誌類中にありては、白眉を以て推されるものである。
- 一 本書に收められたる古文書類は、戊辰義争の折湮滅したものが多しから、今日になつては孰れも貴重なるものである。たゞその寫が往々判讀に苦しむものあるのは遺憾である。
- 一 本書は明治二十八年の交の活字本を以て底本とし、東京帝國大學史料編纂所々藏の寫本(舊藩主松平子爵家本を以て寫せるもの)を以て校訂し、その體裁等は主として後者に據つた。
- 一 塔寺八幡長帳は史料編纂所々藏の影寫本によつて校訂したから、幸にして活字本の錯簡を正すを得た。
- 一 明かなる活字脱字は之を訂正し、疑はしきは括弧し、尙花押等の明かなるものは、一々その名を傍注した。但闕字等の體裁は、活字本のまゝにして置いた所も少くない。

昭和七年二月

花見朔巳識

例言

大日本地誌大系 新編會津風土記第一册略目次

序	凡例	目錄
卷之一	提要之一	一
卷之二	提要之二	一七
卷之三	提要之三	三三
卷之四	提要之三	五
卷之五	提要之三	六
卷之六	提要之三	六
卷之七	提要之四	一〇五
卷之八	提要之四	一七
卷之九	提要之五	一三七
卷之十	提要之六	一四四
卷之十一	若松之一	一五

卷之十二	若松之一	一六四
卷之十三	若松之二	一八四
卷之十四	若松之三	一九五
卷之十五	若松之四	二〇四
卷之十六	若松之四	二二一
卷之十七	若松之四	二三九
卷之十八	若松之四	二六〇
卷之十九	若松之五	二七七
卷之二十	若松之六	三〇〇
卷之二十一	若松之七	三二二
卷之二十二	若松之八	三三五
卷之二十三	若松之九	三三七
卷之二十四	若松之十	三四六
要目		三五九

大日本地誌系 新編會津風土記第一册略目次終

新編會津風土記序

周官有土訓道地圖以詔地事有誦訓道方志以詔觀事蓋所以使在上之人周知山川形勢民俗好惡也而後脩其教施其政時雍之化可致矣故自禹貢職方氏而下歷代有其書

皇朝之隆五畿七道盡有風土記自郡縣戶口山川土產備舉而詳載之一開卷而上古之遺俗可得而求地理之形勢可得而考不出戶庭而可知天下矣然歷年之久其書散逸現存者不過出雲常陸一二國也豈可不惜乎自

烈祖戡定禍亂投戈而問典籍

祖宗相承誕敷文教潤色鴻業不為不多矣然至郡國風土記未暇

脩纂嗟夫時運之未至耶抑將有所待耶享和三年有命于先大父就先祖正之所

上風土記而重加蒐輯國語記之蓋將徧編郡國風土記也初正之深慨嘆風土記殘缺將建議其事自撰會津風土記未及酬其志而沒先大父受

命以爲躬遭遇升平之盛事而伸先祖之志於百年之後豈可不喜乎編摩三年孜孜不倦土無山河事無古今旁搜博覽不遺餘力國臣田中立宰實左右之書已就緒未及成而捐館舍先人又繼其志拾其遺者補其闕者未及進呈而易簣立宰亦就木矣容衆幼冲校勘之任唯恐不勝雖然

上有靡盬之事下有繼述之責豈可不勤乎謹繕寫裝潢

上之凡百餘卷名曰新編會津風土記若夫一卷之石增高於泰山一勺之水添深於河海郡國之志以次脩舉永藏于蘭臺之室則先祖先大父與先人雖死之日猶生之年豈啻容衆之幸文化六年己巳三月穀旦源容衆謹序

十六門
界域山川
原野土産
關梁水利
郡署倉廩
神社寺院
墳墓古蹟
釋門人物
舊家褒善

新編會津風土記凡例

一 此書は享和三年に 命を受けて編集する所にて先祖正之寛文中に撰へる風土記を基とし闕たる者を補ひ畧せる者を詳にし特に體例を創め界域山川より舊家褒善まで凡十六門を分て國字を以てこれを記すもとより土俗に傳る舊聞を採ることなれば奇怪疑ふべき者あり或は彼此抵牾する者あれとも其實を失はんことを恐て傳るままに記し其古書に參考する者あれば又其説を附す

一 郡は六國史延喜式倭名鈔拾芥抄節用集に參考し其沿革を初め方隅の里數山川の形勢風俗の殊異を註す庶幾くは其全體を見るへし

一 郷は倭名鈔に載する所今纔に莊名村名に残り其後一種の郷名あり古文書古器銘に見えて全く近代に出る者にもあらず故に今二者の説を郡の部に附す然れとも郷名ある所郷名なき所參差として齊しからず故に方隅の里數は郡の例に倣ふことを得ず山川の形勢風俗の殊異は郡の中に備れり莊の如きも又此例に同じ

- 一 封内もごより組と稱する者あり數村を集て一とし郡に屬す猶古の郷の如し今是に因て治を設くる故郡の例に倣ひ方隅の里數山川の形勢風俗の殊異を見はし郡の下に載す其地二郡に跨る者は各郡の下に分出す
- 一 凡諸村の界域は長短方圓其形一ならず其彼是出入する者多く犬牙相接はる故に四方四隅の接界を舉れとも纔に其大槩を見るに足るのみ界域の中只接界の里數を舉て其村の方位路程を舉さる者は或は山河の隔あり或は他村の地に跨て直路なき者と知るへし
- 一 諸村の内もごは別村にて今降て屬村となり或は屬村の古存して今廢する類は文化二年現存を以て主とし寛文風土記元祿繪圖等に拘はらず文字の異同も又これに同し
- 一 會津は山國にて諸山枚舉するに暇あらず故に今其見はれたる者を舉て小なる者はこれを畧す然れども其古蹟に涉れる者は丘陵までも詳に記す沼川原野堤堰算樋清水橋梁の類も此例に倣ふ
- 一 社倉は正之時代より設て家訓にも其事を載せ子孫の戒とす其他皆免除地なれ

とも毎條其事を舉さるは煩を省けるなり

- 一 寛文中正之神社志神社總録を撰述し闔邦の正祀を再興し來歴なき叢祠を毀ち又境地の宜しからざるは清潔の地に移し數祠を一社に集て相殿の神とし其地の租税を免除し舊趾は盡く闢て新田とし租入を收て一畧を設け神社修造の料に充つされは寺院修驗村民主持する社の外は皆府の修造なり
- 一 寺社堂宇の境内に其間數歩數を舉さる者は或は山中或は巖上にて界域を定め難き者なり其平地にある者は人家宅地にある者と知るへし
- 一 魚沼郡は寺社堂宇の境内皆天和中の免除地なり境内免除地に非されども田圃を免除せられたる者は其事を各條に見はし境内の間數を載せず
- 一 修驗は神社堂宇の別當なれば各條に見はし來歴ある者は寺院の目中に附す其別當ならずして神社堂宇を守れる者は其事を註す修驗某院司なりと云の類是なり
- 一 天明七年より周家の制に基き舊制を改め郡署を四郡の地に設け民の風俗疾苦を察し且遠方の民府下に往來する勞を省ん爲に郡奉行四員を其所に置き其下

に代官三員或は四員ありて二箇組三箇組の諸村を支配し郡奉行に隸す篇中郡役所代官所と云者此事なり

一就封以後孝弟力田義奴節婦の類賞を受る者數多く煩はしきに似たれとも風化の助なれば盡くこれを載せ其行の勝れたる者は畧傳を作り其餘は賞美の年月を録す又正之以來庶人の九十以上の者には老養扶持を與へ孤獨のよるへなき者には貧人扶持を與ふ傳中是等の類あれば其稱呼に従てこれを載す

一書中載する所陸奥越後下野三國に涉り其間言語俗を異にし彼是同からざる者あれば其土俗の稱に従ふ屬村を或は端村と稱し或は枝村と稱するの類なり

一凡書中一里と云者は三十六町なり一町は六十間一間は六尺三寸なり

一會津の事を記せる書世に流布する者も多けれども皆齊東の野語にて引用するに堪る者なし獨寛文の頃家士向井吉重か著はせる舊事雜考四家合考のみ備用の一種に充つ

一舊事雜考に古代の事を記したるは専ら高田伊佐須美畧記塔寺八幡宮畧記一に長帳と云なり是惠隆寺畧記岩崎龍淵寺畧記にて總て或記と稱す其中塔寺畧記のみ今に現

存し其餘は皆烏有となり考ふへき便なし故に高田伊佐須美略記惠隆寺略記岩崎龍淵寺略記は雜考の原文を引用の塔寺略記は本書を引用ゆ又雜考中寺社創建の年月は寛文中諸寺諸社より書出せる縁起によれり故に今専ら本書に従ふ其雜考と齟齬する者は皆一時の誤會にて雜考の誤りなれとも一一其事を擧げす

一品物の文字古來用うる所萬葉集倭名鈔以下紙繆多しと雖近世物類家の説も人異にして適從する所をしらされとも盡く國字を以て記せば往往句讀を誤り讀者に便あらず暫く世俗通用する文字を假り傍に國字を施す其文字の詳ならざる者はやむことを得ずして國字を用ゆ

一山川の名土俗もこより國字を以て是を記し其義解し難き者少からず又國字を以てこれを記すやむこと得されはなり

一古器文書の類は其形を模寫して各條に出す家士の家に藏むる者と其地にあつからざる者とは提要の部に載す塔寺八幡宮長帳日光山縁起は紙葉浩繁にして篇中に載するに便ならざる故又提要の部に載す

一金石の彫付又は古文書等に誤字と覺しき者往往あれともありのままに記し考
あれは分註を加ふ支干を誤れる者も是に同じ

新編會津風土記目錄

卷首	序文	
凡例	總目	
卷之一	總論	
提要之一	郡數鄉數莊數組數町數村數戸數驛數社數寺數口	
門附	留番所數船番所數高山大川廣野松林土產方言釋	
卷之二	古器圖	
提要之二	家士古文書	
卷之三	家士古文書	
提要之三	家士古文書	
卷之四	家士古文書	
提要之四	家士古文書	
卷之五	家士古文書	
提要之五	家士古文書	
卷之六	家士古文書	
提要之三	家士古文書	
卷之七	村民古文書	
提要之四	村民古文書	
卷之八	村民古文書	
提要之四	村民古文書	
卷之九	塔寺八幡宮長帳	
提要之五	塔寺八幡宮長帳	
卷之十	日光山緣起	
提要之六	日光山緣起	
卷之十一	府城	
若松之一	府城	
卷之十二	郭内	
若松之二	郭内	
卷之十三	郭内	
若松之三	郭内	
卷之十四	郭内	
若松之四	郭内	
卷之十五	郭外	
若松之五	郭外	
卷之十六	郭外	

若松之四 郭外
 卷之十七 郭外
 若松之四 郭外
 卷之十八 郭外
 若松之四 郭外
 卷之十九 郭外
 若松之五 郭外
 卷之二十 郭外
 若松之六 郭外
 卷之二十一 郭外
 若松之七 郭外
 卷之二十二 郭外
 若松之八 郭外
 卷之二十三 郭外
 若松之九 郭外
 卷之二十四 町分
 若松之十 會津郡
 卷之二十五 會津郡
 會津郡之一 瀧澤組
 卷之二十六

卷之二十七 原組
 會津郡之三
 卷之二十八 高久組
 會津郡之四
 卷之二十九 高久組
 會津郡之四
 卷之三十 中荒井組
 會津郡之五
 卷之三十一 橋爪組
 會津郡之六 上荒井新田村附
 卷之三十二 南青木組
 會津郡之七
 卷之三十三 南青木組
 會津郡之七
 卷之三十四 南青木組
 會津郡之七
 卷之三十五 小出組
 會津郡之八
 卷之三十六 彌五島組
 會津郡之九

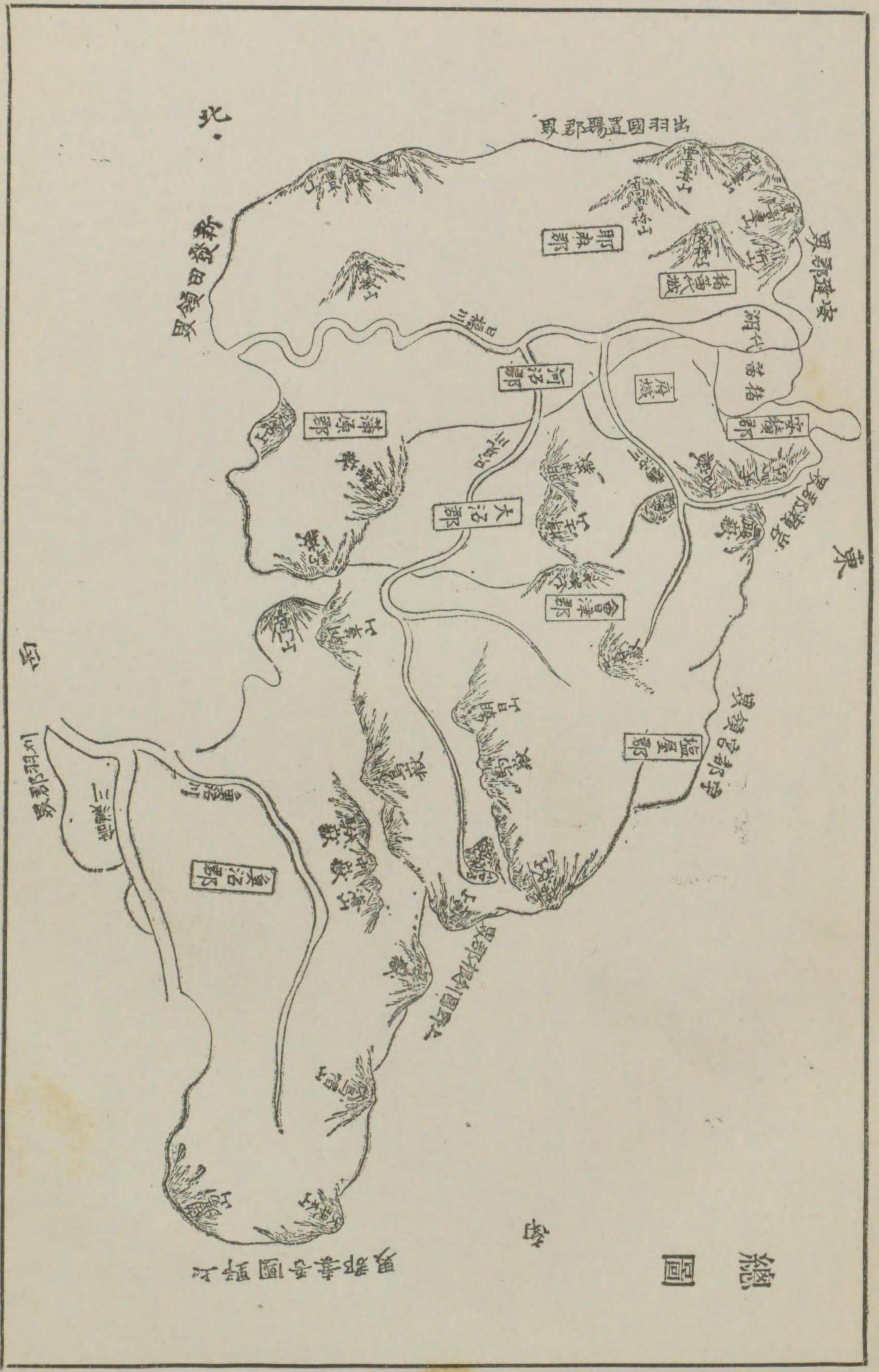
卷之三十七 松川組
 會津郡之十
 卷之三十八 榑原組
 會津郡之十一
 卷之三十九 田島組
 會津郡之十二
 卷之四十 河島組
 會津郡之十三
 卷之四十一 高野組
 會津郡之十四
 卷之四十二 熨斗戶組
 會津郡之十五
 卷之四十三 古町組
 會津郡之十六
 卷之四十四 古町組
 會津郡之十六
 卷之四十五 和泉田組
 會津郡之十七
 卷之四十六 黒谷組
 會津郡之十八
 卷之四十七

會津郡之十九 大鹽組
 卷之四十八 耶麻郡
 耶麻郡之一
 卷之四十九 猪苗代城
 耶麻郡之二
 卷之五十 川東組
 耶麻郡之三
 卷之五十一 川東組
 耶麻郡之三
 卷之五十二 川西組
 耶麻郡之四 川西組
 卷之五十三 川西組
 耶麻郡之四 五十間新田村附
 卷之五十四 鹽川組
 耶麻郡之五 鹽川組
 卷之五十五 鹽川組
 耶麻郡之五 鹽川組
 卷之五十六 小沼組
 耶麻郡之六
 卷之五十七

耶麻郡之六	小沼組
卷之五十八	
耶麻郡之七	檜原村
卷之五十九	
耶麻郡之八	熊倉組
卷之六十	
耶麻郡之九	小田付組
卷之六十一	
耶麻郡之十	小田付組
卷之六十二	
耶麻郡之十一	小荒井組
卷之六十三	
耶麻郡之十二	小荒井組
卷之六十四	
耶麻郡之十三	五目組
卷之六十五	
耶麻郡之十四	五目組
卷之六十六	
耶麻郡之十五	慶徳組
卷之六十七	
耶麻郡之十六	慶徳組
卷之六十八	
耶麻郡之十七	木曾組
卷之六十九	
耶麻郡之十八	大谷組
卷之七十	
耶麻郡之十九	吉田組
卷之七十一	
耶麻郡之二十	大沼郡
卷之七十二	
耶麻郡之二十一	橋爪組
卷之七十三	
耶麻郡之二十二	南青木組
卷之七十四	
耶麻郡之二十三	高田組
卷之七十五	
耶麻郡之二十四	高田組
卷之七十六	
耶麻郡之二十五	中荒井組
卷之七十七	
耶麻郡之二十六	永井野組
卷之七十八	
耶麻郡之二十七	

大沼郡之七	東尾岐組
卷之七十九	
大沼郡之八	冑組
卷之八十	
大沼郡之九	瀧谷組
卷之八十一	
大沼郡之十	大谷組
卷之八十二	
大沼郡之十一	野尻組
卷之八十三	
大沼郡之十二	大石組
卷之八十四	
大沼郡之十三	大鹽組
卷之八十五	
河沼郡之一	河沼郡
卷之八十六	
河沼郡之二	代田組
卷之八十七	
河沼郡之三	代田組
卷之八十八	
河沼郡之四	箕川組
卷之八十九	
河沼郡之五	青津組
卷之九十	
河沼郡之六	坂下組
卷之九十一	
河沼郡之七	牛澤組
卷之九十二	
河沼郡之八	牛澤組
卷之九十三	
河沼郡之九	牛澤組
卷之九十四	
河沼郡之十	野澤組
卷之九十五	
河沼郡之十一	野澤組
卷之九十六	
河沼郡之十二	野澤組
卷之九十七	
河沼郡之十三	海道組
卷之九十八	
河沼郡之十四	福良組
卷之九十九	
河沼郡之十五	

蒲原郡之一	小川莊	卷之一百十	鹽澤組
蒲原郡之二	海道組	魚沼郡之四	鹽澤組
卷之一百	鹿瀬組	卷之一百十一	鹽澤組
蒲原郡之三	津川町	魚沼郡之四	鹽澤組
卷之一百一		卷之一百十二	鹽澤組
蒲原郡之四		魚沼郡之四	鹽澤組
卷之一百二		卷之一百十三	鹽澤組
蒲原郡之五	上條組	魚沼郡之五	六日町組
卷之一百三		卷之一百十四	六日町組
蒲原郡之五	上條組	魚沼郡之五	六日町組
卷之一百四		卷之一百十五	六日町組
蒲原郡之六	下條組	魚沼郡之六	浦佐組
卷之一百五		卷之一百十六	浦佐組
蒲原郡之六	下條組	魚沼郡之六	浦佐組
卷之一百六		卷之一百十七	小出島組
魚沼郡之一	魚沼郡	魚沼郡之七	小出島組
卷之一百七		卷之一百十八	堀内組
魚沼郡之二	小千谷組	魚沼郡之八	堀内組
卷之一百八		卷之一百十九	堀内組
魚沼郡之二	小千谷組	魚沼郡之八	堀内組
卷之一百九		卷之一百二十	河島組
魚沼郡之三	十日町組	鹽屋郡	河島組



新編會津風土記總圖

新編會津風土記卷之一

提要之一

總論

會津とは會津耶麻大沼河沼四郡の總稱にて陸奥國の西南隅なり昔は一圓に會津郡にして後漸分れて四郡となりしと見ゆ會津郡南にあり大沼郡其北にあり河沼郡其北に續き耶麻郡最北にあり四郡の地を四分にして會津郡其二に餘り其餘を二分にして耶麻郡其一に居り其餘を三分にして大沼郡其二に居り河沼郡其一に居る丑寅の方より未申の方へ三十二里餘戌亥の方より辰巳の方へ十六里餘東は信夫安達安積岩瀬四郡に續き西は越後國に連り南は上野下野兩國に界ひ北は出羽國に隣る四面の諸山積翠空に挿み風氣勁く霜雪深し因て此土に生ずる者狡悍の俗多し中央は沃田甚布し人煙繁密にして四塞の國なり會津の名の起りし始は古事記崇神天皇十年に大毘古命者隨先命而罷行

新編會津風土記卷之一 提要之一

高志國ニ余自ニ東方ニ所レ遣建沼河別與ニ其父大毘古ニ共往ニ遇于相津ニ故其地ヲ謂ニ相津ニ也と見えたり其後國と稱せしにや萬葉集に安比豆爾能久爾と讀る歌あり後郡となり常陸國に屬せしと見ゆ續日本紀元明天皇養老二年に會津郡の名始て出づ此時白河石背安積信夫四郡と共に割て石背國を置れ其國廢して後陸奥國に屬せしにや詳ならず耶麻郡は續日本後紀仁明天皇承和七年に始て見ゆ共に延喜式に載する所陸奥國三十五郡の内なり大沼郡は延喜式に見えず神名帳に此地の伊佐須美神社を會津郡の下に載すれは其後に分れしこと分明なり倭名鈔には此郡を加て三十六郡とし又細註に載す河沼郡は只倭名鈔の細註に載て三十六郡の内にあらず四郡の名此に至て始て備れり平家物語に會津四郡と稱すること始て見え東鑑に耶麻郡を會津と稱し古文書古器銘に會津耶麻郡會津大沼郡といへるは會津は四郡の總稱なればなり寛文の頃には四郡の名紛亂して會津郡を失ひ大沼耶麻河沼を會津四郡とす肥後守正之典籍を考へ地理を正し古文書古器銘に據り四郡の界域を分ち大沼郡の東南を割て會津郡を復し河沼郡を河沼郡に併て四郡の名古に復せり昔孝謙天皇神護景雲三年會津郡の人外正八位下丈部庭融等二人に阿倍會津臣の姓を賜ひ桓武天皇延暦八年會津壯麻呂蝦夷と戰て打死し仁

明天皇承和七年耶麻郡の大領外正八位上勳八等文部人磨か戸一煙に上毛野陸奥公と云姓を賜ひしと國史に見ゆ其後頼義家父子の朝臣も此地に至られしと見えて其舊跡所々に残り治承養和の頃は惠日寺の領なりしにや壽永元年信州横田河原の合戦に此寺の衆徒乘丹房越後の城四郎長茂か募に應し會津四郡の兵を帥て木曾義仲と戦ひ打死しこと平家物語に見ゆ鎌倉右大将藤原泰衡を征伐ありし時三浦又佐原十郎左衛門尉義連軍功により此地を領せり然れとも常に鎌倉に伺候して在邑の暇なかりしにや其住所何れの地ともしれず耶麻郡半在家村に其墓あり其子遠江守盛連六男あり長男を大炊助經連と云耶麻郡猪苗代に住せしにや其苗裔彈正盛國と云者天正中まで其地にあり其次を次郎廣盛と云河沼郡北田に遺壘あり子孫應永中まで住せり其次を三郎盛義と云同郡藤倉に居館の迹あり其次を次郎左衛門尉光盛と云是會津芦名氏の祖なり其次を五郎左衛門尉盛時と云後に三浦耶麻郡下三宮に住せしにや其地に古壘あり又五郎神社あり此人の後佐原十郎高明と云者應安の頃まで耶麻郡加納莊を領せり其次を六郎左衛門尉時連といふ同郡新宮に住せしにや子孫應永中まで其地に住せり此兄弟の事東鑑に詳なり光盛の子を三郎左衛門泰盛と云東鑑建長八年の記に見えたり其子を遠

江守盛宗と云父子の靈牌府下實相寺にあり盛宗の子大夫判官盛員建武二年相模次郎時行に與力し尊氏將軍と戦ひ腰越にて討れたること太平記に見ゆ其子直盛若狹守と云太平記卷三十一に華名判官あり此人の事に詳ならず光盛より盛員までは其住所傳はらず直盛至徳元年府城を築き鶴城と名け城下の地を黒川と稱す是城地の開けたる始なり其子彈正少弼詮盛初左衛門尉と云人應安二年田圃を實相寺に寄附せしことあり附附狀の寫今にあり康暦二年寄附狀の寫も同寺にをさむ其子修理大夫盛政の時は應永の頃にて天下兵亂の最中なれば此地にても北田新宮の裔等屢戦争有て終に盛政に併せらる其子を三郎左衛門尉盛久と云文安元年に卒す盛久子無し弟盛信立つ左近將監と云寶徳三年三月十八日に卒す會津郡天寧村に墓あり其子下總守盛詮立つ猪苗代氏諱を傳叛臣を助て數度合戦あり享徳二年其事漸平く盛詮文正元年三月十四日に卒す其子修理大夫盛高と云明應三年伊達尙宗其子植宗と合戦ありし時盛高三千餘騎を帥て出羽國長井今の米澤に至る二十餘日の後事平て會津に歸る永正二年家老の事により子息盛滋と干戈に及び盛滋敗れて長井に奔る程なく和平し盛高永正十四年十二月八日に卒す實相寺に眞影残り盛滋を出羽判官と云永正十七年兵を出して伊達植宗を援け最上

兼義と戦ふ大永元年二月七日に卒す弟遠江守盛立此時家臣松本新藏人鹽田某等猪苗代に内應す猪苗代氏又諱を失ふ來て城北八角宮に陣せしか敗績して松本鹽田と共に走る河沼郡八葉寺の邊にて猪苗代の兵多く戦死す享祿元年伊達植宗葛西氏を攻て其地を奪ひし時盛舜加勢あり天文三年伊達磐瀨石川諸將と勢を合せて岩城白川と戦ふ天文二十二年八月二十一日に盛舜卒す其子修理大夫盛氏は葦名中興の英將にて兵勢強かりしかは北條氏康武田信玄も音信を通して好を結び仙道の諸將白河の結城七郎義親二本松の二本松右京亮義繼田村の田村玄蕃允清顯須賀川の二階堂遠江守盛義等皆其指揮に従ひしに永祿四年大沼郡岩崎に城を築き家督を子息盛興に讓て隱居す然るに盛興天正三年二十九歳にて父に先て早世せしかは盛氏再黒川城に歸り軍務を沙汰し二階堂盛義の子盛隆を盛興の後室に妻はせ聲養子とし同八年六月十七日六十歳にて卒す會津郡小田村に葬る芦名氏の血脈此時に斷絶す盛隆の時に及て織田家の武威已に盛にして東國の諸將皆門下に拜趨せしかは同九年郎等荒井萬五郎を使者として駿馬一疋蠟燭千挺を贈る此年盛隆三浦介に任せらる一族金上兵庫盛備を勅答の使とし黄金三十兩を献せしに盛備又遠江守に任せらる同十二年累代の長臣松本太郎と云者遺恨の子細有

て六月十三日盛隆舞樂遊覽の爲にとて城東羽黒山に登りし隙を伺ひ栗村下總と云者を語らひ黒川城を襲取りしに城下に在合し諸人大勢馳集り盛隆も頓て下山しければ松本栗村戦負て打死す此年十月大庭三左衛門と云者怨を合むこと有て盛隆を害せしかは家臣相謀て龜王丸とて當歳の子ありしを家督に立しかと同十四年三歳にて天す家臣又謀て佐竹義重の次男平四郎義廣後盛重に盛隆の女を配し遺跡を相續せしめしに義廣に従ひ來れる大繩讚岐守石駿河守譜代の家老と權を争ひ家中不和になりたる上猪苗代彈正盛國義廣に叛き伊達政宗に内應す政宗速に猪苗代城に入る義廣盛國を退治し政宗の軍勢を追拂はんとて同十七年六月五日耶麻郡磨上原に出馬し合戦に及ひしか終に敗績し長臣富田美作守平田左京亮入道同周防守等政宗に心を通しければ黒川城を保ち兼十日芦原越より白河に出て常陸國に遁る政宗同十一日黒川城に入て年を越えしに十八年三月豊臣家相模の北條を征伐せられ奥の大先を争ひ小田原に参向の聞えあるにより政宗も四月下旬會津を發し高原峠より下野國に懸り小田原に赴かんとて會津郡大内村に到りしに路次に北條方の城城多く通難きにより越後より信濃路を経て小田原の陣所に至る太閤糺問の上舊領長井の地を賜ひ會津押領の地は速に明渡す

へき由命せらる政宗直に會津に下り七月十三日に黒川城を去て出羽國長井に移る同月木村伊勢守來て黒川を成る小田原落城の後八月五日三好中納言此地に來て民間の兵器を收られ同月に太閤白河より勢至峠を越て黒川に入る瑞雲山興徳寺を評定所とし奥州の仕置せられ浦生飛騨守氏郷に會津を賜ひ奥州の藩鎮とし田丸中務大輔に磐瀨を賜ひ關右兵衛尉に白河を賜ひ木村伊勢守に葛西大崎を賜ひ氏郷の指揮に従ひ萬一奥州に一揆あらば政宗を先鋒とし速に退治すへき由を命せられ同十四日に高原越を経て歸京あり十月下旬木村伊勢守か領地大崎に一揆起り父子共に城を圍まれ難義に及ぶ由風聞あり氏郷政宗と牒し合せ十一月五日大雪を冒して發足し事故なく一揆を平け明年正月十一日に歸陣す此一揆は政宗凶徒に内通し氏郷及木村父子を失はん爲の計略なる由路次の風聞甚しく政宗か郎等に返忠の者もありければ氏郷上京して其事を訴ふ太閤いかなる故にか政宗か罪を赦し木村か領地を收公し政宗を其地に移さる氏郷には今度の勸賞として政宗か舊領を加賜ひ南部大膳大夫信直か家老九戸修理亮か主人に叛き郡中を押領せる罪を討すへき旨命せらる氏郷六月十七日領地に下着し七月二十七日會津を立て彼地に發向し軍功多く十月十三日に黒川に歸る氏郷は軍略に長す

る而已ならず和歌を好み文雅の趣有て治國の才も卓越しければ文祿元年六月より城郭を修理し市街宅地を改制す是までは城郭の形はあれとも淺間なる芝土堤のまきなりしか此時に七層の天守を建女牆石壘城樓の構全く備れり又黒川の名を改て若松と稱す同四年二月七日京都に於て卒す其子鶴千代十三歳にて物學ひの爲に京の南禪寺にありしに父の舊領を賜ひ七月十三日に會津に下向す此時淺野彈正少弼長政支置の爲に此地に來る其時に下せし文書今にあり府下大町の條下に出す鶴千代元服して藤三郎秀行初秀朝又秀隆と稱すと稱し後飛騨守に任し太閤の命を以て東照宮の姫君に配す慶長元年長臣浦生四郎兵衛伏見にて傍輩互利八右衛門と云者の奢侈の舉動あるを惡て須賀多左衛門守岡半三郎をして討しむ秀行四郎兵衛か主人の下知を受す檀に傍輩を討ことを怒て其罪を糺さんとす四郎兵衛石田治部少輔三成尼孝藏司に馮て其事を訴へしかは太閤度々別儀を以て四郎兵衛か罪を宥むへき旨命せられしかとも秀行固く命に従はざる故已むことを得ず四郎兵衛父子并其黨二十餘人を加藤主計頭清正に預て朝鮮の戰に赴かしむ其後秀行弱年にして樞要の地にあり再家中に騒動あらは世の忽劇となるへしとて同三年會津領百萬石を收公せられ下野國宇都宮にて十八萬石を賜ひ二月上旬其地に移り其跡を

上杉中納言景勝に賜ふ此時石田治部少輔會津に下て支置す直江山城守兼續と連署せし文書の寫今にあり耶麻郡檜原村の條下す二月二十四日に景勝若松城に入部し間もなく上京し太閤薨去の後會津に下る兼て石田等と内々相談有て同五年二月より俄に會津仙道長井佐渡莊内にて十二萬餘或は八萬餘人の役夫を催し會津郡神指村に城を築て若松城を移さんとす又多く兵器を集め武士を招き合戰の用意頻なる由聞えしにより召あれとも應せず陰謀の企て隠かりければ東照宮御征伐あらんとて七月二日江戸に御歸城有て同月二十一日江戸を御發駕あり浦生秀行は舊領の地なれば先鋒として野州氏江驛に到る景勝も神指の城築を止め白川小峯城には五百川縫殿助平林内藏助南山山王峠には小國但馬長沼には島津玄蕃丞福島には本條出羽守白石には甘糠備後守柳川には須田大炊助を籠置き須賀川二本松津川の城々にも大勢の軍兵を入置き防戰の用意専なり然る處に上方にて石田等か亂起りしこと同月二十四日野州小山の御陣所に注進有て東照宮此より軍を返し給ひ關原一戰の後天下一統に治りければ翌年八月景勝會津の領地收公せられ三十萬石を賜ひ出羽國米澤城に移る同年九月秀行再此地に封せられ六十萬石の地を賜ひ同十七年五月十四日に卒す府下弘眞院に葬る長子下野守忠郷十歳にて

封を襲き二十五歳にて寛永四年正月四日痘瘡を患て卒す子なければ其跡斷絶す府下高嚴寺に墓あり其跡を加藤左馬助嘉明に賜ひ四十萬石餘を領す同八年九月十二日江戸に於て卒す其子式部少輔明成の時同十六年四月家老堀主水と云者明成に怨有て一族男女三百餘人城下を立退き城南中野村にて鐵炮を放ち闇川橋を燒棄て出奔す明成怒て人を諸國に遣て捜求めしかは主水身の置所なく訴狀を捧て明成か罪を官に告げしか主水兄弟を捕て明成に賜ふ明成大に喜て江戸芝の邸に於て誅戮す同二十年五月明成故有て盡く領地をたてまつりしかは其子内藏助明友に石見國吉長にて一萬石を賜て移る其年七月肥後守正之に陸奥國會津耶麻大沼河沼安積五郡越後國蒲原郡にて二十三萬石の地を賜はり八月八日若松城に入此時別の命有て會津大沼岩瀨三郡下野國鹽屋郡の中の地を以て封内に附屬せしむ肥後守正容か時に岩瀨郡の地を除き越後國魚沼郡の地を加へられ子孫相續て今に至る

會津

萬葉集

陸奥國歌

安比豆禰能久爾乎佐杼袍美安波奈波婆斯努比爾勢牟等
川毛牟須婆左禰

會津里

夫木集

藤原宗國

はかなしや尋來たれとみちのくの會津の里は名のみなりけり

會津關

源俊賴

來ることに會津の關もわれといへはかたくなしてもぬらす袖かな

郡數

郡凡八

陸奥國 會津郡 耶麻郡 大沼郡 河沼郡 安積郡

越後國 蒲原郡 魚沼郡

下野國 鹽屋郡

鄉數 鄉凡三十七

會津郡 黒川郷 湯原郷 九十九布郷 橋原郷 田島郷

北郷 針生郷 關本郷 立岩郷 伊南郷 伊島郷

耶麻郡 百木郷 小布瀬郷 野尻郷 奥川郷

大沼郡 尾岐郷 金山郷 野尻郷 河口郷

河沼郡 柳津郷 野澤郷 吉田郷 羽根川郷 美佐島郷

魚沼郡 吉谷郷 大井田郷 吉田郷 赤石郷 美佐島郷

川郷 廣瀬郷 宇賀地郷 赤石郷 美佐島郷

郷 大卷郷 番場郷 留實郷 早川郷 木郷

莊數

莊凡十四

鹽屋郡 三依郷 關郷 石白郷

會津郡 門田莊 長江莊 月輪莊 岩崎莊 加納莊 新宮莊

耶麻郡 更級莊 河沼莊 菱瀉莊 小川莊 藪上莊 上田莊

安積郡 妻有莊 藪上莊 上田莊

蒲原郡 妻有莊 藪上莊 上田莊

魚沼郡 妻有莊 藪上莊 上田莊

組數 組凡五十六

會津郡 瀧澤組 原組 高久組 中荒井組 大沼郡の内九箇村

此組に 南青木組 大沼郡の内四箇村 此組に屬す

彌五島組 松川組 橋原組 田島組 河島組

組 鹽屋郡の内六箇村 此組に屬す

町組 和泉田組 黒谷組

川東組 川西組 鹽川組 小沼組 熊倉組

小田付組 小荒井組 五目組 慶徳組 木郷

會組 大谷組 吉田組

橋爪組 會津郡の内十三箇村 此組に屬す

高田組 永井野組

蒲原郡 三千二百四十一 魚沼郡 一萬七千三百六十七

驛數 驛凡六十九

府城 一 會津郡 十五 耶麻郡 十二

大沼郡 四 河沼郡 六 安積郡 四

蒲原郡 十三 魚沼郡 十一 鹽屋郡 三

社數 社凡千六百六十八

府城 六十八 會津郡 四百二十三

耶麻郡 三百十八 大沼郡 二百四十九

河沼郡 百八十七 安積郡 二十一

蒲原郡 百二十四 魚沼郡 二百五十二

鹽屋郡 二十六

寺數 寺凡七百五十九

府城 九十七 天台宗四 眞言宗二十六 淨土宗二十三

華宗七 淨土眞宗十八 臨濟宗五 曹洞宗九 法

會津郡 百三十三 天台宗十 眞言宗五十八 淨土宗十

一 時宗二 法華宗 一 時宗二

耶麻郡 百四十五 天台宗三 眞言宗四十四 淨土宗二十

十五 時宗一 淨土眞宗三 臨濟宗二 曹洞宗六

戶數

戶凡五萬八千五百一

府城 六千六百九十八 會津郡 九千百三

耶麻郡 九千四百七 大沼郡 五千七百四十六

河沼郡 六千百十六 安積郡 六百四十一

町數

町凡二百二

府城 郭内 二十二 郭外 百八十

村數 村凡千三百八

會津郡 二百八十四 耶麻郡 二百八十一

大沼郡 百五十三 河沼郡 二百

安積郡 六 蒲原郡 七十五

魚沼郡 三百三 鹽屋郡 六

蒲原郡 三千二百四十一 魚沼郡 一萬七千三百六十七

驛數 驛凡六十九

府城 一 會津郡 十五 耶麻郡 十二

大沼郡 四 河沼郡 六 安積郡 四

蒲原郡 十三 魚沼郡 十一 鹽屋郡 三

社數 社凡千六百六十八

府城 六十八 會津郡 四百二十三

耶麻郡 三百十八 大沼郡 二百四十九

河沼郡 百八十七 安積郡 二十一

蒲原郡 百二十四 魚沼郡 二百五十二

鹽屋郡 二十六

寺數 寺凡七百五十九

府城 九十七 天台宗四 眞言宗二十六 淨土宗二十三

華宗七 淨土眞宗十八 臨濟宗五 曹洞宗九 法

會津郡 百三十三 天台宗十 眞言宗五十八 淨土宗十

一 時宗二 法華宗 一 時宗二

耶麻郡 百四十五 天台宗三 眞言宗四十四 淨土宗二十

十五 時宗一 淨土眞宗三 臨濟宗二 曹洞宗六

大沼郡	百	天台宗二十四	眞言宗十七	淨土宗十四	淨土宗一
河沼郡	百二十九	天台宗二	眞言宗四十三	淨土宗三十八	淨土宗一
安積郡	八	眞言宗四	臨濟宗一	淨土宗一	淨土宗一
蒲原郡	四十六	天台宗二	眞言宗十八	曹洞宗七	淨土宗一
魚沼郡	九十八	眞言宗三十	臨濟宗六	淨土宗五	淨土宗一
鹽屋郡	三	眞言宗一	淨土宗一	淨土宗一	淨土宗一
口留番所數	口留番所凡十九				
會津郡	七	耶麻郡	三	安積郡	三
蒲原郡	三	魚沼郡	二	鹽屋郡	一
船番所數	船番所凡三				
安積郡	一	蒲原郡	一	魚沼郡	一
高山					
布引山	會津郡 東北隅	オホトカ	同		
小野嶽	同	フタマダカ	同		
船鼻山	同	二岐嶽	同		
朝日山	同	七森嶽	同		
		駒嶽	同		

燧嶽	同	帝釋山	同
至佛山	同	大鳥嶽	同
朝草山	同	川桁山	同
吾妻山	同	磐梯山	同
高會禰山	同	博士山	同
御神樂嶽	同	捧掛山	同
矢筈山	同	駒嶽	同
守門山	同	八海山	同
中嶽	同	大烏帽子山	同
牛嶽	同	苗場山	同
大現太山	同		
鶴沼川	同		
只見川	同		

日橋川	水源は猪苗代湖なり耶麻河沼二郡の間を流れ鶴沼川此川に入らざる者なく會津第一の川なり古歌に讀る會津川も是なり只見川と落ちてより下を揚川(アカノ)と云
魚沼川	魚沼郡土樽村の山中より流出鹽澤六日町浦佐小田島堀内五組の諸山より流る川々此川に落合信濃川に入る
信濃川	水源は信州の犀川筑摩川なり二水一になり魚沼郡に來り十日町小千谷兩組を経て古志郡に入り蒲原郡新潟港にて海に入る無雙の大川なり
廣野	
小瀬平	會津郡
赤井谷地	同
袋原	河沼郡 城長 茂か舊跡なり
松林	
小平瀨松原	耶麻郡
千笑原	河沼郡
土産	

甲冑	府下に其匠多し
鳥銃	同上
鑄器	府下の冶工早山と云者先祖永正の頃當國に來り子孫相續て冶鑄を業とし旁ら戒器をも製す
曆	郭内諏訪神職の家にて印造す
秤	府下北小町路に秤匠あり
絹	耶麻郡川東組より出る者を好品とす川東組小田村にて製する者尤よし
眞綿	同上
細布	會津郡大沼郡山中の諸村より出す會津郡伊北郷にて製する者佳なる故伊堅布と稱す
苧	同上大沼郡高田組高田村にて製し出す
苧麻	會津大沼二郡の山村より出す
篩	馬尾を織て製す府下より多く出す
紙	河沼郡野澤組にて製するを出口紙と云大沼郡大石組河口村近邊にて製するを河口紙と云雨衣を作るに宜し同郡高田組西勝村より出るを西勝紙と云蒲原郡上條組小出村邊より出るを小出紙と云西勝紙は質堅く久に堪て虫はます小出紙は小盤の龜紙なり

烟筒 府下にて製す 煙盒タバコイレ 同上紙を以て製す

漆器 府下の町々に塗匠多く在て諸品を製す

漆 所在より多く出す

蠟 漆質を採て製す諸郡より多く出蒲原郡の産を上品とす

酒 府下及諸郡に良醞する家々あり

銅 鉛

鷹 雁 山鶏

馬 羚羊

熊 其膽甚大なり 鮭 日橋川鶴沼川等に上れり

鱒 日橋川只見川に多し

鮭 猪苗代湖の産殊に佳品なり

蕨 紫茸

紅花

烟草 大沼郡南青木組馬越村會津郡高久組小見村の産上品なり

葛粉

梨 もと河沼郡野澤組松尾村に好品あり今所在に蕃衍す

柰リンキン 栗 山村にて搗栗を製す

胡桃

動物 べいこ牛 えつこ狗 つふ田螺 そな川せ

植物 とをろくうり甜瓜 ひるご胡 つぶがらし芥 からし

椒蕃 言語 はだつ物を始 物を甚し あくけない足 ゆくちない 愚 ひど

いきを云 だらい 懶 あちな 意に慥は ゆひ 助合ふこ

をつかない恐 かめる懲 がなる高聲す さ西へ東へな

の語助 べい 可 はら あた言 じやう 饒 ざんまい 強て

に同じ 詞 する

釋門

三光國師 諱は覺明孤峯と号す會津平民の子にて其父の名詳ならず七歳にして出離の志あり十九にして薙髮し台教を習ひ奥義を究め二十六にして紀州鷲峯の開山法燈禪師に嗣法し教外別傳の教に従ふ居ること三年去て諸州に徧參し羽州の法明に謁す又會て三大願を發し毎に山谷の中に在て坐禪を以て務とす應長元年に商舶に附して元に入り本中峯觀無見義斷崖岫雲外茂古林の諸大匠に謁して盡く賞識せらる江湖の間に遊歴し護國寺に至て佛眼禪師の塔を禮して歸朝せり其後出雲國能義

松 會津郡南青木組小田慶山兩村の産殊に佳なり耶麻郡

木曾組一戸村より姫松の良材を出す

杉 一戸村の産美材なり

松茸 小田村慶山村の産香味尤美なり

鹿茸

木茸

方言

乾坤 ようま夜 そね峯 かつち山澗の水 やち下濕 り

う洞小川莊の 俗ゆうと云 みたひらの地 はむら村 なで雪 あい

雪積り潰え落るを云 すこほり 氷 くね 垣

人倫 ごてい 家 へらとり 家主の ぢやう 娘 あか 孩 な

ご 普代の男女別宅し げない穢 きもいり長 村

支體 なつき 額 かうのけ 眉 べろ 舌 あく と 踵

服食 ゆかた 單 たしこ 手 あま ぶた 笠 ようはん飯 夜 こ

ぶりひ農夫午飯の前に小食 するを云 小晝飯の轉 ひば茶

器材 へら 飯 はん な 駄馬を牽 索を云

郡に茅庵を結て住せしに不日に禪侶雲の如く集れり正慶二年後醍醐帝伯耆國船上山に臨幸ありし時衣鉢戒法を授けたてまつりしかは大に皇情に協ひ雲樹國濟國師の號と天長雲樹興聖禪師の寺額を賜ふ紀の鷲峯洛の妙光に移住す尊氏將軍師の道風を崇敬し一字を營構し師を請して開山とせんとす師固く拒て遁去る南朝正平の初再詔を蒙て衣鉢戒法を授けたてまつりしかは三光國師の號を加賜ふしかのみならず宸眷甚渥かりければ遠く去るに忍ずして和泉國大鳥郡に一寺を開基し大雄と号して終焉の地とす正平十六年五月二十四日に寂す世壽九十一

新編會津風土記卷之一 終

新編會津風土記卷之二

提要之二

古器圖

家士加須屋左近所藏先祖助右衛門鎗
 家士坂本學兵衛所藏檜扇あこめ扇源義政將軍兜鍪
 家士龍造寺舍人所藏小刀
 家士坂主殿所藏岡部六彌太忠澄鞍
 家士松澤善右衛門所藏馬晝
 家士安積市之進所藏太刀緣目貫鍔笄
 府下老町平田新五右衛門所藏經筒
 河沼郡坂下組金上村丈助所藏金上遠江守盛備鞍
 同郡同組同村佐吉所藏金上遠江守盛備鎧
 魚沼郡小千谷村儀左衛門所藏新田義貞軍扇

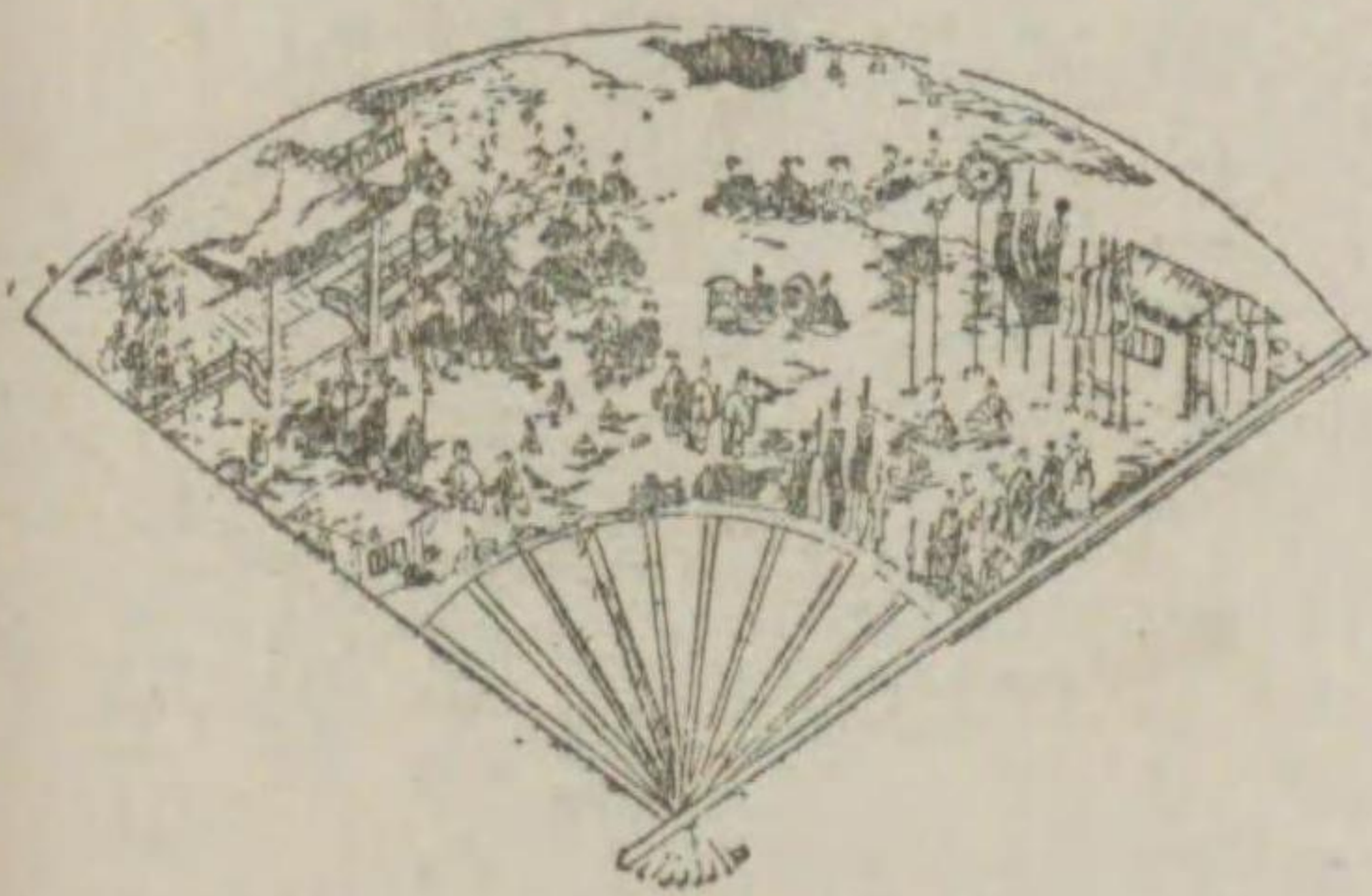
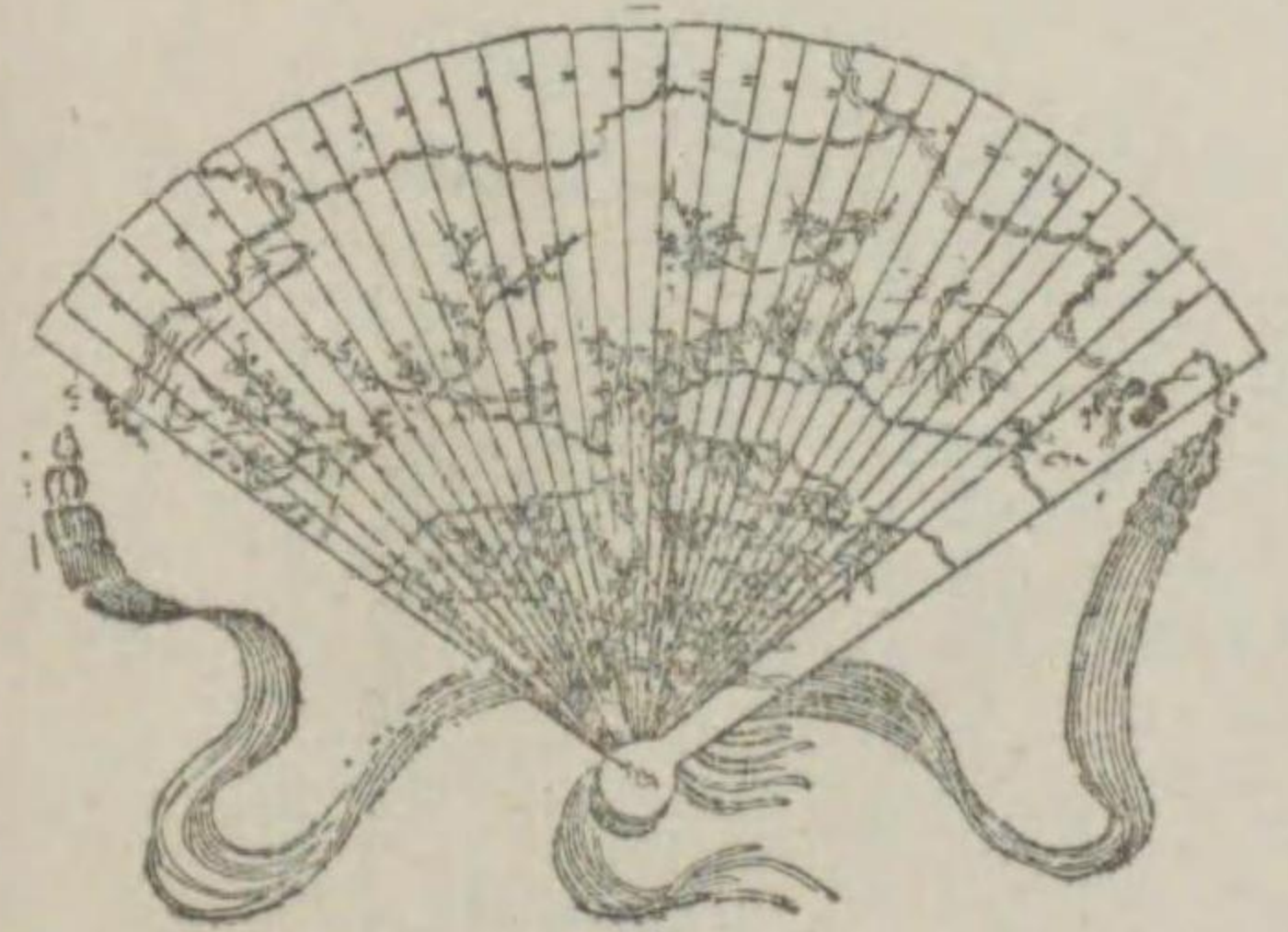
家士加須屋左近所藏先祖助右衛門鎗



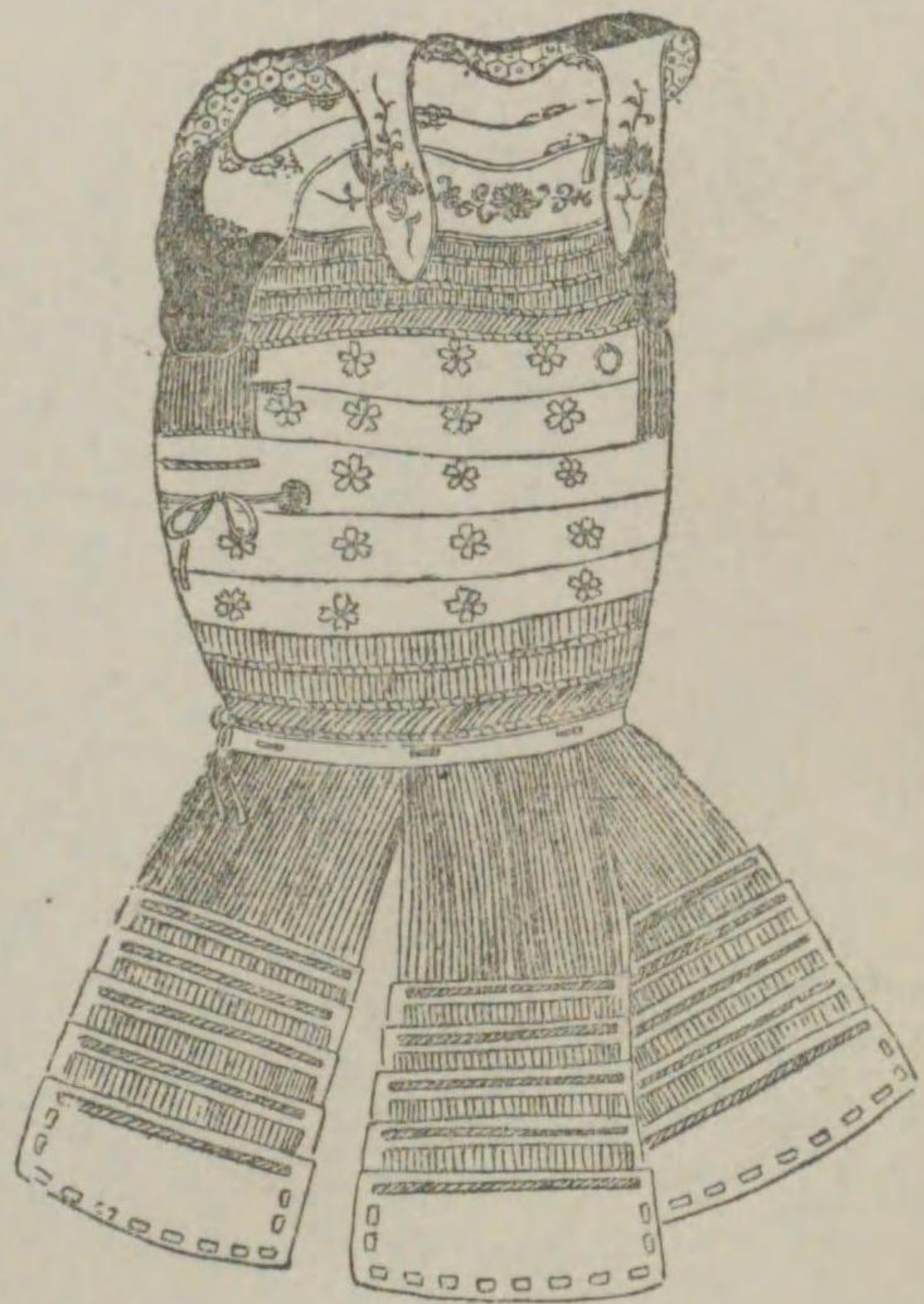
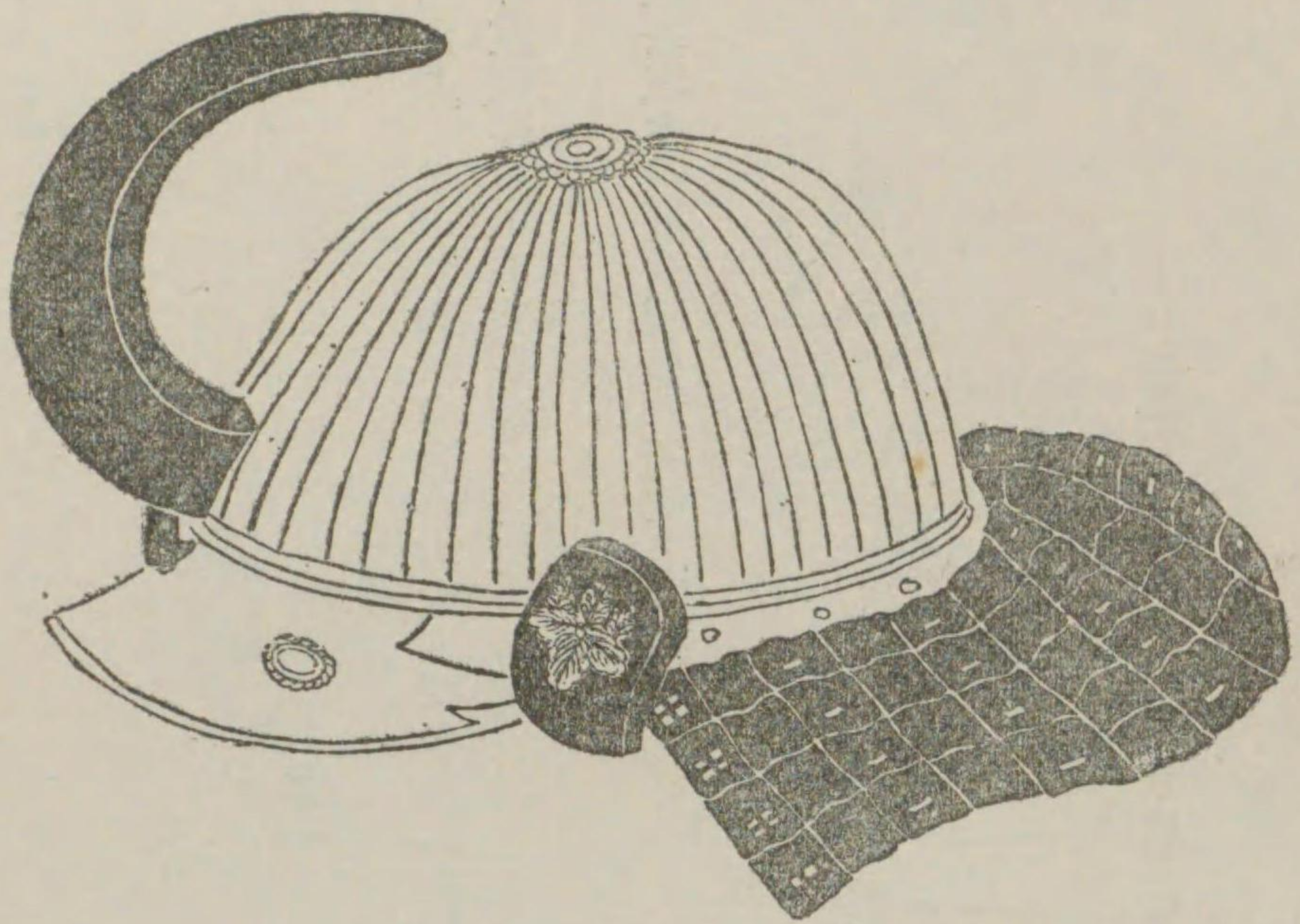
穂長九寸七分幅一寸二分五厘中心一尺一寸七分銘國助此鎗は天正十一年近江國志津嶽の役に戰場に携へし所のものと云傳ふ

家士坂本學兵衛所藏檜扇

同人所藏あこめ扇

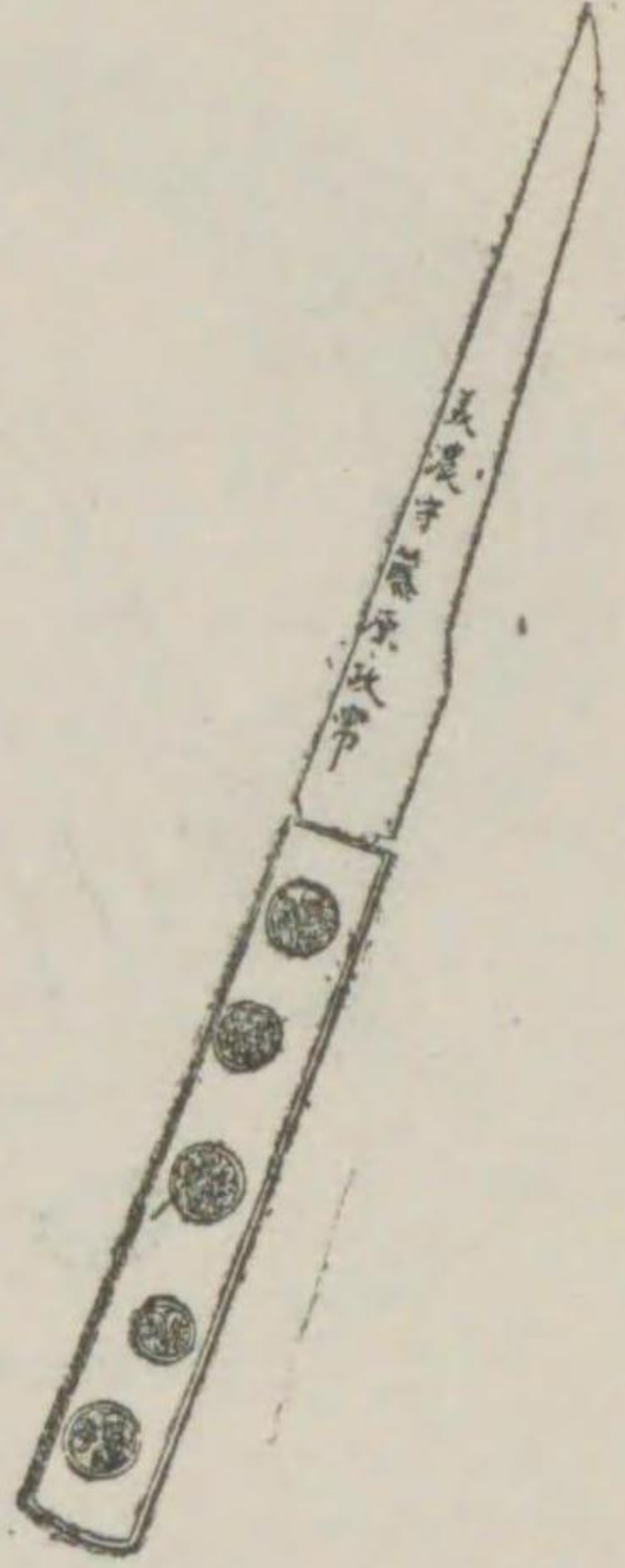


同人所藏源義政將軍兜鍪



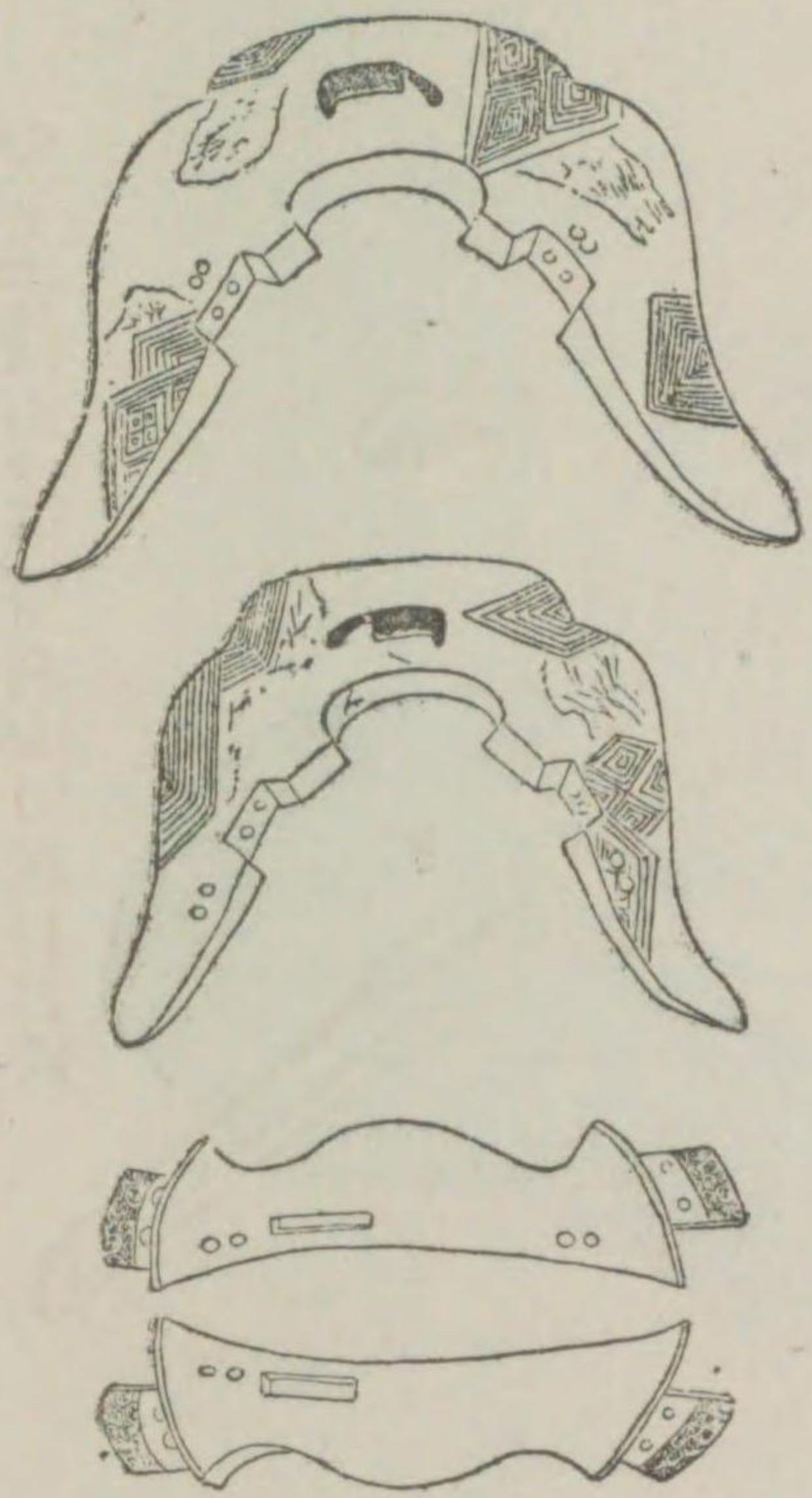
檜扇 後醍醐天皇より尊氏將軍に賜所の物と云骨數三十
 八枚組緒四尺餘表五色の彩を施す要千鳥裏雲形蝶千鳥
 要蝶
 あこめ扇 直仁親王より尊氏將軍に賜所の物と云骨數十
 本表五色の彩を施す裏水にかきつばた
 兜 筋六十二間素鐵前立物一本角息出穴八幡座縁ともに
 五重三光鉦吹返桐之紋鉢付鍔共に金めつき鞆四枚下り
 碁石頭黒塗紺糸素掛威
 鎧 横剝銅鍔塗櫻鍔しめ胸板唐草の染革包眞中の菊座金
 めつき杏葉唐草の染革包桐の紋金めつき上下躰きに段
 摺付小札紺糸毛引威應付鍔金めつき草摺板五段

家土龍造寺舍人所藏小刀



東照宮より先祖に賜所の物と云大さ圖の如し小柄赤銅魚子御紋金彩繪裏くくみ金

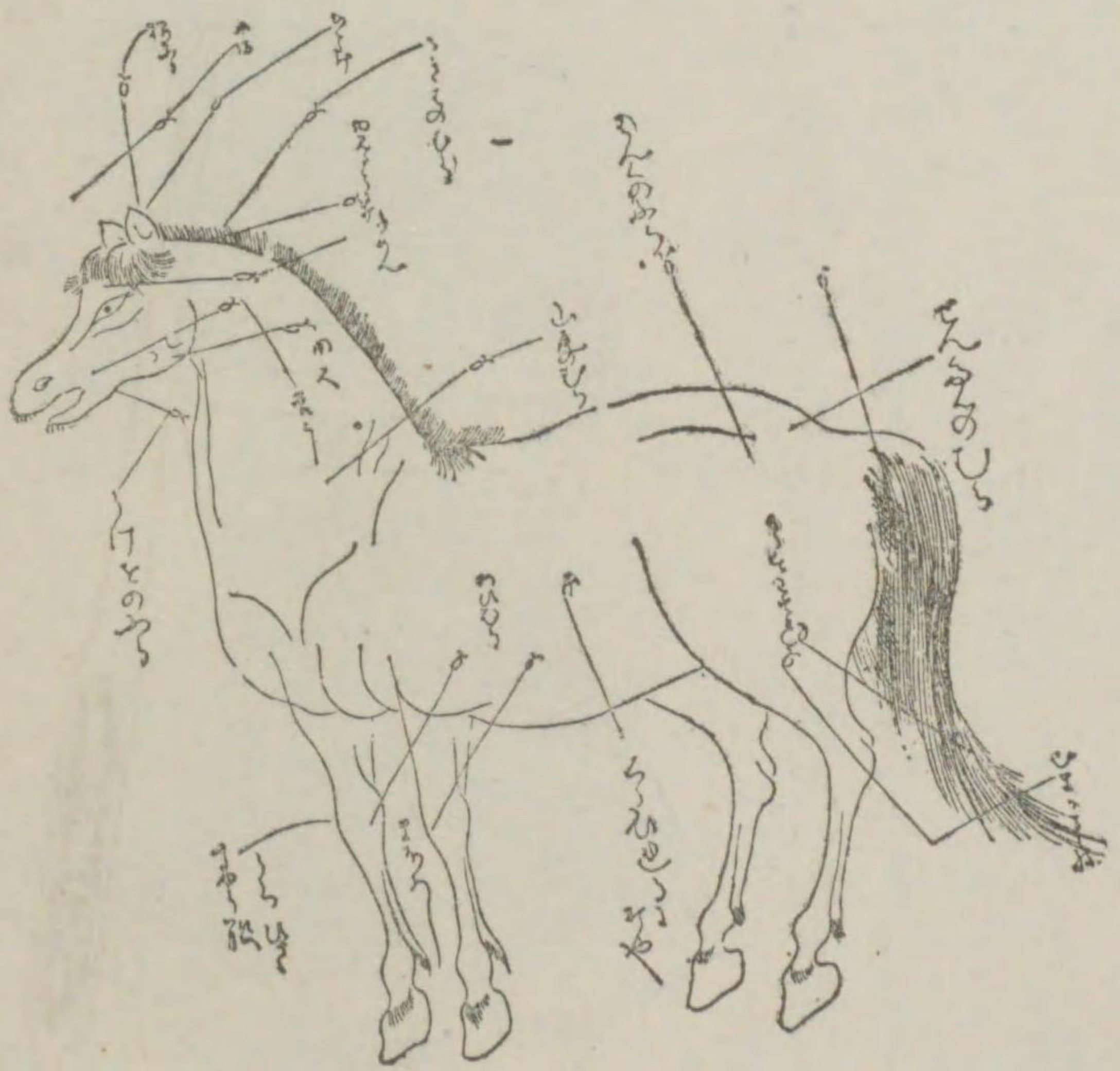
家土坂主殿所藏岡部六彌太忠澄鞍



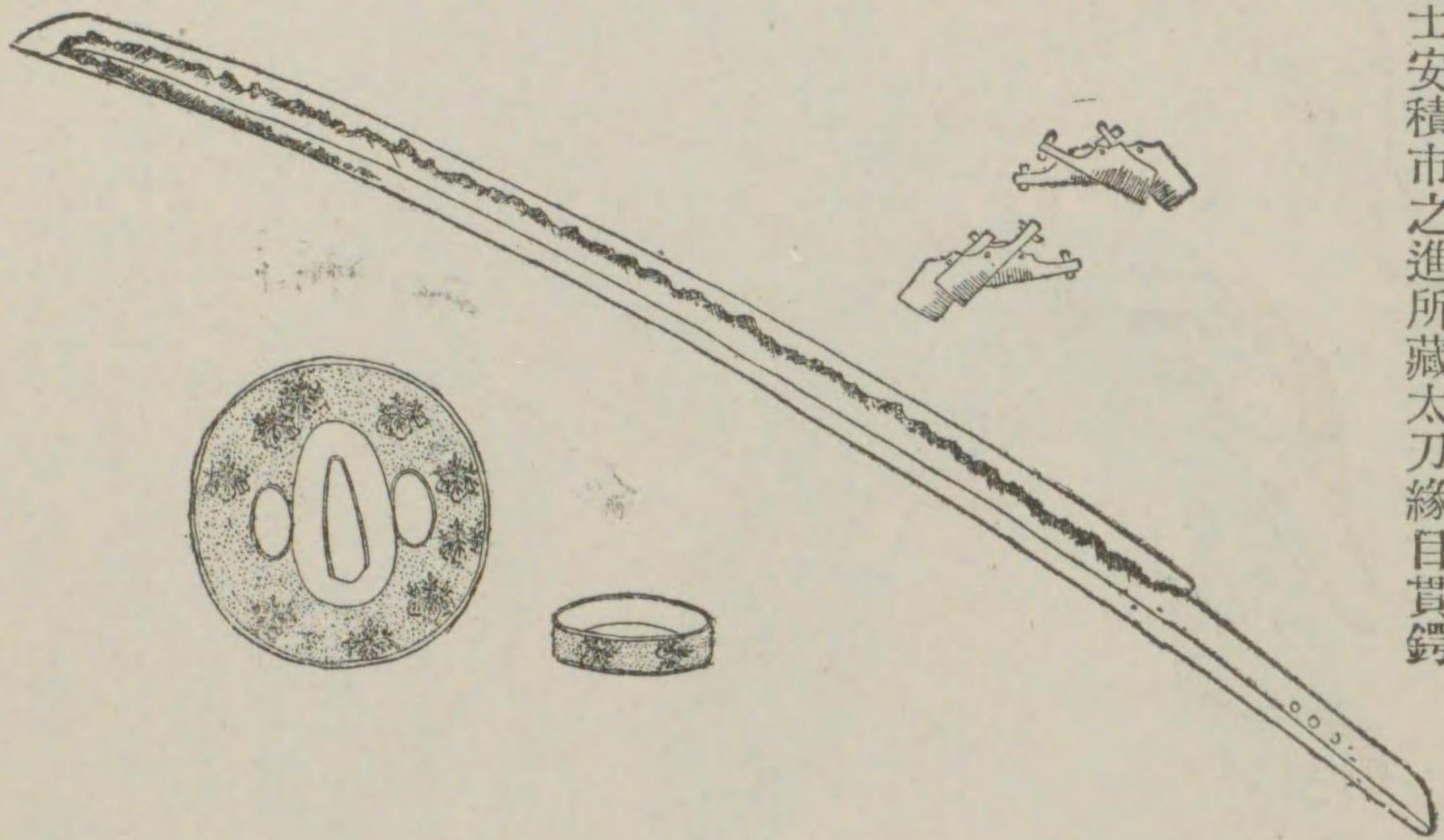
前後輪白木鉈打の跡あり海手形なし紋鉈赤銅彩繪模様金蒔繪居木梨子地居木先龜甲形金蒔繪

家土松澤喜右衛門所藏馬畫

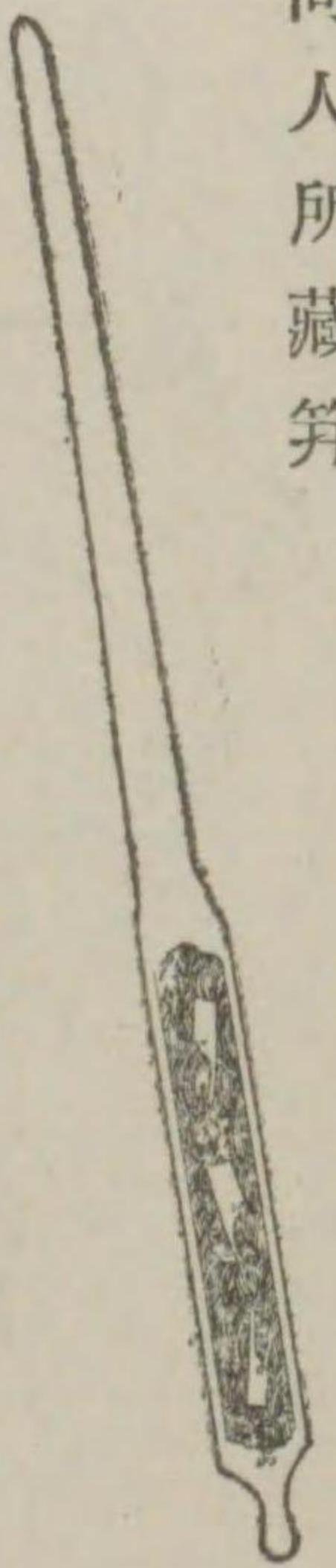
大正九年四月廿五日同前所藏馬畫



家土安積市之進所藏太刀縁目貫鐔

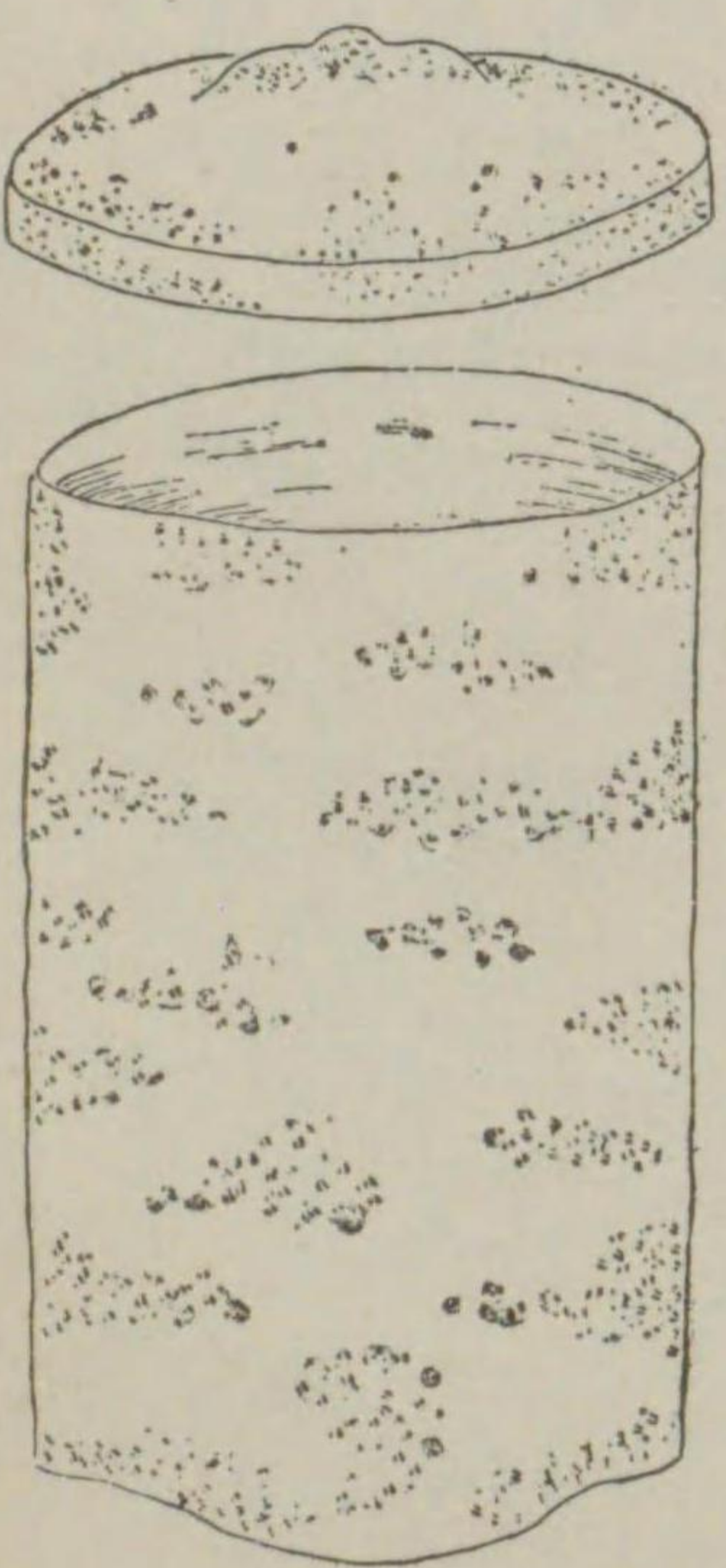


同人所藏筭



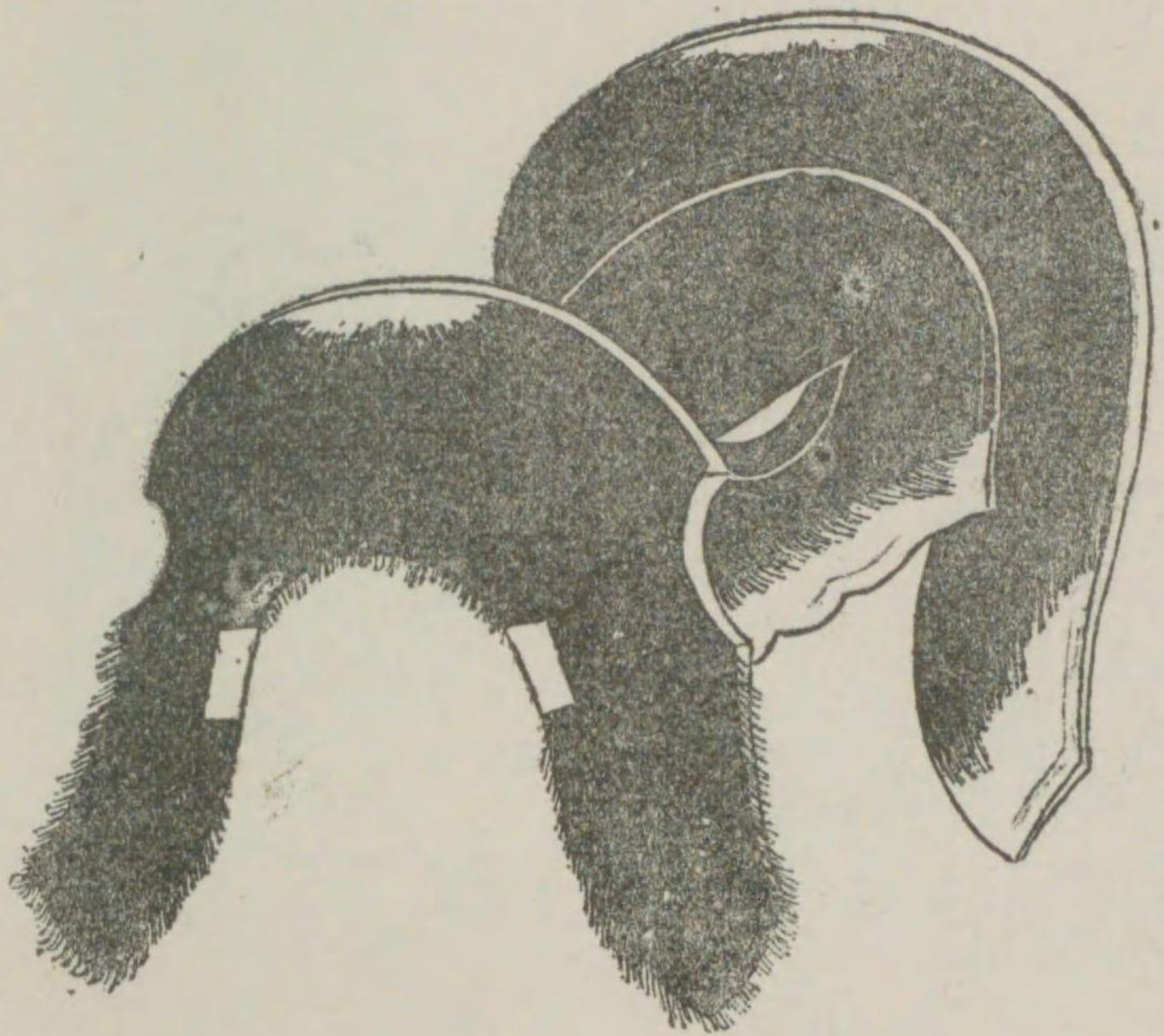
皆大塔宮護良親王より先祖に賜所の物と云
太刀 長二尺一寸幅鉦本にて九分五厘重子鉦本にて二分
中心長四寸三分無銘
縁 大さ圖の如し赤銅魚子五三の桐六つ高彫玉縁金
目貫 大さ圖の如し赤銅楯三つ宛
鐔 大さ圖の如し赤銅魚子桐の紋表裏共に九つ宛高彫金
覆輪兩弼内覆輪金
筭 大さ圖の如し赤銅波に楫三つ彫

府下老町平田新五右衛門所藏經筒



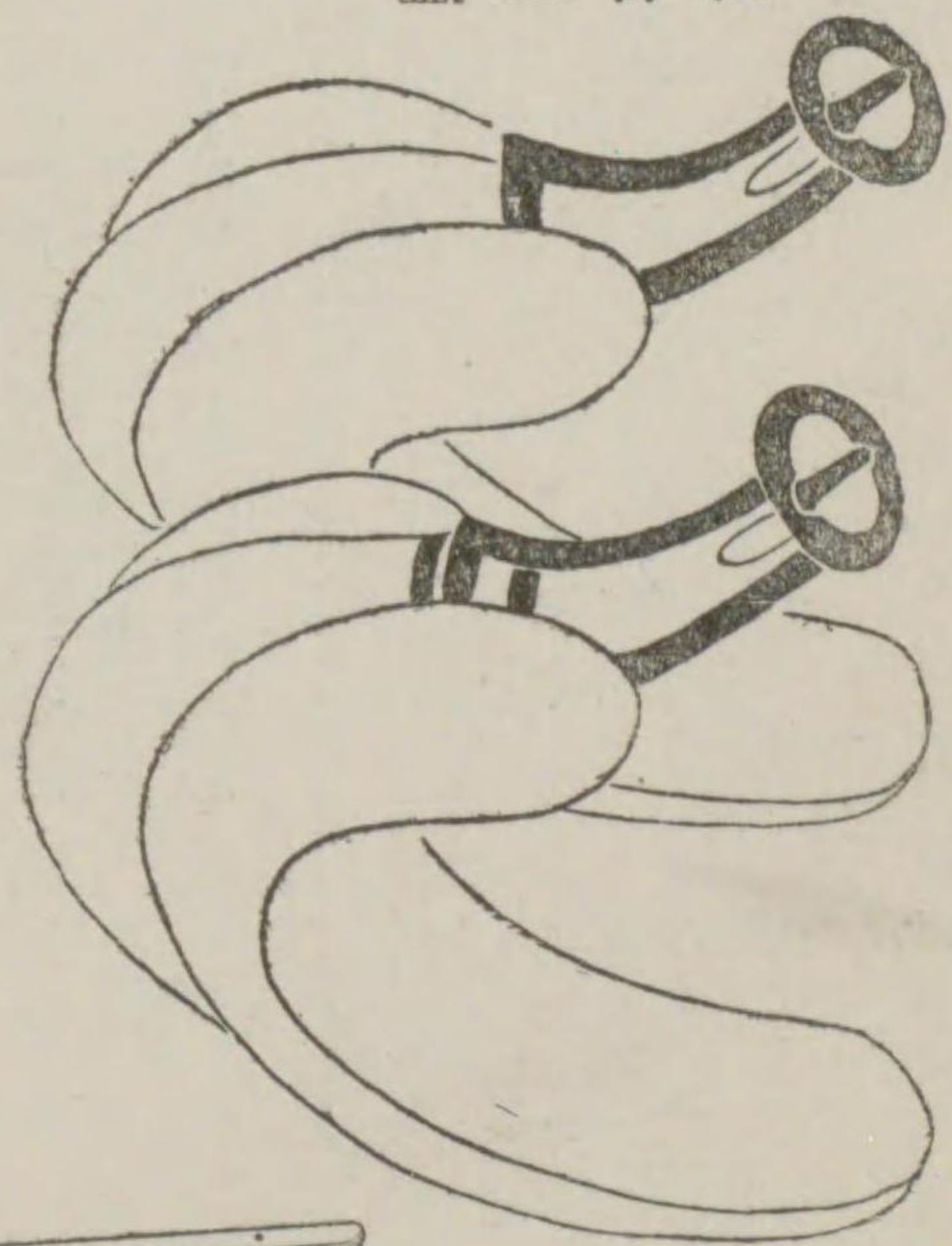
唐銅堅六寸七分周一尺四寸二分蓋の上に保延五年八月四日如法經勸進聖人靜賢緣に日奉近貞記是正物部收戌北主則垣吉野双紙小野莊返日奉貞房錦圖武僧定意と彫付あり

河沼郡坂下組金上村丈助所藏金上遠江守盛備鞍



馬鞆の有へき所まで一圓に熊の皮にて包み居木ともに作り付の如し

同郡同組
同村佐吉
所藏金上
遠江守盛
備鎧



形るめ摺

魚沼郡小
千谷郡小
千谷村儀
左衛門所
藏新田義
貞鐵軍扇

骨數十本表雲母地金日徑四寸朱裏雲母地朱月徑四寸銀

新編會津風土記卷之二

提要之三

家士古文書

西郷頼母所藏七通

神保内藏助所藏二通

原田伊豫所藏二十六通

原田又助所藏六通

西郷頼母所藏七通

其表晝夜之辛勞令察候干々無油斷候様肝要候内藤四郎左衛門殿大久保次右衛門エ差遣候間委細可申候恐々謹言

後八月廿八日

保科彈正忠殿

家康(花押)

栗林七拾貫之所出置者也仍如件

新編會津風土記卷之二 提要之三

天文拾六年丁未

九月廿八日

保科甚四郎との

今度就下伊奈本意者相當之地一所可出置者也仍如件

天文廿年

六月廿八日

保科甚四郎殿

晴信(花押)

高遠近習之者共知行之事頻々恠言候之間年來如拘來候不可有相違然者各不存別心致奉公候様ニ可被申付者也仍如件

天文廿一年

三月七日

貳人 伊那邊 壹人 菅沼 壹人 鹽田

壹人 栗林 壹人 丙木 壹人 山田

壹人 河下 壹人 小井魚 壹人 甲斐沼

以上

右如書立夫丸可出之由堅可申付候仍如件

丁巳 正月廿一日

神林殿
保科殿

印 高遠之新衆

小原喜次郎	井上小次郎
細田左京進	中越與次郎
春日新次郎	黑河內神三
稻村彌五郎	吉瀬善四郎
板山總左衛門尉	吉澤善三郎
新居與一	中村次郎右衛門尉
金子清右衛門尉	竹松神三郎
一瀬越前守	

騎馬拾五貫步兵七貫如此可出置候依戰功并武具等之
嗜可重恩者也仍如件

永祿四

八月九日

六人衆

印 保科右衛門佐

天正五年丁丑
十月吉辰

神保內藏助所藏二通

自長井次郎方切紙只今申刻到來寫進之候伊勢新九郎
入道出張必定然者小幡右衛門佐同心ニ以夜繼日可有
着陣候努々不可有遲延之義候恐々謹言

正月七日

神保總太郎殿

顯定(花押)

去頃上州於小幡谷津致高名并三ツ山表ニ而平豊後守
討捕今程武藏八王子落城之刻鑰合候手柄其上二之丸
一番乘剩高名仕儀依無比類感狀如件

天正拾八年庚寅

六月廿三日

神保左衛門殿

景勝在判

原田伊豫所藏二十六通

系圖

漢大祖高皇帝

第二惠帝

第三吕后

第四文帝

第五景帝

第六孝

第十哀帝

第十平帝

第十孺子嬰

武帝 第七昭帝

第八昌邑王

第九中宗宣帝

第十元帝

第十成

第十六 孝靈皇帝

阿智使主王

始來本朝應神天皇御宇也嫡子始
賜大藏姓二男始成坂上姓

阿多倍

始賜大藏姓

伊美吉廣勝宿禰

廣雄宿禰

廣隆宿禰

廣世宿禰

廣次宿禰

廣美宿禰

廣吉宿禰

廣名宿禰

廣智宿禰

廣與宿禰

廣規宿禰

廣身宿禰

大藏內大臣

左大臣

右大臣

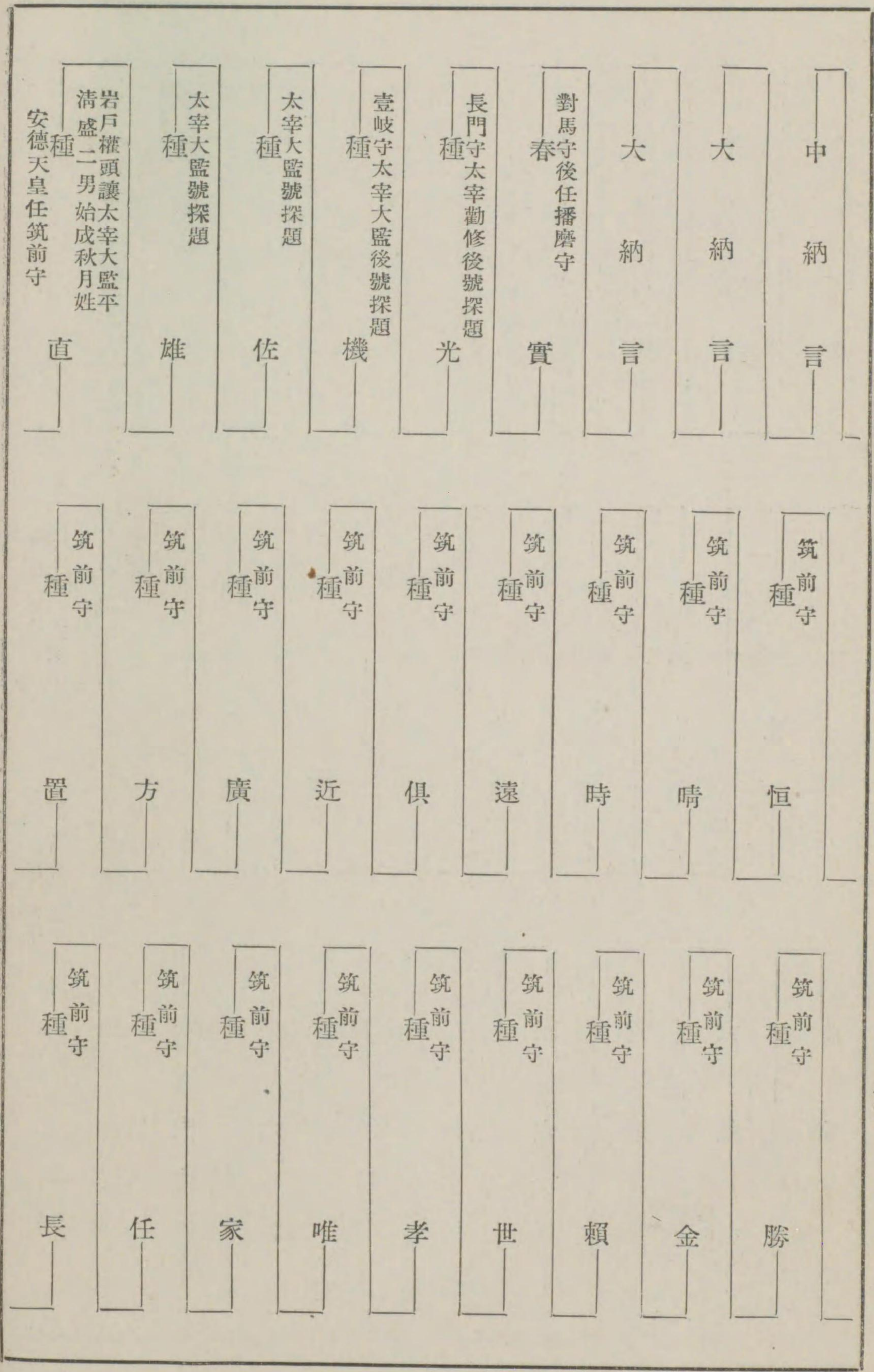
左大臣

左大臣

大納言

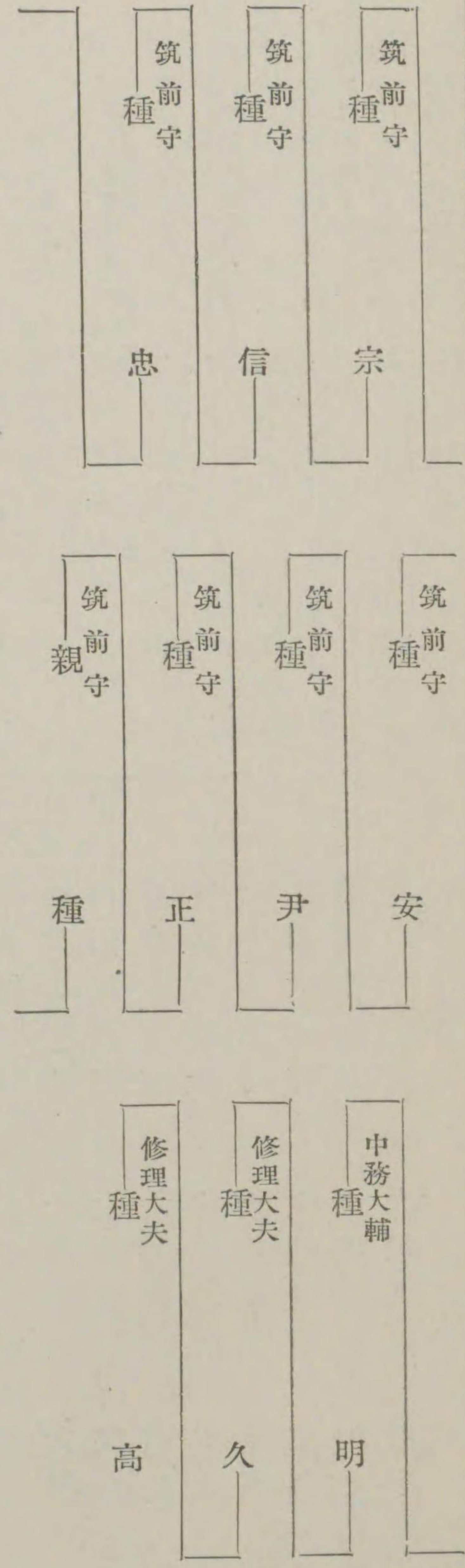
大納言

大納言



原田家傳

大藏氏ハ漢高祖十五代の後胤後漢の孝靈皇帝の子阿智使主王其子阿多倍辭漢家入倭國應神天皇御宇也其子大藏の伊美吉賜播磨國を明石の大藏谷に居住ス伊美吉廣勝に賜姓宿禰其子廣雄宿禰其子廣隆宿禰其子廣世宿禰其子廣次宿禰其子廣美宿禰其子廣吉宿禰其子廣名宿禰其子廣智宿禰其子廣與宿禰其子廣規宿禰其子廣身宿禰其子内大臣人王三十七代齊明の女帝に密通して産三王子を中子奥大藏の姓は爾來十餘代の末葉對馬守春實朱雀院の御宇天慶三年庚子五月三日錦の御旗を給て逆臣純友を追罰し依其勳



功に爲西征將軍と筑前の國を拜領し太宰府居住す種機の時に異賊來て本朝を掠て壹岐守を生捕太宰府に寄來て種機に討負て歸る至種直に源平の亂出來し安徳天皇都を落させられ九州に御下向有て種直宅所を皇居となされ御禁宿につき御馳走をとけ平家に隨逐せしめ度々御合戦に手をくたき申候故平家没落の後本國の領地多く召返さる、纔に御笠郡席田郡那珂郡糟屋郡怡土郡宗像郡遠賀郡志磨郡早良郡をくたされて高祖の城に居住す正親町院御宇にいたつて親種大友ために没落す夫より親種立花の城に三千餘騎にて楯籠大友五萬餘騎を引率し城外を取圍み是を

責て親種筑紫二島に隠なき猛將なれば度々かけ出合戦す
纒貳百餘騎に討殘されて數萬の圍を打破て筑後國高良山
へ引取彼山の座主原田林慶を頼む一家なれば一味合舛し
高良山へ籠城す元より要害の地なれば責落事不叶して大
友計策をもつて親種小姓染川喜八郎と云者を味方に引入
親種を弑事を計る喜八折を伺ひ主君を討逐電す親種死期
に及び一族近臣を集め遺言す先一番に秋月親種ために孫
左衛門種實并草野江上等へ申遣其意趣は嫡子太郎を守立
再び高祖の城主相續し大友を亡し家門を起す様に後見頼
入の由申遣す又我家の系圖末流に相傳有間敷よし遺言嫡
子種久窄人仕一類を召具し高麗陣え罷立生捕十三人鼻數
五百取歸太閤え本領の御訴訟仕候得共叶不申候に付夫よ
り肥州へ下り産種高種友種親を死去す

筑前國原田嫡流系圖

夫大藏姓者漢高祖皇帝十五代後胤漢孝靈皇帝孫阿智王其
子阿多倍辭漢家入和國伍内大臣嫁齊明天皇女帝產三王子
一男子坂上二男子大藏三内藏也中子賜大藏朝臣自余已來
十余代後胤對馬守春實朝臣朱雀院御宇天慶三年庚子五月
(賜脫か)
三日錦御旗而逆臣追討藤原純友依其勳功而征西大將軍豊
前筑前肥前壹岐對馬管領三前二島筑前國那何那居住岩門

後号御所原也 此節菊桐之御紋日
齊明天皇十余代末葉

春實 征西大將軍兼臣正五位上大藏朝臣号對馬守

春種 太宰貫首兼長門守

種光 太宰大監兼壹岐守

種弘 太宰大監 種資 岩門權守

種納 太宰大監

高祖大菩薩神宮社家領怡土郡三雲ニ在宅有亦後上原兵庫
佐太宰大監就申談依縁者伊勢城戸連法湊ニ月見山新御所
立移亦後伊勢山ニ御屋形立移置依三頼也

原田 太郎大夫 大藏朝臣 種成
原田 權之守 大藏朝臣 種雄
原田 左衛門大夫 大藏朝臣 種榮
原田 長門守 大藏朝臣 種秀
原田 太宰大監 大藏朝臣 種政
原田 壹岐守 大藏朝臣 種次
原田 山城守 大藏朝臣 種頼
原田 大和守 大藏朝臣 種照
原田 權之佐 大藏朝臣 種之
原田 太宰大監 大藏朝臣 種房
原田 左京亮 大藏朝臣 種善

原田 越前守 大藏朝臣 種勝
原田 紀伊守 大藏朝臣 種時
原田 伊勢守 大藏朝臣 種生
原田 太宰大監 大藏朝臣 種資
原田 丹後守 大藏朝臣 種春
原田 權之守 大藏朝臣 種久
原田 大學之正 大藏朝臣 種義
原田 中務大輔 大藏朝臣 種泰
原田 彈正少弼 大藏朝臣 種直
原田 彈正少弼 入道 了後
原田 彈正少弼 入道 了榮
原田 彈正少弼 大藏朝臣 種門
原田 彈正少弼 大藏朝臣 親種
原田 彈正少弼 大藏朝臣 信種
原田 彈正少弼 大藏朝臣 種次
原田 伊豫守 大藏朝臣 種次
爲太閤様御下知今度至高麗國日本之諸大名衆就御渡海加
藤主計頭殿御付置候依而原田令渡海供仕人數之事
原九左衛門 原田 兵部少輔 原田左衛門大夫
原田兵衛尉 原田 久内 原田左京亮
原田久兵衛 池田久左衛門 原田又左衛門

中園 左衛門丞 大原傳左衛門 鳥越刑部丞
鬼木次兵衛 深江 柰助 上原右馬助
留田五郎左衛門 片峯四郎左衛門 友枝九郎兵衛
石井内膳 行頭刑部丞 森田源内
上原兵右衛門 萩原甚左衛門 留田儀左衛門
上原六之助 深江庄左衛門 中園三藏
中園左馬之助 西三郎左衛門 馬場平助
西源太郎 萩原長門守 上原次右衛門
西七郎兵衛 岩部七郎左衛門 大原左衛門
濱彌藏 西兵庫助 志水甚九郎
浦志良立 松隈久圓 杠田次良
有田右衛門丞 深江兵部丞 上原喜助
藤瀬彌右衛門 久保新助 長野監物
柴田與一右衛門 佐藤孫左衛門 國友六兵衛
浦野刑右衛門 有田惣四郎 原田小左衛門
庄崎六郎左衛門 高田隼人 浦志新左衛門
池田六郎右衛門 波多平左衛門 池田内記
同 平十郎 留田新兵衛 實生權之丞
笠 喜右衛門 濱 又左衛門 中島半右衛門
中原甚右衛門 同 五郎左衛門 三管清左衛門
松崎喜左衛門 笠 與惣兵衛 同 兵部丞

行頭 甚藏 上原 忠吉 吉留彌 三郎
 朱雀將 監 大原 與兵衛 谷口 六郎左衛門
 野板 喜左衛門 糟淵 二郎右衛門
 右三人衆者御臺所料理賄人御組外衆
 式部左衛門子
 御大工 田中 惣兵衛 三坂 小左衛門
 御船頭 加布里兵部左衛門 同 清左衛門
 片山 藤左衛門
 御鍛冶同弟子 八人 加布里 左衛門 瀬戸 新五兵衛
 以上
 御鐵炮衆組頭 以上
 一二十五人御付 油理 四兵衛
 右同 一二十五人同 萩原 清左衛門
 以上五十人
 御弓組頭 萩本 甚五左衛門 中村 與兵衛
 以上五十人
 御道具組頭 山崎 三之丞 堀 市丞
 一五十人御付 山田 清左衛門 一川 彌三兵衛
 御小屋具 御のほり奉行 山 本 善助 一十人御臺所下男
 一十人 御馬や衆 牧 半 平組 一七人 御さう 長吉組
 一十貳人 同辨當持

一貳百五十人ハ御家中又若黨又ハ小者
 一四十五人 人足
 一百八十六人 船頭加子
 一五百石 本船高瀬丸一艘御作被成候
 一貳百石 進上きしへんと申候
 三郎右衛門 二郎右衛門
 一貳百八十石 進上 尾原次郎兵衛 尾原 重宥
 香月九郎右衛門
 一貳百五十石 草野宗揚様御進上
 源江松崎
 一三百石深江丸 石井善左衛門船かい申候
 片山村 久左衛門
 一百五十石 浦
 松浦かり屋浦
 一百八十石 津崎七太夫船かい申候
 平戸明神丸かい申候
 一百六十石 木村吉丞船頭
 以上
 一米貳百石 上白米 中白米
 一大豆百石 御馬飼料
 一味噌五十石 樽ニ入造テ 一鹽五十石 俵ニ
 以上
 合船數八艘之内 壹艘者本船高瀬丸

殘テ七艘者日本通可令渡海者也
于時天正十九歲四月十八日

池 菌 久左衛門 石 井 五右衛門
 留 田 五郎左衛門 中 菌 右衛門
 上 原 右馬助

誓詞之意趣者

一彌七郎ニ都度々申候へ共虫氣やみ申候間無了簡候全我
 偽ニなく候事
 一彌七郎ときねさせ申候事無之候無其儀候況晝夜共彌
 七郎と役儀なく候就中今夜不寄存候事
 一別而ちいん申度まゝ色々走廻候へは還而御うたかひ迷
 惑に候

此條々いつわり候者當國一二三大明神富士白山殊に
 は八幡大菩薩諏方上下大明神可蒙罰者也仍如件
 内々法印ニ而可申候へ共申待人多候間舌紙にて明日
 重而なり共可申候

七月五日 晴信(花押) 春日源助との

去永祿十二年二年廿日於筑後國伊豆入道粉骨之次第無
 比類候感悅殊貳十町地事宛行之者也彌可被顯貞心之狀
 如件
 元龜二年五月廿一日 親種(花押)
 原田虎童殿

就島津退治早速立色相勵忠節候段尤以神妙ニ候不日御
 出馬彼惡徒悉可被加誅伐候條彌成其意可抽軍忠事專一
 候仍爲禮儀太刀一腰并黃金二枚到來悅思食候隨而當地
 儀不可有異儀候新地事御動召知爲御褒美可被仰付候猶
 使者可被入也
 正月廿三日 (豊臣秀吉) 花押
 原田彈正少弼殿へ

態染筆候先書如被仰候昨日廿五至關戸御着陣候然者先
 (御人數被遣候上衆役其方可爲無奈内候間(四字不詳)
 以下淺野彈正少弼可相談候諸事馳走旨被仰付候條可成
 其意候也
 三月廿六日 (秀吉) 朱印

原田彈正少弼殿

前十八立花表於敵陣切岸自身依被碎手親類家中之衆或分捕高名或被疵并戰死忠儀之次第感悅無極候彌被申進可預御馳走事賴存候仍軍忠狀銘々加披見以袖判申候猶吉弘左近大夫可申候恐々謹言

五月廿二日

原田新五郎殿

宗麟(花押)

原田彈正少弼殿

御宿所

毛利

輝元

當春之嘉慶不可有盡期候仍太刀一腰馬一疋進之候猶期來喜候恐々謹言

正月廿八日

原田彈正少弼殿

御宿所

輝元(花押)

原田彈正少弼殿

御返報

毛利

輝元

御狀并兩使口上之趣令承知候殊太刀一振腰物助宗送給

之祝着之至候去春乍御報如申入從先年御入魂之首尾無忘却候以來之儀政家被仰談渡海之刻御忠功肝要候關白殿御取成不可有緩候於趣者隆景可被申達候條禪定寺松隈藤内方可有演說候恐々謹言

七月廿日

原田彈正少弼殿

御返報

輝元判

原田彈正少弼殿

御返報

大谷刑部少輔

吉繼

將又雖此式如何候うつむ二本ねつふかおとく進之候

就御禮儀被着越御使候披露仕候之處今度御忠節之段別而御感悅之旨御使へも重疊被加御詞所被成御書之旨御使者へ相渡候仍拙者へ銀子三十兩拜受候祝着之至候不日御動座旨其節以面可申承候猶安國寺頓而下國候間其刻可申入候恐々謹言

正月廿三日

原田彈正少弼殿

御返報

吉繼(花押)

原田彈正少弼殿

御報

木下半介

吉種

爲御音信銀子貳枚送給候誠伊近怙告存候今度之可然節御色立忠節被思召候即御使令遂披露候一段仕合能候間可被御心易候御返書相調進之候近日可被成御動座候間爲御褒美新地等可被仰付候由候向後御用等候者可被仰付聊候啓(一字不詳)即使申上候恐々謹言

正月廿三日

原田彈正少弼殿

御報

吉種(花押)

原田彈正少弼殿

御宿所

增田右衛門尉

長盛

今度爲御禮被差上御使者候披露仕候處早速被立色御忠節之段種々被加御詞御懇之次第御面目至候不日御動座候間其節以貴面可申談候仍拙者へ銀子貳枚被懸御意候御懇之儀畏入存候猶委曲御使者へ申渡候條不能巨細々恐々謹言

正月廿四日

原田彈正少弼殿

御宿所

長盛(花押)

原田彈正少弼殿

未申通候之處芳墨欣然之至候如來意京藝御和陸彌罷就候然間貴國之儀關白殿眼近可被仰付之由候然者藝州可致御取續之由被仰出候貴家儀如前々輝元別而可被仰談之由尤候御兩使事至京都雖差上可申候頃輝元上洛之儀候條關白殿御前向之儀隨分御取合可申之由候條差下申候愚僧事來廿六日令上洛候之條被仰越候通内々可申達候尙禪定寺松隈藤内殿可爲演說候恐々謹言

七月廿三日

原田彈正少弼殿

御返報

惠瓊(花押)

先度以連署申入候之處爲其首尾小田部治部被討捕被顯御心底候誠御忠儀無比類候彌以御賢慮其堺永々御靜謐之御才覺專要二候委細滿寶寺有可演說之條不能詳候恐々謹言

十月五日

鑑實(花押)

戶次伯耆守

鑑連(花押)

清田治部少輔

鑑述(花押)

戶次太郎

鑑秀(花押)

荷着兩種到來令満足候頓首

七月廿二日

原田伊豫殿

與問(花押)

志賀兵庫頭
鑑隆(花押)
折綱中務少輔
鑑康(花押)
木村三郎左衛門尉
鎮秀(花押)
親度(花押)

原田彈正少弼入道殿
參御報

尙々老眼故何度へも以印判申入候以上

入御念使札殊大鷹之大緒并旋子送給満足申候此旋子切候事は承及候内々見申度と存候所に只今到來手利其外驚目候別而祝着候先以先日ハ不存寄御下初而申承本懐至候併早々之任合御殘多存候彌御無事候由珍重ニ候拙者事も堅固に在之候此方御用相應之儀も候ハ、無遠慮可被仰越候委は皆共より可申入候間不具候恐々謹言

五月十九日

水宗休
花押印

原田了一老
御返事

以上

去月廿七日書中令披見候登城申候將祝儀使者差越樽一

原田伊豫守儀
人々御中
よく右之様子から津へ自是申入候時分ハ誰へ爰元にて可申入候哉左様之邊も承前言差候内被仰出尤ニ存候定而右無ニ候(二字不詳) 自法印廿五六日時分可在之かと存候以上

夜前者御尋忝候此表何時分御仕廻被成候哉其内面々ニ可寫送候然者當城中を右にきりしたんせめ申時分籠城被成候御侍衆又其時分討死被成候衆之御書付御手前に御座候者御備え可被仰候書寫申度候將又昨夜可申と存失念仕候拙者共も從江戸之御一左右次第當地相渡申可打上候定而左様に候は、御兩人之在御番衆も其可爲と存候おそからさる儀に御座候へ共當城中御請取被成候御衆もから津へ貴様被越候者内々御相談之上にて御究被置尤に存候尙御隙明にお出船之刻而已に可ゆく候恐々謹言

三月十七日

長(花押)

原田伊豫天草有馬にて覺悟之覺

一丑ノ霜月十四日於本戸一戰之刻伊豫先手に罷在裁判仕折節敵しらみ申に付伊豫方同勢續申様にと切々使を以申候然處ニ一揆數人裏之山ノ鐵炮ニ而討立申候ニ付同勢裏くつれ仕候不及了簡同勢留岡に曳取申候本戸合戰場ノ敵頻に付來萌橋を渡申候刻六七間置候而伊豫を自付鐵炮ニ而討申候指物竿を討折申候則差物絹を腰にはみ伊豫一手ニ而防申候其刻伊豫召仕候侍討死仕候夫ノ十町餘立退佛木坂之麓にて伊豫申候は岡原彦兵衛古橋權大夫大竹加兵衛馬を脇ニ乘よけ申候へ用所御座候由被申候ニ付脇へ乘よけ申候處伊豫申候者手負人足以下迄捨置候へは如何に候間跡を改可然由被申候間兩三人尤と申暫相待申候内細井源之丞者壹人手負罷越候ニ付彼者ニ手負并人足以下迄跡に少々在之候哉と伊豫相尋申候得は最早手負人足以下迄も壹人も無御座候我等は足を被討申候間跡ノ罷越候由申候其後坂中にて古橋權大夫申候は留岡城之近所本志岐と申所前廉吉利支丹所ニ而御座候間無心元存候由申候伊豫申候は左候は、人質を取候て留岡へ召連罷越可申候間權大夫は所之案内存候彦兵衛義は當年天草之横目に罷越候間兩人參候而人質可然者取可申と被申渡候其間は大竹加兵衛我等は村之入口に罷居相待可申と申遣候處早速庄屋一人頭

百姓四人以上五人召連參候ニ付則於留岡代官九里六左衛門に相渡申候就夫本志岐村當分しつまり申候右之庄屋左衛門事伊豫手に付籠城仕候事
一同日之晩於留岡籠城可仕旨伊豫相談候處組頭と鐵炮頭と申分在之萬事究不申候處伊豫方ノ鐵炮頭爲使大竹加兵衛福永六郎右衛門を以籠城ニ被相究候様と申遣候得共同心不忝候故伊豫參鐵炮頭に直談ニ申候者兵庫頭爲に罷成候條私之意趣を申候儀如何ニ候と鐵炮頭關善左衛門並河太左衛門渡部與次右衛門島田十郎左衛門柴田彌五兵衛に言葉を盡候得共合點不仕伊豫申候は留岡之城持候義究不申候者今晚明日之間に一揆取懸申候而もはか、敷討死在之間敷候我等義志摩守以來懇に被申事候間兵庫頭に奉公と存色々組頭と鐵炮頭と和談之儀申候へ共同心不仕候得は不及是非候此上は民百姓と討死仕候而も無詮事候間切腹可仕と申座敷立被申候處福永六郎右衛門大竹加兵衛申候者伊豫腹ヲ切兵庫頭爲に罷成候者可然存候得共夫者餘に短候間今一度相談被仕可然と達而申候一座絶言語暫罷在候處伊豫申候者此城之義我等持可申條我等之下知に付可被申哉と申候處ニ何茂下知に付可申之由申候左候は、侍の人數出立申候而彌籠城之御同心者銘々名之下に判を被仕候へと申

渡候則銘、判仕申候其連判于今伊豫手前に御座候事
一籠城究申候ニ付伊豫侍共五人呼出し萬事指引之義申付候事

一同十八日にかうつう侍共乘參候舟共之義大竹加兵衛裁判仕候に付伊豫ニ相尋申候者籠城に究申候上者舟の義如何可仕候哉と申候伊豫申候者舟一艘も入不申候其下々落着申間敷候間大船小船共に不殘かば島へ退候而可然候由申候ニ付船頭共城中呼寄伊豫加兵衛兩人にて申渡霜月十八日未の刻かば島へ退申候事

一同日未の刻伊豫申候は一揆本志岐に陣取申候間町燒可申事も候はん間此方へ放火仕候而可然候旨伊豫呼子平右衛門天草新助兩人に申付放火仕候事

一同日暮本に伊豫申候者一揆夜中ニ城山ニ人數押候事も候はん間其ときの爲に鐵炮頭一組侍衆被參候へと被申付候事

一同日晚に田代八右衛門屋敷之下門口大事之所ニ而候間岡島次郎左衛門松村權右衛門參候へと申付候事

一同十九日辰ノ刻伊豫申候者二ノ丸三ノ丸之さまうすく候間とかわ捨丸之内さまあつく可仕由申外かわへ大竹加兵衛を召連罷出候岡島七郎左衛門持口ニ而外か捨わ候間急に取込二ノ丸三ノ丸さまあつく可仕と組頭へ申

人大槻喜右衛門屋敷之角にて暫にらみ合居申候敵強鐵砲討申候ニ付自然付入ニ相申候へは如何に候間坂口の鐵砲討候様ニと伊豫下知仕候すみ出討申候敵討捕申候ニ付敵しらみ申候間引取申候事

一同廿日の晝城廻無心元候間打廻可申由にて加兵衛召連被參岡島次郎左衛門岡島七郎左衛門兩之持口境目に矢倉を上げ可然候間急度上げ候へと申渡候事

一同廿二日出丸並河太左衛門島田十郎左衛門持口つよくせめ申候ニ付伊豫下知ニ而諸手大鐵砲構出天草新介古橋權大夫に申付兩人之持口指出鐵砲討せ申候夜入申候は、無心元存候間主馬又助も其後出申候新介權大夫同前夜を明し申候事

一有馬ニ而二月廿一日の夜討の刻組中を下知仕北之橋きわのす戸口に罷在申候事

一同廿七日惣かわ乗口有馬左衛門佐殿兵庫頭仕寄御乗可被成旨被仰候處伊豫左衛門佐殿直申候は兵庫頭仕寄は御人數一人茂乘せ申事不罷成候由申上左衛門佐殿御馬口之を引直し申候故鍋島殿仕寄御乗被成候事

一同廿八日兵庫頭近所に伊豫罷在萬事指引仕候事
右之段々委申上度候得共事永御座候間荒増申上候少茂偽不上候以上

付候左候者指物鎗をふせ候て曳取可申と申渡澤木七郎兵衛持口右同前に申渡候夫一町程走外かわの門口に鐵炮頭二組門の方に罷在候伊豫申候者二組の鐵炮頭へも罷越可申候へ共本丸無心元候間加兵衛罷越しつゝと引取可申由申候加兵衛申候者我等下知承引仕間敷候間如何候はん哉と申候ニ付伊豫申候は可申渡由に候加兵衛申候は引取せ我等は何方ニ罷在哉と申候處伊豫申候者門に罷在隨分取込門を楯候様に申候間心得申と申候間鐵砲頭方え罷越伊豫申候通申渡引取せ門を楯候事

一同日大槻喜右衛門屋敷ニ敵數人居申候間中野庄兵衛を加兵衛召連火矢爲射候へと伊豫申候間則爲射家不殘燒拂申候

一同日大手坂口に竹たばつき候て門構仕すと付候へと加兵衛に申付候事

一同日一揆大手口へ大勢攻來申候ニ付伊豫申候は大手口責取申は、落城究可申候條大手水之手兩方一度につき出可申候由何茂被申渡候大手口に伊豫息子原田主馬同又介出申候跡勢續不申候故伊豫事最前者付入無心元存候其上大將分に而御座候條出申筈に無御座候得共兩人之子共出申候ニ跡勢續不申候故伊豫も罷出大手之一揆を追拂申候伊豫子共兩人之外ニ侍五人出申候處敵數

月 日

大竹加兵衛
天草新助

兼松彌五左衛門様
洋田平左衛門様

天草有馬吟味之跡書ケ條書計にて如此大帳に載并意趣之書上ケ紙數廿六枚別帳一札上ケ申候

申上條

一丑ノ霜月十四日未明より本戸に上り心掛居申候處船手如何程共不知責來候へは陸に上り爲何事仕候而も舟を被取候而は如何候間船に乗討死可仕旨原田伊豫守に慥に申届船に參見合候處ニ下知仕者無之故船頭衆に拙者申渡候委趣之段は口上に可申上事

一本戸引取之砌船手の殿拙者一人ニ而御座候並河太左衛門能被存候口上に可申上事

一同十五日之夜栖本之城主石原御迎ニ參十六日之早天本戸口ニ而番船一艘取懸申候をせり合其舟を追討仕所さいつ之浦ニ陣取申候一揆共是を見候て小船二艘見取懸ケ候故右之船を捨是も討退口ノ津々又二艘渡以上五艘に成候故それ富岡え歸伊豫守に慥に申聞候右之働一口上に可申上事

一 同十八日早天々富岡冬切迄一揆寄せ候へは舟手不殘樺島へ引取申候處拙者籠城仕事子細柳本五郎左衛門存候事一々口上に可申上事

一 伊豫守被申付候者二ノ丸に稻葉四郎左衛門遣候所ニ而討死仕へと被申付ニ晝夜働候事取分け稻葉存候事

一 十九日澤木七郎兵衛其外侍共搦手出候時同前に罷出候委趣原田伊豫守能被存候に付鐘場之働七郎兵衛存候事

一 同敵ヲ追拂引取候時古川傳右衛門同九一郎何も言葉被合右兩人跡ヨリ引取申候私儀前後弓ニ而敵共射申候事

一 同廿二日二ノ丸之働稻葉次郎左衛門山田孫大夫美濃部五郎右衛門能被存候付同出丸へ參候而竹たばヲ付責申候ヲ拙者火矢ヲ射燒拂候故一揆敗軍仕候並河太左衛門

一 同日夜半過に拙者かば島渡り可參申分難書記御座候伊豫守其外與頭中何も不殘被存候口上に可申上事

一 同廿三日辰之刻々川石舟に乗かば島渡り夫々早舟に乗諸勢之迎に參其後富岡先陣仕事段々難書記御座候委細

一 一々口上に可申上事

一 極月二日寅之刻々天草と肥後境三角之瀬戸へ使に參明三日午ノ刻に富岡に歸り川副市右衛門大槻六右衛門存

候様子口上に可申上事

一 同九日鞍懸竹たば大島子に着申事拙者一人之心掛ニて御座候其證據伊豫守柳本五郎左衛門並河左衛門其噂拙者に慥に被申段口上に可申上事

一 同日上津浦の物見ニ參候へと伊豫守被申付上津浦之城本へ參燒拂申候尤敵明退候へと男女貳百計殘居申候

一 敵は山中に入も御座候拙者ニ向敵一人も無御座候様子之段口上に可申上事

一 同廿九日有馬へ渡り元三惣乘之時馬場三郎左衛門殿御手に舟より懸ニかけ參候拙者鐵炮ニ而働申候事關善

一 左衛門山田孫大夫兩組之御鐵砲衆可存候事

一 同日島子に歸り翌日二日其有馬に渡元三ニ付置候竹たば取に參候事稻葉四郎左衛門藤井作右衛門申合竹たば取候事

覺

一 原田伊豫守(花押)

一 澤木七郎兵衛(花押)

一 福永六郎左衛門尉(花押)

一 岡原彦兵衛(花押)

一 古橋源大夫(花押)

一 山田孫大夫(花押)

一 所村權右衛門尉(花押)

一 野敷助之進(花押)

一 山原作右衛門尉(花押)

一 井上角右衛門尉(花押)

一 鹽田市右衛門尉(花押)

一 同半之丞(花押)

一 上月八介(花押)

一 古橋勝介(花押)

一 同權太夫(花押)

一 大槻喜右衛門尉(花押)

一 有浦仁左衛門尉(花押)

一 同清五左衛門尉(花押)

一 植賀七左衛門尉(花押)

一 田代八右衛門尉(花押)

一 同七郎右衛門尉(花押)

一 天草新介(花押)

一 津田貞右衛門(花押)

一 同五之介(花押)

一 川副市右衛門尉(花押)

一 值賀孫左衛門(花押)

一 同市郎左衛門尉(花押)

一 大槻九郎右衛門尉(花押)

一 同六右衛門尉(花押)

一 草葉甚兵衛(花押)

一 九里六左衛門尉(花押)

一 同吉右衛門尉(花押)

一 菅善右衛門尉(花押)

一 野瀬彌二兵衛(花押)

一 河副茂右衛門(花押)

一 鳥養諸右衛門(花押)

一 大竹加兵衛(花押)

一 戸田角右衛門(花押)

一 大津市郎右衛門(花押)

一 西川彌二右衛門(花押)

一 鹽山源左衛門(花押)

一 中村吉歲(花押)

一 吉田庄介(花押)

一 松下安右衛門(花押)

一 吉田六右衛門尉(花押)

一 淺井卜庵(花押)

一 陰山與三右衛門(花押)

- 一 青木初右衛門
- 一 岡半右衛門(花押)
- 一 草場六之丞
- 一 呼子平左衛門尉(花押)
- 一 岡島幸左衛門
- 一 岡島七郎左衛門
- 一 三宅藤右衛門(花押)
- 一 同加右衛門(花押)
- 一 同新兵衛門(花押)
- 一 山本才三郎(花押)
- 一 庭田左近(花押)
- 一 河副傳左衛門(花押)
- 一 草羽七左衛門(花押)
- 一 横田三成(花押)
- 一 戶田加左衛門尉(花押)
- 一 並河太左衛門尉(花押)
- 一 渡部與次右衛門尉(花押)
- 一 關善左衛門尉(花押)
- 一 柴田彌五兵衛(花押)
- 一 島田七左衛門尉(花押)
- 一 同若右衛門尉(花押)

- 一 小笠三齋(花押)
- 一 古川傳右衛門(花押)
- 一 古川九兵衛(花押)
- 一 田伏次左衛門(花押)
- 一 中川才右衛門(花押)
- 一 河岸茂右衛門(花押)
- 一 廣瀨七兵衛(花押)
- 一 美濃部五郎右衛門(花押)
- 一 稻葉四郎左衛門(花押)
- 一 山口清右衛門(花押)
- 一 柳本五郎左衛門
- 一 松本七左衛門(花押)
- 一 村瀨吉兵衛(花押)
- 一 柴田山三郎(花押)
- 一 波多草野庄天草郡之内
- 一 三百拾九石貳斗八升貳合 長へ九村内
- 一 貳百石 昌蒲村内
- 一 貳拾石六斗六升五合 石むろ村
- 一 六拾五石三合 今村之内
- 一 貳百石 宇木村内

一貳百石

合千石

天草郡内

右令扶助訖全可有知行候仍如件

慶長拾貳年

六月廿二日

志麻守(高力)

廣忠(花押)

原田伊豫守殿

知行目錄

一 六百九拾九石七斗五升

屋形石村

一 一百石貳斗五升

同 平原村

一 貳百石

天草郡之内

合千石

右令扶助候畢全可有知行候仍如件

元和貳年

九月廿三日

志麻守

廣高(花押)

原田伊豫殿

知行目錄

一 三百四拾三石六斗三升

武村之内

一 貳百八拾壹石五斗三升

長野村之内

一 九拾石九斗五升

濱窪村之内

一 四拾六石六斗八升壹合

平原村之内

新編會津風土記卷之二

提要之三

一 三拾七石貳斗九合

山本村之内

一 貳百石

天草之内

右令扶助畢全可有知行者也仍如件

寬永十二年

正月二日

兵庫頭

忠高(花押)

原田伊豫殿

知行目錄

一 貳拾三合八斗壹升五合

松浦郡之内

一 四拾七石三斗八升

同 梶山村之内

一 七拾八石三斗四升三合

同 長部田村内

一 五拾石四斗六升貳合

同 田頭村之内

合貳百石

湯屋村

右天草爲替地令扶助畢全可有知行者也仍如件

寬永十七年

九月廿八日

兵庫

堅高(花押)

原田伊豫殿

知行目錄

一 貳百五拾石

怡土郡之内

一 貳百五拾石

福井村之内

三五

一貳百五拾石

松末村之内

合五百石

右爲加増令扶助畢全可有知行者也仍如件

寬永十七年

兵庫

九月廿八日

堅高(花押)

原田伊豫殿

原田又助所藏六通

御狀到來披見候如仰上筑後星野右衛門助企逆意候惣領
伯耆守父子事者以堅固之覺悟此方忠儀之間則令褒美安
堵之儀申付候輝元一昨日關着候條追々人數今明之間先
衆可罷越候於吉川着陣者即時上筑後之者共可討果候上
勢無着以前一際不申付候へは關白様御氣色令迷惑候條
藝州之者共繼夜於日罷下候乍去遠路故此中相待無曲候
於于今者何方内々之間儀候共不可有御氣遣候今度者實
人等頓て差出御馳走尤可少々之内從是可申述候恐々謹
言

九月晦日

到天正十五

九ノ卅

小早川

景隆(花押)

原田彈正少弼殿

御返報

於肥後國爲替地四千石事被宛行之訖全令領知則致在限
本令合宿加藤主計頭可抽忠節候也

天正十六年

八月十日

(豐臣秀吉カ)
朱印

原田五郎とのへ

今度高祝言相濟候爲祝儀樽代銀子壹枚到來令満足候謹
言

極月六日

原田伊豫殿

兵庫
忠高(花押)

猶以舊冬於天草表御粉骨之由承珍重に存儀候誠以
御苦勞之段可申述様無之候已上
一昨日者多久美作迄預御使殊生鮑二十送給御懇志畏悅
之至ニ存候則賞味申事候早々以書狀可申述候處手前色
々取紛候故無其儀可存外御座候如何様以御面可申承候
恐々謹言

二月三日

原田伊豫守殿

御宿所

鍋島信濃守
昭茂(花押)

知行目錄

一三百石

松浦郡之内

宇木村之内

右令扶助畢全可有知行者也仍如件

寬永七年

九月廿八日

兵庫

忠高(花押)

原田又介殿

新編會津風土記卷之三

提要之三

家士古文書

一柳新三郎所藏四通

廣川力四郎所藏五通

加須屋左近所藏十七通

小森與兵衛所藏六通

梁瀬源次郎所藏十六通

大竹孫右衛門所藏一通

丸山右次馬所藏九通

山内瀧口所藏六通

一柳新三郎所藏四通

急度申候

一備前中納言島津兵庫石田治部少大柿へ追籠切通陣取
候事

新編會津記風土卷之二終

一就夫父子共令出馬候節政宗相談無油斷行等分別尤候
一大津宰相此間は越前在陣之處日來無等閑故大津へ歸
城今月三日手合被申候恐々

九月八日

最上侍從殿

家康

所勞故以印判申上候

爲重陽之御祝儀小袖壹重遣之候誠幾久と嘉例之驗迄候
恐々謹言

八月十六日

蒲生源左衛門殿

中納言 秀康(印)

定 内之御座敷 番帳

芹前源七郎

一番

菅若大膳亮方

北村源五右衛門尉

二番

庄小三郎方

四宮新次郎

三番

中里小六郎方

船見官内少輔

四番

寺内新八方

河隅藤七

五番

吉水小太郎方

長谷川彌三郎

六番

於木次郎四郎方

高野新九郎

七番

右京亮殿

玉虫與三

吉田新七郎

右二日二夜嚴重可有勤番者也仍如件

天文十八極月 日

御倉入御算用狀

元和元年分

齋藤清兵衛

高五百七拾七石三斗七升五合

田村郡之内

四ツ貳厘

鷹巢村

物成貳百參拾貳石壹斗四合八勺ノ内

貳拾七石八斗六合(八カ)勺

當御損御奉行

殘貳百五石壹升八合定物成

幸田多兵衛

高五百拾四石三升

同郡之内

三ツ壹分

七筆木村

物成百五拾九石三斗四升九合三勺ノ内

參拾五石四斗九升一合

當御様御奉行

殘百貳拾三石八斗五升八合三勺定物成

右 兩人

高百石

同郡之内

貳ツ八分

宇津志村

物成貳拾八石ノ内

當御様御奉行

七石七斗九升五合

守村清右衛門

殘貳拾石貳斗五合定物成

安部井宗右衛門

高七拾三石ノ内

同郡之内

高四拾八石五斗七升

門鹿村

貳ツ六分

物成拾貳石六斗貳升八合貳勺ノ内

三石九升

當御様御奉行

殘九石五斗三升八合貳勺定物成

右兩人

高貳拾四石四斗三升

出作分

貳ツ壹分五厘

物成五石貳斗五升二合四勺五才

高六拾石貳升

米迄

壹ツ三分貳厘

物成七石九斗貳升貳合六勺四才

高頭合千三百貳拾四石四斗貳升五合

同郡之内

物成合四百四拾五石二斗五升七合四勺ノ内

金澤村

七拾三石四斗六升貳合八勺

當御様

殘參百七拾壹石七斗九升四合六勺定物成ノ内

錢成貳拾六貫六百八拾貳文

米成百八拾八石五斗貳升六勺

口米拾壹石三斗壹升壹合四勺

口米合百九拾九石八斗三升貳合

延米五拾九石九斗四升九合六勺石三斗延

延米合貳百五拾九石七斗八升壹合六勺

右之拂

九月八日

四泊ノまかなひ

貳斗六升

御檢見御奉行

同日

九升貳合三勺

角宗右衛門

九月十七日

大豆壹斗貳升

幸田多兵衛

同日

壹斗六升貳合五勺

同御奉行

同日

四升六合壹勺

同御奉行

九月廿一日

まかなひ

同御奉行

同日

五升

同御奉行

同日

壹升五合三勺五才

同御奉行

十月三日

大豆貳升分過

高村清右衛門

同日

壹石六斗九升

安部井宗右衛門

同日

四斗

同御奉行

十一月十五日

御切符

齋藤清兵衛

十二月九日

大豆貳石七斗五升分

大塚(不詳)進へ渡

貳石壹斗壹升五合三勺

同御奉行

内堀九左衛門へ渡

十二月十日 斗 油八斗八升分 大黒彦右衛門へ渡
 十二月廿一日 斗 大豆壹石七斗五升分 内堀九左衛門へ渡
 十二月廿九日 十一月十二月御扶持方 中川長左衛門渡
 五石八斗 廿八分
 次ノ三月卅日 三春へ爲御用被遣候時 榮七之渡
 七斗五升 御扶持方拾人分を渡ス 三月十六日ヨリ同晦日迄日數十五日
 同日 七斗五升 同埋 家城太郎次郎ニ渡
 同日 七斗五升 同埋 築田孫八郎へ渡
 同日 七斗五升 同埋 新田源六郎に渡
 同日 七斗五升 同埋 角源兵衛渡
 同日 但三月廿二日ヨリ同廿九日迄日數八日分拾人扶持方 角源兵衛渡
 三月卅日 御扶持方四十人分三分 脇本七兵衛之渡
 同日 貳石貳斗五升 四十五人分ハ 中村市左衛門之渡
 同日 壹石八斗 同十貳人分ハ 杉十右衛門之渡
 卯月三日 田村郡 平澤村へ渡
 壹石五斗五升 但關料 同郡 李田村へ渡
 同日 七斗 同埋

同日 七斗 同埋 同郡 宮田村へ渡
 同日 貳石 同埋 同郡 大倉村へ渡
 同日 貳石 同埋 新飯村へ渡
 同日 貳石 同埋 石澤村へ渡
 卯月四日 但三春へ爲御用被遣候時御扶持方三人分 山脇勘左衛門之渡
 貳斗四升九合 二月廿三日ヨリ卯月七日迄日數十五日分
 同日 同埋 同郡 村井九左衛門之渡
 同日 壹斗七升四合 同埋貳人扶持方 府生(虫喰)
 同日 壹斗七升四合 同埋貳人扶持方
 卯月八日 但三春城中(虫喰)用ニ被付置候由卯月八日ヨリ御かち衆三人之渡
 五斗貳升貳合 間廿三日迄十五日分 田村郡 中妻村へ渡
 卯月十二日 但關料 同郡 高倉村へ渡
 卯月三日 同埋 同郡 仙石黒兵衛之渡
 卯月廿九日 御扶持前十貳人卯月分杉十右衛門之渡
 壹石七斗四升 同埋 十貳人分
 同日 壹石七斗四升 同埋 十貳人分

廣川力四郎所藏五通

今度之働共無比類候手を負候事無心許候養生肝要候恐々謹言

三月廿七日

廣川喜右衛門とのへ

義共(花押)

ふみ共委披見申候やかてくり可申候扱々此みかん四人のきやうたいともこし申候(此以下不詳)

十一月卅日

(徳川光圀) 光(花押)

度々無申返候へ共今上候半(三字虫喰)被成候當年當地御引越に成(二字不詳)一同頂候召命赴國候内に居住なさせ申十三日には御下候御還被遣候様にまゝ取計早速(以下不詳)已上

態々令贈述今度最上殿御國易に付而貴殿御事御牢人可有之與察入申候殊に貴所之儀は於何方も御身上相違有之間布候へ共若又御有付之儀遅々於申には(二字不詳)致候筑前守爲申聞候旨戸田越州奥村防州同備後等被申候此度之儀彌以如在無之定此方へ早々御上可有之候哉御身上儀右被相談を以五六百石者相違有之間敷候御分別專一に候此上之儀は貴殿仕合次第に候返々貴殿事筑

前守ニ越國之内おん内表にて無比類事共連々被及聞候次に有采女澁谷勘左川荒兵連々物語當地にて被申候儀其かくれ無之候雪中無(二字不詳)早々御上奉待候不能細草々恐々謹言

九月廿一日

廣河左門(虫喰)

(駿力) 小塚清河守 秀久(花押)

先度遣被入御念御狀忝存候夏中者其許罷通候時分御肝煎故首尾罷能通一入御影故と忝存候其後我等社以狀成共御禮可申入候處ニ還而御報罷成背本意候如仰茂左衛門殿儀村々且那方へ御暇之儀申候得共むさと家中出申仁にて無御座候間暇被出間敷由被申不罷成候尤茂左衛門殿御迷惑には候得共一は御手柄にて候間先御延引候様にと異見申候貴様も御異見尤存候此方御用之儀候者可被仰遣候隱岐殿へも能様に御心得頼入候萬事菅澤六兵衛可被申入候間早々恐々謹言

霜月廿五日

廣河喜右(虫喰)

高力喜左衛門 一方(花押)

尙々とくにも爲御禮可申入之處ニ彼是取亂延引取後候卒々以上

先日者御出殊雁一御持參忝存候其切伊豆へ參候節不
(二字不詳)向様御親父喜右衛門へ申談候よし向後相當
之御用候は、可被仰越候猶期後晉之時候恐惶謹言

卯月六日

今村傳四郎(花押)

廣川喜右殿

加須屋左近所藏十七通

爲歲暮之祝儀小袖一重到來喜思食候猶大久保加賀守可
申候也

極月六日

印

糟谷八兵衛殿へ

爲歲暮祝儀小袖一重到來喜悅之至候猶大久保加賀守可
申候謹言

十二月十九日

(徳川秀忠)
秀忠(花押)

加須屋八兵衛殿

(花押)

網封寺住持正仲書記申紀伊國井上新莊號立野公文職田
島山野并當寺敷地散在以下事々早任當知行者旨寺家領
掌不可有相違狀如件

應永十四年五月廿四日

今度三七殿依謀叛濃州大柿令居役候之處へ柴田脩理亮
至柳瀬表罷出之條爲可及一戰一騎懸馳向候處に心懸深
付而早懸着秀吉於眼前合一番鏖其動無比類候爲其褒美
三千石宛行訖彌向後前言依忠勤可遣領知者也仍如件

天正十一年

六月五日

秀吉(花押)

賀須屋助左衛門尉殿

急度申候瀧左父子(二字不詳)去三日に楠まで悉人數召
連被退其注進候就は動之日限何も重而可申越候何篇戰
候事者此間時分に大柿まで可相越候然者其城番等之儀
堅可被申付候爲其如此に(二字不詳)可申上候頓首

七月五日

筑前守
秀吉(朱印)

賀須屋助右衛門殿
加藤 虎 介殿

播州賀古郡内貳千石河州河内郡内千石都合三千石事目
録別紙相副令扶助畢永代全可領知之狀如件

天正十一年

八月朔日

秀吉(花押)

賀須屋助右衛門殿

尙々川名之紛いそき御返事可申上也

急度被仰遣候昨日朔日にくまもと迄被納御馬候四日歟
五日に其城へ被成御移それより博多へ可爲御座候間可
成(二字不詳)然はちくこ川之事水ふかく候はんと被思
(二字不詳)何と成歟仕船はしを可相懸候さしこと舟橋
かけ候事不成候間川の瀬をふませ人夫子をも輒引渡候
分別仕可置候いづれも不可有油斷候也

うの刻

六月二日

(豊臣秀吉)
(朱印)

加須屋内膳正とのへ

片桐 市正とのへ

此御朱印見分次第へ可相届候也

急度染筆候

一九州一篇被仰付薩摩之内島津居城五里六里之間に被
立御馬可被刎首刻義久かみをとり捨一命走入候條被
成御免去八日被召出候事
一島津一類被召連可被成御上洛候其上人質不殘進上之
事
一然上爰許被成御逗留國々置目等被仰付御際明次第筑

前國至博多被移御座御地自大唐南蠻國之船着候間丈
夫に城普請可被仰付候然者高麗國へ被差遣人數可被
成御成敗事

一壹岐對馬兩國者共悉令出仕事
一如此被仰付候上者頗可被納御馬候雖然其城用心等儀
猶以念被入堅可申付候在所百姓以下ニ至るまで城内
へ出入一切無用候其地ニ被殘置在番取治對無者爲御
用心旁以無油斷氣遺專一候事

一其近在法度を堅可申付候自然猥儀於有之者可爲曲事
事

一最前如被仰出候道橋之儀彌入念可申付候也

五月十五日

(秀吉)
(印)

加須屋内膳正とのへ

本紙片桐市正へ丑の三月十七日に相渡候也
爲加増於播摩國六千石目錄別紙在之本知四千石合一萬
石令扶助畢全可領知今般御加増之儀者先年於江北志津
嶽及一戰刻碎手粉骨候儀被思食爲其御感如此也

文祿四

八月十七日

(秀吉カ)
御朱印

加須屋内膳正とのへ

以上

從賀□爲歲暮之祝儀遠路之所預使札恐悅之至候就其爲
晉信弓ゆかけ十具送給候誠心懸之至今満足候將又先納
之儀我々如申置候相延候由尤之儀候來春者早々可令上
洛候處其節久能共相濟候様に可申談候間機遣有間敷候
(三字不詳) 仁被承候間萬無油斷才覺肝要候恐々謹言

十二月廿日 加 主計 清正(花押)
賀須屋助兵(虫喰)

(起下同シ)
越請文之事

一内府へ御入魂之御越請文可被成候間承候左様成儀一
切無用之由かたく被申候間其御理申候へ共我々道迄
被成存候白狀かやうなる事少も内府被存候と被思召
まして此越請文之以申候故無之候付今度之一首貴殿
へ御理不申候て侘言申ましく候事

此所ツギメ 花押 (虫喰)

右之旨於僞申者
梵天帝尺四大天王惣而日本國中大小神祇殊熊野三所權
現八幡大并摩利支尊天々滿大自在天神御罰可被家者也
仍起請文如件

慶長三年十一月廿日 井伊侍從 直得(花押)
血色アリ

賀須屋内膳殿 參

以上

昨日者御尋殊御太刀馬代忝存事尤罷出可懸面之處ニ煩
故平臥之故不能具候令(七字不詳)一申上候申達候條書
中不能審候恐惶謹言

初春廿二日

賀須屋助兵殿 加 主計頭
人々中

慶長七年に鐵炮之者拘可被申覺候事

- 一貳拾人内五人小者 三 大 夫
 - 一貳拾人内五人小者 源 兵 衛
 - 一拾五人内拾人小者 長 左 衛 門 尉
 - 一拾五人内五人小者 喜 兵 衛
 - 一五拾人内拾人小者 分 右 衛 門
 - 一百拾人内廿人小者 助 兵 衛
- 右之人數之通當年中に拘可被申候來春早々より御普請
可被仰付候由に候爲其重而態相觸事に候以上
慶長六年後十一月十一日 助兵衛

鐵炮衆 組頭中參

目錄

- 一三百石 紀伊國伊都郡 短野村内
- 一三百七拾九石壹斗五升 伊勢國飯高郡 小黒田村 茶年貫共
- 一貳拾石八斗五升 同 山室村内
- 合七百石

右爲知行被下候御黒印重而申請可遣候以上

元和六年八月廿六日 彦坂九兵衛(花押)
水野出雲守(花押)
安藤帶刀(花押)
加須屋助兵衛殿

爲歲暮之御祝儀右大將様へ吳服御進上候拙者事小田原
ニ有之ニ付而江戸へ狀被相添申候定而可被成御書候隨
而私へ彼筒服被懸御意候遠路被入御念儀忝存候猶御使
者可被申間不能具候恐々謹言

極月十六日 大相模守 (不詳) 花押
賀須屋八兵様 御報

以上

(三字不詳) 一兩日之内に日取さたまり申候此ものは
とめ候て可被仰越候

急度申入候然者貴殿失數之儀我等罷登候へ由江戸へ申
來候左様御座候へ者御意には紀伊國へ被仰付候様にな
く貴殿へ自分に而しのひニ俄ニ矢數仕候様にと申來候
而其御心得可被成候事

一當日之日取之儀も左近となく貴殿弟子之内ニ名を御
書付候て御取可被成候事

一貴殿へ當矢數之儀如何と人尋候者自紀州射手一人も
不參候而我等も罷成間敷と存候と御あいさつ可有候
事

一日取之儀四月朔日と十日之間にて御取候様に可被成
候事

一貴殿ニ當日之日取きわまり候は、早々可承候尤も貴
人ニ可參候事

一我等事はかま湯へ參候とて此方を出可申候間其元
ても我等のほり候事いまた有ましく候又銀子之事は
うけ取助兵へ殿へ渡し可申候間萬事支度御油斷有ま
しく候助兵へ殿御無事ニ候間可心安候いづれも頓て
參候而可申候可承候條不能具候恐惶謹言

三月十四日 蘆田伊兵衛
糟左近様 人々御中 美(花押)

加須屋古齋老 玉丹

芳書欣然之至に候玄春より書物相達御満足被成候由被仰聞珍重存候其以後久不能面話令爲□御來訪所希候恐惶謹言

五月九日 (花押)

小森與兵衛所藏六通

栗林之郷如前々不可有相違候軍役奉公等彌油斷有間敷者也仍如件

天正十年

七月八日

小林采女正とのへ (花押)

栗林北方宣納百貫文之所如持來候相違間敷候以此旨可抽忠信候者也仍如件

天正十年

七月廿七日

小林勘右衛門との (貞慶(花押))

錢被下候然者北栗林一郷可爲地頭之旨被仰出候夫馬之事者如此間不可有相違者也仍如件

己巳八月十一日

山縣三郎兵衛尉奉之

諏方左衛門尉殿

有坂與右衛門尉殿

浦野豊前守殿

梁瀬源次郎所藏十六通

肥後國鹿子木西庄下村地頭安藝木工助一定時申并芹村名主越前房永秀稱給各別安堵御下文不從所勘由事訴狀遣之早相尋子細可令注進之狀依御執達如件

建治元年八月十四日

(北條義政) 武藏守(花押) 相模守(花押)

太宰少貳殿

將軍家政所下

可令早安藝木工助師時領知筑後國竹野庄内得久金丸名主職事

右爲肥後國鯉郷内得次名替所被宛行也者守先例可致沙汰之狀所仰如件以下

弘安二年十二月廿八日

安主管野 知家事 令左衛門少尉藤原

存上

北栗林之内四拾五貫文之所出置候以此旨信濃守へ軍役已下可相勤者也仍如件

天正十七年三月十二日 (朱印)

諏訪玄蕃允殿

諏方法性大明神鹿食御許之事

奈盡有情 雖放不生 故宿人身 同證拂果

(朱印) 神主武居誕

天正十八年内申 月吉日ノ

賣神 大祝 金刺 祝印

於于信府栗林之内三十貫之所被下置候依于戰功并武具之嗜可被宛行御重恩者也仍如件

戊辰卯月四日 朱印 山縣三郎兵衛尉奉

諏方左衛門尉殿

朱印 定

北栗林之内兩三人へ被相渡之外御藏へ納候之分貳拾貫也此内拾貫有坂與右衛門尉に爲御重恩被下置候又拾貫を諏方左衛門尉浦野豊前守有坂與右衛門尉三人爲御夫

(北條時宗) 別當相模守平朝臣 (花押)

ゆつりわたすへるへるせんのふんひんこのくにくめのかうにしかたはんふんしもかたをつる一こせんにゑいたいをかきてゆつりあたうるところなりみくらしにおき(虫喰)ふんけんにしたかいてけたいなくきへしせられ候へく候よてのちのせうもんのためにゆつりおくところくたんのことし しまらわ二ねん十二月廿一日 あましんれん(花押)

任此狀可令領掌之由依仰(虫喰)知如件

正和三年正月廿四日 (北條照時) 相模守(花押)

親藤女子中原氏女當知行之地任一同宣旨管領不可有相違者天氣如此□□以狀

元弘三年八月廿九日 權左少辨(花押) 新田右衛門佐義貞 與

同之仁菊池掃部助武敏依寄來宰府於中途重付去年十二月卅日抽軍忠之上引籠菊池山城之間今月三日致合戰親類若黨等討死手負中間被疵分取由事申狀賜候畢可令注

進候仍執達如件

建武三 正月十三日 (少貳) 賴尙(花押)

安藝助太郎殿

下三池木工助入道々喜

可令早領知筑前國富永庄並肥前國大村太郎跡事
右以人爲勳功之賞所宛行也者守先例可致沙汰狀如件

建武三年卯月五日

三池兵庫助親元申橋遠江入道於肥後國久米郷西方上村
致濫妨由事訴狀具書如此事實者無道也蒞彼所退狼籍人
載起請之詞可被注申之狀依仰執達如件

貞和七年二月廿九日 源 (花押)

長門權守殿

立田後藤七郎左衛門尉殿本領事不可有相違之狀依仰執
達如件

永和元年十月十七日 (細川賴之) 武藏守(花押)

下 三池中務少輔康親

可令早領知肥後國伊倉北方地頭職同闕所分同國於藤

高塚等事

右爲勳功之賞所宛行也者守先例可致沙汰之狀如件

至德二年五月二日

肥後國鯉村本知行庄分事爲料所々預置候也任先例可有
知行之狀如件

至德四年二月三日

三池中務少輔殿

九州事不與力噉訴輩屬探題畢可致忠節之由所被仰下也
仍執達如件

應永四年四月廿日

三池中務少輔殿

御子息一松殿爲嫡子所領已下讓補之由承候畢可存其旨
候恐々謹言

十月廿七日

式部直氏泰(花押)

今度以兩使條々申候處別而御入魂殊對國家倍可勵忠貞
之段以寶印裏承候乍案中祝着候親員地盤之趣細碎洞杵
安房守申□感心候此等之儀爲可申重々高勝寺守部新左

杉新六 自中泉

丸山右次馬所藏九通

甲州林郡之内八拾貫文同所之内夫壹人之事

右爲本給候間不可有相違之狀如件

天正十年 〇御朱印

十二月九日

河西作左衛門尉殿

今十九於信務更科郡川中島遂一戰之時頸壹討捕之條神
妙之至感入候彌可抽忠信者也仍如件

天文廿四年乙卯

七月十九日

浦野新右衛門との

民部少輔(五六字虫喰)支度藏方之拾五貫(虫喰)借用以
(虫喰)土貢可被相調之旨御下知候者也仍如件

辛未三月十一日 (朱印)

河西民部左衛門殿

衛門尉差遣候仍太刀一腰進之候猶年寄共可申候恐々謹
言

九月六日

三池殿

(大友) 義鑑(花押)

今度御同名七郎殿造意之儀付示預之條無疎略之趣令申
候彌無別儀之旨尤可然存候條々蒙仰之通得其意存候黃
金十兩送給候御懇慮候猶飛鳥井殿可有傳達候恐々謹言

二月廿六日

一色左京大夫殿

御返報

太刀一腰并百疋送給祝着至候猶委細之段宮善可被申候
恐々謹言

十一月朔日

羽柴藤吉郎 秀吉(花押)

御宿所

大竹孫右衛門所藏一通

返々如前々御渡可被成候此外不申候

大竹孫右衛門尉殿御給如前被下候間御渡可被成候若御
藏(納候共御渡可被成候爲其折紙を進候恐々謹言

正月廿八日

小二右 (滿)

○朱印 定

如先御下知麗彌に家爲造作者如中新宿諸役可被成御免許候但造作等未熟之上不叶御氣色者可被悔還之趣被仰出者也仍如件

申戌

八月二日

柳町宿中

跡部美作守奉之

定

(二三字虫喰) 被仰付候畢竟對(一二字虫喰) 加指南又自敵國參入之輩嚴重相改之有不審之族者不移時日可致言上旨所被仰出也仍如件

天正四丙子

五月晦日

原 出雲守(虫喰)

跡部大炊助奉之

就于一戰之様子無心元之旨態飛脚喜悅候先衆二三手雖失利候無餘義候爲始玄蕃頭左馬助小山田甘利諸頭諸卒無恙候尾濃三境目之仕置手堅加下知納馬候可心安候委曲自府內可申遣候恐々謹言

追而其城用心專要候之間聊も不可有御油斷候玄蕃頭殿江尻へ相移候條每事相談尤候以上

六月朔日

(武田) 勝頼(花押)

上野 介殿
小原宮内承殿
三浦右馬助殿

丁丑定納合四拾九貫七百文

一乘馬 甲立物具足面頬手蓋咽輪脛楯指物四方敷しな
いか高介可爲如法

一鐵炮 可有上手數手玉藥壹挺に三百放宛可相渡壹挺

一持鎚 實共に可爲貳間之事 壹本

一長柄 實共三間木柄敷打柄敷實五寸(不詳)してある
へし 壹本

一持小旗 付何も歩兵武具あるへし 壹本

已上

右如此道具有帶來可被勲に設重而被遂御糺明以御印刻可被定旨被仰出候者也

天正六年戊 八月廿三日 今井新左衛門尉(朱印)

武藤三河守(朱印)

原 傳兵衛殿

渡申御知行方之事

一百拾壹貫六百九拾六文 □久□之内

一八拾八貫三百四文 □木之内

合三百貫文

右渡申分田畠上中下之積御給衆の中分散を以可有御取候私之自由尤罷成間敷候重而御城御黒印を取可進之候仍如件

卯極月十三日

西郷夏左衛門(花押)

河西小作殿

一於御分國中一月三疋三駄之事 付木曾之谷中共に

一吉田町三間之事 付御役所共

一德役酒役之事

一拾六座諸役賣買之事

一宿々御印判役之事

以上

山内瀧口所藏六通

孟春御吉事珍重に候仍先立脚力以使僧雖申入候山中深雪故敷未(虫喰) 餘に無心元存追而申進候陣中單御戻却と雖被申返候堅固之御(二字不詳) 可目出度候草々被御隙明小宮邊被御陣寄白川進退致被引立可預候近年頼入候御首尾今度相極候何存(虫喰) 是非之分別專一に存候

尙味方中被申越候恐々謹言

正月朔日

山内殿

御宿所

(葦名盛氏) 止々齋(花押)

新春之爲御吉事弓預之多幸に候因之同弓進之候聊表空書計候尙永日可申承候恐々謹言

正月十五日

止々齋(朱印)

謹上山内刑部大輔殿

急度爲脚力申越候先立當十一日出馬ニ付而申届候處于今不被打越候案外之由存候今度初而打出候之條縱深不

申理候共被打出可被及意見候之處御遅延口惜候今明日中安積表へ被越候間一刻も御引詰被打越候へ、越國境

へ者百万返差被成候間更以氣遣有間敷候萬々自富田所可申越候間不能具候恐々謹言

(問) 潤五月十六日

(葦名)

義廣(花押)

横田刑部大輔殿

就關左令張陣芳書殊紅端如員數贈給候遠境御懇意難絶謝次第候諸毎期來臨之時候恐々謹言

二月十七日

山内刑部大輔殿

(上杉) 景虎(花押)

態預飛札快然至極候仰去夏以來被對義廣無二御忠切之段誠以無比類候則遂言上候處御感不斜候彌丈夫ニ水窪大鹽兩城共に可被相拘事專一之旨御詔候然者北條相背御下知故來月上旬に始家康景勝御人數被差遣三月朔日ニ有御出勢北條御成敗議定候間其直ニ黒河之被成御亂入政宗可被作刎首ニ落着候然時者今少之儀ニ候條其元之儀無御油斷事肝要候將又大沼郡伊北地御舍弟大覺助殿身上之事承候條々令得心候親御透令言上重而御朱印相調可進之候加様之儀をも只今雖可相究候其表之儀無御心元候殊に飛脚も急候間返遣候猶井口清右衛門尉可申越候恐々謹言

正月十三日

山内刑部大輔殿

御返報

(石田) 三成(花押)

新編會津風土記卷之三終

新編會津風土記卷之四

提要之三

家士古文書

浮洲次郎左衛門所藏十通

坂本學兵衛所藏二通

龍造寺舍人所藏三通

竹本登所藏五通

神尾才八所藏四通

黒河内織左衛門所藏一通

松澤喜右衛門所藏十七通

神尾長藏所藏二通

浮洲次郎左衛門所藏十通

鷹相留塚目之事

一東はかに河北は鹽川の河筋北口南は本郷をきり西を下鷹も河流すへし其外一切に下鷹つかふへからさる事

本部新左衛門尉とのへ

知行方目録

一貳百拾七石五斗四升

美作勝北ノ小吉野庄 眞賀部村之内

一貳百六拾一石八斗

備前上東郡 八日市村

一貳拾四石七斗

同邑久郡 土師村之内

合五百石

右令扶助訖全可領知者也

慶長五年

秀秋(花押)

霜月十一日

本部新左衛門尉とのへ

以上

爲御意申遣候其方今度伏見水之手丸同奥之門乗取候事并於關ヶ原刑部少輔へ懸合壹番首討取之高名無比類候殊に手負候時之次第神妙候爲御褒美御知行御加増被遣物頭可被仰付候重而御目録之時可被仰出旨御詔候可被得其意者也

慶長七年

林丹波守 長吉(花押)

本部新左衛門殿

東はかに

一西はかに川北は鹽川までをきり東南をは鷹共もゆるさゝる時は一切つかふへからさる事

一小鷹はいつかたもゆるすへし但鷹鶴の有時は留主所はつかふましき事

右相背鞆かたく曲事に可申付事

文祿二年十二月廿四日刻

丹州多喜郡ふきこさあかけ内百六拾石之事令扶助訖全可領知者也

文祿三

(織田) 秀信(花押)

四月二日

太田九左衛門尉とのへ

知行目録

一貳百六拾五石二斗一升

筑後國生葉郡 筑前那珂郡 同嘉摩郡

一六拾石

みやけ村之内

一七拾四石八斗

下山田村之内

合五百石

右令扶助訖全可領知者也

慶長五年

八月十九日

(小早川) 秀秋(印)

相渡知行方目錄之事

あき 一高百四拾四石六升 かも郡 大さわ村
あき 一高百五拾六石 とよた郡 あじか村
ひんこ 一高貳百石 みつき郡 つがふ村
都合五百石六升 五ッ四分五ッ
物成合貳百七拾壹石四斗四升
右如件 慶長拾參年 十一月九日
左衛門大夫(朱印)
本部新左衛門尉殿

以分國之内千石之所令扶助了全可知行候仍如件

元和元年十二月十四日 (前田) 利光(印)
作山主膳正殿

知行目錄

一八百石 平岩彌右衛門跡 加州能美郡 日用村
一參拾石四升 越中婦負郡 吉江作村
一百六拾九石九斗六升 合千石
右除山川竹木全可領知之狀如件
元和元年十二月十六日 利光(印)前二同シ
作山主膳
鷹野爲見廻毛返々踏皮二足到來候早々懇志之至令祝着候猶岡山木工可申候
十月廿九日 (朱印)
梅原彌左衛門尉殿

一先年關ヶ原御陣之時分新左衛門者金吾中納言殿小性にて罷有候ニ付先手之内田中善左衛門志方主殿深谷勘右衛門別而無女在候故各肝煎を以先手へよひ取給候様に頼入候但若き者之先手を望申様に候へは何と哉覽いてかしたて之様に候條御三人之取成にて相濟候様に頼入申候之所ニ右之者共心得候といかにも手高に請相申候へ共はか不取慶長五年七月廿日ニ大坂

伏見え出陣之時も右之小性跡にて立申候同廿二日之夜初仕寄いたし候故先手爲見廻參候處ニ法度を背參候事沙汰之限ニ候其上手を負候は、此場之者共不届様に御惡可在候早々戻り候様ニと申候間たけたば一ツつけて可戻旨申則付け候て戻り申候明ル廿三日春日殿あに齋藤與三右衛門と申仁稻葉内匠こじうとにて候故内匠へ與三右衛門申候は御跡より小姓衆先手へ被立候何とて法度を無御申候哉と申ニ付たれにてもと尋られ候へは新左衛門にて候と申候故無是非義とて組中連狀ニ御法度を背候と如何様ニも曲事ニ可被仰付旨連判いたさせられ候又其晩にも新左衛門先手へ見廻申候へは扱々毎度不届候早々戻り候へと申故右之とく竹たばをつけ候て戻り申候明ル廿四日に又々與三右衛門内匠に右之通申候故血判候て組中誓紙被申付候故最早此上は不被言候無是非儀ニ候と存右先手へよひ取くれ候様にと頼みたる三人一所に居申處へ參内に頼入先手へ之儀如何と申候へは石州も請相無如在候へ共殿様え申上事透を見はからい相延し御次而次第に可申上旨に候間今少相待候様ニと申候無分別不始于今若き時に候へは彌無十方故申候はもはや各頼申間敷候何事候共御成敗をかゑりみす

御法度を背各跡にも可參候各先に御入候ても別に替儀も在間敷なと、無十方義を申座中を立出申候組之内無如在者共ニ右之様子語以來先へ行申事候共此筋目と被存候様にと申候事
一 同廿九日之夜半過に伏見松之丸やけ候故先手之者共乘申候左衛門尉も随分急候故か堀ばたにて彼三人之者共に行合參候そと言葉を懸候處に兎角は不被申と申それゝ水之手之丸右三人と前田忠左衛門と申者新左衛門五人はしり付さまをとち最早鐵炮はうたせ不申候さまごしに鑓を出躰に候たもんやぐら乗事不成かうしさまを打をとしそれゝ内え皆々入候へ共敵引取何之珍敷事も無之候右之内志方は土佐にい申候殘は果申候
一 右之丸ゝ奥本丸と松之丸との間に朽木門有余田市左衛門天野民部津田左京日置彌次右衛門大河内茂左衛門右五人乗候跡に新左衛門のり申候處に石をとし、耳と手がうをつかれ落申候其迄は右の所へ敵いまた不入迫候故五人は無事に越申新左衛門落候て、鐵炮打きびしく候故乗候事中、不罷成内へ入たる者共も引取候様にと中納言殿を被越くゞりを打あけ出申候夜明方に成候間早々戻り候様にと皆々申に付

而新左衛門は歸申候五人之内余田市右衛門攝津ノ國に居申候天野民部は會津にい申候大河内茂左衛門はかまいにて上方にい申候殘は果申候

一同晦日之夜稻葉内匠平岡石見中納言殿御前ニ而大小性之内ノ七人御法度を背松ノ丸下之段石かきえあかり申候それノ何と存候哉すぐにはしり申候にくきと申上候處に中納言殿もさてくにくき儀に候成敗を可致物をと色々之儀を被申候由に候其後本部新左衛門も乘申候て水之手之丸同奥の門乗候者共同前にかせぎ申候と申上候處法度を背候は、法度之通に急度可被仰付と御申候兩人申候は左候は、七人之者共新左衛門うつけて御成敗にあひ候我等共ははやく立退候事いでかし候と可申候此段如何御座可在哉と申候へは右之通いでかし候は、中納言不問様にしてたすけよと被申候由に候

一八月十七日ニ伏見ノ出陣して石部に十日計御逗留申候廿四日之朝右之水の手四人之者被召出小袖一重づ給候是當座之褒美に候水之手之丸取候事手柄に候重而能御覺可有之由直ニ被仰渡候同朝奥之門乗候五人之者にも門を取ほねをり候重而御覺可被成由使にてめんく宿へ被申渡候其後新左衛門所へハ急キ御

宿へ可參候旨御使ニ候則參由申上處ニ前へ出よと御よび候て先手を望者多候へ共一人も不遣候新左衛門は今日ノ先手へ被遣候間萬事神妙に仕候は、重而禮を可申候かぶき候は、中をたかい可申と被申候忝御詫畏候と申候へは神妙のけいやくに酒をのますべきとて中いんにて中納言殿まいり則御さかづき被下御肴のしなと手づから給色々御懇成被仰様共に候

一九月十五日に關ヶ原にて大谷刑部少殿手へ布目新平木村常陸殿瀧川出雲初は、天野民部新左衛門四人懸合其揚は敵追立候新左衛門仕合能候哉島田喜四郎神子田半右衛門と申仁刑部少殿して物頭を被仕たる仁之由に其仁を討取申候故新左衛門持合可仕候へ共敵未備を立居申候間持せ上る由申遣下人に爲持遣候處中納言殿は未松尾之取出に御入候處にて懸御目由ニ候はやく高名殊に計取一番首と付候様にと御志にて桑原正信御帳につけたる由に候右瀧川は備前にい申候天野はあいつにい申候布目はうち死仕候桑原正信は稻葉内匠所にい申候間今は稻葉丹後殿にい申候哉

一右之所味方たてられ皆々口へ出候に付新左衛門尉も出申候處ニ平岡石見にあひ候へは爰に而鎧を可致候

と申候故一段可然と申候處ニ石州はや手にあひ候哉と被申候奥のさくぎはにて取持を上ル由申候へははやく義とて石見もかんし申候すみとりがみの鎧印十枚計血にそまり候と被見たる故にて可有御座候其わきに日野左近早右馬助居申候間石州鎧可致と被申候間いざ馬ノ御をり候へと申處に何と哉覽ながき返事申候間それノ五六間さきへ新左衛門乗ぬけ參はづれのせばみにて馬よりをり一二間行候處に敵四人してつきかけ新左衛門けさんはづれ高も、をつかれ五六間在之かたきし成處へはねおとされいまたふして居申處へ佐田九左衛門と申者すけ候とてあかり候間お（尉脱カ）きかへり見申候へは右之敵新左衛門を取にまなか程をり候に付九左衛門同前にあかり候故てき足本惡敷故か右つかれしだん迄引上ケ候故九左衛門同前に鎧先にて一ツ二ツうちあひ其後てきかさみ候故兩人共に引取申候馬に乗り皆々被居處へ可出とて九左衛門は出申候新左衛門尉は手負馬ばなれ候に付其向ひ成高キ處へ上り居申候處に首爲持遣たる下人戻り御目かけ申様子語り中納言様頓而是へ御座可在と申候間をり候てい申處へ黒田次右衛門と申者參候間手はい馬ばなれ先へ行事不成是ニ居候御目見仕度候間頼

入由申候へは先程持せ上ル頭も見申候殿様一段御ほめにて尤一番首に御付被成候と申て扱罷戻り中納言殿前にて新左衛門方えゆひをさし申候則新左衛門へ乗付御被成先程爲持越首も見候一番首付取と則帳にもつけ候手は矢か鐵炮かと御尋候故鎧にて候と申候へは先程くびの時など御申候其後之義と申上候へは又いたしや度々手柄ニ候馬ばなれたりと見へ候乗がへ不申候哉越中ハ不居候哉藥をとらせ可申と御申候御馬も越中も先へ參由申候然者こやへ行候て致養生候へとの御意にて與八郎と申かぢの者新左衛門を召連こやに置候てもとり候へと御申候與八郎申候は私も御供に參度由申候新左衛門こやに置も供に來ル同前に候と御意に候故畏と申候さて中納言殿手はいづくに候哉と御尋候故かしこまりながらいじり廻りわきも、を御目につけて候時ちはづれかみのちのどくはしり申候御覽候哉と存御かほを見候へは何共不被仰ふしんたらに御覽にて候扱其後手をよく致養生頓てよく可成候間一かと知行をとらせ可取立候旨御意に候忝と申上處にはやまいれと御申候故鎧をつへにつき罷もとりと見へ候内は馬を立られ御覽じをくられ候其後中納言殿御果候てちりく成候故九左

衛門尉所へ禮狀を遣置候其狀を懸御目ニ黒田筑前殿へ利身をいたし罷出鐵炮など預り仕台よく罷有候筑前殿にては青野六太夫と申候故果して子ニ跡を給其子もはて今はまご跡を取り申候右之狀も在手負候時之次第日野左近甲右馬介見申左近者毛利長門殿にい申候

一慶長七八月廿九日之夜新左衛門に加増をとらせ母衣之者に可致候早言可出處に皆如存取紛事共に延行候伏見之儀は法度も有之間此度も申出間敷候此段新左衛門に丹波申渡様にと事之由候則明朔日之朝御右筆致出頭候長原庄兵衛と申者之方申越候其後丹波所御用候間御屋敷え上り可申旨使を越候參候へは右之通申渡候所に忝通なま請に見申候哉事之外御怨みと被申候故丹波殿は御存の間敷候御合戦さんし致御目見候時右之通直に御約束に候御失念ならば黒田と申はらに御尋候へ又伏見之儀如御意御法度を有候間當座に御成敗候へは不及是非御赦免にて一くわ過候上は可被仰立儀と奉存候申候へは丹波被申候は左様之儀は不存候申處尤に候間則其通申上重て御意之通可仕之候間相待候へと被申候三日之日御屋敷え上り候様にと使を越被申候故被參候へは右之次

所とかけに候て申たる由に候其右手千貫矢倉之御門へ參候へ共旨事も無之候急首を見せ度存故戻り阿波守のほり下へ參候處に本田上野殿之使寺田將監小河左門小倉忠右衛門殿は御自分之御見廻として三人と阿波守殿物を御入申候處へ參候忠右衛門殿本部か手負たるか身かよこれたと御申候手は負不申候手にあい候とて二ツの首を見せ申候へは手柄に候余之者には手柄其方は不珍と被申候是式之儀をとな新左衛門申處に阿波守被申はいや、忠右手柄に候何れの首に候哉岡山前にて取りたるはとはれ候此首に候と左之手之を見せ申候其時其方あぶなく候に勝候と被申候故扱は御覽候へは手柄に候と忠右殿被申候かまいは如何と阿波守被申候かまいは無候と忠右殿被申候しかと被申其段は請に立申と被申候時此仁は陣場をかし合戦に合候へはかけばなしに候へ共此働之上は筑前殿へ禮をいわせ可申候と被申候へは忠右殿それ一段之儀主も忝可存候と御申候忠右殿御歸可在候哉將監左門は上野之使に候條召連可參と被申候冬ノ御陳つき山に筑前殿御入候所へ阿波守寄候て物を被申少立さり將監左門罷出よと被申上野殿へ之御返事被申候而兩人はもと申率人出よと被

第申上候へは黒田と與八郎に不及御尋に御覺被成候伏見之儀も申處無余儀候然者すみつきとは丹波判をいたし相渡候様にとて中納言殿右筆江波助之丞書して文言は中納言殿御このみ候則丹波相渡申候

一大坂七日に岡山前に敵行成に候て其十間計前に武者六七騎ち立居候處へ參候處にみかた跡より參候をてき見候て引口にさし向者をつきはね則おさへ候處へ青木頼母木村五郎右衛門と申者すけ申とてをり立申候最早仕廻候間御通候へと申候よく覺候様にと申候て通り申候其時新左衛門鑓目くぎ所おれ候に付てきのやり十文字にて候を取持于今在之候右兩人于今加州に居申候

一それ城へ可參と存黒川筋惣構二町目之殿町中程に武者五六き町を取切居申候先へ被參者横町へ乗込通り候に付新左衛門馬取横町へ口を引向候何とて其方えはと申候先之とくにいたし候へと申候故敵と見てわきへ行者に候哉はなせと打あげすくに懸り候てき何と存候哉其前之やかたのくじり之内へ皆はいり跡二人鑓をふり取こ言を一人え申候齋藤五右衛門と申者すけ可申とてをり立候を其内にはや仕廻候故忝候と禮を申罷通りて横町へのりこまずと存候事無殘

申候に付かぶとつき二ツ前におき畏居候へは阿波ゆい聞く手柄に候と筑前守殿被申候則かしらをさけ禮を申歸申候處にむぎはたの中小塚のかけに三人御入候間それへ參候處に左門新左衛門手を取忠右衛門殿私共は金銀色々之進物しての禮をは見申候此仁之とく之進物にての禮を見申は今が初にて候と被申候へは忠右殿もくわいけいの禮被申候筑前殿御言葉之様子彼是冥加に叶たる仰に候と御申候故近比けつこうがましき御あひさつに候をわらい申それ三人衆は天王寺へ御歸候新左衛門は阿波守に一禮申可立退と存阿波守のほり下に相待候處に暫して被歸候間此中に御なさけ只今御取成を以御禮申上重々忝存候明日は早々可罷上候何方に罷有共御芳志忘置ましき旨申候へはいや、それ申てはなく候筑前殿御抱可在と御申何方へも出能身躰にては候へとも同者今之禮を禮にして筑前殿へ出候様にと被申候ともかくも御意次第左候は、こやを御内衆同前に懸申度候こや場御内衆に被仰付被下候と申候へは心得申明日こや用意致ス様にと被申いとまごひして陣やへ歸申候

綸言備催平時行朝臣氏族欲傾皇天參議從三位源朝臣
尊氏賜勅諱字高可早亡平民一族退朝家之怨敵取東八箇
國官領職勅許也將軍宣下宜任關東靜謐忠者依院宣執達
如件

建武二年七月廿一日 左中將忠顯奉
進上 足利武藏守殿

被綸言備源義貞朝臣非忽諸朝廷神威與佛法既焉佛神怨
敵亦為王法朝敵可早誅罰彼一類致天下泰平者依院宣執
啓如件

建武三年三月十七日 前中納言資名奉
進上 足利武藏守殿

龍造寺舍人所藏三通

今度至豐後島津令亂入付て殿下え為御忠節色立肥後國
へ打入所々放火之由小早川左衛門佐かたより申越候時
分柄被見計忠節段不斜御祝着被思召候島津國へ北入候
共春者被出御馬島津可被刎首候條被得其意諸事無越度
居動分別此節候褒美之段面目持候様一廉可被仰付候其
段申觸下々可成候(一字不詳)事尤候也
(豐臣秀吉)
極月四日 (花押)

龍造寺民部大輔とのへ

為歲暮之祝儀御太刀一腰馬一疋到來懇情令祝着候猶鍋
島飛驒正申含之條不悉候謹言
(羽柴)

極月廿八日 秀長(花押)
羽柴肥前侍從殿

為歲暮之祝詞被示越使者并太刀一腰馬一疋贈給候遠路
戀情事別て欣悅候猶來春期拜顔節候不能多筆候恐々謹
言

極月廿九日 (豐臣) 秀次(花押)
羽柴肥前侍從殿

竹本登所藏五通

於今度之一戰者當方之安危候間着到之外如何様にも人
衆を嗜無二可走廻候於遂本意者恩賞者戰功次第可任望
候於同心下官も此時候間輕身命可走廻候進退之儀渥分
可引立候所無偽八幡大菩薩可有照覽者也依如件

元龜二年辛未 正月七日 (北條) 氏政(花押)
荒川善左衛門殿

去冬向遠三信玄出張に付て為加勢立遣處至于立春致在
陣走廻候事感悦に候仍如件

元龜四年癸酉 (北條) 氏政(花押)
四月朔日 荒川善左衛門殿

去十四日於沼津表懸合之砌出鏑下敵一人富島同心河口
彌兵衛と合討高名之至誠感悦候彌可抽粉骨狀如件

五月廿日 氏政 判
荒川善次郎殿

駿豆表へ敵可出張由貴覽も同意候條人衆悉召連早々可
參件候休息隙無之候へ共既敵動と云候へ者無是非候謹
言

七月廿日 氏直(花押)
荒川善左衛門殿

越後之内於荊羽郷知行高參百石下置候可令所務者也
竹本右衛門尉殿

神尾才八所藏四通
知行目錄 越後國
比志目村 一五拾石 於列水内 紹島村内
一百五拾石

都合貳百石 右令扶助畢全候領知者也
慶長拾八年八月三日 (忠輝之印)
神尾才兵衛とのへ

宛行領知之事

吉田郡 河合鷲塚村内

一高五拾七石七斗貳升四合 坂北郡 熊野堂村内

一高四拾貳石貳斗七升六合 高合百石

右全可知行者也仍如件

寬永五戊辰年霜月日 印
神尾喜太郎とのへ

已上

飛脚殊鹽引二尺到來令祝着候猶期後音候謹言

正月晦日 宰相 忠公(花押)
神尾才兵衛殿

舊冬元服被仰付候為祝儀飛脚殊鷹一羽給令祝着候猶期
後喜候謹言

五月十一日

少將 神尾才兵衛殿

光通(花押)

黒河内織左衛門所藏一通

懇以飛脚申上候先新年之御慶珍重猶以不可(五六字虫喰領之分無相違被下候由本兵被申越候其許へも右之段本佐十兵(七字虫喰)立條々自訴之趣も候間何右衛門を爲使十兵へ談合申候へば小笠原左衛門佐殿松尾還住迷惑之由御訴訟被申候間(三字虫喰)御腹立被成左衛門佐殿には無御取合松尾爲仕置勅負殿を被遣候此砌少之御訴訟も御無用之由十兵被申越候此上者不及是非候兎角高遠之城爲限取其元松澤喜右衛門様子被仰付被遣御尤候此方も一兩人直様高遠へ遣申候雖然城主へ井兵少御狀參候それは其許へ差越候由十兵被申越候然則此方人はやく高遠へ罷越候共諍文なくしては城被相渡間敷と存候其元右之御狀被相添早々喜右衛門を被遣御尤候一本兵被申越候分と于今知行之高之御落着無之候旨依様子に重て御重恩可罷出かと被申候一越前之國は三州様へ被爲遣雪消次第御家中衆爰元へ被參候由候然則我等も二月時分は大坂へ罷登彌得御意候て直様高遠へ罷下候はんかと存候一何も御知行割に

てしかく無是由承及候一多胡之儀御代官に罷成候様にと本兵まで申届候挨拶には兎角來秋までは自余へは申付間敷候て國替之事も秋中成共被成候て可然之由被申越候先安堵にて候兎角高遠之儀も秋所務うちに各妻子引越候ては堪忍罷成ましく候間下總にて夏くらしをいたし候て其上秋かけて在所へ參り候はんかと存候其内高遠之仕置は百姓之還住肝要存候其段可被仰付候爰元以外の外の深雪にて通路不自在候間見合候而以使者萬端御談合可申候一其後御煩氣彌御平癒候哉承度存迄候一大坂甲斐守殿内にて無何事息災之由節々申越候御心易可被思召候小源次も無何事御奉公申之由申こし候万々追而可申上候間不能具候恐惶謹言

正月九日

肥後守(保科) 黒河内長三殿

正光(花押)

松澤喜右衛門所藏十七通

度々書狀到來被見候其元先々何方も靜に候由心安候彌油斷有間敷候尾州表之事は定て其許へも可有其聞候去廿二日三日ごうどの渡り萩原之渡兩日に兩度く合戦何れも味方大勝にて兩度に五千程被討捕候領共何れも關東へ參候其上美濃尾張敵之城一度に八ツ明渡候京勢

松澤喜右衛門との

軍に打負たるい赤坂を被取切各大柿へ逃籠候則此方之人數押寄去廿六日被取詰候大柿に籠り候衆は石田治部少輔筑前中納言殿備前中納言殿小西攝津守島津兵庫助右之衆にて候貳万程にて取籠之由候取巻候人數は八万之御着到にて天下之落居候只此一城に極り候間森下始として西國衆致後詰候哉一女共江戸へ越候事親に候人へ委申越候間定て可有御指圖候若江戸へ越候は江戸之番には七右衛門左吉水右衛門茂右衛門波多右近梅津金子左近其外中間二人差置候而其外之衆は各有多胡收納專一に可申付候天下之落居も五十日之内たるべく間可心安候文明寺源英慶印へ傳言申可心得候一揆齋召仕候玉作之夫丸背法度候間召搦候處に繩をぬき候て欠落候いかやうにも尋出し可成敗候被替急度可差越之由可申付候恐々謹言

八月廿九日

肥後守

正光(花押)

松澤 喜右衛門殿
丸山 半右衛門殿
吉川 織部 佑殿

足輕拾人其元より多胡迄扶持かた相渡可遣者也
三月十八日 正光判

巢鷹如書付路次中無異儀參着候一小野八乙女之儀申越候小野の郷之儀は上伊奈分ながら先年親に候人高遠に御座候砌無所務他に參候間本領之外にて飯田へ被相渡候それさへ重々大十兵へ申届候被爲得心候近日關東へ十兵被下候其砌於木曾承届高遠貳万五千石内にて候へは堅可相渡候由約束に候然處八乙女の村前々高遠領に極候處を且被引分候久助受永かたへ重々申理於無請引者其上爰許へ急度可申越候大十兵へ申理落着可申一殘候鷹之巢付てさしも入精見出し候やう才覺專一に候先其許に殘置候はい鷹早々此方へ可遣候甲斐守殿へ可遣候一北原彦右衛門煩に付て江戸へ越候事不成候ば先狩野壹人にて不苦候一鷹之餘餌候者可致扶持之由尤候一梅千世右近子に候お松兩人此方へ可遣候時分柄可爲不自在候間少宛之合力被渡候て可遣候一白布之上を拾段ほど求可遣候一其許へ遣候長持に我等秘藏之鐵砲貳丁入候取出し候て節々爲磨手置きよく可申付候一よるの物も廣間にほさせへ候一先度申越候長柄之鐵共無油斷支度可申付候不圖會津へ可有御働儀も可有之候間每物親に候人得御意候て成候程に支度は油斷有間敷候

何時もねか之儀は此方より可持參候一此巢鷹のほり跡にも巢鷹をり申候はい鷹貳ツほと甲州へ遣度候一此小箱江戸へ可遣候無便宜候共態も可越一我等儀は秋中迄は爰元に可罷在之由御意候間可有其分別候一鳥屋鷹共入念候て可飼之由久二郎かたへ堅可申付候其上餌之積も澤山に有之由肝要に候一うつほ一箱最前北庄より遣候取出し候て廣間にかけむしほしすへ候一上伊奈八乙女村之事前へ親に候人高遠に御座候御被成所務候地に候は何方より何中之事申候共大十兵より無御手形候は渡申間敷候由堅可申拂候高遠本地之内は少も相違有間敷候由十兵かたより我等かたへ度承候間如此候其上受永かたへも右之段可申理候一長持てうめかぎ三承に目せ遣候一被三承鷹之餌かと取候ばん由申候はふちかたを可出候恐々謹言

肥後守

六月九日

正光 判

松澤喜右衛門尉殿
小原庄右衛門尉殿

追而江戸屋敷之番として五十壹人又足輕躰之者成共番卒にしてめしをくへ候以上

不申越候爰許にても借りかね餘多候間さやうなる積を合申度候とかく丸山其許へ參着候は吉川談合候て金有次第爰許へのほせへ候濱松にてうり夫馬十兵へ申候様子清五に委申渡候間定て可爲無才覺候間入于念可聞届候一女共其地へ參着候も効條之儀自然郷子など不足候は、其跡にて借用尤候以下へは麥をふちに出候而尤候一其元屋敷割之繪圖委拙見候様子尤に候其段可申付候一田口此已前之屋敷へ法花寺立之由申候罹川之豊前古屋敷前々之法華寺屋敷に候間其へ可相移候其上田口古や敷には慶印を可差置候已來は樹林寺之觀音堂可立候間其心得尤候一ゆうしやう多胡に捨置候由江戸女共かたより申越候丸山吉川兩人之不届不及是非候縦亂國より引放れ居候共ゆうしやう壹人之事我へ母同前に扱候事にはとは何やう之造作をいとして如此候哉高遠へも迎之事喜右衛門かた迄申遣候へ共地下人之造作をいとひ候て不差越候由申越候是も不及分別候地下人造作をいとひ候も様子候かし今度女共同前に高遠へ引移し尤候老對之事候間馬にては罷成間敷候間乗物を支度候て可差越候一小源次妻子とも高遠へ引移度候由申越候是は我等不及分別に候親に候人御意次第に可申付候一いかやうても鮎を調法候てすしを澤山に可申付候

又親にて候人御煩只今より少とおとるましく見届候へは節々飛脚可差越候以上
赤羽清五無異儀參着又巢鷹も三領無何事參着候一我等儀も御暇罷出候へ共本佐少相待候へ由被仰付候間先へ逗留候定て下向程有間敷候一女共迎候事先書如申遣候赤羽又兵衛原新兵衛上島河兵衛申付可差越候馬人足之事は定て丸山方より委可申越候先荷物などは當意用に候物計自由にて大形之道具は又地下人隙次第に可相届候泊々之事能々入于念可申付候一其元夏年貢之事又綿くれなる納之様子定て吉川委可存候間入于念可相納候一上いな箕輪入組知行之事本兵へ精令直談候本領之分異儀有間敷候由候其上小野之事も大形高遠へつけ候はん由候とかく近日十兵下向にて木曾敷府中迄主計何右衛門出合候は知行之様子落着候見の由候其段兩人かたへも申遣候無油斷本會に人を付置出合候へ由可申一受永儀は親に候人より能々氣を取被仰合候やうに可申上候一是は吉川かたへ申候濱松にてうり候夫馬替之事十兵へ雜談申候更替可出様子には無之由候是も關東にて落着候はん由移換に候主計何右衛門出合候は才覺すへき由可申候我等かたに其段申遣候又關東にて郷子之金何程候哉積り申越候へ由度々丸山かたへ申越候へ共何共

方々音信にすへ候一狩人を申付鹿皮之夏毛を可支度候其元にて能候はん白布を求候て節々お定にきせ候へし一白布拾貳端慥に到來候一長持之かき遣候自然是にても明かぬ候は釘をすりきりて鐵炮みかませよるの物ほさせへ候一菅次長助居候屋敷我等歸候迄無異儀可取置候恐々謹言

肥後守

七月十六日

正光 判

松澤喜右衛門尉殿
吉川 織部 佑殿
小原庄右衛門尉殿

態申一江戸へ申納言様之端午之御帷指越候則彼次右衛門關東へ通候て夫壹人申付着添急度可遣候一爰許に召置候夫丸四人風氣にて相果候替急度候申付可遣候彼丸夫之在所は長介かたより可申越候一關東より金子其許まで可遣候由申こし候間其元より慥なる仁申付此方へもたせ可指越候一只今之分は此方に暫可召置様子に候然則爰元に詰候共をも大形妻子などもち候者をは爲國替可返候篠田菅次妻子其許へ引届候よし申候間左様候は爰元へ可遣候又坂井菅十郎春日新十郎末々奉公望候由候は申付可指越候一鷹共堅固にて參候哉承度候大鷹はとな

し鳥屋に可入よし可申付候一不及申へ共何やうにも荒地をおこし候やう可申付候一爰元へ遣候中間共身上難成よし及訴訟候雖然爰元へ申ほと手前逼迫候て少之取替も成かたく候何とを調法に成候は於其許借米候て壹人に付て壹石ほとツ、も借しとて相渡尤候いつれも妻子堪忍難成よし一重而中間を何様にも拾人ほと相尋可差越候關東之中間共半闕落候間如此候一青柳之金山之儀高遠分に御落着候我等に可預候由大十兵被申候境能く鑿穿候て以來檢使たる時分行あたり候はぬやうに模様開届可申越候尙以此御帷來二日三日前に江戸へ參着候やうと堅申付可遣候恐る謹言

卯月廿日

肥後守

正光 判

松澤喜右衛門尉殿

其許之様子具申越候何も令得心候一金山共之儀大十兵へ能々開届候而何右衛門罷歸候時分委細可申遣候一步乗馬之衆書立披見候乘馬新に廿騎ほと候へは俄之時もまつくよく候弓鐵炮之者共百余ほと心かけ尤候かち衆を高遠領之内奉公參候者は有次第可召置候領中之者共他領へ遣候事無用に候中間拾人尋次第可指越候由尤候一了雲俵子百俵ほと借用候て召置候由尤に候秋前之

とそ傳を求候てゑさし二人も三人も可相拘候恐る謹言

五月廿一日

正光 判

松澤喜右衛門尉殿

小原彦右衛門尉殿

狩野加兵衛尉殿

多この夫九十人其元よりふち出して可越者也以上

三月廿七日

松澤喜右衛門殿

夫丸壹人さし返候其元多胡までの扶持方を出可越者也

三月廿四日

印前ニ同シ
松澤喜右衛門殿

中間藤六さし返候其元にて加扶持可召置候

三月廿八日

印前ニ同シ
松澤喜右衛門殿

了雲所々請取候表子之内四俵菅七郎かたへ借として可相渡者也仍如件

事は遣用あまた可有之候間其心かけ尤候一私領中闕所之麥相改候由肝要に候定て近日吉河可罷越候間物毎談合候て親に候人得御下知入念指引尤候一綿紅麻之儀此已前之様子も吉川可參候間是も念を入可申付候但當表地下無迷惑やうの仕置肝要候一私領中地下人刀脇指さし候ても不苦候其段忍く可申付候あらはれ候て披露は無用に候一中間之儀は以上五十人ほとも用え候て成次第に可相抱候足輕をまつく百人を切に可申付候一巢鷹之様子二巢之分と大途へあるべく候路次中郷送に登候共歩衆壹人相添候て尤候餅之あてかいさへ成候はし手前之者に爰元までもたせ可遣候是も其元にて親に候人可得御指圖候一酒井菅十其元に召留の由尤候一爰元之様子見合自然秋中迄もお在京候喜右衛門吉川兩人可召寄候一左右次第可罷登候一狩野彦右衛門兩人之事に候其元妻子を置居候は江戸へ越候て留守中之番仕田口茂右衛門妻子可引越候由可申候事一其元仕置以下候事小原右近罷越候は物毎談合尤候一夏年貢之儀是も地下人無迷惑様に仕立尤に候又少ツ、もとり候承は當意奉公人難成候間其分別尤に候大かた納麥之積急度可申越候依其様子家中之者共に配當之積可申下候一ゑさし無之候ては鷹飼候事難成候甲州に多有之由聞及候て何

五月廿一日

印前ニ同シ

松澤喜右衛門殿

彼中間其元に五日ほと休息申付其上爰許へのほせ申へし其元逗留中又のほり候時之ふちかた可出候以上

六月廿六日

印前ニ同シ

松澤喜右衛門殿

此飛脚兩人に從其元江戸へ路次積候てふちかた可相渡候其上に尤多錢壹人に付て百文つゝ可出也

丑七月十九日

印前ニ同シ

松澤喜右衛門殿

平原市助子にふちかた壹人分七月朔日へ出へき申也

丑七月十六日

印前ニ同シ

松澤喜右衛門殿

了雲かた々請取米之内壹石井澤甚三かたへ可相渡者也以上

六月三日

印前ニ同シ

(松澤カ)
(二字虫喰) 喜右衛門尉殿

神尾長藏所藏二通

宛行領知之事

- 一 高八十石貳斗七升壹合 黒井與上金原村内
- 一 高四拾石 富岡與上直海村内
- 一 高七拾八石七斗貳升九合 深澤與浦村内
- 一 高壹石 小千谷與時水村内

高合貳百石

右全可令知行者也仍如件

元和六庚申年七月日

神尾才兵衛とのへ

神尾才兵衛殿 宰相

鯉一折到來祝着申候猶期來音候謹言

九月九日

忠公(花押)

新編會津風土記卷之四 終

新編會津風土記卷之五

提要之三

家士古文書

堀源之助所藏十通

安積市之進所藏十五通

小山田多門所藏四通

三坂五郎左衛門所藏二十四通

福王寺辰四郎所藏三十七通

堀源之助所藏十通

疵こうやく持せ進之候此こうやくを細くよりて疵之口
 るはいり候程より入られ打ねき候うらおもてよりこ
 み又疵之口に此こうやくをふたに可被付候口許に付候
 へははやく口なをりておくかうみてはりやふりにのみ
 にさゝかへき事肝要に候無御油斷御養生專用に候此表
 彌一遍に罹成城之御普請被仰付候間出來次第可治御馬

御氣遣有間數候恐々謹言

卯月二日

小川半右衛門殿

御宿所

日備中守

雄就(花押)

御疵如何候哉無御心元候飛脚を以て令申候無御油斷養
 生專用に候今度は無比類御働にて何事無之儀大慶不過
 之候切々可令申候處手前に取亂疎意相似所存之外候様
 體具預示候恐々謹言

三月晦日

小川半右衛門殿

御宿所

日備中守

雄就(花押)

尙以如何候哉様體も承度今度貴所働様子も承候彌御
 手柄共無殘所候以上

從大坂昨日下午國候仍御(二字不詳)一段減氣候間満足不
 過之彌無御油斷御養生專一候何成とも御用之儀候は、
 可被仰越候依而こうやく入候て返事より可進候恐々謹
 言

五月十六日

小川半右衛門殿

御宿所

日備中守

雄就(花押)

改年御慶目出度申納候(二字不詳)御禮に參上可仕儀に

御座候へ共去冬町火事拙者共小倉様上意に付而舊多よ
 り引籠罷在候に付不致伺公候扱又極月廿日島原にて鍋
 島内いさはや手より二ノ丸(四五字虫喰)高見にて御さ
 候由かさよりよせて貳三百人ほとうち又候引取候旨取
 沙汰承候而便前井上筑後上使に九州へ被連候由承候今
 日細川越中殿立花飛驒殿玉間玄蕃殿被爲召旨に御座候
 右之衆可被遣様に申候島原ありまありへに籠罷在候者
 と牢人多在之由にて別に(二字不詳)に不承候鍋島家中
 迄にてさへあまた手負死人多くき候間松倉又は立花
 左近家中に而も死人多可在之様に申候恐惶謹言

正月四日

堀丹後守様

人々御中

堀式部(花押)

以上

一筆令啓上候然は堀半右衛門様大學様御家望に奉存候
 間貴殿御肝煎にて可被下候半右衛門様大坂陣五月六日
 於道明寺表に手柄之高名仕翌七日にも致高名兩日働無
 殘所候堀丹後重寶に存與頭申付念比に召仕候半右衛門
 先祖に用立申筋に存候祖父小川作左衛門と申池田庄
 入に罷在候庄入なかくてにて討死之刻作左衛門も場所
 能討死仕候親は小川半右衛門と申日根野織部殿に罷在

のほり大將仕候山中之城攻にのほり早く城へ入其上致高名働能候段太閤様被成御褒金錢拜領仕候織部殿も爲褒美と着領之申くれられ候其甲于今半右衛門致所持候又千石堀殿も手柄仕手を負養生に湯治仕候へは日根野法印より御狀給候又越後一揆之砌堀雅樂殿に在之三條表にて高名仕則左衛門督殿并雅樂殿感狀貳つ御座候右之通代々用に立申者にて候條御家へ相濟候様に御馳走頼存候恐惶謹言

五月九日

堀主水 正吉(花押)
堀主膳 忠(花押)
岡倉山左衛門 重(花押)
中井彌兵衛(花押)
深美伊兵衛(花押)
箕浦藤兵衛様 人々御中

以上

今度三條表敵取懸候刻其方手前之儀無由斷相働候旨聞届神妙之至候尙堀雅樂助可申聞候謹言

慶長五年九月十五日 秀治(花押)

小川半右衛門とのへ

以上

今度川中島左渡表にて高名并本成寺口持口之働其外賀茂表是亦拙子乘向及一戰候處其方手柄下條迄追討之段誠度々ノ仕合無比類義神妙之至候猶近日可令褒美候旨可得其意者也

慶長五年九月十五日 堀雅樂助 直次(花押)

小川半右衛門殿 進候

尙々今日者貴所之御覺悟ゆへに本城寺口てきしりそき申候かやうに水もひき申候そと一大事は本城寺口に候間(二字不詳)かや申上候御見はからいたのみ候以上

態申入候仍此中之持共可申様無之候然は明日は一木戸へ可參之由承候貴所事ハ本城寺口をたのみ申候其上てきの心かけは本城寺口之事に候間万事たのみ申候貴所目(二字不詳)存候間下々之事は不及申万事之儀たのみ申候御見はからいて可然候委細之事は仙福寺に申候貴所之覺悟なと内々存知候と少もちかい不申此等之趣ハ監物にも可申聞候爲其書付包申候恐々頓首

八月四日

小川半右衛門殿

雅樂助 直次 判

爲加増高頭百石令扶助候全可知行者也

元和三年正月十四日 (堀直寄) 丹後(花押)

堀半右衛門殿

以上

英知被罷歸候間一筆令申候路次中無何事今廿二日小千谷迄罷越候條可心安候

一留守中家中法度方兼而置目之趣無相違様に組頭中へ節々可被申觸候事

但各年寄衆へ申候キ

一在々堤井水普請之儀早速出來候様に(虫喰)得可被入(虫喰)候尙耕作之儀先日直談に如申儀候(虫喰)穿(同)年川流之(同)付候様に才覺尤候

但(虫喰不詳)形申左近 一火之用心之儀侍衆之義不及申町方之儀日夜無油斷様に可被申付候猶江戸ノ吉左右可申候恐々謹言

但書各一紙に申付候はんたるへき之條如此是途中草伏候故存出次第記内膳に申候城中火用心可被入念候

正月廿二日

堀内膳殿 堀數馬殿 堀主水殿 堀掃部殿 青山刑部殿 白木左近殿

丹後守 直寄(花押)

安積市之進所藏十五通

爲東夷追討可令馳參者二品親王令旨如此仍執進如件

元弘三年五月二日 左少將續吉

英積太郎兵衛尉殿

御菊紋 英積(花押) 太郎兵衛尉

安積太郎兵衛尉盛氏中軍忠事所申無相違候此條爲申候者可罷蒙佛神之御罰候以此旨可有御披露恐惶謹言 曆應三年十一月十九日 沙彌圓心 進上 御奉行所

紀伊國凶徒退治事效院宣所差遣左兵衛佐直冬申早可發向被狀如件

貞和四年五月六日 (花押)
安積平次殿

播摩路發向事早可致軍忠之狀如件
觀應二年正月廿九日 (花押)
安積平次殿

安積平次盛兼申軍忠事
右盛兼屬當御手爲赤旗一揆自宇治御陣至于男山御陣致盡(畫か)夜警固連日軍忠異化已次今年四月廿五日御合戰之時於善寶寺口誠抽戰功畢次同五月十一日夜御敵沒落之時自善寶寺之上實登致合戰其夜猶八幡藥師堂終夜致警固畢此寺之次第赤松四郎兵衛尉宇野彈正忠見知畢早爲賜御證判言上如件
觀應三年五月日 承之(花押)

安積出羽守盛氏子息平次盛兼申

(一字虫喰)去年^{文和}九月廿六日當國賀屋新庄御合戰之時致忠節候畢同十二月八日於同庄新田金屋殿以下之凶御退治之時同致軍忠候畢今年二月廿六日於高岡南條御合戰之時致忠功候畢同三月八日於蔭山庄御合戰之時致忠節候畢於所々度々捨身命致軍忠候之條赤松四郎兵衛

兼等屬當手致忠候之間執申候可被經御沙汰候哉若此條爲申候者可罷蒙佛神御罰候以此旨可有御披露候恐惶謹言
貞治三年六月二日 權律師則祐(赤松)
進上 御奉行所

三方城警固事一族相共見致忠様由承候目出候猶々不可有緩急候恐々謹言
十二月九日 則祐(花押)

安積左近將監殿 義祐

去十九日於賀屋表合戰小林惡右衛門尉討捕殊被太刀疵候粉骨次第無比類候必恩賞可相計候彌忠節肝要候恐々謹言
正月廿七日 義祐(花押)

安積左近將監殿 義祐

去三日於賀屋表合戰致分捕剩被鑓疵粉骨無是非候必可加褒美候彌忠節肝要候恐々謹言
十一月十日 安積左近將監殿 義祐(花押)

尉宇野彈正被見知候上者御證判爲備龜鏡(鏡か)言上如件
文和二年三月 日 承之 判

安積出羽守入道盛阿子息平次盛兼申軍忠事
右去年十月以來御所御在國之間馳參于弘山御陣致警固之處但州御敵石堂右馬頭手者湯淺次郎左衛門尉同彈正以下凶徒等當國堺于大屋庄楯籠候間馳向彼所可致軍忠之由蒙仰候間十一月廿七日馳向同廿八日致散々合戰彼等所籠城郭追落在家燒拂訖
一今年正月廿四日御所進發之時御共仕於于攝州宿河原御陣致夙夜宿直訖
一同二月六日掌内上山御合戰之時抽軍忠訖
一同七日於山崎財寺山御陣致晝夜勤訖
一同三月十三日東寺御敵沒落之刻馳向淀致數尅合戰訖
一同十八日山崎警固即御下向御共仕畢是等次第赤松能登權守所被見知也然早賜御證判爲備後向龜鏡言上如件
文和四年卯月日 承之 判

去十七日廣瀬者共大河内表へ相勤之處及一戰田路與介討捕段忠節神妙候必可褒美候也恐々謹言
十一月廿一日 則房(花押)

安積小次郎殿

御本領安積添地頭職下司文藏林三郎西郷文藏始道村田島等如元可有知行候由中條河二郎被申候上者可御管領候吹畢事既公方先立兩度被申候之者安堵御下文不可有子細候哉恐々謹言
九月廿八日 備前守繁(花押)

謹上 安積出羽入道殿

甚五郎かたへの書中披見候仍何行儀(不詳)分馳走候首尾候處尤候紙事先今日打入候其子細は關賀相果候付て其元爲可申付如此に候隨而又登府相助候は、可討取其心外候大之(不詳)儀可被相談候事肝要候爲也其元別下候(不詳)候は一人も不遁搦取候は、首討可申候かし恐々謹言
卯月廿四日 羽 秀吉(花押)

安積將監殿

其表之儀被入様(二字不詳)無油斷段粉骨之至候彌以堅可被申付事肝要候隨而鐵炮之藥十斤進之委曲從主堤殿

可被仰出候條不能子細候恐々謹言

卯月廿九日

秀吉(花押)

安積將監殿 田路五郎左衛門殿 進之候

小山田多門所藏四通

今度猪俣向治田寄居取立候處入精被走廻之由感悅候當表在陣中指引專一候猶房州可有演說候恐々謹言

卯月十五日

氏直(花押)

小山田將監殿

此度虎口稼候間祝着之上於西之座一所可進置候一騎合之者共も依走廻之輕重西上州於領所可重恩賞者也仍狀如件

天正十八年庚寅

卯月十六日

氏直朱印

小山田將監殿

此度無二虎口稼候間祝着本意之上於西之座一所可進置候一騎合候者共にも依走廻之輕重西上州於領所可恩賞者也仍狀如件

天正十八年庚寅

卯月十六日

氏直(花押)

小山田將監殿

宛知行分之事

一高貳百貳拾七石貳斗四升者

志比領

一高百四拾壹石六升者

同

一高百石者

北領

一高三拾壹石七斗者

府中領

高合五百石

大屋村內

右爲加増令扶助訖全可領知者也仍如件

元和八年戌

二月十五日

印

小山田傳四郎とのへ

三坂五郎左衛門所藏二十四通

(一字虫喰)宣

可令早爲地頭岩間次郎隆重沙汰進濟 岩城餘部內岩

間霞松兩村巡檢御

右件兩村分神寶所御馬(虫喰)絹爲地頭隆重之沙汰所令進濟也訖例員數處此御尋國之時當進之外若於有未進者以文書之旨無懈怠可令沙汰進之由進請文畢然則任先例員數可令致其沙汰之狀所宜如件留守所宜承不勿違共以宣

寶治二年(不詳)十二月日

大介橋朝臣

讓與 平基秀法師之屋敷手殖間中四至 北堀井尻之江

ヲ大道下ヲ同井ノ頭ヲ(不詳)田堺之莖下ヲス

并手殖口ノヤマチノ内北之大繩付東西ニ岐テ五

段其之頭ニツセタニ段合七段者

右件之屋敷手殖法名海田殿ニ讓與處實正也仍何之子息等有トイウトモ其之サマタケヲ不可致後日之證文狀如件

正元二年庚申

平基秀法師(花押)

二月四日

陸奥國岩城余部誰掌賴秀申年貢事重訴狀八通如此先度

被仰下之處小泉彌三享入柔不遺其道云々不日遂結解可

究濟之由相觸可取進請文若不叙用者載起請詞可被注申

使遲々者可有其咎之狀依仰執達如件

嘉曆二年

沙彌在判

十月廿五日

薩摩左衛門七郎殿

左辨官下 陸奥國

應除高時法師黨類以下朝敵與同外諸國輩當時知行地

不可有依違事

右大納言藤原朝臣宣房宣奉勅兵革之後土率民庶未安堵

何降絲綸被救牢籠而万機事繁施行有煩加之諸國之輩不論遠近悉以京被徒妨農業之條還背撫民之儀自今以後所被圖此法之然而除高時法師黨類以下朝敵與同輩々外當時知行之地不可有依違之由宜仰五畿七道諸國勿敢違失但於臨時勅斷者非此限者國宜承知依宣行之

元弘三年

七月廿六日

大史小槻宿禰

少辨藤原朝臣

陸奥國岩城郡鎌田孫次郎入道賴田宿所之押寄令濫妨

放火軍勢交名人等事

一鎌田孫太郎入道同子息彦太郎同舍弟孫次郎同家人四

郎次郎同中間三郎太郎入道同子息六郎二郎八郎平七入

道六郎四郎同既者共

名字

一鎌五郎三郎入道同舍弟孫四郎同七郎

鎌田孫太郎入道從文兄弟

一藁萱孫六

一龍澤小三郎入道同子息小太郎同大次郎

一未曾有惣領龜岡又五郎同家人六郎親妙房與一三郎入

道

一同七郎同大輔房同舍弟彌八

一穎谷三郎

三位房同助

房同家人良性房之子息彌四郎同與子四郎

手負大室五郎三

郎同了賢房五郎次郎與一三郎六郎手負一人者名字不知

一行寄小三郎搦手大將軍也被疵間被昇入鯨岡太郎入道之許徑三日死去同舍弟孫三郎同家人與太郎手負

一泉崎五郎三郎入道同舍弟孫十郎 一沼迫十郎

一岩屋迫四郎三郎入道同子息彦三郎同舍弟與手三郎

一中山彌次郎入道 一沼尻與五太郎

一國魂十郎入道同子息三郎同舍弟與一三郎

一菅波五郎太郎同祇候人林太郎手負孫次郎手負四郎三郎

入道手負三郎太郎號小別當

一小泉彌三郎入道之子息五郎手負同助房辨房

右此外甲乙仁等數百人雖在之不知名字之間不能注進所

詮彼交名人内若黨中間等召捕之被經拷問時悉以可令露

顯上者急速被成御奉書仰于守護人先被鎖狼籍爲被處罪

科注文如件

元弘三年

十二月日

打渡

鯨岡孫太郎入道乘隆知行分所領之事

任御下文并御施行之旨蒞彼所沙汰付乘隆候仍渡之狀々如件

應永三年

十二月十五日

(岩城) 平隆親(花押)

渡申所領事

右件所領者奥州岩城郡中堤方之跡候事五箇村之御中々所渡遣也然者永代可有御知行候仍爲後日狀如件

嘉吉三年 三月廿六日

(岩城) 隆忠(花押)

此間有境分奉公被相持候誠に忝次第候依之怪言之旨無余義候尤彼口境目にも相當之けつ所等候は、以時分可申合候爲後日一筆

二月十九日

(岩城) 親隆(花押)

小河左馬助殿

已前任御約束田原吉之事弓矢本意之上不可有別條候仍如件

天正十二年

五月廿七日

(岩城) 常隆(花押)

小河越前守殿

同 左馬助殿

昨日於其地に取別不及是非候乍此上若者共聊所なと無之様必竟竹三など談合不可有候其れにて萬壹不得意可

申届候御覺悟候へは幸候間爲書中被理候新地之事に付先にまし言語同斷候委細之儀は得と早々恐々謹言

六月三日

常隆 判

小河越前守殿

急度以内札申越候仍近日出馬に付ては各内馬場所一往不致届候ては首尾不合候由今度彼飛脚被越候無疑心被相通可然候如此之義も出馬逼塞に付爲心得申越候此書中不可有他言候恐々謹言

八月八日

常隆 判

小越へ

急度申越候仍自敵來八九時分行等可有之由堅く告來候其元不可有油斷候地形方角は巨覺候縱如何様氣刻候とも不出合損合無之儀畢竟御別ニ候由竹三も申理候彼之談合候而任入候恐々謹言

菊月六日

常隆 判

小河越前守殿

去十日十三日新町其他へ被及備候注進候趣具披見得其意候今時節之備方城中(一字不詳)も候哉如何不審候被相越候仁に精體相尋候取扱仕置候義肝用候此上も不可

相替候事(三字不詳)察存候當番衆へも能々可被相心得候普請之事上遠野番事被致候由申に付大膳はいたさず候様何に兩人には可及尋候刑部大輔方三坂に被在城候哉無是非候即申届候萬吉に御座候恐々謹言

三月十四日

常隆 判

三坂越前守殿

昨十八從敵中草調義候處以取別無指越曳除候哉肝要至極候於于此上無油斷用心未可被心惑事專一候出馬之儀ニ付而今般自會松本右近を以條々承候而常隆存分ニも及調談義に候廳而出張一疋可及調義と存候然者此割其口に聊も横合之義は勿論一騎一人も恙無之候者出馬之砌境中之覺も不可然候而縱重太事敵中草以下成點候共以見合凶事無之様に工夫第一に候内々如此之義今明日申又候以脚力可被届由存候處來札幸にも申越候可被相心得事尤候恐々謹言

上

三月十九日巳刻

常隆 判

三坂越前守殿

近日者其表之様子相異儀も候哉無心元次第候仍當番之事者旗本之衆差越候何も嚴密に在番候哉雖無申迄候頭々餘多之事ニ候草調義などのミ兵義等まち／＼たるへきと存令窮屈候別して念を入意見まで任入候此等之義申届又人度々様體とも可相(一字不詳)ため態以使申越候殊在地之面々へ配分をも候由承候目出度大慶候彼是口上に可有之と閣筆候恐々謹言

卯月一日

常隆判

三坂越前守殿

清顯遠行之由從堺中申來候哉即被申越候祝着之至候仕合様體更に難計不審候實證其所に候追而注進待入候恐々謹言

小春十一日

常隆判

三坂越前守殿

態々來札近頃祝着候殊一段見事之弓送給候大慶此事に候如書面前日者被打越候取紛儀共有之別而不及執成候于今意外に候仍申理候段々無疎意馳走之由承候本望至候然者證文之儀承候尤得其意條々書付進之候隨而富岡方嶺屋方坂取彼向々へ以書札雖申理度と存分難計候間

先以令遠慮候各内々馳走任入候於無別條者以直書可申届候竹三へも兼而申合候上及書狀候間相届頼入候恐々謹言

追而世間模様替儀候ハ、可示給候待入候

十二月十日

盛隆(花押)

三坂越前守殿

就番手之義條々被申候已前從北郷方被申越候間巨細申理候定て自身可被罷立候雖無申迄候其地油斷なく用心彼是乍勿論任入計候萬々彼向々には申届候間可被意易候恐々謹言

極月十日

常隆判

三坂越前守殿

如來翰去年以來者無音無心元令存候處音問誠に大悅此事候其郡之事連年及承候間内々自是雖可申述覺悟候我等不肖と云遠境と云令遅々候處今般正印通信本望之至ニ候於向後者遠境候共當ル御用等無疎意承候様被成任入迄候又其筋之儀可頼入候將監より伊達會津之儀も累代之好も不入如此事無是非次第候依之爲後談御出馬之由候前々御首尾無相違事誠感入候此堺一途有温味會不

(二字不詳)任到來真羽扇子一本進入候以上

六月十八日

義光印

三坂越前守殿

打置御異見家老衆之内無相隔事洞中高下一統にて幼少之正印被守立永堅固候様千言萬句候會於滅亡者翌日東之可爲(一字不詳)稱候由令存候相馬事は我等久懇切候自其元は入魂候様所希候此等之計連々諫言不可然候隨而當る事我々家中號清水地自大寶寺依致慮外清水之者共及其報戰候間少々加勢彼口過半屬手之者に候就取紛其口物をは如何共打納明隙當表へ毎日申承度念望許万々重而自是可申入候先以早々及御報候此段頼入候令期後音候條不能具候恐々謹言

六月十四日

(最上) 義光印

三坂越前守殿

(虫喰あり不詳) 旁々取成故喜悅此事候雖無相更儀(一字不詳)貴翰事新左申計(虫喰不詳)今已後就何等も此口所用之旨蒙仰(虫喰不詳)其表之事は毎日可頼入候會津累代御懇切之首尾を以今度須賀川迄御出張之由尤可然候不打置取加御異見以引立候様に諫言旁々(二字不詳)可有之候將た田村筋之儀備等如何體に候哉能々兵談被屬本意候様其稼千言萬句當國莊内趣之儀近々任存分候心にて可有之候尙令期重信早々申述候恐々謹言

詳成就之上は何方へ之首尾被懸と永可相持之由候へ共夫とも本に不存候處に南へ之唱爲可承自是指越候て罷歸無事成就之由申來候間一と相馬を始末終落合候儀御取拔後迄も無念に存へと何分懇望候間任其意令一和伊南へ近日入魂候可心得候隨而其處田村方之障用候事雖無申迄御油斷有間敷候委碎(不詳)申合候早々恐々謹言
十月十一日 義光 印

三坂越前守殿

二啓轡一口并柑柑到來喜悅之至候自是も到來にまかせ細りのかしら一頭進入候捕空書分返候以上

不存寄候處春中預音間之誠外聞内儀大慶之至候其後自是可及注進之由刻々雖存之取紛故令遲延候處重而音信殊に弓數多被差越候折節(二字不詳)口弦被下候條懸之不斷之者共ニ預置候殊に音木と矢指添到來候一人握翫我々臥處に立置候毎以而眞實之至共偏感入迄候雖遠境候心緒於相通者不遠千里候條向後別而申合其口所用等可頼入候此表之儀於隨身者聊無疎味候將た爲可致自着京都談候籠手近日罷下候間即令進入候自愛一々可爲本望候書餘自(一字不詳)所可申越候條拋筆候恐々謹言

樣御出城無相違致御供今日爲景堀内へ奉移明日向宇佐美在所可進陣義候爰元可心安旨上田口計彌以堅固房長家内中へ可申越候巨細猶長(一字不詳)院可申遣候謹言
十月廿三日 爲景 判

福王寺掃部助殿

去月廿八日於三州宮野遂一戰之得勝利由注進到來御粉骨至候彌伊(一字不詳)被申合忠節簡要候恐々謹言
八月三日 爲景 判

福王寺彦八郎殿

宇佐美前之造意連續曲に近日之方に進候計策共も兼定事も雜談等雖申廻旨斷而島津入道方意見之旨不可有同心旨被仰切候故失手候於事切候不可有故儀候從何其要害用心不可有油斷候仍上田書有衆數神衆宇佐美駿河守大熊已下悉上條へ相集候然者水早候は、同指越案内者河車可打散候下車方へ申越令談合如何共可相加せ候謹言
五月廿九日 爲景 朱印

福王寺彦八郎殿

自上田口其地へ可及行由候哉各致談合堅固可相觸事彼

追啓此頃珍物柑類多送給候一入令賞味候以上
霜月八日 三坂越前守殿 義光 印

福王寺辰四郎所藏三十六通

雖不始連日今度之一戰奇特に候兼て被談候間一行雖可成之候凡向大敵如内少々彼(一字不詳)其以後ハ彼下屋形候間爰元仕合候急度不成得之候間思之外候無(字不詳)瓦之様に返事誠無余儀候自府中兩度預御返書候由舊冬以使申返事今月二日歸着此段承候互之爲候間一途申合度候間以使申候其方納得肝要候恐々謹言
二月十四日 伊元(花押)

福王寺掃部助殿

依鮎川式部大輔入道逆心各差下候處永之陣勞察申候彌可抽忠節計簡要候謹言
九月二日 爲景(花押)

福王寺掃部助殿

切紙令披見於河沼一戰敵數多討捕之由誠心地好候房景備中方申合此度窄人衆不漏樣其別專一候仍者十三日上様春日山御登城候則時歸府十九日及近陣廿二日以例上

存候萬一敵陣取候者自此口可成動候謹言
六月廿日 爲景 朱印

福王寺彦八郎殿

河東へ及行方々放火之由神妙至候彌以可相臆然者其地(虫喰不詳)事故各申合不可有油斷候謹言
六月廿七日 爲景 朱印

福王寺彦八郎殿

河東へ五段に相集琵琶島へ及行候間馬疋者共細助之候然者其地人數相談河東へ爲忍足輕可爲放火候爲入其地無油斷可用心候謹言
八月二日 爲景 朱印

福王寺彦八郎殿

扱亭山之事各以談合忍取候神妙之至候謹言
八月十九日 黃博 朱印

福王寺彦八郎殿

於今度高柳口紛骨殊に官人被疵候由神妙無比類候彌以相嗜自可走廻候事肝要候謹言

八月廿一日

黃博 朱印

福王寺彦八郎殿

上田敷上之人數大態彦次郎以下悉打振藏王堂口へ出張其口事者可爲留守中候如何共被調法妻有河東可燒候爲其急度申遣候謹言

九月廿二日

黃博 朱印

福王寺彦八郎殿

以上

爲年首祝詞雉子到來喜悅至候謹言

正月十九日

張恕 朱印

福王寺彦八郎殿

去十八從上田號大澤地へ相動押破爲始大澤伊豆守數十人討死之由無是非次第候取出之勤無用之段兼而申越候き雖然其地堅固簡要候各相談愈以無越度樣其別專一候出陣之義可相急候謹言

正月廿四日

張恕 朱印

福王寺彦八郎殿

十一日敵相動候分出入數得利各被疵由粉骨致候努々不

可取出由申届候雖然無越度三七無是非候彌以其地堅固歸簡要候謹言

敵討取注文及披見候

二月十六日

張恕 朱印

福王寺彦八郎殿

去廿一日於廣瀨一戰之時同心之官人紛骨候由神妙之至候仍其地之滿無油斷各相談簡要候上田之(二字不詳)重可注進候謹言

二月廿七日

張恕 朱印

福王寺彦八郎殿

就從上田敵相動候重注進候及披見候申越候通雖無余儀爰元も造意に申廻(三字不詳)出陣迄ハ悉く圍可入置人數由先書ニも露之候き重懸催促候爲如何其地可捨置候哉如何共要害堅固相踏候無越度樣可成其助在城候衆各申合其かせ義專一候爲其差越上村小五郎より於巨細者彼者可口上候尙以自各申越候謹言

五月七日

張恕 朱印

林部 右京亮殿
福王寺彦八郎殿

其地兵糧斷絶候由に候中郡へ申付候強而可爲入之候隨分令用心堅固可相踏事專一候謹言

六月八日

張恕 朱印

福王寺彦八郎殿

先日飛脚委細申遣候人足可爲到着候仍柄尾事連々申越子細候大略相調致候至而其義者古志相談一動被爲之候其地堅固可相踏事專一候兵糧事者急度申付候定強而可入候謹言

五月十二日

張恕 朱印

福王寺彦八郎殿

以前之飛脚委細及返章候定可爲到着候其以後上田口敵之動如何仍柄尾事連々申越子細候大槩相調分候古志其地相談一動之體に候者自上田差行不可有之候如何共其口堅固可被相踏事專一候恐々謹言

五月十二日

張恕 朱印

絞竹庵
下藏山 在城者中

就其地之備(一字不詳)江を毎度如申遣依當口無手透其口預延來斗下部衆着陣遲候斷而遂催促候定漸可動者於

此上も無沙汰候者爰元見合可差越忌田和泉守之巨細多却肥後守方へ申届候尙以中島内藏助可差上候謹言

八月四日

張恕 朱印

福王寺彦八郎殿

今度山吉其外其口へ相動候上從上田以多人(虫喰不詳)相向候處返合及一戰得勝利士徒數多討捕候段各戰功無比類候此上義山吉之談合其地堅固之歸專一候委細山吉方へ申越候謹言

九月三日

張恕 朱印

福王寺彦八郎殿

於上田ちうせついたすへき人數けうみやうを以申越候得其意候然者如申合忠信至而致之者上田莊において彼者共相當之地を可宛行候此段吳可申遣候頓首

十一月廿一日

張恕(花押)上ニ朱印アリ

福王寺彦八郎殿

爲年甫之佳兆麥食一到來喜入候謹言

正月廿四日

晴景(花押)

福王寺彦八郎殿

妻有口行事大熊備前守罷越時節可然由申之候近日可相
動由存候雖可爲御大儀候有用意一左右之上急度御動可
爲本望候恐々謹言

七月十九日 長尾 晴景 判

福王寺兵部輔殿
斗見 雅樂助殿

急度令啓候仍其地在城御辛勞御心盡不及是非候至于今
日も其元無凶事候事畢竟旁々御持故と令満足候此上之
義雖申談候吉郷莊田有談合可然様備(字不詳)心候尤
拙者義可納馬覺悟候處當部之様體大切ニ候間先以可令
越年(一字不詳)其元珍義候者可示候又可申越候恐々謹
言 尙々其地各有談合無恙様に備相頼入計申候

九月廿三日 平三(上杉) 景虎(花押)

大澤 殿
江口 殿
福王 寺殿

以上

爲年取(不詳)之祝義太刀一腰到來喜入候謹言

正月十三日 景虎 判
福王寺兵部少輔殿 進候

以上

在府可有之由理候得者在郷致度之由詫言尤に候從境木
下藪神之内軍代預置候同心之義如前々其方披官手負候
者は(不詳)尤候者也仍如件

三月五日 景虎 判
福王寺兵部少輔殿

今度信州於川中島高名殊に面白者討捕無比類事神妙候
以來も可嗜候依之小島分一騎前出置也仍如件

八月廿二日 景虎 判
福王寺兵部少輔殿

諸役免除之船壹艘内河受用事任詫言之旨諸役所不可有
相違者也仍如件

十二月十六日 景虎 判
福王寺兵部少輔殿

諸役免許船壹艘任詫言旨國中諸浦諸湊受用不可有相違
者也仍如件

十二月十六日 景虎 印
福王寺兵部少輔殿

木曾就逆心其國無正跡御座候間爲(不詳)坂對馬守齋藤
下野守十頭差越候彼者共有相談堅固之仕置肝要候次當

方之儀様々令造説之由候其方如存知以數通之誓詞被申
談其上勝頼滅亡忽歸當國之旁可以有違儀之事不思奇之
處惡逆無道之(不詳)氣候令沙汰之儀無念之次第候身之
底根爲可申届長井丹波守皆々に相添差越候間彼舌頭可
聞届則有請合可被相靜事專一候勝頼御事偏案入候日々
にも飛脚雖差越尤候當國之者路次番不知案内之條不任
心口惜候如何共自其元慥成者之差越様子被聞届注進待
入候勝頼御身上無迷候者世間何ら變化候共置備事案中
に候恐々謹言

三月六日

(上杉) 景勝(花押)
福王 寺殿
梅 卷 軒

態御使僧殊關東之様躰以一書被仰越候遠境御恫意巨謝
之候如來札可被關方被撰之簡要候幸初諸家中八州曆々
御座候事に候間頗速被揚樞尤候但樞門被窺關者如何不
待被關不及打破徹關可爲良將御名譽呵々爰元之事如被
及聽召打續信州へ出陣依無手透忘他事候更非油斷候其
口之儀何様連々可申談候當年は至信州乃可成動覺悟候
處越中國之儀は夏以來神保権名右幸負既被及(不詳)
龍候云隣州年來申承候と云返令名除候條越置使者加異
見無事候儀如形相調候處神保家來一兩輩有佞人無幾程

及再破権名可爲滅亡候擬剩甲府へ深申合景虎信州へ於
動出者栖裏可成行内通不穩便候間爲向擊去月廿六不圖
越中國へ出馬候處同晦日夜中神保在城號富山地自落彼
國西郡號增山地利へ相移候條則越中國味方衆雖指向候
増山之事元來嶮難之地大衆以相當如何にも手堅相抱候
間各見餘少々引除陣申候間景虎被越大河切所向増山及
進陣可相攻分候處又其夜半神保前行武具乘馬已下奔之
不知行方跡候今般可致根切覺悟隨分不相涉之様雖成武
略之國々案内者故相弛候併無念此事候然は國中不經十
日被屬一變候事餘無便計候備等之儀堅固申置近日納馬
候信州鉾桶事強而手延候様可有御執置候間以次此有増
々惘望惣躰景虎事依々怙不携弓箭候只々以筋目何方へ
も致合力迄候朝倉方も舊代已往異地申通候彼方申組北
地安全之具念願候万餘重而可申宣候恐々謹言

卯月廿八日

佐竹之 參

景虎 印

以別紙申候如此之事迄沙門之進退にて不似合候得共丹
後守三十に成迄足弱無之候是者定謙信不合氣者に好思
慮故于今縁邊無之と校量申候間様々雖躰娘候結句愚氣
遣なと候得者父子共に可爲迷惑間此度七尾納手裏候時

皇山義隆御臺息一人有之而候ツル是者京之三條殿之息女に候間年頃も可然候歟と思息候今は身之養子置老母は丹後守に爲可申合爰元え召連則丹後守老母に預置候少も不足之方は無之候以衣鉢可申偽に無之候條彼息謙信養育申上者身之かたへの好にも成候事に候間其方有異見春中早々彼迎取候様に頼候目出度可申候謹言
極月十八日 謙信(花押)

令任善光寺大勸進之條晝夜勤行無怠慢堂塔建立打成一片可有之儀肝要候也仍如件

天正九年九月四日

景勝 判

妙 觀 院

幸便候間啓之候仍當陣於近日無異儀太閤様于今攝州大阪ニ御滞在に候年中此口へ御下向叵計候但如何有之哉次長々在陣萬端不調故今度も別而申越候無心元事候各々様體承度候吉事重而謹言

十月十三日

(伊達)

政宗(花押)

平田周防守殿

新編會津風土記卷之五終

黒河内重助所藏一通

□ころ廿三日ころとの跡にて合戦候□偏甲斐守殿一身入手抑いたし申來候間御心安可分いへそへ候以上度々御状何れも參着仕候其表萬方御靜謐之由心安存候殊御煩氣近日御平愈之由満足此事一上方之様子先段中納言様御使者ニ書狀誂申候間定て參着可仕候昨日兩三度御先手御注進之分ハ大柿之城石田治部少輔備前中納言殿筑前之中納言殿島津兵庫助小西攝津守其外秀頼様御馬廻衆も隨一之衆五三輩楯籠候此方之御人數被取寄者廿六日之致付城被取詰候城中之衆安藝之森方へ致後詰候得由飛脚參候所虎口場にて生取則候御注進候天下之落居只此城一城に候上は西國衆致後詰候人外御味方之人數着到は萬之様御座候間大形之事に而は後詰候難叶かと存候乍去御味方中之人數勝に乗候而餘に敵をみこなし候之間是耳あやうく存候後詰之内に内府様御着馬に候はんかと存候内府様御馬さへ清須へ着候は後詰之儀も存知寄間敷候其上大柿に籠候人數貳百餘有之之由申候間小城に而さやうニ人數楯籠候は輒詰候はんと存候さやうに天下之御本意程有間敷候此上は關東表も彌御靜謐候んかと存候然共其元被御覽合佐竹ノ人數立候す者先々一往女共之儀ハ其許へ被召寄候可被

新編會津風土記卷之六

提要之三

家士古文書

黒河内重助所藏一通

水野主典所藏四通

小田切三之丞所藏四通

堀内作右衛門所藏一通

猪狩惣右衛門所藏十五通

松本與大夫所藏四通

飯島大助所藏一通

栃木勘左衛門所藏六通

中村儀右衛門所藏二通

上島川兵衛所藏二通

浦野勝平所藏四十一通

安惠熊次郎所藏二通

福井舍人所藏二通

下候意趣候自然万ニ一向美濃候ニ致後詰候者大柿之城落城前御對陣に而うへと存候然則天下之弓箭此時に極候間佐竹景勝ちと談合候而關東筋へ手合候うへ共と存候さやうの砌女な共と江戸へ參候は下々さはきたち留守中人すくなに候間收納かた已下之さはりに可罷成候其節在所筋さはくと申爰元ニ夫丸中間被下も關落候はんかと存候間先靜に候折節女共其許へ參候へは自然さはき候砌は家中之者共妻子其外或小源次或岩(不詳)なと計ニしまつハ多安候其上留守中之者計殘候て收納之しまつ肝要と存候其程迄候有間敷候へ共兼て之爲御仕置に候間如此之若女共に召寄候は御大儀に候共先一往在所へ被成御出候て此方被申越候とは御無用に候本佐之指圖と被仰候て先女共か先様江戸へ被遣五三日も御殘候て其上江戸へ御越御尤候留主中之者共之かたへは何共不申遣候是も此方指圖なきやうにと存候只其元本佐之御内儀と被仰候て可被下候とかく天下之勝負大柿一城に極候て三十日之間たるへく候とかく御煩さへ少も御平愈候は早々多胡に御出候て仕置に被仰付候て可被下候かやうニは申候へ共佐竹ノ人數たふ／＼と立候へは安堵にて候縦人數立候共五百千之間にては只時々首尾討とて被思召候森さへ被(虫喰)引からは佐

竹景勝も少は手出し候はんと可思召候恐惶謹言
八月廿九日 肥後守□(花押)

黒河内長三殿

水野主典所藏四通

竹貫三河守下ニ水野主典此度之高名不及是非次第就其
爲褒美板之物貳端出置候

天正九年巳

二月十七日

水野主典

(岩城) 常隆(花押)

數度之於合戰致高名事不及是非就之名を替爲祝儀太刀
壹腰出之置候

天正九年巳

九月十八日

水野大學助へ

常隆(花押)

以上

態申入候扱ニ此度南江より働申處に竹三爲加勢被打越
然處に羽黒之城代越前方兩人致討捕申手柄不始と乍謂
高名彌々不及是非仕合存候吉事重而恐々謹言

三月廿七日

水野大學殿

常隆(花押)

態以脚カ申入候仍南江より赤坂江押寄働申處爲加勢被
打越候御太儀千萬に存候左候得者羽黒之城主越前方水
野大學同但馬兩人致討捕申事乍謂數度之高名此度之儀
は不及是非仕合候於貴方も祝着迄候此方江兩人之者
共可被召連候其刻具に相尋可申候事候重々恐惶謹言

三月廿七日

竹貫三河守殿

常隆(花押)

小田切三之丞所藏四通

拙者只今於御前陣被仰付候傾落之義相違被思召間敷
候以忝可申候得共取込

以上

八月十一日

今井四郎殿

(虫喰不詳)又太郎 重忠(花押)

今度之軍之義貴殿書之頼(虫喰二字不詳)候間併被掛御
心(虫喰不詳)候兼而御覽候馬(虫喰不詳)仕候□之通□
□(虫喰不詳)取込早々申候(虫喰不詳)口上申候恐惶
謹言

八月八日

(今川) 義元(花押)

小田次郎殿

此屋之様(虫喰)通勢□奉頼候(虫喰不詳)凌康可罷通候
恐惶謹言

五月朔日

今川上總

氏眞(花押)

杉原景充殿

如御札小田切方向越國被及行敵城兩地乘執堅固被相抱
候由因茲御息并金兵松右御出陣之由心地好存候仍去月
十八野尻落居城主以下數多討捕至越亂入所々鄉村放火
其口手合被相待候處ニ遠路故敷無其聞候條信越境指置
人衆上州越山諸城之普請被申付候處其筋既如此候上者
重而至越府可被動干戈候然者盛氏無御猶豫御出張簡要
之由被存候委曲可被顯直書候之間不能具候恐々謹言

卯月廿八日

鶴浦左衛門入道殿

御報

山縣三郎兵衛尉 昌景(花押)

堀内作右衛門所藏一通
甲州河東内貳貫五百文事

右爲本給々候不可有相違之狀如件

高木九助 奉之

天正十年 十二月三日 (御朱印) 本多彌八

堀内善承殿

猪狩惣右衛門所藏十五通

このたひはまのたぐにおゐてほうくう之義無是非次第
候これにつゐて三ヶ村のせいはいのうちうみ山さんや
きうおんにゐたし候このすへ彌々ほうかふ可致事爲後
日一筆いたし候

文明六年十月七日

(岩城) 親隆(花押)

いかりちくこのかみとのへ参る

いわかさきこもたのむら北かきさく一けんみなみかき
さく一けん北ならは大屋日のさいけ一けんあわせて三
けんきうおんに出し候

文明六年十一月吉日

親隆(花押)

いかりちくこのへ

覺

□わひ候馬よきなく候へ共別て相頼候分三河内番こともはうはい衆以談合相つとめ候へき事各奉公をも申上候弓矢本意之上はいさみとも可相付候二番目三番目とももち候はんかたはいよ／＼奉公をも可申事一次男三男自余へけいやくの事
(親隆の印)
以上

親類之者共晝夜之身勞忝候就中むそくの者共かせき悦入候然其由本意之上何にも走廻にしたかい申候而いさみとも可相付候委兩人に申付候儀共恸に可被届候爲後日一筆如件

拾月二日
(岩城)
重隆(花押)
猪狩紀伊守殿
同 將監殿

以前以切紙申遣し候其口別之事相任許候人数之事依一左右可指越候定てあてかいにも可有之候(相馬)顯胤被歸候共不可有指義候仍被仁其地閣候前はよしみも無之候懇に引まはし相頼候嫡々別心不可有之候親類者共何にも此分可被心得任入候謹言

到來候其地用心不可有油斷候將又彼者に申越候旨たん合候て可被相調候任入候謹言
十一月廿一日
重隆(花押)
ゐかり將監殿

おなら葉三ヶ村成敗之儀山野用水ともに爲自今以後存候て詮言申候歟勿論代々之儀と言すほの地相のこりなく不可有別條仍て爲後日一□□件
天文十八年極月廿日
明徹(花押)
猪狩將監殿

當亂に致打死候者共爲名代女子そそくに立置候キ萬一女房を如在申候者從兩人所可致披露候於其時者名代之儀自餘に可申付候爲心得申遣候謹言
極月廿八日
明徹(花押)
猪狩紀伊守殿
同 筑後守殿

今度從御當方(虫喰)被打越御取椽故曰(虫喰不詳)申於義胤本望不及(虫喰不詳)足迄に候自仰當地に(虫喰不詳)取

貳月廿六日

猪狩將監殿
同源十郎殿
重隆(花押)

神事之時分刷も可有之候就其大野衆に少々人数打加明日可指遣候小檜葉之者共も十二三日比より其地にしかと候て動をも相待候様に可然候町なとへ罷越候はん事可口惜候能く可被申付候右衛門大夫方事も別て無指義候者神事には返被申候て可然候但やう躰によるへく候祝言之時分は人数とも手あつにさしおくへく候謹言
八月十日
重隆(花押)
猪狩紀伊守殿
同 筑後守殿

先日あひ被煩ける哉無心元と不心得候間いか共不申遣候早く被取直候よし申候心安候仍其後は北口やう躰めつら敷しさいも候哉西山之事者追て晴宗本意之由此間度々注進候可爲悦候親類之者共其外へも晝夜之身勞忝候由可被届候然て于今不在城者も候歟きふへも申付可然候其上にも兎角申者候は可被申越候直に可申付候相馬之衆事は悉被返候而顯胤計懸田に在陣之由自西山

籠と云每物如在之(虫喰不詳)歸路以後爰元靜謐(虫喰不詳)間却々珍儀候者追て可(虫喰)不具候恐々謹言
追啓再々當方へ被打越候儘御隔心不存候如在之儀覺悟之外に候將又御家風之儀(不詳)余内意申分に候御合點畏入候郡山與次郎へ申御無意重ては被成間布候以上
初冬朔日
隆衡(花押)
猪狩中務忠殿

來章祝着之至候仍相當一和之儀親隆被及調法候半然者彼口へ細々打越馳走之由其所無濟限劬勞難盡筆紙候爰許速に落着之念望候諸每彼口狀に申含候間不能細說候恐々謹言
五月十二日
道祐(印)
猪狩中務少輔殿

其地富岡へ罷越萬々用金下候歟和州へ申合候由自和承候忝次第候此由親類之者共何へも同前に申候西陣之事者別而無子細候太田之外者如何にも無別條候心易可被存候委細和へ申候間不具候謹言
五月三日
明徹(花押)

ひかり中務少輔殿

就今度出陣態脚力祝着至候一昨日九日新町(虫喰不詳)地及調儀小野郷村無殘所放火昨日十日原谷之地へ相動以見當手重に取扱候之間乗取百餘人面々者共打取其外雜人不知數候彼地昨日打入無相違抱置候爰元備方彌々可心安候其元各傳覽可爲肝要事候取籠候間恐々謹言

三月(虫喰)日

常隆(花押)

猪狩中務少輔殿

ゐかり大和同兩各字之間於此已後公義内義とも即今無等閑諸事申合可致奉公候所帶のさかいさんやにつけても内義をさしをき致披露以公義可申合候其外雜務喧嘩事理非の事うち置計をいたし候はん人跡に可及生涯候爲後日證文謹言

十月四日

常隆(花押)

猪狩右京進殿
同 筑後守殿

定

一馬上之義は具足鞍あふみ上やうに可有支度候せんこ

は惣別金に指物之儀は追て可申事
一鐵放(炮)具足上くそく地をくろく前に五ツほねの扇を金におすへし指物はねりみはゞ四寸色は追て可申事

一弓の者具そく指物は右同前うつほは上やうにあるへし
一鐘二間末中まぐるさやしては黒とりけもめん道服こんに染うしろに白く五ツほねの扇を可染付候かに笠黒く五ツほねの扇をうしろまへに金にをかれへし
一きつはの者具足こさし物鐵放可有同前候かに笠やり同前の事付のほりくそくに右同前之事
十月廿六日
(佐竹) 義宣

松本與大夫所藏四通

追而相當弓矢中以連判當方へ被引立存分共承候間憑敷候如何様於向後別て可申合候以上
態爲使者用一箇候仍相當一和付而近年不打置從常隆被及調策候間條々抛不足任御意に候則雖可及一禮候彼境中普請以下付而近日令入馬候條達引非如在候此由御取成憑入候猶石川右衛門佐任口狀候恐々謹言
八月十七日
(伊達) 輝宗(花押)

同一 郎殿

飯島大助所藏一通

甲州□田内拾貫文田中内八貫文事
右爲本給々候不可有相違之狀如件

天正十年

十一月廿七日

御朱印

奉之

飯島半右衛門尉殿

栃木勘左衛門所藏六通

甲州在家塚内八貫百六十文勝沼屋敷貳貫百文同所近松菅兵衛分八貫百六十文藏出扶持之改替也同所貳貫百文等之事
右本給不可有相違之狀如件

天正十年

十二月九日

御朱印

奉之

大塚新尉殿

官途之事意得候謹言

常隆媒介以惣和成就之上早々入馬來候態々來箇一段祝着候尤諸境無何事候可被心安候兼ては細大路次中無相違様被加内意候彌本望候毎事重而可申述候條不具候恐々謹言

八月朔日

(相馬) 義胤(花押)

態爲使者用一箇候到今春田境中無異義候上鹽口之事自是及意見存候可心安候然者盛隆近日可爲出馬之由候條萬端相談之事各々前可有之於當方は無事念願之外無之候扱又相當旨之義常隆任御籌策候分に題目可有首尾不合候急速相調候之様に馳走任入候猶内馬場能登守任口上候恐々謹言

三月廿五日

(伊達) 輝宗(判)

兼日横田七郎左衛門尉名跡之儀二番目之子に相續之雖及説言候有存分不及合點候然者此度不始動申候て七郎左衛門尉始に可被取合彼名跡立置候併後日に彼始如在等閑離別付而は此證文不可用立候爲後日如件

天正拾三年乙酉九月吉日

隆宗(花押)

坂本讚岐守殿

永祿四年辛酉 霜月六日 秀綱(花押)

栃木大學助殿

公方様被成下候御書を以受領之事相心得候謹言

永祿七年甲子

十二月廿五日

秀綱(花押)

栃木越中守殿

秀

十二月廿五日

秀綱(花押)

栃木五郎二郎殿

政長復先忠之上無二相守走廻候者可爲神妙候也

二月五日

(花押)

栃木雅樂助殿

相守成長存忠信之條神妙候者也

十一月廿三日

(花押)

栃木大炊助殿

中村儀右衛門所藏二通

先忠神妙に候然は南高田郷五百貫爲本領抱來之由候間

無相違可致知行之旨被仰出者也仍如件

元龜元年

春日彈正忠

九月十七日

朱印(龍)

奉之

關大藏左衛門尉殿

吾分事島津淡路守達而之詫言候間免得者赦免其上近年持來知行遣之候萬端之儀島津舌頭次第壹廻可復先忠事肝要候也仍如件

天正十年

朱印

七月十二日

關肥前守殿へ

上島川兵衛所藏二通

以上

其方親跡式知行高百五拾石之分無相違出置候者也仍如件

元和六年申

肥後守

極月十七日

(花押)

上島安千世殿

定

永祿十年丁卯

(武田)

卯月十六日

信玄(花押)

浦野宮内左衛門尉殿

同 能化丸

定

石原之内

貳拾參貫文

一山名之内

百貫文

別而武勇之奉公被相勉候之間如此出置候彌忠節肝要候者也仍如件

永祿十二年己巳

信玄の花押あり

八月五日

浦野民部右衛門尉殿

定亡父民部右衛門尉仁於山名之内百貫出置候キ荒田故無所務剩只今依當忠出木邊越前守候然者彼替之地無相當候條雖土貢不足多比良領之内六拾貫相渡候委曲可在

土屋右衛門尉口上候者也仍如件

元龜三年壬申

信玄の花押あり

六月十九日

浦野新八郎殿

一各一統之立物專可支度若有恣之輩背下知者爲寄親之

近年北原善兵衛相拘候知行當寅之年每悉出置候彌依奉公可令重恩者也仍如件

天正十八年丙寅

(保科)

正月十七日

正直(花押)

上島吉三殿

浦野勝平所藏四十一通

花押(武田信玄)

別而被抽忠節候間於箕輪領五百貫之所出置候名所之事は重而以書立候右申越候者可渡判形候恐、謹言

壬戌九月廿二日

浦野新八郎殿

信玄の花押あり

別而忠信候間箕輪之内半田跡出之候彌可被抽戰功事肝要候恐、謹言

壬戌十一月十一日

浦野新八郎殿

就于忠信三島山縣并權田三藏水沼岩水相渡口越國本意之上依于戰功一所可出置候者也恐、謹言

役相改可行相當之罪科之事

一別而馬廻衆立物如定可爲團之事付小立物禁法之事

一鐵炮之藥從大將陣配當之儀は勿論候雖然如近年者自然之時節闕乏候者則凶事之基候之條知行役相當に玉

藥支度之事

一向後小者烏帽子禁之訖一切可爲金甲若難求者革甲可着之事

一前、弓持候人可改同新弓之事付鍵持之内時手に成候者可停鍵之事

一定納百五拾貫所務之人は乗替一疋可支度況其上者依于人躰可有馬數之事

付百五十貫所務より内之衆者乗替令支度者可爲忠節之事

一定所務二百貫知行衆者倅は一騎此外乗替一疋可支度其上者可隨分量之事

一乘馬之人手盃脛楯面頬甲指物可如先法之事

元龜四癸酉年
十一月朔日

浦野宮内左衛門尉殿

定年甫之吉兆不可有休期候仰爲祝儀矢之根到來珍重候

仍近日越利根川向に厩橋成動候吉左右自是可申候是も表祝祠太刀進候猶甘利可申候恐々謹言

正月七日

浦野中務少輔殿

信玄(花押)

去年於于相州見増坂親父別而抽戰功討死無類之忠節に候向後は如父民部左衛門尉時可令悃切候仍爲香典段子五端送候委曲可有永昌和尚御演說候恐々謹言

三月五日

浦野新八郎殿

信玄(花押)

去二日被顯味方之色權田放火寔無比類忠節候今日室田放火爲始長野三河入道隨分候者八十餘人討捕候可心安候猶條目之通答甘利可申越候間不能具候恐々謹言

五月八日

浦野中務少輔殿

信玄(花押)

其地岩櫃在番衆之荷物於半途奪執之由候定而味方之内可爲惡黨等之所行候間被添送嚴重に可被申付候恐々謹言

五月廿三日

浦野宮内左衛門尉殿

信玄(花押)

今度被屬味方之上者其地へ可移番勢候就之其方存分爲可承届以大井左馬允入道原與左衛門尉申宣被廻思案回答待入候恐々謹言

追て一樽香進候賞翫所希候

五月十九日

浦野中務少輔殿

信玄花押

當手向箕輪毎日相働候因茲從其地敵堺放火殊敵數多被討捕被得勝利候由心地能候委曲甘利可申間不能具候畢竟其表之備頼入候恐々謹言

九月十日

浦野中務少輔殿

信玄花押

乍回札懇書披見祝着候然者氏康爲加勢不圖出馬候此時に候條承旨無相違入眼所希候委曲從甘利所可申候恐々謹言

十一月九日

浦野中務少輔殿

信玄花押

定
近年到駿遠兩州參陣云劬勞云忠節神妙候今度高天神屬

手裏之上者當國靜謐眼前候因茲大野郷内三輪三人分五拾貫之所出置候猶隨勝頼本意可令加恩者也仍如件

天正二年甲戌

浦野新八郎殿

(武田勝頼)
(花押)

定

依眞樂齋忠節以法性院殿御直判三島山縣并權田三藏水沼岩水被相渡之上者向後彌不可有相違者也仍如件

天正七年三月十八日

浦野彈正忠殿

(武田)
勝頼花押

定

自前々相(二三字虫喰)内其方本地知行分向後彌不可有相違候者也仍如件

天正十年壬午

三月朔日 (勝頼の花押あり)

浦野民部右衛門尉殿

與風可出馬候條之各十二日可有府之由雖申遣候覺悟之旨候間先有延引重而一左右次第不嫌夜白參陣尤候畢

竟武具之調鐵炮玉藥等之支度專一候恐々謹言

掌中之小瘡未愈候間不能判形候

二月十日

浦野宮内左衛門尉殿 勝頼(朱印)

爲其地普請在陣晝夜苦勞令察候雖然分國堅固之備極此一事候之條乍勞煩以夜繼日彌入御念可被相持儀肝要候委曲秋山惣九郎可申候恐々謹言

三月六日

浦野孫六郎殿 勝頼花押

態酒一筆候抑去夏以來長々在陣寔勞煩不知所謝候雖然各被竭粉骨故分國備等任存分手堅成下知大慶候仍來春者無二至敵國動干戈可散野心候之間年内無油斷武具等被相調一左右次第有出陣可被勵戰功支度頼入候恐々謹言

十二月十六日

浦野宮内左衛門尉殿 勝頼花押

珍翰再三披見申候其以來御物遠之節意外候近日は佐野領分諸作毛一字不殘七尺被返候將た其口無事之由肝要

太民 御報

澁河之内石原之郷定所務百五十貫之所出置候猶依于戰功可成重恩者也仍如件

永祖十年丁卯

五月朔日

龍朱印

浦野民部右衛門尉殿 (左カ)

定

大戸爲人質此間實子拾五歳之息女被召置候爲彼替拾壹歳之男子梅千世於爲實子歷然者無異儀可被請取之由被仰出候者也仍如件

土屋右衛門尉 奉之

天正三年乙亥

正月六日

朱印前に同し

出羽守殿

以先御印判御兼約之地令相違之條沼田御本意之上一所

定

候於珍儀者可被爲知候隨而兩種御音信忝存候自是萬可申述候恐々謹言

五月七日

大民 御報

大駿(大道寺駿河守) 政繁(花押)

越國衆出張之由候此度抽忠信肝要候然者爲證人實子倉賀野へ可令越候恐々謹言

九月十五日

浦野中務承殿

(北條) 氏政(花押)

思食寄預御紙面候忝披見申候如仰候自其時分爰元罷移候内々自是以飛脚可申宣由存候之處に從御大途御當地御普請被仰付候因茲毎日不得手透故不申歷候殊更陣中江御越近日御歸之由誠御太儀察入存候御歸路之刻より少御煩之由一段無御心元存候無申迄候得共時分柄一入御養性之所專肝存候就御平癒候者畏御入來候へかし春以來御床敷存候就中直談申定候軍書之儀如何無御心替付而は殘書共御持參御越候者彌以可爲満足候春御預之書爰元江持參申候是とも還進可申候萬金豊可被申歷候間早々御報非無沙汰候恐々謹言

十一月八日

大新 直昌(花押)

可被宛行由被仰出者也仍如件

土屋右衛門尉 奉之

天正八年庚辰

三月十日

朱印前に同し

浦野民部左衛門尉殿

定

一しやふ澤 一あらくさは 一はら 一なかと 一わくさは

右五ヶ所之屋敷所於室田内爲相違之知行替改被相渡之條自秋山式部右衛門尉請取之可有支配之由被仰出者也仍如件

土屋右衛門尉 奉之

天正八年庚辰

八月五日

朱印前に同し

浦野民部左衛門殿

定

自在所鐵炮十挺召寄被走廻候借儀一切可被成御赦免之由被仰出候者也仍如件

土屋右衛門尉

奉之

天正十年壬午

三月朔日

朱印前に同し

浦野民部右衛門尉殿

(左カ)

定

其方知行上州多比良之内并石原之郷竹木非御城之御用者叻不可剪取之由有御下知者也仍如件

土屋右衛門尉

奉之

天正六年戊

十二月十五日

朱印同前

浦野民部助殿

爲改年之御吉事以御使節被仰達候即單披露候所一段御祝着之由被仰達候仍愚拙へ献田根十枚到來本望忝次第候委曲期永日候恐々謹言

正月廿三

土屋右衛門尉

昌恒 (花押)

浦野新八郎殿

御報

如蒙仰改年之御嘉兆目出不可有甚期候仍權太根送給候寔過當此事候然者御祝言御禮之様子不更被御申上候之間相止候事候彼方雇口祝候條不能詳候恐々謹言

正月廿三日

土屋惣三

昌恒 花押

浦野新八郎殿

御報

就于御内儀令啓候仍此已前吾等ニ御理ニ候白井之眞光寺領之事兩御代之御判形所持被成候之上は有御拜見縱如何様之御無心に子細候共無異儀御指置尤候此等之趣可申届之由御意候之條如斯候恐々謹言

追て自然無御余儀御存分候者委細可蒙仰候以上

二月朔日

土戸新八郎殿

昌恒 花押

御宿所

御同名孫九郎知行之事御望之由蒙仰候條進置之候在所口本意之御加世義頼入候本意之上者孫九郎愚方へ如被走廻候御旨事御同心被成之萬端可預御意見候事專一に候於様躰は矢野櫻并可申届候恐々謹言

二月十八日

羽尾修理亮

業幸 (花押)

浦野新八郎殿

從土右雖有御催促被令啓札候各被致參陣候之間有御支度來廿日御着府尤候然而先日給候御使早々返可申候處夫々儀不調故相留候過半御落着候間可御心易候猶委細面談之刻可申候恐々謹言

(真田安房守)

眞安

昌幸 (花押)

三月十日

浦民

御宿所

就于少御訴訟預御使候急速雖達上聞候本會殿御參府彼是御取亂故御挨拶遲々意外候然者於沼田領被御申請候知行御本意之上名所可被相定候先御兼約之御印判被下置之趣被仰出候猶附在彼口上候恐々謹言

追て切付一口并鞆到來過當之至候

三月十三日

土右

昌恒 花押

浦民

御報

如仰先日者初而御參府候處に於御館不得寸隙候條爾と御物語不申背本意存候内々其已後可申處取亂候間相過無音口惜候仍從御舍兄越國之模様御注進可然子細共候猶被聞召届候て御注□様御肝煎簡要候然者今川殿以駿遠兩國之衆來廿六日爲氏康御加勢御出張候御屋形様茂近日御出馬候條定當秋一途可有之候間可爲御本意候委曲於御陣中可申承候恐々謹言

七月廿二日

甘利

富忠 (花押)

浦野新八郎殿

御報

御札披見殊に三種給置候誠以畏悦此事候今度東口之儀者不及申北國表迄御行定而可爲御満足候然而先段御屋敷分之事急度被御聞届自拙者可申上由内大思召候者自内大御札一通可給候涯分御取成可申候遲々候而は彌可有横合候御心得專要候依躰松井田へ可罷移候於中途成共彼是申來候處自松以其以來御床敷候緒餘自是可申述候猶態示給御音信祝着千萬恐々謹言

(大道寺駿河守)

大駿

政繁 花押

九月十八日

大民

御報

例式就御訴訟御使御書付給置候無余義候條再三令披露候但近々葦崎へ依御移居不大方御取亂故時宜可相濟躰無之間其方御參府候御暇令披露候然に當時御取籠無際限候被移居爰許取しつめられ候時分を被開合令參上申上候御訴訟可然之趣御内儀も如御意被取延御出府御詮言尤專一候委曲御使申渡候恐々謹言

猶御使まてにて難計相見へ候間御參府之段(一字不詳)被成候を右御挨拶に候追て涯分可言廻候

十一月六日

浦民 御報

土右 昌恒 (花押)

乍御返書預示候忝存候先書に申と其地之御様躰條々無御心元存知與風當地へ到着候暫者當地に令在陣御用茂茂候者不嫌夜中其元へ可令着陣候然者逐日被抽御忠信之由鎌宮物語候無比類存候彌御奉公肝要候兼又御老父江御傳語申處早々被仰届候故預御狀忝存候則以愚札申御届頼入候委曲者期來信候恐々謹言

霜月十日

浦新 御報

甘利 富忠 花押

猶先刻ハ馬不調候而一段案入候

十二月十七日

浦民 御旅宿

土右 昌恒 花押

如御札去頃者御舍兄御參陣候可有御同心之由存候處ニ堺目故爲御用心御殘候故不能面上候然者御自訴之儀相調被遣御判形候條御祝着之由承候本望之至候向後者彌以被抽御忠信肝要候又尾形様別て可有御懇切候兼又景虎至于治田出張候哉例式指儀不可有之候委曲者中書へ申間不能巨細候恐々謹言

極月廿八日

浦野新八郎殿 御報

甘利 富忠 花押

安惠熊次郎所藏二通

猶々貴様ハ何比可爲御上關候哉貴様モちと世上長閑に成候て御發足可然候如此□□中ニ遠路御上なされ候ハ、氣遣に御座□た、病氣程あさましきものハ御座候ましく候先申上候はんを御内義さま御煩御再發之由き、遣られ候へく候千萬々々無御心元候其後御吉左右者無之候哉御氣遣察入申候くハしく申上

新編會津風土記卷之六 提要之三

急度以飛脚被御申上候一段御祝着候則被成御書候仍其五日六日向箕輪被及御行城外爲始長純寺悉被成放火一昨日至于當地木邊被寄御陣當古地從今日御再興自元存外堅固之地候條十日之内に可爲急出來候可有御心安候隨而其比以鎌宮蒙仰候筋目右形申調候條可御心安候就此儀以御代官可被御申上之由御尤候雖然御普請御取亂候條過半出來之砌可被指越御使者々不可存疎意候兼又近日氏康至于御岳御宿陣之由只今御使者被致着陣候定當冬中一途可有之候と本望存候定可爲御大慶候委曲者期來信候恐々謹言

追て御息御煩如何候哉承度存候又御老父御舍弟へ以一書可申候得共取亂申候條御心得頼入候非疎意候

拾二月九日

浦中 御報

甘利 富忠 (花押)

御内越候條其方被相殘候人進之候今朝被仰聞候一義如何ニも御隱密ニ候眞樂齋をのそき誰人ニ成共他言被申間敷候眞樂齋も御行之旨御心安人ニも不被仰聞様に御才覺尤候何となきやうに被取成御人數御召連候之様に御煎肝專一候恐々謹言

度候へとも其比又江戸方々への文とも數十通書認候

へハ目もくらミ意もすくミ申候間來春吉事互に樂可申承候大慶

候々々々爰元へもさひしさ中々此世之うちとハ不存候此中ハいたミニさひしさもわすれ申候しとろなる

書中みえかね申候へく候以上

先日者御急報種々被入御念被仰聞候事御禮申盡かたく候御氣盡候はんと案入申候

一大膳殿此方へ被成御下候へとも手前之痛つよく御座候

故ニ御見廻申候様々承候

一我々事内々者來二三日比ニ罷立候はんと存候つれとも

爰許寒氣以之外に候其故ニ而御座候哉事之外痛つよく

中々遠路万いられさうに無之候間先來月廿日比までも

様躰見申少もやはらき申候て來月末にのほり申候へく候

一竹吉大益土□中監は□ならへ御前頼入候と以書札

申入候無病之身に候て如此方々へ口をすほめ申ましき

おと口惜存候尙期後音之時存候恐惶謹言

十二月廿六日

久巴様 人々御中

和久半左衛門(花押)

尙々おやへ能く御めかけられ可被下候かはる事も御座候者追て可申入候何共御供番につき候て迷惑申候御すも可被下候と申候
一筆申宣候此中へ木幡亦七各通に御書(一字不詳)拜見申候其地御無事之由珍重候拙屋敷替も無之候由是又大慶に候

一今月廿七日ニ西丸へ御目見ニ被成候一晴相國様御氣色能被成御座候由御詫之殿様御同心に京極若狹守殿上杉彈正殿も御目見え被成候と申候

一堀野丹後殿御身上相はて可申かと申候
一四郎五郎殿三四郎殿兩人者寺家ニ御座候大僧正國師之御あつかひ被成候か是もはやきれ申候様ニ申候大かた御切腹ニ候はんと申候恐惶謹言

霜月廿八日 久巴様 人々御中 木村百介 (花押)

福井舍人所藏二通

永代賣渡申道者の事

合一所 在所しまの三ヶ所と申在所也 右道者の事當ちきようさをいなしとわ申せ共依急用有

ちき錢三貫文ニ布屋彦二郎殿方へ永代賣渡申所實正明鏡也若天下一同の徳政物言候共於此道者いらんわつらい有間敷候料足かりかゑなき時賣申候間若いらん申候方候は、おか本龜屋四郎右衛門殿と我らと罷出候てすまし候て彦二郎殿へ渡可申候仍爲後日賣券如件

永正十五年 寅年八月十一日

おか本

さかへ口

福井孫八かたへ半三儀遂糺明候之處遂て理候條赦免候上は自今以後不可有相違候恐々謹言

十一月五日

瀧川一益 (花押)

服部九衛門尉殿 同 兄弟中

新編會津風土記卷之七

提要之四

村民古文書

府下河原町國分半兵衛所藏二十九通

會津郡中荒井組中荒井村郷頭小森與平次所藏一通

同郡同組今泉村肝煎伊久右衛門所藏五通

同郡同組斗戸組鬨斗戸村郷頭星谷右衛門所藏二通

同郡同組吉高村修驗大法院所藏一通

同郡古町組古町村修驗圓乘院所藏五通

同郡黒谷組長濱村清吉所藏一通

耶麻郡小荒井組小荒井村修驗小洗寺所藏八通

府下河原町半兵衛所藏二十九通

御用心之間相催一族可被致警固也仍執達如件

正慶二年

五月七日

修理亮(花押)

新編會津風土記卷之六終

三池木工助入道殿

讓與 助太郎貞元所

筑後國三池南郷惣領分同國竹野新庄得重金丸兩名肥後國鹿子木西庄下村肥前國大村太郎訟所領等土佐國田村郷被下地頭職事

右云本領云新恩道壽領掌無相違地也仍爲貞元嫡子相副本證文悉皆讓與久畢子々孫々無他妨可令知行之狀如件

建武三年 三月廿五日

沙彌道吾(花押)

建武四年 五月十五日

掃部頭(花押)

三池兵庫助殿

三池安藝左近藏人全宗円申肥後國六ヶ庄内鯉郷筑後三池南郷内田崎村地頭職安堵事申狀事 如此早云當知行眞偽弁支候仁有無載起請詞可被注申候也仍執達如件

肥後國鹿子木下庄領家職事爲兵糧斷所當年一作所被預置于江藤三郎候也仍執達如件

貞和四年 十月五日

左衛門尉(花押)

左衛門尉(花押)

左衛門尉(花押)

左衛門尉(花押)

左衛門尉(花押)

左衛門尉(花押)

左衛門尉(花押)

地頭御中

態翻申候御子息助太郎殿事被立家嫡候之由承候畢可存
知其旨候恐々謹言

觀應元庚寅

八月九日

謹上

三池兵庫助殿

御返事

下野守忠氏(花押)

三池助太郎頼親代親資申筑前國富永郷内牛丸成貞六郎
丸久富四十名事松浦正崎三郎打入彼名々致蒞田狼籍之
守護代相共莅彼所相尋實否載起請之詞可被注申候也仍
執達如件

觀應貳年

十月廿日

住吉神主殿

筑後守(花押)

就一字不詳)陳態々御届本望至極候今般出馬如形取成
令納馬候キ定而可存候大慶候其上芝崎三丁之目速被如
(一字不詳)其心得專一に候其當佐未遂會頗事不可然候
岩城より意見一封被背候後日之儀不可然候疾々先々一
端共事成就肝要に候將又那須與三當方共事疾く可然候

如之三境少も有之油斷口惜し疾候其別有之惘望可然候
可披急之吉事樂み候恐々謹言

五月晦日

門示院

(葦名)
止々齋(花押)

重而御貴札過當無極之至奉存候仍條々被仰下候義(虫
喰不詳)草無に余儀存申候幾度乍申事御當方米澤如斯之
儀恠言至極雖然先立如申上候近年當(虫喰不詳)余に無
際限候條家老之者共令談合親子之和合付來申候并三四
家晴宗と之事實取依調法御和談候就中御當方米澤間之
儀御縁邊に被仰合候定可然存申候哉岩瀬御弓矢に付而
今般輝宗御等閑(虫喰不詳)被參會候事於此方上下偏歎
ケ敷被存申候然處實就進退度々御懇切ニ被仰下候誠に
御資敷奉臆計(虫喰不詳)併今時分可請御意事深々遂亮
に奉存候行末共に(虫喰不詳)事と請御芳志覺悟候聊疎
意ヲ存不申候兼又米澤と之儀晴宗老母御内分被申候歎
輝宗出馬之儀相拘被申候殊更御當方岩田御和合之事明
徹被見取嚙候歎憚之無申事候御圓味之上御和候可然奉
存候お次に唐之御盃被下置候於未代可有秘藏候將亦
(不詳)度々被相招候雖無差儀爲御禮今般義山と万々彼
方御披露奉願候恐々謹言

九月廿八日

伊藤大膳亮殿

堀越能登守

宗範(花押)

可被出歸之由被心懸候哉更無其儀被(不詳)入候其余(不
詳)敷被存候昨九日向南陣被及調義終日諸事備懸被相
持候へ共一騎一人經代を不出候不及是非次第候歎義高
取扱之模様不可有其隱候然候は御當表之儀近日被屬堅慮
之趣專用候隨て御代田大和方所へ自御用方肝心之かけ
惘切候様之御取成伺置候万々近々可申候恐々謹言

五月十日

義久(花押)

富田美作守殿

急度令啓候其已來之不申通候意外之至候一河内之(虫
喰不詳)已前は手彼口堅固之御仕置有之御歸馬之由誠以
珍重候一南衆當表へ越河就之爲可付是非義重即刻被致
出馬候處敵敗北候如此之上向小山被及行候味方中一同
に有張陣被相談候間於備者可被心安候一從甲州南方へ
事切當方勝頼無二可有入魂に候彼使者以未入未來之儀
被申結候内々當口を雖可相透候既彼間事切付北國筋を
被透候其筋無相違様御指南單任入候殊に申事如やう候

共彼使者に傳馬以下借預候可爲本望候恐々謹言
追啓織氏御父子へも御心得候而彼使無相違様任入候

九月六日

金兵

富田將監殿

御宿所

義久(花押)

年頭之御嘉祥雖漸事舊候至々重珍重猶不可有盡際候仍
爲御祝儀と海苔參袋進之候志之儀迄候然て貴國彌御安
全之段目度候自何白川口之御備之儀無心元候當國之儀
豊饒に候可心易候關東之儀遠境故駘と無其間候當其餘
無心元候條及脚力候へ共已に無歸路候其元へ對說申候
精示預回章可爲本望候諸母期后音不具候恐々謹言

二月十四日

兩順齋

全長(花押)

鶴浦入道殿

態以書中申達候其以往者良々遙々不懸御目其地御無事
之由肝要ニ奉存候仍正印所用之船指越被申候爲御心得
申達候任到來目近二ツ青魚二ツ奉進候當口御用茂有之
者無御隔意可蒙仰候無沙汰奉存間敷候恐々謹言

卯月五日

忍本伊賀守 忠吉(花押)
甲斐守殿 參御宿所

就禮拜講之儀被成下御内書候謹て頂戴仕候殊御書令拜見候仍て用途之儀從是可致進上候可然之様被達上聞候者可畏存候此等之旨御披露所仰候恐々謹言

八月廿六日

北小路大膳大夫殿 義景(花押)

態以使申候先段も申入候キ自遠州馬之儀所望候彼國へ罷上候用ニ可立馬無之候て無了簡候如何様にも一疋御尋候て可給候偏頼入候近日迎船來由先へ飛脚來候間以菅谷申候委細者彼口上申含候恐々謹言
追て當城在番候江川一樽并一種進入候於御賞翫者可爲祝着候以上

十二月廿四日

北美(北條美濃守) 氏規(花押)
武兵衛 御宿所

愚息助太郎師元爲嫡子而所領以下事悉申付候畢被聞候

謹言

三月廿三日

大繩讚岐守 義通(花押)
御邊御館 參人々御中

節々預音問候祝着候仍義重向國に可有調儀由被及届に候處當方へも其段昨七日以山方信濃守被相届候因茲愚存當月中者先々被相延可然段及回答候乍此上至于出馬候令半途押候て涯分可及助言候此段田々御届尤候自伊達相馬方之使急速可爲簡要候自爰元は江彦爲相談水戸迄企使者候先段田之使者に如申理境目之地有不足被屬無事様に清起々御意見專要候何分にも此度之調儀主延念望候委細期來信候恐々謹言

二月八日

結城 晴朝(花押)

如來意其以來は音絶意外候抑氏直向厩橋出張彼地治手裏至今普請專候此上佐野當口へ可爲調儀候義重國綱令相談今般一途可及取別候條可御心安候然は諸篇以書付承候令得心則義重之申届候返答之模様白石長門守口上に可有之候條不能具候恐々謹言
追啓朝勝所々御届珍重候已上

(不詳)者恐悅候恐々謹言

八月三日

兵庫助親之(花押)
謹上 島津下野守殿

如來意南衆廿七日小山表へ引退昨日廿八半田へ被越張陣之由候此上敵之動可爲如何候哉于今是非不見届候替儀候者重て可申越候委曲各可及御返答候に不能具候恐々謹言

六月廿九日

(佐竹) 義重(花押)

爲改年之祝儀太刀一腰齋滄到來珍重候仍太刀一腰進候恐々謹言

正月十六日

(北條) 氏直(花押)
皆川世出鶴殿

急度奉啓上候仍先立如被申入安積表難意近日無相止事候分て竹平方(不詳)可被及事切外申唱候近日竹平方富作國上被相頼候申分候然處至五三日中彼動も事切之折に候如此候上は可爲實儀之由存候間至其時候可被注進候間須賀川表は自御當御人衆御立哉可預之由被申事候如何様以使者可被申届候間事々其時分可得貴意候恐惶

拾月十四日

白川殿々 晴朝(花押)

尙々張遠例之後可得御意候窄人之身躰偏頼入存候此比御煩之様及承候其通ニ御座候哉無御心元存候不能申入候へ共御養生之儀專要存候先度者御使札殊被入御念段忝存候猶追而可申述候恐惶謹言

三月廿八日

備前宰相 忠(花押)
加藤左馬頭様

先度者御存附次第候其後者何角と仕候て以書狀も不申事口惜存候御透候者御歸候而御咄度候又少かき申度物御座候間牛さま御すきひまにたのみ入度候返事(不詳)二三番ほどのものに候おなしくは此者内心へ御存候て可願候恐惶謹言

霜月九日

(花押) 左馬頭
五右衛門殿 人々御中

猶里見越後所々可申越候已上
久無音之條無心元存候來札珍重之至候如書面其本國替

之由候暮々無心本候併御替地罷出候由候條左者旁以進上之義も不可有異義由存事候猶期來時候恐々謹言

七月廿五日 最氏 義光(花押)

三坂越前守殿

御書披見候仍而秋田方小田原表へ雖不(不詳)當地へ御成に付而此方へ被罷越候由得其意候最上にて御禮之後隨分(不詳)次奥口へ各着越候然に御手前之事出羽筋へ可有御出勢之由左者是迄御成之各可被相待候ま、可有(不詳)御歸之樣(不詳)御話にき、候間其義大意可申入候恐々謹言

七月廿三日

石治少(石田治部少輔) 三成(花押) 增右(增田右衛門尉) 長盛(花押)

爲御代替御祝儀御太刀一腰御馬代三百疋御樽御肴致進上候可然之樣御取成所仰々猶與力小浦石見守方可申上候恐惶謹言

卯月三日

筑前守光國(花押)

謹上

吉郷喜四郎殿 三條道如齋

以上

一書令啓候我等儀御忝仕合能種々拜領仕忝次第二御座候者四日至廣嶋罷着候將又其許御無事下野殿御息災候哉いまた御暇之御沙汰無之候哉承度候猶追て可申述候恐々謹言

六月六日

(淺野)但馬守 長晟(花押) 仙石齋殿 御宿所

一筆申入候爰許相替義無之候左馬助殿息災に候而御氣遣有間敷候吾事無事に參看仕合能致御目見候而可御心安候其許留守に候義万事無油斷頼入候追而一々可申候恐々謹言

六月廿七日

式部少(加藤) 明成(花押) 加藤左衛門佐殿 御宿所

羽下も先約候由申候へハ盡申義に候間可參かと述候由被出候付可(一字不詳)候羽下も御出候處へ參候由然間重而如此候恐惶謹言

三月廿一日

新駿入様 人々御中

(花押) 羽越前

會津郡中荒井組中荒井村郷頭小森與平次所藏一通來札忙然之至候仍先般内々湯水邊へ可打越之段雖存之老足不叶候而令延引候然を其後御當口靜定肝要之至候共油斷加之候へは御手透之刻御要害普請可然候士ハ在城之外(不詳)御惻切專一候(二字不詳)え近日氏康出馬由申唱万方珍敷子細候は、可參觀人念申述候恐々謹言

十月十一日

白川殿

(筆名) 吉事合候て 止々齋

同郡同組今泉村肝煎伊久右衛門所藏五通

高札畏入奉存候先段申達候罷着候由被露貴札候御肝要存候從家康以御直書被仰通候於向後者猶以可及御取合候抑義重國綱向鹿沼被及御調儀候晴朝事も御同陣可被申候處ニ右春以來不例于今日廻無止事候然者乘馬等不自由之間爲代官拙使被立候鹿沼領悉被打散昨四日當地向羽生田御陣替へ候此上定て壬生表可被取越由存候兼て去夏景勝御上洛一段之御仕合關東之儀共始中終被仰

定由以御飛脚被仰越候當秋冬一途自京都御下知可爲必然之由奉存候將又奥郡以御工夫義重之御相談悉御和與當表之御備迄候定御專要不可過之候御札晴朝可入時見候定而祝着可被申候自何家康御使者路次之儀被加御意之趣於自分恐悅至極存候事と御飛脚急速候間奉略候由宜得御意候恐々謹言

追而宇治御喜悅之段家儀候過當至極奉何樣罷歸候時分可申上候以上

八月五日

水谷 勝俊(花押)

御邊 御南

貴札畏入存候仍而國綱向壬生鹿沼調義義重御出馬之(虫喰不詳)分被致之候御心安可思召候將た鹿城中有組衆既可乘取之段令成言候處安外に現形無念千万に候併廿余人宗者致生害候好事に者不可有之候殊奥郡惣御一和御調策落居之由當表迄之吉事令満足候此旨可得御意候恐々謹言

八月五日

芳賀伊賀守 高繼(花押) 御邊御南 貴報

忘往依無題目給音問覺外之至候處態以脚力御懇承候欣
悦不少候抑奥郡之事以御媒介被屬惣和二本松出城依之
政宗被遂歸馬御了心候仍鹽谷之事預異見候誠不一代申
談首尾祝無極候然者去年秋中義重晴朝以取成國綱之
令通用彼境目之事も相尋候處舊冬南勢出張之刻鹽谷彌
六壬生上總介に卜合兩陣之令内通當方可打果擬明白無
據之上去春令再紀に如承意南方大敵と云結城中岫爲と
云味方中有一統防戰之念願之間及三四ヶ手喜連川無事
依雖令懇望聊極候無其取別事切ニ被取成至于只今如此
全資晴朝不可有不覺候將た義重廿三向鹿沼出陣定昨今
間可爲動候又南方ニも廿一日小田原取打出候由申來候
此上珍敷儀候は從是可申送候恐々謹言

七月廿八日

白川殿え

(結城) 資晴(花押)

如承意依無題目其以來不申承候處條々簡札本望候抑奥
口以御取扱惣和成就之由被願之候當口迄之備ニ候間誠
簡要此事候當表之事者義重去廿三出勢昨廿八向鹿被押
寄候晴朝事者去春以往相煩乘馬以下不合期故水谷伊勢
守ニ手前之人數指添爲代官今廿九相立候壬鹿兩城鹽可
有之候殊南方之儀者越河雖被催候正説は無之候相替義

以上

急度申入御城御普請來ル八日より初り申候由唯今主馬
様より御觸狀參候間田島より五日に若松へ參着候儘御
役人指越候間右之御帳に不違様慥成肝煎壹人相添可被
越候油斷在間敷候以上

辰ノ二月二日

宮井杵右衛門 (印)

以上

急度申遣候仍御分領之山布皆々殿様へ御買被成候間自
然其口通候者押置此方へ可注進若其者と致相談通候者
其方曲事に可申付候也

辰正月廿七日

守岡主馬 一長 (印)
南山郡立岩郷 外記右衛門殿

同郡同組吉高村修驗大法院所藏一通

立岩郷先達識(職か)之事前代雖無之候以公儀内儀郷中
相調候此上之事者速行南坊え守稜之御使可被仰付事御
同意事一候恐々謹言

卯月四日

二階堂 盛義(花押)

候は追て可申入候將又田村え之儀承候間書狀指添申候
御届任入候委細期來信候恐々謹言

追て不例候間不能判形候以上

七月廿九日

白川南え

晴朝

依無差題目其已往奉絶音問候意外至極存候當口干戈手
透無之候皆川山城守手先と云折角故其夏南方へ一味定
可爲被及聞食候從京都爲御使節山上道中被差下候御當
方へも御内書候上模様不及申達候急度關東御下知可有
之候將亦從家康應爲御調法仙北筋へ被差下候路次之儀
蒙仰御當堺目上下無御相違儀奉念頼候去年も無御別條
之段具爲申上候き義重向鹿沼御調議晴朝事は去春已來
不例于今乘馬等不罷成候愚拙被申付候上罷立候然早
々申達候委曲芳賀出羽守方頼入候隨而宇治茶二斤箱一
進獻仕候此旨被得御意候恐々謹言

七月廿七日

御邊 御館

水谷 勝俊(花押)

同郡殿斗戸組殿斗戸村郷頭星谷右衛門所藏二通

藥師寺 御同宿中

同郡古町組古町村修驗圓城院所藏五通

追啓近日は御當方諸境中無何事之由其聞肝要之至候當
方之事も萬方靜謐に候可御心安候年中者無余日候條於
來春万々可申承候恐々謹言 (伊達) 輝宗(花押)

極月晦日

芦名殿

態爲使僧啓入候抑輝宗向信夫に出張候由其聽候旁勞煩
察申候先立申届候キ親子御間之事候間一和之外不可有
之候先以互に動き被相止候様諫言任入計候猶龍興院口
狀に申含候恐々謹言 (葦名) 盛興(花押)

五月八日

牧野彈正忠殿

就當口仕合態々御使一段本望之至存進候仍者内地へ打
懸被申候處輝宗被助合候へき若面々(不詳)十余人を雇
被申候存候方々可爲御同意候義國心底之旨爲使可被
申付候於于其時者御納得尤之至に候万々得任候上不能
一二候恐々謹言

六月八日

芦名殿
御報

二本松石馬頭
盛國(花押)

内々近日御無音其元御様子無心許候間巨細被露紙上候然と向石川口可被及兵斷之由尤肝要候雖無申訖(迄か)其一味中堅固被廻御計御手始此時候聊到于御(不詳)覺等無御心許候抑此事尙勝可動干戈候由一段申合就中好味異他候争可有疎意候哉雖然於其口も其觸不可有之候也輝宗下女向北境へ取別無二之段珍重候如此之上毛頭於爰元不得油斷候併彼口手別見合候上者何等にも可申談事無女在候石口御出頭之上珍重に可承候又事可申述候期後日之時々條不能審候恐々謹言

卯月十六日

芦名殿

(相馬)
義胤(花押)

急度以脚力令啓候抑先立以使者申宣候之處(虫喰)本望之至仍御挨拶之趣昨日泉へ以兩使申理候此事之義者先以可相切結相見候何様明覺悟承届是非義隨而以使可申越候然者木崎矢田野に被致在陣候岩城面泉へ差出入様々間敷由及承候殊億密に人衆野臥等被相招候由申候

治部少輔衆
小熊左近將監

耶麻郡小荒井組小荒井村修驗小洗寺所藏八通

御齋會眞言院後七日法者被移月國漢朝風範爲万國之厄難五穀豐饒始自承和之曆青陽初節三國同日被修嚴重秘法之所近年退轉被歎思食者也早爲當國役被申沙汰者尤可爲神妙之旨依綸命執達如件

天正八年

三月十六日

三浦介殿

右少辨

態捧一翰候然而今度御陣へ雖參度候前達如申上大崎御無事於于今相澄不申候堺目堪忍仕候而爰許不落着被登申事如何奉存候儘相扣申候何様落居之上即祇候可仕候此等之旨小成田惣右衛門方宜預御披露候條存略候恐々謹言

遠藤出羽守

高康(花押)

大森御陣所之

參人々御中

本宮に御在馬之由其間候間去七日に爲使申上候處に大

萬一横田へ被入(不詳)候ニハ、又以行御陣中之衆引出被及別候はん何邊不可有御油斷候將又伊達屋敷裏様體度々晴宗返書具御一覽候二本松衆越度之由其間候但實否(不詳)書中則火中尤候恐々謹言

追而明徹者凡西方へ被打越候事可有之由及承候爲御心得申届候

六月九日

芦名殿

(結城)
晴綱(花押)

同郡黒谷組長濱村清吉所藏一通

三保谷郷有公事兎角申間(赤字)建候可致檢地先年之檢地之儀代官道壁圖書訴人梅澤鈴木公方檢使守賀新兵衛治部少輔衆相談一々致檢地可申上と也仍如件

朱印 甲戌八月十二日

江雪 承之

代官

道壁 圖書

訴人

梅澤 將監

鈴木 隼人

公方檢使

守賀新兵衛

へ被返候馬候に付兎角不申上相歸候今度御動々三ヶ城被屬御手前代未聞不及言候へ參上候て此等の段申上候心頭存候岩孔神大兩地に御在馬間を取申晝夜無油斷其上當地惡地に候間于今人衆等一騎一人不相返働其構仕候間遲延令非如在候隨而即今御理候御珍敷變候迄也無心元存候御吉事定候て可申上候恐々謹言

内々大越へ一行申置候得共日々動候由申其上神促に去事候間兩手へ申入置御合戰者凶事如何に存遠慮仕候(赤字アリ)らるほとしなと、申候ハ日々指越申是又非如在候

五月十日

大森
人々御中

白右
宗實(花押)

貴札過分にて忝存候内々無心に存候飯土居被押取(一字不詳)兵打入被申候可爲外聞可然御目出此事ニ候未明に門澤へ相移可申處に今日動候由傳聞候間御番取引付不申候越候事如何に存違仕候乍去已刻迄無何事候間先々門澤へ罷越候夜前ヨリ舟引御取紛見聞之分も御座候無別心候下々ハ勿論無異儀候間可御心安候舟引へ喜はせ(不詳)様越候此方最も寄取申候き不人衆之方也共被指添可然存候門澤口之儀者可被相取漸被出候刻故早々

申上候恐々謹言

扱も、草野御仕合御吉事無是非候自是可申上候門
澤へ急申候故早筆憚入候以上

五月二日

大森へ
宗實(花押)
貴報人々御中

近日者無音意外之至候處條々簡札本望之至候如承意越
國御當方間之儀に付而景勝へ以使申述候處於越府者
連速返答候雖然御當方にて兎角故未落居案外に候乍此
其元依様子重而可及籌策候於委細者小貫大藏承可申越
候間不具候恐々謹言

霜月七日

富田美作守殿
義重(花押)
(佐竹)

尊翰畏奉拜見恐悅此事候仍自(虫喰不詳)被納御馬之由
可用之満足不過之候隨而御助成之儀再三令言上候處無
御手透之由承候尤至極奉存候雖然拙子奉(不詳)入候事
無其隱候歟縱切腹仕候共一筋に奉仰外無別意候然而頃
日よしたか城号谷生地へ被移候愚者との間五三里計
取詰陳候願者被抛万障近日御一勢御助成所仰候萬端片

倉小十郎殿任言上候條奉存略候恐々謹言

八月八日

伊達
參人々御中

隆繼(花押)

態令啓候仍近年之御懇切別而此度被仰立候儀共於當方
深々満足被存候然者以列伊達當方屬平和候被聞食及候
者悦喜可被思召候殊與佐骨肉重縁之別て當方名跡ニ居
置申候間行衛共悉諫之儀有聞布候候是以御大慶可爲
候先立者遠く馬鷹被指越候一段見事之由各々被申事ニ
候如此候御懇切共毎年に祝着不淺存候將又越國之無
靜謐御座候新發田方取切候間是ハ逼塞之前ニ候委細者
松右可被申候間不具候恐々謹言

四月十七日

岩城御館
實勝(花押)
富た
人々御中

就伊勢新九郎渡海候御芳絨飛來令満足候殊左衛門佐所
之御懇悽怡悅之由被申候御兩通則屋形之被入披見候處
於御文牒者無御餘義之由深被成納識候時之亂露箇中候
間爲御披閱進之候然如來翰は御兩家御和之希望之由
被戴紙面候如仰給乙之諍争非可被好之候雖然扇谷之面

新編會津風土記卷之八

提要之四

村民古文書

- 大沼郡永井野組永井野村善十郎所藏一通
- 同郡同組八木澤村名主丈助所藏一通
- 同郡東尾岐組東尾岐村名主清吾所藏一通
- 同郡大谷組砂子原村伊惣次所藏一通
- 同郡大鹽組山入村名主門次右衛門所藏一通
- 河沼郡笈川組笈川村郷頭磯部近内所藏一通
- 同郡坂下組坂下村幸左衛門所藏一通
- 同郡同組塚原村肝煎左衛門所藏五通
- 同郡同組長井村肝煎佐藤惣左衛門所藏九通
- 蒲原郡津川町勘之丞所藏二通
- 魚沼郡鹽澤組鹽澤村大割元井口祖右衛門所藏一通

々數年御和談雖被成執行候動者彼列模稜之手候間從當
方赤心之挨拶無之彼擬共被成勘辨思惟候之處如案無無
幾程被引付宗瑞上味方中邯鄲被失本歩爲躰候歟乍去被
進御座其國當方武州進發候は是又可爲塞翁馬就中諸家
外様一揆何與自分之拋鬱憤各令圓味他國之可被防逆徒
分候去又於此上扇谷之旁唇竭齒寒之旨有遠慮以眞實外
可被禦其侮分ニ候は此方之義者涯分景繁可被走廻候肝
心は彼窟之御詞堅固ニ被仰下候重て可蒙仰候爰元之義
六郷左衛門大夫方可有傳達候間令略候恐々謹言

七月廿八日

大藏院
宗好
眞里谷式部大夫殿

新編會津風土記卷之七終

大沼郡永井野組永井野村善十郎所藏一通

御祖父代仁者種々之恩切雖申將御當代未申入候今度乍聊亦申定候於後彌者遠境候共入魂可爲本望候將又刀一腰國信作令進入候是者別て老子雖秘藏と自今以後無二可申合覺悟意味令進之候御秘藏可爲本望仍當口日夜懸引に乗馬一向持絶候間可然馬一疋得候者大慶可存候勿論當口御用等聊不可存疎意候萬吉重て可申申候條と省略と恐と謹言

正月廿三日

止々齋(花押)

謹上 大崎殿

同郡同組八木澤村名主丈助所藏一通

爲年頭之祝儀白鳥進上目出度候謹言

正月廿九日

(花押)

國分左衛門太郎殿

義氏

同郡東尾岐組東尾岐村名主清吾所藏一通

上にて御座候ニ其刻備中國へ罷立かわやの城すへも城責崩悉刎首申候ん重て高松と申城(二字虫喰)元三方ニ(二字虫喰)を抱其上堀ひろくたけたち不申付刀責に成不申水責いたすへきと筑前見およひ申候はん右之高松

卷可申に相究申候事

一同十二日に池田と同道いたし同中川瀬兵衛高山右近令談合山崎表へ馳上申候へと高山と瀬兵衛と御さきをあらそひ候間筑前申候は高山申も無餘儀候手先之儀乗一番合戦候處陣取とかため瀬兵衛と申談合戦之陣捕尤之由申候間兩人者山さき之内に陣取と聞き也其次に天神之馬場迄我等者と取續申候陣取せ大坂え人を進上申候間働可申といゑ共信孝様と相待富田ニ一夜之陣參せ間敷由信孝様被仰出候て於于今其儀も無御座候事

一御兩人之御兄弟様と名代を御あらそひにて御座候ニ付て御主ニ事をかき迷惑仕候御次もめ被成候存候十五六ニ御成候て武者をも被成候間御主ニ用申候ても人わらい申間敷候といへとも我等養子ニいたし候間八滿(幡か)大芥(神か)愛宕(岩か)も御照覽あれ御主ニ用させ事ハ誰々申候共在之間敷候ふつと思きり候事

一仁様に賢人をさはき何たる儀をも信孝様の御事ハ申におよはす御一類迄も御進退成候はぬをは馳走可申と存候ニ何事ニて御座候哉御兄弟様其外御宿老衆之御惡を請申儀迷惑存候事

取巻堤をつかせ水はや土圍半分ニ上り城半悲(迷惑か)仕ニ付西國悉催盛罷後(二三字虫喰)出盛五万計ニ而筑前二三万ニて取巻候處五六町ニ罷成候相陣を構後卷可仕ニ敵相定候事

一右之陣取筑前不用後卷(三字虫喰)取巻申候へは城主腹ヲ切可申と懇望申候へ共免申候處手二日於京都上様御腹めされ候も同四日ニ注進御座候間誠筑前驚入存候といへとも御腹御供ヲこそ不申候とも於此陣候は任本意城之事太申に不及(三字虫喰)切崩刎首申(一字虫喰)明智退治之儀候安御座候存切六日迄致逗留終に城之事者不及申悉刎首申候事

一手前の隙を明申候間も陣所へ切懸可切崩に相定候處盛令懇望國を五ツ筑前に出入質を兩人迄相渡可申由(虫喰)評定申間敷に雖相定候明智如討過申度候付て盛一書再血判人質兩人迄請取同七日廿七里之處を一日一夜に備州姫路へ打入申候事

一人馬をも相休切上可申と存候信孝様大坂に御座候を明智既河内へ令亂入はや大坂を取巻御腹を可召之由八日酉之刻風之便に御注進候間若信孝様御腹被召候ては何かも不入儀と存夜晝なしに十八日之辰之刻古崎迄令着陣人數不相捕討死仕候はんと存川を越致後

一如御存知上様御存生之御時も我等者幡州但州を被下其上北郡於于今被下無不甲斐者雖御座候西國之先懸を仕候へと上様被仰出候ニ付備州致在陣處三木之別所全謀叛を筑前迷惑におよひ候處重て荒木攝州伊丹に在之謀叛を仕上上へ通路を取り雖申候終に別所刎首申に付上様重々預御褒美御感狀其上但州かな山御茶湯道具以下迄取揃被下御茶之湯雖御政道我等は被免置茶之湯を可仕と被仰出候事於于今生後世難忘存候誰哉候御人かゆるしものにさせらるへきと存出候へは夜も晝も涙をうかめ御一類御事に迄あたにも不存候事

一右之御褒美之事者不及申安土へ致穩作上様の懸御目候へは御座所へ被召上候筑前か頭をなてさせられ侍程之者は筑前にあやかり度可存と被仰出付て猶(虫喰不詳)にて御座候哉因州之内鳥取城雖不城卷取申悉刎首是又因幡一國之事(虫喰不詳)不及伯耆國中まで本意仕候事

一明智如構逆心上様京都に御有事候夜討(虫喰不詳)をもいたし猶在之は小者一僕にて成之御座所走入腹十文字にきり候は本意の(以下缺)

同郡大谷組砂子原村伊惣次所藏一通

急度令啓候仍て敵方倉ヶ崎取立候間小田原え様子申進候處に御出勢にて明候間利根川可爲御取越候於于御陣中奥州様え御用之儀も候は、可被仰越候京都御和談に候間万方如思召候間旁々以可御心易候當表之模様定て自遊城可被傳進候取込之間早々一筆申候餘事追て可申入候恐々謹言

拾月九日

長沼殿 壬生 義雄(花押)
御宿え

同郡大鹽組山入村名主門次右衛門所藏二通

右兩用奉行之事無油斷可申付爲一筆相渡仍(如脱か)件

天正十六年戊子書是
十二月七日

横山能右衛門殿 氏勝(花押)

大隅守一跡再鮭立手作八百菊出置今度別而奉公候一切也

天正廿年
神無月十四日

須佐門承殿 氏勝(花押)

富田美作守殿 參

同郡同組塚原村肝煎勘左衛門所藏五通

久々以使僧可申入候
重て以別紙令申候仍殿下様え當年之御禮馬鷹計ニて可然歟と存候將又越後之儀濃國之間無等閑様肝要候不入申事候へ共小田原之儀者半取之各可被成御推量今度對其國御氣色御感悅不恒候彌無間斷御忠節專要候恐惶謹言

三月十一日

岷州(花押)
平田左京亮殿
富田美作守殿
針生民部大輔殿
各御中

御狀畏悅之至候抑去冬金上殿爲御代官被差上候處ニ殿下種々被加御懇意候處御満足之旨尤候如此之上者早々義廣御上洛肝要候自然於御油斷ハ御爲不可然候義廣御若年之儀候間畢竟貴所御分別ニ可有之候條急速御供ニて御上國專一候猶一丹齋寺田織部可申越候恐々謹言

三月廿四日

三成(花押)

河沼郡岷川組笈川村郷頭磯部近内所藏一通

前日進御使僧貴札段々御懇切之御届誠以畏悅奉存候如及高答候此表調儀追日任存分候近日常隆も可被致出張之由猶令相談可及行候於備者可御心安開陳之上以參拜一やう可得貴意恐惶敬白猶々雖輕微候海松一籠に進獻之候松在山上什麼在海中進候

八月十四日

(章名)
盛隆(花押)
興徳寺 侍者禪師

同郡坂下組坂下村幸左衛門所藏一通

以別紙申入候義廣貴國御家御相續珍重之意趣疾雖可申達候令思慮候處此度長沼方有御相談態預御内儀候貴國之儀者盛氏盛隆御以來當方も三代御間之御取次我々侘言申此所無失都預指南候芳情不知所謝候次佐竹當方御間之無事被取扱度之由度々被露書面候以前も如及御報於當方可致敵對意趣無之候如此被濟候從貴國眞實之御媒介就可有之者可然存候貴邊於御同意者引詰て可預使候於此方之儀者我々馳走可申候此度者先御一義申入迄候飛脚同前之以使申述候有得心御取成尤候恐々謹言

八月九日

北條 氏照(花押)

富田美作守殿 御返報

追て松尾梨送預候其段賞翫仕候心事定て可申據候條早々

御鷹爲御本(奔か)走彼方被指越候於奥口も上衣被下爲登申候間一向無是候餘無御心許奉存候條於此口高直致本(同)走指越申候定ては高思召可被在候迷惑此事存候如何共無之候條如斯候當口御用等幾度も可被仰越候日夜無嫌不可存疎意候委曲荒井若州御口問不可有候條不能細筆候恐々謹言

十二月廿日

信能(花押)
富田殿え 御報

貴札忝拜見仕候御屋形様爲御名代金上遠江入道殿御上洛候處殿下様被加御懇意候併貴國之御名譽不可過之候就中當年義廣様被成御上洛各モ有御供可然之由從寺職潛齋我等相心得可申上と存候自然義廣様御上洛於難成者富田殿御父子ニ御一人御上洛候て殿下様御前可然様ニ御取成之段隨分申理候其御分別專用候民部法印増田殿御返事之御朱印之時同前ニ可進候御上洛御急候様に先治部少輔御返事ニテ飛脚差下可申旨候間如此候越國

境目之儀付て治部少輔申聞候處ニ御入様越國之被理候
則書狀寫進候猶奉期後音候恐々謹言

三月廿四日

德芳(花押)
清源(花押)

平田左京亮殿
富田美作守殿
針生民部大輔殿

貴殿

追而將監殿白に御滞留候別而御懇切候聞聽當候儀
可宣候以上

急度以使啓述候仍而其口御仕合不及是非候於御身躰御
氣遣無之候御(不詳)度候如此之儀則申入度候通行不自
由候間致遅々候無申迄候へ共御用等も候と草臥候万
々急度候間不能候恐々謹言

六十五

富田殿
御宿所

芦野

同郡同組長井村肝煎佐藤惣左衛門所藏九通

急度奉啓上候然者岩瀬口之儀盛顯在合ニ就時(五六字虫
喰)保土原方進退大切之様ニ申(一字虫喰)訖言至極ニ
奉存候殊(三四字虫喰)城口之御出馬之處ニ佐竹石河相
談を以爲後詰(五六字虫喰)語道斷之子細奉存候從去年

モ萬方之儀被相調御辛勞之故を以當其時可成就致我々
モ可罷歸事満足ニ奉存候處晴綱之油斷故不斗儀出來致
(二字虫喰)苦勞不及申次第ニ奉存候雖然赤館大切ニ存
好間殿之御人數懇望申野外一二百指越申候彼地ニ凶事
無御座候者指義是有間敷候と奉存候一佐ハ被罷越候御
使被罷歸候從佐之御理ニハ照行御進退大切之砌晴綱保
土原方被仰合候動ニ被及候上其後詰として御出馬被
成候關之萩之子細候於當方も失不存知候由御理候其故
と金吾(不詳)衛御神思被差越白間候事於無事候は任可
被申義相違間敷由被仰越候雖然右相談を以關之嶽ニ御
人數被差置候とて義昭御出馬結句昨日十七日若子も御
出馬之由申來候上岩瀬御届計之義には有間敷候由節々
申理之上石河への後詰又保土原へ之力之定今日十八志
賀殿之まとい上田土左衛門尉殿を始て在郷一家中太寺
へ被指越候先以聞召候大慶ニ可思召候於此上モ田へ被
仰合岩瀬口之儀引詰御取扱に被及候て佐白御無事は早
々相調可申候由奉存候雖然白御油斷候て者曲有間敷候
由奉存候將又盛興へ之御神名相調彼者被指越申候然ハ
明徹之故遂日御元氣ニ御座候思召可爲大慶候仍て各々
へ御狀被差越候は中山右衛門大輔殿上田土右衛門尉殿
式部(以下缺)

言堪入計仍其口表之御在陣御床敷候條以書中申述候定
可爲參着候委曲法口上申合候間不能具恐々謹言

五月十七日

佐瀬玄蕃頭殿

御陣所

山内
舜通(花押)

態御札畏入再三令披見候其以後は御陣中御様躰是非不
承候間内ニ可被申入由資晴被存候處御陣中無御手透時
分代始之爲御祝儀資晴所へ種々御越千秋萬歳目出度奉
存候於吾にも畏入候仍自田村二本被越候哉將又御當方
佐竹御無事念願候由被申候何様此條可被申入候被拋万
事平々御別可然之由存候如何様佐陣も此趣可被申届候
事々重而可申述候間令省略候恐々謹言

八月九日

岩崎 御陣之御報

千本
芳隆(花押)

今般夏井殿御仕合之一義更に言語道斷(不詳)次第候間
(不詳)承候間驚入爲夫申斷候如何様歸陣之時分可申事
と早々恐々謹言

往生十六日

平田彌次郎殿

松引
實重(花押)

松澤御召仕候本村藤六御折檻種々雖致訖言無御納得候
條不易此口罷越盡意相添候間以一言申宣候意外之御訖

態奉啓上候抑今般義親兵(不詳)爲可被申工風罷越候雖
無申迄候畢竟御意見之外不可有之候由奉存候仍次郎舊
冬以來被指置候幸此度義親被罷越候上御談合候て何篇
も彼方躰御落居候者可爲過分候於義親も何ヶ度候無別
條候様被申於御當地深御疑心訖言至極存候到此上も御
疑心候て子候者ヲ館橙て指置可申其上於無納得候者左
衛門大夫子を次郎内藏館ニ指置可申但左衛門大夫深御
疑心候由及承候其分に候は大夫罷越祇候可申届存詰候
同者次郎可指置候は御不斷にも被召仕御扶助候は可爲
本望委曲陶彈正左衛門尉所へ申越候間定分被專聞達候
條奉存略恐々謹言

四月三日

岩崎之

人々御中

澤井下總入道
綱親

態々啓候抑今度一味齋御討死無是非迄候併弓箭之習に

候條深不可有御恐怖候世間追日如斯成來候畢竟正印不
運に相極候然ハ氏政ハ關宿之地被取詰候近日可被屬御
手裏被申小山も御懇望被申候宇都宮取詰見申様候責而
氏政御威光念願申雖無申迄候此口御用所に甚と敷意可
被仰越候一點不可有疎意候心緒期後音不能具候恐と
謹言

追啓生土へ掛申段々御番衆之透可及言別由保土原に
申合人躰承及候能と不可有油斷候以上

五月十八日

須左

貞秀(花押)

平澤

御陣所

此間者具に御返答被下候以眞實大慶過分奉存候然者管
井殿御遠行之被成候由承候暮々口惜次第此事候取分於
御就中も不安御方に御座候へはさそや御詫言可有之候
萬端奉察入候我々式迄詫言千万に存計候只と早と御歸
陣被成候得かし念願迄存候御家風亦御藏之方如此御座
候へは偏に存御父子之御ふかあしきと奉存候吉事重て
可申候條恐と謹言

三月十六日

佐瀬源三

常慶 判

平田彌次郎殿

人々

態令啓候仰先立者工風罷越候誠に種と御恫意快然之至
候令及候仍て河口抱候儀如御意見候白雲齋親子に申理
候處に貳半手シ泉へ相調候ても義重御出馬候上には相
退可申由致分別候儀重御出馬實事候も相除申度や被存
詰候然ハ自南肥後罷歸候氏政(二三字虫喰)當月十五向
前橋ニ御着陣仕彼口には十日茂被置候て馬作毛被爲私
も小山へ御移而陣を宮中可被及御備にも被仰越候自那
不二庵被罷歸候御一和之儀も于今無撰候併今日二十九
雲岩寺當地へ差越被申御意之儀此度佐御出馬七らう
二十二大野へ東殿着陣候然處に氏政御出長御様躰自宮
被仰届候間被打返野口に馬を定候由申來候於佐無事に
も可持候由及承候爰元御様躰に重て可申述候令存略候
恐と謹言

追啓彦久殿へ別書に可申候被成候間久同前に申

七月二十九日

船甲

綱(花押)

平原

玉藤

御宿所

態爲一書申事候長手有馬之儀宜候令異義候は、將亦今

様候可申聞事簡要候様子切々可注進也

四月十九日

(織田)

信長 (印)

飯尾 讚岐守殿
権任五郎左衛門殿
猪子 兵介殿
堀 久太郎殿

魚沼郡鹽澤組鹽澤村大割元井口祖右衛門所藏一通

いそきの御やう候このふみはこゑちこなるおかへあひ
こし候間内々やくそくのそく夜中にようすこのかきつ
けのそくさきの村へあひと、けられかし可及候則いん
はんひき合候らんよろしく候以上

午ノ卯月七日未ノ刻 (直寄) 堀丹後 印

くまかい 鯨井久右衛門殿
ほんぢやう 賀藤左次右衛門殿
たまむらしんてん 石塚久左衛門殿
さうじや 村田久兵衛殿
やきはら 福多勘七殿
よこほり 市左衛門殿
飯塚勘兵衛殿

明日御探候由申來候へ共昨一昨日之様に之有間布と存
候へ共具夜に無油斷用心申可被心易候先度尊翰被下候
に兎角打過早と返答申上候口惜存候さそく白川御越
可有之候へは無其儀候哉のはやくと被動將源殿方へ
被歸愈御同意候此分にて愈御目付候管と存寄候心ほそ
く存候萬端之儀尙昨今申上候間先と早と恐と謹言

追申達候萬事急候間早々に候以上

正月二十二日

松井新

定重(花押)

平田源左衛門殿

蒲原郡津川町勘之丞所藏二通

晝夜奉公神妙之間曼茶羅寺出置候彌膝下ニ可相詰事肝
要候也仍如件

天正七年

八月十三日

景勝(朱印)

舜長

折紙委細披見候仍最前申越三ヶ所付城昨日出來由候せ
い入候て早々仕立候段可然候今日より又西田三ヶ所城
申付候得其意候千々無油斷普請等可仕事專一候雨降候
共無懈怠可申付此段先書ニも申遣候き彌下々まで無緩

同	越後殿
同	佐左衛門殿
同	平方作右衛門殿
同	久五郎殿
同	和泉殿
同	平右門殿
同	善左衛門殿
同	笛木左右衛門殿
同	義兵衛殿
同	わたぬき殿
同	與五右衛門殿
同	清左衛門殿
同	新右衛門殿
同	くら助殿
同	助右衛門殿
同	勘之丞殿
同	與右衛門殿
同	新右衛門殿
同	井口彌右衛門殿
同	同七右衛門殿
同	同加右衛門殿

新編會津風土記卷之八終

六日町	井口與三兵衛殿
二日町	今成新右衛門殿
かみはら	百性中
十日まち	與左衛門へ
むしの村	新十郎
さなし村	九右衛門
こいてしま	清右衛門
禰こや村	里右衛門
りうくはう村	百性中
ひよう村	きもいり
めうけ村	きねふち
十日はら	六右衛門
	百性中

新編會津風土記卷之九

提要之五

陸奥國河沼郡牛澤組塔寺村八幡宮長帳

文和三年甲午 八幡宮供方方やくの事衆徒一人して百文の時ハ神官一人して卅三文つゝ御つらぬきあるへく候

文和五年丙申(改元延文) (裏書) 豊員數次第 公納左衛門大夫 大衆分中ニ十二帖 神官分八帖神主八帖

永和三丁巳 (裏書) 四百内分了賢御房取持チ入供了 千法師丸

永徳四年甲子(至徳改元) (裏書) 奥州會津蜷河庄 於塔寺八幡宮奉施入般若十六善神檀那頼圓金剛上總阿闍梨壽背 是同社僧民部阿闍梨有珍之至徳元年甲子拾月十五日

明徳四年癸酉 (裏書) 明徳四年癸酉日照にて自四月同十一月

さて雨不降候

同 明徳四年癸酉歳末卷數了春乘坊 仁王講移分

應永三年丙子 (裏書) 大乘經分ハ山越數田村之料へも百文此分ノ講衆分ニ宮内卿阿闍梨分ニ可有卷數役八月之配帖

大乘經分ノ初百内分來八月配帖可有

應永三年丙子五月七日 臨時御祈禱之卷數人

子年ノ一番 春乘御房 二番 義勝御房

三番 妙賢御房 四番 民部阿闍梨御房

五番 民部阿闍梨御房 六番 卿阿闍梨御房

七番 覺定御房 八番 大貳公御房

九番 永光御房 十番 式部公御介

右衆徒等可有同心候歟

定 衆分同心八月之配帙役仁之事 應永三年丙子初

秋十五日

大乘經分申

應永四年丁丑 應永三年丁丑冬雪フラス其年の作毛吉

應永六年 僧膳次第正月八日二百内分二番講比丘尼分

三番五百内分三番寺僧金山畠分 夏之分一番三百内分二

番六百内分三番白子之智進經田分四番三百内ノ分 秋
之分一初百内分二番寺僧奥房凡三番ハ兵部公分 冬
之分一番杉之經田分二番寺僧了賢御坊分三番申御大夫
應永七年 (裏書) 應永七年庚辰十二月十七日辰時より巳時ま
て天の日三出候へし

應永九年 應永九年壬午年正月晦高田の宮殿謀叛起次
年の正月晦日卯尅自害ス
應永十六年六月三日北田殿城下畢此時打死上總殿父子
三人兵後殿父子二人善弟七郎殿同三郎殿彼原究殿父子
二人伊勢殿二平殿

應永二十一年甲午十一月三日卯日や 御遷宮次第
結界道師 信夫羽黒山別當治部卿僧都御房 御守人者
八幡宮供僧二百内小澤淡路律師御房請僧十人 今羽
黒治部卿僧都 法用寺大藏律師 勝當寺別當(依指合不
參) 湯上羽黒大夫阿闍梨 黒河護摩堂坊主 法用寺大
分阿闍梨(不參) 佐野大明神別當小浦阿闍梨富岡侍從
阿闍梨御房 法用寺二位公 今羽黒兵部卿公 神主殿
修理佐殿 神宮八乙女十六人出仕 牛澤大夫五郎 八
幡宮殿内權大夫六郎□□會津郡御子達四郡内御子大夫
五十餘人 大旦那中同殿 助成民部律師御房 白布五

さゝかわのちんへ山越卷數了 十月分石見公 いなむ
らの御ちんへ卷數了
應永廿四年 (裏書) 應永廿四年丁酉卯月廿六日鎌倉へ御所同
房州打入御還住

同 (裏書) 應永廿七年七月八日伊達津へ使者立也

應永二十五年 (裏書) 應永廿五年正月新宮陣音信時山内 四番

鹽河陣卷數舉口 初百内分河内河 鹽ッホ御陣
宮方大乘經分奥房丸 同卯月十九日 遠田御陣卷數
五番堂方三月分 奥房丸舉之 六番小澤二百内分 鹽河陣

舉之 七番 堂方 四月分淨乘 さふらい所ノ病喜ノ時
八番 鹽河陣卷數上之三番内分應永廿七年三月三日式部阿
新宮方開口つちのとの 六月廿九日夜小河城黒河方にて

應永廿六年 打死ノくひ四 落ぬ同年おふせの城七月廿八日新宮方にて夜半はかり
にて落ぬ

應永廿七年七月 九番堂方五月分 新宮陣 卷數 大
藏公 十番宮方了光分 石見公 苗代陣卷數舉之

應永二十六年 應永廿六年己亥九月十日むつこのくよ

十端絹一疋深物一端料足廿五貫文 御座用意綿縁壘三
帖綿八〇三〇 小檀那政所妙觀入道 佐野佐右衛門五
郎殿成佛入道供僧名帳之事初百内分河内 二百内分淡
路律師 三百内分式部阿闍梨 四百内分了先御房 五百
内分大貳阿闍梨 六百内分小貳公 仁王講上野公仁王
講分淨乘御房大乘經分奥房丸仁王講分壹岐公 仕僧分
兵部公 祐賢御房 奥房丸二職

應永二十一年 (裏書) 應永廿一年甲午九月山越卷數
山越卷數之事 宮方 小河陣卷數舉之 上野公 佐
々河陣壹岐公

應永二十二年 (裏書) 應永二十二年乙未五月一日酉剋計一天
下入黒閣半時計也 是は山上與御所依諍論也 同十一月
廿一日新宮城押寄取卷也夜半計之事也

應永廿二年乙未十二月新宮陣卷數配秩役者
正月分 堂方分 仁王講分 宮方分 二月分 堂方分
一番式部阿闍梨 二番淨乘 三番祐賢御房

應永二十二年乙未 (裏書) 應永二十三年丙申十月八日鎌倉御所
没落同生杉房州同心
應永廿三年丙申十一月山越卷數音信役 九月分淨觀分

りつしまの國打入其時神道大風來火花てきおたいちし
いけとり三十六人その時の大將も、こらめしとられて
つくしの國たんだいとかたさいの少貳あつかりてき
られと

應永廿八年正月長井行山越堂方十一月分秀永
同 同年月黒河川今羽黒下ヨリ打切テつるまつらや

應永二十九年 (裏書) 應永廿七年庚子七月二日酉剋計也新宮
城没落畢進陣卷數五月分當
山越卷數 覺定分當小河陣行七月 山越卷數 御酒時
堂方十二月分式部
小河陣同月

新宮陣卷數舉之秀長堂方分
應永三十年 (裏書) 應永卅年癸卯二月初卯田ニ 上字内
三百束苜出定申候是は衆從同心候もとは十二月のまつ
り田にて候を彼内大夫ニ衆徒同心あつけおき處也
應永三十一年 (裏書) 應永卅一年甲辰正月二日大水増候也
黒川行番帳人數應永卅二年八月始之
一番 淡路律師 河内阿八月勤之 二番 淡路律師
式部阿 三番 惠隆寺別當 石見阿 四番 覺定
小貳公 五番 大澤別當 上野公

同 (裏書) 應永廿八年正月長井行山越堂方十一月分秀永

同 同年月黒河川今羽黒下ヨリ打切テつるまつらや

應永二十九年 (裏書) 應永廿七年庚子七月二日酉剋計也新宮

城没落畢進陣卷數五月分當

山越卷數 覺定分當小河陣行七月 山越卷數 御酒時

堂方十二月分式部

小河陣同月

新宮陣卷數舉之秀長堂方分

應永三十年 (裏書) 應永卅年癸卯二月初卯田ニ 上字内

三百束苜出定申候是は衆從同心候もとは十二月のまつ

り田にて候を彼内大夫ニ衆徒同心あつけおき處也

應永三十一年 (裏書) 應永卅一年甲辰正月二日大水増候也

黒川行番帳人數應永卅二年八月始之

一番 淡路律師 河内阿八月勤之 二番 淡路律師

式部阿 三番 惠隆寺別當 石見阿 四番 覺定

小貳公 五番 大澤別當 上野公

應永卅一年申辰八月十五日ニ林小門外ニて參詣人をせつかいたるに仍中目殿のはらいそへ又二郎公方より山よりとへおわれ候了ちくの人々ともに衆徒同心のせせうたるによつてくはうよりきんせらるゝ也

當守護殿あしなの修理大夫盛政御成敗役人同御一家左馬助盛貞申定候畢
右依衆義同心所定付 大般若出余口申事經主 大貳阿淡路律師式部阿河内阿岩見阿少貳阿 此人數無幅請取不可出申事

應永卅二年乙巳霜月八日
背此義輩修理分六百文 可出や
應永卅二年乙巳八月十五日 放生會之砌ニ船くほのおとな 法性

依爲初百内分河内阿闍梨之下人出人生自下方罪過分二貫文修理分ニ衆徒中ニ受取申候也同十二月三日經座之口ニテ人々にん生せしむや七十五貫文をかへ候受取申也左馬助盛貞御役之時當守護修理大夫盛政ノ御成敗彼沙汰衆徒同心也 此修理料足受取若宮社造立申殿入同年十一月初卯畢なり

應永三十四年 此年八月六日大水増後度廿七日洪水九月四日洪水人民多ク死失ス

此年八月神殿前明木櫻開花不思議事也勝常寺音千代上薦御歌

おもひきやもみちをまちし櫻木の
花さく秋にあいぬへしとは

永享二年 永享五年癸丑十月廿三日 新宮殿多年弓箭依越後國に居住數年經却小河庄打入城籠無幾程町腹切 共人數 三河殿尾張殿新宮殿兄弟打死數十人 其時タインヤウ伊與守申也其後會(一字虫喰) 豐饒也

永享七年 永享七年乙卯二月四日 延山大衆達大將殿弓箭取其中 圓明乘蓮杉全病京都すかし出され候て打死これによつて山中の衆徒中堂ニ火懸燒死これにより候て天下にわつらいあり末代のためにしるすなり

永享七年乙卯十一月初卯 八幡宮ウハフキノ料足百貫文ニテ修理畢

永享八年 丙辰三月廿七日 鳥居 里桂 修理願主權大夫

永享八年 永享八年丙辰大日照也四月廿日より百五十日てる也

又七月九日申刻大地震動日夜三日也十六度動也

永享十年 永享十年戊午霜月二日 布山配供大乘經分

畢大貳公并十二月分畢 大般若分可有

八月御代官取待之事

一番 卿阿闍梨 大貳公 二番 紀伊阿闍梨 宰相

阿闍梨 三番 三位阿闍梨 祐珍御房 四番 安

防阿闍梨 左京公 五番 少貳阿闍梨 尾張阿闍梨

永享十二年庚申八月二日

永享十三年 永享十三年かまくらの御所二月安防かみ

御所お打申候

嘉吉二年 嘉吉二年京御所六月三日赤松殿へ御申あつ

て御所打奉其外おほく打死かすおしらす同とし九月赤

松殿打死

文安四年 文安四年丁卯七月廿五日大風吹テ鳥居やすむ

同七月廿日惠隆寺大鐘イラル 同八月十四日鐘籠堂立

文安五年 文安五年つちのへ 二月十日とりいはしらは

とりはしむる十月廿日とりいたつるいな川のしやう廿

文むねへつとり候てとりいたて申候

かんぬしかうち盛清(花押)

木のかす御しよく神のすき一本おなしくふなかたのす

一本なついの阿彌陀のすき一本かたをすわのすき一本

ほんなのすきほんかへやいたにの大明神のすき三本し

ろこの観音すき一本松山の木あししろにきり候きたや

同 黒川御陣之時配秩初百内畢道方前(虫喰) 同は

まさき御陣之配秩二百内方畢并

寶徳四年 享徳二年のつと 三月十六日卯時にしてて

んきうはしつめとのゝ方へ御内方松下筑前丹後との迄

つめせとしてをしよせときこのゑをつくりやかてかた

にもときをあはせときうつるほと□ほとなくてんき

うかたうちまけ黒□高田のたてゑにけ入給やかてお

ん□まへるところニあくちやうたるれば立□さゝ

ゑける所ニ白川とのこみねとの□しやうとて數万き

のくんせい□城おちけりてんきうけうのい□□□

□□光山ニおち入給はしつめとの□□□□申所に

て出羽守とんせい□□□□うたれさせ給その子そ

く□□□□をめされ日御とものさふらい□□□□

□□中にもはかのしゆけん□□□□をきりける間

みな人これを□□□□こそなかりける

同年八月十二日日光山迄てん□□いなんのかわらた

を御たのみあんで此□□かれ御やうしやうあんでや

かて同廿八日ニいほう□□ゑうちいりこはやし城を

とされ□山内のいちそくみなをしなひけ□ける間それ

をはしめてやかて同九月十七日ニハはまさきのたてゑ
いらせ給やかて白川こみね打たち給てせめたゝかいけ
る間しをかゝのたてハあいつの御せいをもんておしを
とすはまさきのたてハしらかわのせいニておしをとす
しはらくせめたゝかいけるか同廿五日ニてんきう御は
らめされけり御としころのさふらみなうちしにはら
を仕候いなはしると□みねのせいの中おちさせ給けり

八月便宜分

一番 熊野宮 仁王讚分すきの分 二番 秋津殿

仁王讚分大井助殿 三番 乘珍正資 秋津殿

番 大澤別當 秋津殿 五番 阿防智光 大乘經分

長祿二年 八幡宮うはふき料も五十貫文神主六郎平盛

光并ニ大旦那平盛行并衆走神人ハしめ同心の宗御しや
う (虫喰)祿二年つちの十一月晦日

長祿三年己卯八月廿四日たてくちへ當所御せい七千余
きにて被立候御たいしやう金上殿不思議陣くつれ候て
ひかれ□山内越中殿とりもちにて山内衆五百きにて
南山しき山の城ニ白川せいこもられ候を時のけいりや
くにて山三かうを被遣候しかいつまでさしおかれへき
事ならねはとて彼要害をうちおとし山三かうをとりか

ゑされ白川のおもての人くひ三十七打とられ中仙道二
人大方こなたへ半をとられ候山内越中のたはかりにて
候

一同年山内越中殿御屋形さまの御意にちかわれて十二
月十日に越中在所へよせられ候我所をはとれ中野城へ
いられ候御屋形さま御具そくをめし法花堂ニ御陣をめ
され惣勢城を三ゑにまき候あへた十一日に要害おち候
て越中殿父子三人生害被致候

一山内越中殿時のいせいをもつて塔寺南方へしかきを
あてられ候間衆徒神官同心罷出ゆつゝかやうなる御は
んに候や其尅しやうかいなされ候其以後塔寺ニおきか
やうなるやく御座なく候

長祿三年 一松本豊前守殿守護役之時八月十五日御代
官御參之時衆徒神官同心つるきせんもつて御酒赤飯素
麵にてあつかいを申候

一年始御參之時如佳例衆徒同心ニつるきせんをもつて
宮方より三百匁堂方より三百文合六百文遣之又小役之
方へ兩方より二百文ツ、合四百文進之

一むね役御大代官□□如先々宮方堂方同心ニつるき錢
をもつてひんきせんを六百文こやくのかたへ四百文進
候已後のためにかきつけ置申候

長祿四年

(裏書)長祿四年たつ 七月ついたちの日さるのこ

く時中くらやみ入候そのとし五こくしゆくせず候同年
ノ十月廿日ニおたかきのたてのうち以前一ものこらす
やけ候九月十九日よりたなかくら八幡宮のしんてんに
て仕候本願六郎五郎

寛正六年乙酉

(裏書)いな三良いちんの配秩畢大乘經分和泉

殿

賦何連歌風と聞雨ともおもふ木葉かな

寛正七年丙戌

花鳥風月櫻梅桃梨 龜龜鶴

文正二年丁亥

(裏書)十月廿二日之集來ニて千部妙典奉讀也

供養三日ニて可在十方旦那讀申候

塔寺衆徒中之内乗珍法師生年廿三歳 奥州會津いな

川しやう内 塔寺八幡宮之查供養貳千部妙典奉讀也其

年ニ御新典ニカレ候也年號應仁元年ニ衆理也本願名前

ハ賢秀國西國の人也年廿三才并衆徒中之内乗珍法師年

ハ廿三才のとしかき申候 年ルハ永生入道 龜

文明二年庚寅

(裏書)あくか島の御陣之やく 初百内二百内畢

一あきつ大井助殿ふのさねの事ニ依かの人とりもち候

てそせう申され候に依上井亦人共に末代まで衆徒神

人までの方人あるまじきよし承候 三百内分八月取持

一人おわん

文明十年戊戌

八月取持秋津大井助殿尾張阿闍梨畢

三百貳分八月取持一人おわん

文明十一年己丑

(裏書)五月廿七日高田城おち候上總守下野

守左馬之介殿同四郎殿うち候黒川のさいかち安藝殿御

しやうかいめされ候七月十六日より同廿六日に寶藏め

され候取持は阿防阿闍梨安藝房取持申候作れう五貫文

入申候此年黒川すはの鳥居立ス四月廿九日同年興徳寺

實相寺屋け候

文明十五年癸卯

敬白依御立願有赤銅將來之太刀一ニ

尺七寸 自松本新藏人殿

文明十五年癸卯三月廿三日

同八月十五日御行時御殿可出候其自後者不可出候有出

事業徒神願意見可出候也

文明十六年甲辰

(裏書)八月取もちは初百内熊野宮貳百内土

佐阿闍梨 今よりのちは八月の取もちは順にやる

へし

先たふゆわせ御ちんたう方の御せい八月廿四日そうせ

い御たち候九日八日かんせんあしなの御せいうちしに

てんきう太郎丸とのひらたかふち父子三人ほやさわい

とう孫四郎同なかつかさ父子共とかわのおたきりはた

ひやうこおもての人十五人さうひやう百五十人打死次

ゆわせの打死おもての人卅六人さうひやう二百人十月十日御せへ御かれ候

文明十六年七月廿七日大風夜半ふき候て八幡之御前のいとさくらおれうせ候あいつ内(た)のてんはくそうして一夜の内いれ候て諸人めいわく仕候

文明十七年乙巳 (裏書) 肆百内畢陣配帙畢

文明十八年丙午 (裏書) 十一月十三日御家方當社御參詣政盛

文明十九年丁未 (裏書) 文明十九年六月高田の明神前の櫻さくなり

福德二年辛亥 (裏書) 貞和三年丙戌年ヨリ至福德仁年辛亥年

同 (裏書) 一百四十七年也 貞和ノ以前ハウセテナシ

同 (裏書) 福德仁年辛亥十一月十七日御遷宮本願戸内衆徒中大般若戸内酒飯上候

正月一日雨ふり申候七釜有高田神人來臨

延徳四年壬子 (裏書) 此年三月三日猪苗代伊賀打死四月十一日松本藤右衛門打死同十二日新衛卿水う山にて被打候

富田あわち殿親子三人死十月廿六日高田鳥居立 其時之弓箭ニ御前亂入て御屋形さま伊藤殿へ御おち候請誠御祈禱候間やかて平に罷成候盜賊自豊前殿シテ右馬尉

へ渡候 かの年より松本定阿みの貳百内分 もちゝたいくわんにひる川秋本坊參申候

延徳五年癸丑 (裏書) 林鐘廿六日夜半天地震動シテ大雨降山野崩テ耕作流失テ京都之亂以外候雖然當國は夏中富貴の豊饒也同九月廿六日八幡御鳥居ヨリ血出候不思儀事

神御役人より大般若あそはされ候

明應三年甲寅 四月十二日伊達殿いなわしろへ御落候

當所御勢五月十五日に御屋形様三千騎にて御たち候さる間とく候たいらめ候て同六月五日に御ひき候同

五月十日に長井へ松本つしまとの御代官に罷立候てたけのもちの館をろし此年四月晦日より八月まで日照候て當所干魃諸人迷わく仕候古來大木草木かうさくやけかれ候て不思儀此事に候

明應四年乙卯 (裏書) 霜月十九日夜半ニ松本備前くわんれい

同伊藤殿不思儀之事情而宇都宮殿をたのみ落行候處ニ南山殿糸澤にておつかけとりこめ申打死ニテ人數卅三人なり

同八月之御祭禮ニ神前にて人死なり

同五年丙辰 (裏書) 此年大かはんはつなり 兩寺御こくとま

同六年丁巳 (裏書) 此年關東御所御遠行候 當寺惠隆寺之別當衆徒代候

明應七年戊午 (裏書) 明應七年著雍敦埒三月三日温鹽源翁和

尙當百年忌同三月八日興徳寺大圭和尙當百年忌同十四日は祝巖下總守三十三廻也同五月廿六日松本豊前守同名右馬允宿所而生涯翌日廿七日官領丹後守子息大覺頭同小四郎兄弟打死待に四郎さへもん辨阿闍梨是人番十三人同六月十六日右馬允依恐怠山口勢ヲ下生涯仕畢父子兄弟三人番十四人手負打死數不知候同八月廿五日巳尙ニ大地震アリ此年鼠亂候同去月ノ六月廿四神前之糸櫻倒畢 六月之分祐本もち申候

明應八年己未 (裏書) 明應八年己未此年大飢饉而日本國迷惑候米貳貫八百文をかきる 神前の櫻此年うへ候八月三日梅は下野法師立願

同九年庚申 (裏書) 明應九年庚申正月十二日之上意にて中野たてへおしよせられ候ほとなくおち候同十四日にうるしへよせんとみはしへ候同十五日うるしへおしよせつなとりのちやうをまかれ候おなしく二月五日

にたておち六日につしまとの生涯畢此年八月洛中きさき御□□ 仍如件 雖前にかやうなる事なく候從公

方當山へしゝかきをあてられ申候を當役人御座候松本勘解由さへもん殿黒川いなり堂御同心候てやめ候已後如斯可有

明應十年辛酉 (裏書) 辛酉此年從四月比より安子島のけいこ

ゆわせあいつ兩所より御立候間六月九日に本宮へあこかしまの御しやめん内閣六月廿八日にいなわしろ殿御生涯此時三郎殿はしめて御出陣候廿才御とし此年大かはんはつ長元年に同 同十二月二日ニとりいゆるゝふしき也とのうち百松丸これを見る諸人見候 十二月十日大地震あり 此としつりとの立候本願五郎兵へ 四月文龜初候

文龜二年壬戌 (裏書) 壬戌此とし常代殿坂東順禮同十二月十

六日生涯廿二才同すくれ殿三はし殿小あらい殿山こへ候下在居殿内にくさかへ土佐生涯仕十月廿八日棚かくらあり ひゑいさん中堂煙上細川殿中に 澤藏軒惡僧なり

文龜三年癸亥 (裏書) 癸いとし三はし殿長井より四月十八日

ニ相こし候て廿日ニ歸候又重て廿四日相こし候やかて出むかい長井のせひおつかへし又南山ニ事おこり候仲目殿罷むかはれ候

同七月廿日に當所より本みやへ打越され候山内の勢は長井口へこされ候其時の配帳のつかい一番はさんミ殿堂方は正月分

永正二年乙丑 此年三月廻廊上葺役人かんげゆ殿あしかやを山里より出させ候てふかれ候東はかん主西は戸内うけとりふき申候 又日本國大きゝんに入候 ことし當所にふしきニ八月十七日ニ事出来候ゆへはなにそと申ニさせとひた松本けん三同かけゆりやう所なり大夫殿はさせとひたを御かくこめされ候て白川口へ御こゑ候三郎殿は源三かはゆを御かくこなされ候て總とるへひきこもり候白川殿御越候て和要の分御とりあわられ候へ共ついに和談之儀なしやかて白川殿訴訟かなわすして御歸候十月九日にしほ川へ兩方打立はしつめにせめよせ日とのかつせんなり同十四日ニ三郎殿方ハせめまけ長井へ御落候其年に仲目殿さいかちとのさのとの今むら殿松本新藏人皆々御落其としをはやかて長井にて御こし候白川殿の御とも中村殿 同此とし大雪なり大けかつにて人々三千人飢死ありふしきのとしなり

永正三年丙子 (裏書) 此年八月十日に長井より一夜陣かけ候 越後ノ長尾殿越中はずぬまにて生涯九月廿六日

人のてまにてたいかいしたのさうさくいたし候代もつを八郎かかた百貫文はりにてたておき申入佛は勝常寺別當様かいけんやしきかためられ候なのり賢成坊ニハ同もんとに泉養坊眷濟なのりなり國坂東下野國の生の物なり同兩寺へのこもり御祈禱久敷いたし候物なり眷濟人法師とりたて申

永正七年庚午 (裏書) 永正七年庚午六月廿七日小川のきつねもとしへ松本けんさう殿越後せいをひきうちいられ候

やかてうつたち七月の六日おしかへされ候 此年白川殿九月九日小ね殿ゆわ(虫喰)を候間白川殿ハ上なすへおちら(虫喰)此方へお(虫喰)

同四年丁卯 六月廿三日夜細川殿生涯 カウナイ又六モ物 八月一日越後上檜殿落俗 同七日にツマリノサカミツ山ニテ 打死十月本城館落

永正五年戊辰 (裏書) 戊辰のとし四月廿一日につくしよりおちとの御ともにて御所さま都へ御のほり候同六さかいの濱に御逗留同六月八日上洛候さかいのはまにて御船一万そうとうけ給候中々申ニ不及候 又越後ノ亂たけの又殿ゆわの城にこもり候同八條殿打死與四郎殿會津をたのみ御越候やかて坂東へ御のほり候十二月二十九日に御りういんいたて御越候此としひたさう雨ふりとをし諸人のなけきなり

下合居の御もんとにのしりの慈現寺のてしふんに充尊坊兩寺へ参こもり御祈禱いたし申候ひか川の成就坊久敷御祈禱いたされ候

永正六年己巳 (裏書) 開田 彈正殿なかとさ御ふかせられ候 ぶきてのやといたし候 戸之内殿

永正六年己巳年かい島之滿藏坊熊野宮之御もんと候權別當になり熊野惠隆寺別當御もち候御代管にて候

同己巳の年八幡宮ひこいち分ニ新やしやしきをたて阿防の阿闍梨のまこにかね子の彌二郎道永の子にて候か寺をたて本尊には不動をたて申はんちやうてまい三百

五月より十月までてり申候 八月十六日にゆわきせへうつの見やへ出チきなりうちしにめされ

同拾三年丙子 (裏書) 時ならむみろくのまへの櫻こそはつ秋のすへ花やさくらん 花藏院眷濟

櫻木はたのものまへにさきけれハたれもなかめによもやあかしな 同御代久丸

いまはた紅葉をこそはまつへきにおもはぬほかにさく櫻花 林勝坊眷若丸

六月大水増家馬人流候かうさくのとは申ニ不及候 十二月十八日辰之時日三御いてしろきにちち候同おもつせい大水いて候

同拾四年丁丑 (裏書) 十二月八日御屋形様御死去

同拾五年戊子 (裏書) 七月七日に町寺中之物ともひといやまゑくさかりともあまたいり候處ニあさたちのやまもりまゑよりし申かまをみなとり申候あいたむかしよりとるへきよし申かまをみなとり申候あいたむかしよりしてやまてすましたるよしなき分をわひこと申へきためにあさたちのものものうり木をおさへ申候處ニやまもり黒川へのほり此方ひろうたし候あひた塔寺よりしても別當神主殿談合其外むらちようの人々みな一れ

つしてわひ事申候時ニのほり申ひらく人には承仕戸ノ内殿金子彌二郎殿のほりせんくよりしてなきよしを申とつけ候へはくろ田治部の少輔殿なかにいりせんくよりなきやうにまつたいまでも其儀あるまじきよしさたまり候七月十四日大水はんけの薬師堂之はしらはん分までみつつき申候

同十六年己卯

(裏書)

卯年きたすきニきしやうあり此時すきふなくほひるつくり村の物共人数にてかき候塔寺におひて前々よりきしやうなきよし申ニよつて塔寺のかた

く人数にてなし 此以後ニおひても前々のとくきしやうあるましく候

永正十七年庚辰

(裏書)

辰年もかみちんあり御當方之御勢二番ニつより伊達殿のかうりよくニ御たち候

同十八年辛巳

(裏書)

二月七日ニえいかん御すき候 二月初卯ニ二王のはらさけ候其後六月いゑあい候

此年松本大覺殿御所かい四月十九日御前にて同舍弟藤左衛門所かい 又みなみの山せひたまへ入とくくやきゝみなく打死つかまつり一騎もかゑらす候 四月廿六日ニ屋形さまみなみの山へ御馬を被出候五月上旬ニ御ふいたてよりして御あつかいに御馬を被入候

又六月十六日いなはしろの御せい入御たてをせめられ候松本新藏土殿かもん殿同心にておちられ候其時しをた殿同心にて八葉寺へおち松原にて御所かいみなくいなはしろのせい打死めされ候

大永八年戊子

(裏書)

六月十五日より同十月迄日てり候てにし川たゝみをかちわたりニつかまつり候

四月十三日伊達さくら田殿長井へとのきめされ候同六月十三日ニ御死去 又りんこうのたてにてかさい殿御病死 同九月晦日ニりんこうたておち申候その時打死腹をきる人かすしらす このたてゑ伊達殿さまへ合力當方の御勢を四番ニつより御たて候又そのうち二番ニつより御たて候時たておち申

享祿二年己丑

(裏書)

五月五日八葉寺やけ申候 同六月すく

れの観音堂やけ申候 八月十五日の御まつりニつくゑのものとう中目殿くりむらしもおさ殿めされ候てうちくみになくして中目殿一所ニめされ候

享祿三年庚子

(裏書)

十月六日ニ越後の國ニ上條殿となかう殿と弓矢おき申候 宮之上ふき此としなされ候とりも

ち神主殿同殿内殿 同此年十月一日ニ町へ水入申候 享祿四年辛卯 (裏書) 卯の年ほそ川道永あまかさきにて六月

四日ニ御生害同うらかへ殿所害其外打死二万人 此年あかきたのさむらい其外越後七郡のさむらい同心あつて長尾殿ととうあい出来候 此年の三月一日ニ西明寺にて蛇出候一日一夜川をつききりしもみつ一水もなかれす候

享祿五年壬辰

(裏書)

此年十一月十二日上さま御死去候ニせき申同十四日ニ御たち候て御勢四番ニつより候てちん

にてとしを御とり候 伊達殿田村へ御たち候て是も年を御とり候

天文參年甲午

伊達會津岩瀬御同心あつて岩城白川を

敵としてしんちやうと申處ニ御馬をたてられ候 此年八幡之御寶前ノ御戸を杉本坊と申衆徒旦那ニなり申ぬり被申候

天文四年乙未

此年日てりにて會津のうち三ふたつあ

れ申候二月より十月迄日てり候 此年白川殿御歸國廿五年會津ニ御ろう人此年ぬす人御せいはいきふくなされ候

同六年丁酉

(裏書)

此年松山の御せいはいに盛治の直ニ御判

形うたせられ候 此年伊達より盛治ノ上さま御こゑ候 天文七年戊戌 此年三月十五日ニ黒川之大焼ニ候御館

針生殿圖書殿伊豆殿常代殿西海枝會鶴浦殿經徳新左衛

門殿船窪出雲守殿富田殿下總守殿熊野宮當座誠方須生殿栗村備中殿其外無殘所悉焼申候 同四月十五日ニ御屋形作出來申候同六月十四日ニ御前へ御うつり候御屋形様平田石見守殿ニ御座候 同四郎殿様は佐瀬大和守殿ニ御座候

同八年己亥

奉寄進八幡宮之御寶前磬一丁本願塔寺南

泉坊 天文八年己亥八月十五日 八月五日夜北方ニ弓箭起て十月すゑニしつまり候

天文九年庚子

八月十一日之夜大風吹て古木大木ふき

たをして五こく地のそこまでかせニあい申候 同十年辛丑 此年苗代弓矢出来候て御當方ととりあい御申つくとしめてしつまらす候 此年宇都宮はか殿御生涯なされ候

同十一年壬子

(裏書)

天文十一年之年壬子伊達之ふしとも御と

りあいの大くつれ 當方之正月一日鹽田殿御しゆんおそく御申候てとのきめされ候

天文十二年癸卯

七月二十一日 よこたくすれニ御西さ

まの御むまいたされ候 御大時口 伊達殿御ふしとも御ゆみやいまたひ申さす候

同十三年甲辰

陸月御下向くけさま 霜月一日大風ニ

横さけ申候 稻荷宮僧家本願一乗坊

同十五年丙午 七月七日すくはくふり申候 九月十日

之夜宮内寶物うせ申候間七日ちうふくに依ぬすひとあ

らわれ候てやかてきれ申候ぬすひと二人

天文十六年丁未 八月八日長井ちつ有らくし いなし

うくつれ御馬出

同十七年戊申 御宮柱二本ぬり東泉坊

同十八年己酉 三月一日未之時日しよく 八月十六日

同十九年庚戌 六月二日やかたの御馬出申候なかに

たち申候たむらいつれも御てに入申候八月三日夜大水

出候て人死申候同立けふり申候

同二十一年壬子 大念佛有千人仁あまり

天文二十二年癸丑 八月廿一日やかたさましきよなさ

れ候よこた殿やま殿座□わう むらさはしん衛門かい

出きしん申され候

同二十四年乙卯 白川をこれん御越候其時松本與衛門

殿小比山藤八殿しやうかひ

弘治二年丙辰 正月廿五日大やけ御しんさうより出キ

タリ大町は、いゝ蔵百ヶ書やケ申候

永祿元年戊午 十一月十五日千手道クワレ申候御そう

やうかい被成候 (缺失か) 人なされ候さくにとくく

たかり申候さやうニ候得共米五六文つゝうれ申候七月

十四日大風吹候

元龜二年辛未 御きたさま御わつらいつゐて十月一

日より御酒とまり申候 又は佐竹ちん七月七日御馬出

申候八月御馬いり申候又八月廿五日ニとくぜい入申候

同三年壬申 羽黒とくろ河の間に十月よりあら町たち申

候北方やまのかうりへ十月よりとくせい入申候酒の口

十二月よりあれ申候

同四年癸酉 かんはつ故とくせい入申候

天將三年乙亥 六月五日御きたさま御せんけなされ候

あさりにて五月十三日松本圖書助殿打死なされ候惣別

大せひ打死申候おの浦金子おつきゆふにて打死會津御

名代絶申候に仍てゆわせより御名代すはらせられ候

文祿三年甲午正月吉日 (此より原本虫喰あり缺けし處

に、を付す)

此年五月十一日飛驒殿様御ふくろ、御遠行同十八日

御たみふくしやう寺、被成候同廿六日會津長井山道

、あたり申取分稻川期外池、岩田左衛門兩代官六

月、申同十五日の午時より、同十七日十八日大み

つまし、各有大石七ツまでおし、兩むかい家皆々

しさま御ゑんためこそノ大かく殿越被申候

永祿二年己未 せんとう陣大槻ノ館さから大かわらし

やうかい申候ひわたのりうつり候會津より富田殿平田

殿兩代官并石見殿せんとう惣別御手ニ被參候同年中ニ

千手堂建立本願小保殿

永祿三年庚申 白川陣有 八月七日ノ合戦ニ鹽田殿頭

として(虫喰)諸侍大勢打死(虫喰)并佐竹白川奈須三ヶ

所(虫喰)黒打死 同年中ニとくせい入候

永祿四年ヨリ八年マテナシ

永祿九年丙寅 ゆわせあん二月廿日松山のゆふかひお

きすきなされよこたおまきおとしよことのおいけ取な

され候て八月十三日ニ御やかたさま御ふしとの御馬

入申候正月日ゆわせとのあいすへ御越なされせん(虫

喰)く御てに參申候

同十年丁卯 大けかちにてとくく皆さうへ死申候

五月より代首尾永樂ニ罷成申候

同十一年戊辰 御なりとくうはふき大ねん佛 石川へ

御馬出候とく御てにつき候

永祿十二年己巳 ほんくわんくうゑん金のはしらにな

され候

同十三年庚午 佐野殿 赤井殿 白川へ御ろう 御し

なかれ、其時當處もみ池、作波も田島十二付七ツ

山成、八月十五日より地行候へとて當、御下代官

石橋半助殿しつき、驛は所やくなしに差出、り申

候此時肝煎五、

文祿四年きのとのひつし、二月六日郭外にて飛、と

き御遠行被成候わ、まてもといおきりくう、罷成

候此年の三月當、罷成候ゆへ百姓衆田地持申、御

下代官石橋半助殿申候て田地はつふ、それより所や

く田地かゝりに罷成候、戸内事は田地かゝい申候へ

共御代官、尤惣百姓衆も所やくなしにお、此年七

月廿日飛驒殿様、御しつき候尤天下様、さしそへ

て御入候雖然、御せんふくに候間正宗御同、御の

ほり候此年拾月廿七日坂下皆火、栗村北新町ひけ町

一つ、きは此年罷成、

文祿五年ひのえさる 此年の正月廿二日當所代官かわ

り候て池田樸右衛門殿と申方御しつき被成候此年は御

屋形様同前に國奉行被成候浦生四郎兵へ殿も在期候其

四月五月當所いかり其外之田地ともひらきくら申候

慶長二年丁酉 此年四月從不行衆御ふれ御座候間羽柴

忠三郎殿様え會津山道皆々御藏入之肝煎千四人少つゝ

の代物と合御ゆわひに罷出懸御目に喜悅仕候

同三年戊戌此年の正月十六日に當方御國かへ之儀申來候忠三郎殿様は宇都宮へ御越候同三月之内に石田治部少輔殿期外より御越國請取同廿四日從越後影勝様御打入被成候なをひ山城守殿萬御しをき殊三奉行岩井備中殿やす田かつさ殿大石はりま殿四郡之御代官之村は山之郡は滿願寺仙右衛門殿河沼郡は松木たくみ殿大沼郡は山田喜衛門殿稻川之驛は津河おしからみ宇津江藤右衛門殿と申御持しをき被成候里稻川之下代官之驛は山口對馬殿山稻川之驛は野澤之伊勢彦兵衛下代官申候此時猶以當社之神人所やく御免にさしをかれ候

慶長四年己亥 此年六月六日になをひ山城守殿御屋形様之御祈念に當社兩くわいらうそはふき可被成之由御使には仙かく齋爰元え之御代官之驛は山田喜右衛門殿宇津江藤左衛門殿御意付られ山稻川よりはほそ木たるき村々より罷出申候里稻川よりは村々のよし野かや野かり皆々此方へ持來り候ては人足は里稻川之百姓めし使候大公手間ふきて合千仁百七十八人九月七日に打立霜月廿三日にふきおろし申候よしかやのかす壹万八せんな仁万七千少あまり申候むねあけの悦之儀は半分は稻川之下代官被申候山口對馬殿祈心被申候其外之事は戸内年三拾八之時百のさうゑをはしりめぐり申候御ふら

殊に人之とうてん被成候雖然いたてしのふ長井へ御のけ被成候當方へは先年之御屋形様宇都宮より九月廿六日に御打入被成候拾月一日に御前様御なり同二日に岡半兵衛殿津川之城壹つに芳門渡をきり御地行にかへ御打入被成候尤當所之事は御藏入にさたまり候て石橋筑後殿御代官所に罷成申候

慶長七年壬寅 此年之四月十日御屋形様津川へ御國めぐり之刻當社様々御たてね是御座候つ河三日之御たいりうにて則打返し坂下御かりやに一夜御とまり候て同十四日に長江之せん(千咲)さくゑ花見に御いり候せんさく原にも御かりや出作御さかもり御座候此年より八月日町之けい子相止申候次に其拾月より御藏入之分年四郡御年貢三ヶ壹もみにて相濟申候霜月二日に如會坂下之一とめ御屋形様ちきさつ御めし被成候

元和元年乙卯 此年、三月始にひけ申候同、ふ事しおひつふして、より御陣立被成候、奥州皆々御立、其秋中迄御馬立、入申候其刻徒當、御遠段有り遠候者、以來になき日本に、町二町ツにわかり候て、

元和二年丙辰 此としの世見は春夏までは石物たかく

かた之驛は御城被成申候

慶長五年庚子 此年關東より大法様當方へ御手むけ之由申來候間白川口へ泉澤河内守殿爲御代官人業仁万を以番侍さしおかれ候其三月若松をかうさし村そのへん十三村をたをし御ひき可有候由被仰候て當方之事は申にをよはす他國之人足よひ候て御ふしん被成候尤本丸二の丸ほり口仁十間にいたて申候其上町わりの驛も如方いたて申候といへ共其六月越後之地家當方へ申より候間つ河口八十口御代官には宇津江殿滿願寺仙右衛門殿すか野殿かき崎殿御打入候へ共ほりの久太郎殿衆水くきほをき殿之衆きんけんをはたらき當國衆打まけ刻御ひき被成候いたて口へは須田大炊頭殿仁万にて向候もかみ口へはなをひ山城守殿大せきひたち殿やす田かつさ殿人衆六万にて向候てもかみ狀迄進陣被成候九月拾七日拾月二日御ひき被成候

慶長六年辛丑 此年七月廿日に八幡御池稻川之御大くわん宇津江殿御理を以塔寺社人衆惣百姓罷出二日にきわめ申候其八月三日町にけい子屋へせりう付申候へ共けい子之衆新たて之物二人打取申候山口對馬方若松へ及披露に候て同十六日には塔寺町尻にくひかより申候同廿五日に自期外當方御國かへ之義申來候間若松持衆(待カ)

かしの殊不及是非候米之事は坂下ます壹升か四十八文にうれ申候年去はく能候間六月七月には石物ねかさかり申候する賀の大御所様四月十七日御遠行に仍二本の持衆するかへ御より候へ共やかて七月には國々御歸被成候それに仍て日光山に七社立仁ノ横見とゆわいたて御申候同年の五月十九日ふしきの夢想故法政上人從楊津當所御越候て觀音とう御たて候里稻川之内在々所々より大木きりはしら壹本賀三百人四百人ひかせられ候同拾月廿一日に自若松御大工殿御越被成ちうなたて御座候てそれより大工衆あまた候てはしらすおしつめ迄けつり申候同かるひ澤に鈴子山いてき(虫喰)

元和三年丁巳 此年當處之觀音とう法政上人大本願と也御取立被成候同四月卅日にはしら立同六月拾三日御むね上同七月五日家ねふき納申候同拾七日十八日御くやう大念佛有り會津四郡之物男女共に一万あまり參詣申候此年九月御未様紀伊國にて御遠行被成候付て同拾月 日より若松ゆとう寺にて御とむらい有り此年七月之内に御八幡之主すとう賀ちみ宮仁所なからは是も法政上人御取立被成候

元和四年戊午 此年之四月朔日 立新儀に坂下新町大納言と申神子其身も申候神めいヲお納可申候ため

に宮を立同十五日御殿入きわまり申候同其八月十五日前後に當所之御代官石橋樸兵衛様はなれ候之間安部野洗齋御代官御持被成候春も拾月迄留打つゝきふり申候得共かう作之儀はちかい不申候拾月九日に雪ふりつゝききへす候間なそは半分取た木々たかき殊不及是非候此年拾二月より村きりにたちん當所つけ申におちつき申候

元和五年己未 此としの春大はく小はく一切ちかい申候それゆへ夏米壹升賀六拾五文にうれ申候稻の儀は草おひ能候得共ほのうへあしく米一切いたし不申候此年より荒田三ヶ市當所ひらき申候當所御代官九月廿九日杉山膳兵衛殿御持罷成申候此年の霜月十日に江ちにて御屋形様御祝見相意候此年霜月廿日に川谷に大神樂(あか)(虫喰)

同六年庚申 此年の三月廿八日より雨ふりつゝき四月廿日迄之内に山之郡之内藤澤之沼くつれ申かう作之事は不申及人迄仁三人死申候同七月廿六日晚むかひかゝ田沼半分大河落くつれふちたきいてき置申殊之外をこれ申候殊有り

元和七年辛酉 此年夏御城之辰巳之方に御屋敷相定當所横見祝立御宮作同拾月條に須立伊手き申候來春中三

月四月ひわたふきに罷成候同霜月之始上よりも御伊勢天照大神奥州え御下之由申來村々郷々にて御宮作立其上たんとすも御酒お作上よりのおしる之歌うたい申御伊勢おとり有りしんちんふりき百姓肝煎之家には景錢金子銀子賀家之内へふり來村々郷々に仍て仁間三間有り若松宿中にては來春中正月條五年六年にくみおしたて五六日おとり御座候會津はしまり奥州なき金銀あやにしき其外たくひなきいてたち有り日本に有外まなひ殊有り御伊勢宮之儀は若松之山々に祝立お納候とりの神とは申せ共稻河村々の御殿入御やひ之儀從塔寺皆々相納申候此年の九月當所之御代官木本太郎兵衛殿の御あつかひに罷成候

元和八年壬戌 此年春より殊之外日てり成そかの雨ふり申五月末六月迄田うへ申候得共三ヶ壹三成申候然共世常米うりかひはやすく候此秋中當所之横見御才公相納候八月末もかみ御陣と申來從當方は爲御代官三頭九月中波々御立もかみの儀は不及申生内までおさせられ霜月御陣ひけ申候此年七月廿八日に當社御幣新森被立申候

同九年 元和九年ハカリ此年五月十四日に會津のこの内三ツねけ申候 一うてうやくし三月廿一日にやけ申候とのさまノ御竹にてあつノ内には被成候やしノ(不詳)いてキ申候 一其の年のやゝけ五ツ封やノけ申候つ下九すへキ申候て其のときみやノした助左衛門近フ茂左衛門兩人申いて候て御行進候てま本(不詳)六日其し年ノこめノうれかい七十五文にうれ申候 一こへようす右うノまつノ下候て七月二十にき申候 寛永貳年うノとし二月十日

御(不詳)なさま三人正へに御士たまうなれ御事は八月六日に候へ來ほれば殊には其のり大わめ白う申事候六月十七日にふちさめやそう月不去申候その年は左右たのり人候てみなくめにへ申候

元和十年 とし六十しになりまんい御けこん加正月十二日とうよちまに至て人なみ申候そのこうけとり申候當年廿九人になかり□とふち□

一御はちまんく御長へ御司 一やまさう御ふ正御さんさといにつやまなつやまに二そ三六うくも□のふ正に御さん其によそあきこめ□それ申上るさけもちい上にふさい七よとう申候

一ひつく右之六□十五用け申さりてもののかしいわたし一々ふみうゆ□にみやく大かく□

寛永元年二月五日とのち ふたのゝ 右之助左□ 又つ(不詳)てりら のたしに壹分判金三□

一御はちまんく御長く手の分 寛永六年 巳の五月十九日 七日町小荒井掃部(花押) 八まん様(不詳)申候 又津りのたしに代物四百文上申候

一三月一日ニシラユフとり十六てき申候てやかけ申候て

この内三ツねけ申候 一うてうやくし三月廿一日にやけ申候とのさまノ御竹にてあつノ内には被成候やしノ(不詳)いてキ申候 一其の年のやゝけ五ツ封やノけ申候つ下九すへキ申候て其のときみやノした助左衛門近フ茂左衛門兩人申いて候て御行進候てま本(不詳)六日其し年ノこめノうれかい七十五文にうれ申候 一こへようす右うノまつノ下候て七月二十にき申候 寛永貳年うノとし二月十日

寛永四年戊辰 下野様正月四日死去なされ候 一□ 左馬殿 五月四日打入 御國皆御座候に付打入候 使錢のかわり 會津之内皆五分あかり申候 七月廿五日 二月吉日長ケ書也

寛永五年二月三日 一つり戸之建立申候事 うちいたさくりに五貫文入申候 一秋之米のうりかひの事壹分ニ付壹斗八升つゝうりかい申候 一年廿八之とし三月十五日に相きわめ申候

主戸内 塔寺八幡御長ちやうの事 一天下様之御代官にわけへ佐京殿奥州之國めぐりに御越なされ候 一くろさわ山いてき申候事 一田島之作あしく候てみなく百性つ九り候てめいわく仕候

寛永拾年四月六日

八幡宮御長帳之事

一關東日光山御こんりう之事 九月中御ふしん被成候て佛神宮とも立申に歸り一月にはきわまりやかて其(缺字あり)様々日用をとき候へは二國之國々ものとも罷出日用取申候 一日本六十六ヶ國のものとも大小によらすかさをかき申候其かさにいきしにあまたあり但しかさの名はひせんかさと申はやり迷惑仕申事 一大川よけ普請事さの川をやかてさの、下よりまたたの下迄千人計にて八月、三月か内御ほらせ被成候事

寛永十二年ひのへ 正月吉日

(四カ) 年三卯正月□□

御八幡御長ちやうの事

下野様より(缺字あり) 一つり戸之とくすえしり山之松を被下候間これいた間申候四月二日にたて納申候二十五のとし戸内 一分壹ツ岩田次兵衛 一分壹ツ大夫十左衛門 五百文小新井かもん 米壹斗大夫兵部 寛永五年辰四月拾九日 壹分判金貳分 つりどの之うちいたしみこんりうに八幡上申候 七日町小荒井掃部知(花押) 八月 一みやこへ將軍様御参代 寛永五年辰七

月二十二日 下野様御くらいをなされ候てさい生様に申候 つり戸こんりうたしに今に三分上申候 七日町小荒掃部(花押) 一肝煎百姓衆と出入候て六月二十一日より六日うち申候四百廿八石八斗八升五合いて候て五百二三十石あまりなり申候

新編會津風土記卷之九終

新編會津風土記卷之十

提要之六

越後國蒲原郡鹿瀬組實川村農民所藏 舊三軸アリ何ノ頃ニカ一軸ヲ失ヘシ

ト云一段コトニ繪アリトモ略シテ載セス

日光山縁起上

夫鷄子のとくまろかれ游員モトマのとくた、よひし世には混鈍(沌か)あひわかれず乾坤チいまたあらはれさりき其後すみあきらかなるは天となりをもくにこるは地となり二儀こゝについて、萬物こゝにそなはりしより天神地祇ひかりを秋津すにやはらけ宗廟社禊あとを瑞穂國にたれつゝ八百万神あまねく四海八埏のかためとなり三千余座いつれも五畿七道のまほりとなり給て鎮護國家の宗神として濟生利物の善巧ましますといへとも東山道下野國日光山滿願大菩薩の利生とに餘社にすくれ玉へり其本地を訪へは妙觀察智の所變施無畏者の應跡なり等覺妙覺の位を辭て

男躰女躰のかたちをあらはし玉へり實報寂光の日のひかり三嶽カクの巔ミネにほからかなりといへとも利生方便の風の音は一山の麓にしつかなり天象ツツを垂聖人は則といへりまことに煙霞を天にかり水石を地にゑ、へり然則奇木靈樹のならへるをみては神仙の所居かとうたかひ性巖古石のそはたてるを見ては異人の化躰かとあやまつ神明降臨の後佛法又流布せり弘仁十一年の初秋には扁照金剛この砌に來會して理趣三昧の法席をのへ嘉祥元年の孟夏には慈覺大師此山に參詣して圓融三諦の教門をひらく自爾已降佛神の靈驗いよ、あらたに顯密の弘通ます、さかななり十如實相の窓の前には春の花一色一香の風に匂ひ三密瑜伽の壇の上には秋の月五智五瓶の水にうかふ山を二荒と號す陰陽の理をあらはし社を三所にわかつ三才をかたとれりしかるに流を汲て源を尋ぬるならひなれば此神應現の玄風ををしはかるに翰墨ののせたるもなく傳記のしるせるもなし社壇の爲躰いく千万歲月を送れりとも見へす松柏風老て椴楡霜ふりぬわつかに呂老村叟の口實として有宇中將の御後身なりといふ一卷の縁起あり因之我朝大中將のをこりを尋ぬるに聖武天皇御宇神龜五年にはしまれり吾神其後の朝に仕給はすはいか、この官に任し玉はん但弘仁七年四月に勝道上人の丹誠にこたへて三所權

現かたちをあらはしての給はく我此山にあつて二千八十餘歳と云々

弘仁七年より百王の元祖日本磐余彦尊まで一千七百餘年までのこり三百餘歳は地神の第五鸕鷀草葺不合尊のすゑにかゝれり加之弘法大師の碑の文の序をひらいたり云精歳のしるすとなきをいかりわ(缺字)のあそはさるをおしむと云々上古なを其由来をしらす權者又化現のはしめをしらすこゝに國つ神の御すゑ二荒の尊のあらわれ給へりといふ説あり尋之たり盛見の不同は水の方圓の器にしたかふかよく利生の掲焉は月の巨細の流にかふこくなるへし隨類應同の色身なれば未來に大中將の官途あるへきををかゝみ給ひて名をあらはし給ふか又普門示現の垂跡なれば凡夫のまへに姓名をかくして朝に仕奉給といへとも神となり給て後その官途をしめし給へるかかはらく士女の信心をすゝめんかために假名縁起については後素にあらはす封抑花洛に一人の雲客をしき有宇中將と申き才藝世にすぐれ忠勤人にこへ給ひしかは御門の御おほゑ人のおもくする所まことにかたをならふる人なかりき然にいかなる宿縁にや明暮鷹をこのみ給ひけりさるほとに霞立春の朝にはかたむきゝすのおちかたを尋て目をくらし風ふく秋の夕には初鳥狩の野遊に興をもよほして時を移

し給ひしほとに花下に筆硯をならす御遊には龍顔にまみゑすして目を送り月の前に絃調にたつさはる興宴には鳳闕をへたてゝ夜をかさね玉しあひた律は懲肅を宗とし令は勸誡を本とするならひなれば御勘氣のよし宣下あり中將おほしけるは夙夜の勤勞なればつみをかふるこれ君をも世をも恨奉へからす野遊をとゝめんとすれば鷹も犬も心ある事人倫にすぎたりかれら心さしをもたさんも不便なりしかしいかならん野のすゑ山のおくにもたちかくれんにはとおほしめし青鹿毛といふ御馬にむかひ仰けるは我勸勤をかうふれりいつちにても心しつかならん所へをくりてんやとの給ひければ馬涙をなかし立よりのせ奉けり人は一人もめし供すへからす鷹と犬とは御とも申へきよし仰ければ鷹は雲の上とん大鷹のせをなりけるか御手にとひうつりければ犬は阿久多丸とん頭しろく尾くろかりけるか御さきに立つゝともになみたをなかして都をあかくかれ出させ給けり
中將馬にまかせて行給ふほとに七日と申に東山道下野國二荒山に付給ぬかしこに川あり水ふかくしてむかひの岸にいたりかたししかるに川のはたに山菅生かゝれり是を橋としてわたり給ひ一夜とゝまらせ給あければ又馬にまかせて出させ給ふ

かくてもとのとく山すけのはしうちわたりしめちか原のあさ露にたひたもとをぬらしつゝ那須のしの原はるゝとけふ白川の關こゑてあさかのぬまの花かつみかつみぬかたに旅たちて三日と申にさもいみしけなる人の家井ある所につかせ給館のうちを見入給へは門の有さま家のつくりやうまことにゆゝしきさまなり門前たる小家にやとをかりて二三日とゝまり給あるしの女房にむかひていかなる人そとの給ひければあさ日の長者殿とてみちのくに其かくれましますと申けりこの御かたに宮仕なん申さんいかゝと仰ければ公達はおはせず十四歳にならせ給ふひめ君一人おはすと申ければ是を聞給ひてやかて御こゝろうつらせ給ひけり

さて姫君の御かたなりとも宮仕はいかゝあるへきと仰ければはらわかむすめ彼御かたにさやけきと申て御美女なりかれにおほせあるへしとそよひてまいらせけり中將御對面ありてやかて御文あそはしてさやけきにおはせ給さやけきいかゝとためらひけるか中將殿の御有さまのなへての世の人とも見えさせ給はさりければめてたてまつりてやかて姫君に奉けりひらき見給へは

をとにきくあさ日の影をいかにして
袖にうつさん雲の上人

ひめ君かほうちあかめ給てもれも聞えてはあしかりなんとおほしめして母上にまいらせ給けり母上いそぎ長者殿に申させ給ければの給ひけるはさりぬへき人にてそおはすらんそのうへ雲の上人なんといへるもよしあるさまなればとてやかていれ奉て見まいらせ給へはたゝ人とはみえ給はず彼彦火火出見の尊の兄の尊の釣をうしなひて是を尋ねんためにわたつみの宮の城闕うるはしき所にいらせ給たりしに御すかたのてりかゝやき給へるを海の神見奉て御女豊玉姫にあわせ奉つゝいつきかしつき給ひしもかくやとをほへたり
其時長者見奉てまことにたゝ人にておはせさりけりと悦つゝひめ君のもとよりすみ給ける西の對をしつらひてつねの御所とそさためける御なか淺からさりければ長者おもひけるはわれ一人の姫をもちて蓮府槐門の北政所とも見奉はやととし比佛神にも祈誠あさからさりしにその荒増のすゑとをりぬるにこそとよろこひけり
かくて御なからひあさからすして六年すぎ給ぬ都には中將うせ給ひしかは父大將母上のなけきかなしみ給事かきりなし御門も一たんの勘氣にてこそありつるにいつくともなく成給ふ事をおとろきおほして國々へ勅使をくたして御尋ありけりあるとき中將ひるねせさせ給ける御夢に

いつともなく萩薄生茂りたる野原のまどに心すこき所に
うす絹のすそ露にうちしほれたる女房たゞ一人立給へり
いたはしとおもひて立より見給へは我母にておはせり中
將をみ奉て袖もしほりあへす仰けるは都にすてをき給ひ
しそのなけきに月日のゆくもおほる侍らねともはや六と
せに成ぬ此おもひ故われこの世になき身となりきとて
さもうらめしけなるけしきにて道もそこはかとなき野中
をにしへむきてゆき給と思て夢うちさめぬさては都へか
へりても見たてまつらん事あるましけれともせめてのな
くさみに御跡なり共とおほしめして朝日の君にの給ひけ
るは我母都におはしますかくとも申さてあくかれいてし
か御戀しければははらくの御いとまをとて又旅のそらに
おほしめしたちけり

あさ日の君もろともにと仰けれともこのたひはくそくし
奉へからすと仰ければは道すからの供奉の人なんと
をと申させ給ひければ中將の給ふやうわれ都を出し時も
馬と犬と鷹計なりいまも是にすくへからと仰あればあま
りの御おもひにはあなたの帯を結びつゝたかひにもち給て
我も人もわかるゝとあらはとけなんとちきり給又申させ
給ひけるは行末に川ありつまさか川と申せり此川の水を
のみぬれば二たひ妻にあわすと申なりかまへてのみ給ふ

君のはなたの帯とけたりけるほとにあやしみて夜にまき
れあくかれ出給つゝ七日と申に妻離川に付給ひぬいつく
ともなくたかとひきたりて御文をおとす中將殿の御ふみ
なりければやかて御返しあり

むすひをきしはなたの帯をしるへにて
わかれし君を尋てそゆく

われよりさきにとくして奉れと仰ければたかいそき飛か
へりけり

都には中將殿の母上かくれさせ給て七日の御いとまみ有
けるに馬大將殿の御坪へ入ていはへけり人々見知て是は
一とせ中將殿のめして出させ給ひし青鹿毛なり中將殿の
いらせ給ふかと申ければ大將殿もいそき出させ給ひて御
覽すれば鞍に御文をつけたるはかりなりいそきとりあけ
見給へは最後の御ふみなり大將は北の御方の御わかれに
この御なけきさしそひて御心中をしはかるへし
中將殿の御弟に有成の少將とておはしけるか父大將との
に御いとまを申て馬をしるへにて下らせ給けりほとなく
ふかき山路へ入給ひぬいそき中將のおはす所へ立より見
奉給へははやうせ給ひぬ最後の御すさみとおほえて御枕
かみに引むすはせ給ふ

尋ねこん人にあふせを待かねて

なと仰けり様々行給ふほとに一日ゆきて大川あり彼水を
御らんするよりのまんと思給事かきりなしさりながら人
のをしへをおほしめし出てわたらせ給ひけるか命もたへ
ぬへかりしほとにちからなくのませ給けりそれより御身
いたはりて川ちかき野邊に五日ふしなやみ給ひけりされ
ともいき吹いてさせ給ひけり
さて馬に向て仰けるは我命なからふへしともおほえすい
つちへも心しつかならむ所へとくくそくせよと仰け
れば立よりのせ奉てはしめ一夜とゞまらせ給たりし東山
道の山中へいれまいらせぬそれより都の母上へ御文まい
らせ給ふ夢に見奉ていそき都へのほり侍る道にて所勞を
うけしらぬ山路の露と消えぬ今生の宿縁うすくとも來世
の契はくちすして見みえ奉らんと心ほそけにあそはして
鞍の前輪にむすひ付つゝ汝とし比の心さしおもひしらは
この文都へもてまいれと仰ければ馬涙をなかして都のか
たへいそきけり又朝日の君へも御ふみこまゝとあそは
してかくなむ

契をきしつまさか川の水ゆへに
露のいのちとなりけるかな

とあそはして應にむかひての給ひけるは馬は都へゆきぬ
汝この文朝日の君に奉れとてたはせ給さるほとに朝日の

むなしくならんをこそおもへ

かたはらを見給へば朝日の君の返事もかれたりはや旅
たち給へるよしみえ侍ぬ淺からぬ御ながらひゆへにこそ
はるくとも御ほしめし立ぬらめ我都よりくたりしはと
のかすにてもなかりけりさてはかくし奉らてこそせめて
はかわれる御すかたを見せまいらせつゝわか身のなけき
人の御おもひをもかたりてなくさみにもとおほしけるか
ならわぬ旅の御有さま涙にしほれ露にぬれさせ給ひて左
こそ御道のほとも心くるしくおはすらめ青鹿毛とても道
をしれりいそき御むかへに參らんとおほしめしたちくた
らせ給ふほとに朝日の君はみちすから御おもひに日かす
はふれともいまた御道はいくほとなくて妻離川のほとり
にて行あひ給ぬ少將あやしみ奉りいそき馬よりおりつゝ
是は中將のおとゞにて候なり馬は青鹿毛なり御覽なれ侍
ぬらんわれ中將を尋て下向して候へははやむなしくなり
候ぬ岩のはさま苔のしたにもかくしをくへく侍れともい
ま一たひみせ申さむために御むかへにまいれりとてそれ
より御馬にたすけのせ奉てわれは身をやつしつゝ旅人な
んとこのやうにてともない申させ給けりそれより妻離川を
あふくま川と申せり

日光山縁起下

然に中將死玉て炎魔王宮にいたりて見玉へは門外に我母もきたり玉へり又側より女房來れり朝日君なり互に見あひて涙をなかせそのおもひ燃となり廳中にみちみりて第三の俱生神のいわく二人の女は非業なり娑婆へかへすへし有宇中將定業なり淨願梨の鏡のおもてにまかせて善悪業を知へしとそ仰ける淨願梨の鏡を見るに有宇中將業因のかれなししかれとも過去に宿願あるに由て無間の苦患をはのそかれけり其故は中將は先生に二荒山の獵士なりかれか母子をやしなはんために山に入爪木をとり菓を拾けり獵士は鹿をからんために山に入ぬ母は寒さふせかんとために鹿の皮をきたりけるか木の下草のふかき所にて菓をひろひけるを獵士鹿と思て射てんけり立よりて見れば鹿にはあらず我母なりれつしかなしきかなや母子ともに貧苦なかりせば鹿をかりたき木をとるわさなからまししからは目の前に母をゐるさんや母申けるはわれ年老よはひかたふきぬなからふるとも餘命いくほとならずしかつは前世の宿業なりたゞ汝か五逆罪こそいたはしけれとていきたえまなこともぬ獵士は死苦をはうくるとも貧苦をはうくへからすといへるもとはりなり我ねかほくはこの山の山神となつて生々世々に貧窮のものをたすけんといふ願ありいそきかへしてこの願はたさせよと炎魔王の玉

ひければやかてよみ歸りにけり此獵士は有宇中將と生れ母は青鹿毛と生れぬ雲上といふたかは子なり阿久多丸といふ犬は妻也中將蘇生の後あさ日の君御懷妊有て一人の御子おはしき馬頭御前と申きは青鹿毛か生かわれるなりさて中將殿上洛ありて次第の昇進かゝはらせ玉わす大將にうつり玉ぬ東八ヶ國ならひに陸奥迄しらせ玉けりみちのくをはあさ日の君の御父長者とのにたはせ給馬頭殿七歳のとき都へ上給て帝王の御めにかゝらせ給十五歳にて少將になり給いくほとなくて中納言にうつり玉ふ中納言又都より御下あて朝日長者殿へいらせ給ひけるとき一夜めされたりし女房のその腹に男子一人おはしき三歳のとき父の見參に入給ぬ中納言殿御覽するにあまりかたち見にくくおはしければ都へも上給はて奥州小野といふ所にすみ玉けり小野猿丸と申せり弓箭をとて人にすくれたり百たひはなつに一たひもあた矢なし空とふ鳥地をはしるけたもの一としてもるゝ事なかりけりさて有宇中將は大將にあかり給ていくほとなく神とあらはれて東八ヶ國中にも下野國の鎮主となり給へり爰に上野國赤城大明神と湖水のさかひをあらそひ給つゝたひ／＼神軍あり此事なめならぬ大儀なれば鹿島大明神を請申させ給て軍の評定あり

日光權現鹿島大明神にこのことを申合給ひければ鹿島の大光明神仰けるは奥州の御孫猿丸大夫ゆゑしき弓とりなりかれを御憑みあて御本意をとけらるへしとありしかは女躰權現せなかに金のほし三ある鹿と現し給ひてみちのくあつかし山へいらせ給猿丸大夫世になき鹿そと目をかけてはるかか山をひすこして日光山に入にけり權現猿丸を日光山へおひき入給ふこれにて鹿はうせにき權現あらはれ給て猿丸にをほせける様まとの鹿にはあらず汝をこの山に引入れん方便なり我は滿願權現なり汝も此山をおろかに思ふへからすさてふかくたのまむためなりそのゆへは上野國の赤城の大明神我國の海山をうはひとらんとす是に^{モトノマ}よてあひたゞかふ事數ヶ度なり然ともいまた勝負なし汝天下無双の弓とりのきこゑあり力を合てこの本意をとけなんやと仰有ければ事やすけに領狀申されければ三所權現をみまかせ給て合戦は明日午のときとをさたまりける

けたるとなれば弓の絃くわしめしそゝろ引て侍居たりこゝにかたきかとおほしき者海のおもてにうかひ出たり兩眼はかゝみをならへたるかとしそのかすおほきあしは百千の火をともしたるにとならず權現は大蛇の躰にてそおはしけるかたきみかたのとよむこゑ山岳をひゝかしけり雲の上海のそこなる神とゝろきいなつまひらめきてまごに耳目をおとろかせりかたきは百足たりかゝやくはまなこなりと見さためしかは三人張に十五束の中さし取て打つかい吉引しはしかためて兵とはなつかふらは海上にひらめきわたり百足の左の眼に窺ふかに立にけり大事の手なればかなはて引退けり權現御敵をば猿丸うちおほせぬしかるに權現彼忠節のいたりをかんとおほしめして猿丸におほせけるは汝か弓箭のちからをもて我宿意をとけて敵をほろほし國をとりぬ汝かはしめをもへは我孫なり此國を今よりゆつるなり我子太郎大明神と共に此麓の一切衆生を利益すへきなり汝をばこの山の神主となすなりと仰ければ猿丸もいさみをなし諸神悦て舞をまひ歌をうたひ悦遊給ひしほとに湖水の南の川原をうたの濱とは申なり猿丸見給へは三のたけより紫雲たちくたり湖水のうへに五色の浪たちて異香風に薫せりあやしき雲のうちより一

の鶴飛きたれり左の羽のうへには馬頭觀音あらはれ給右の羽の上には大勢至菩薩みえ給ふ彼鶴即女人に變して猿丸に告給ひき馬頭觀音は太郎大明神也勢至菩薩は汝か本地なり汝は恩の森の神となりて彼麓の衆生を導へしとてうせ給にき

かたしけなくも權現は下野國にては日光三所と現し給ひ常陸國にては鹿島大明神とあらわれ給ぬ過去にては夫婦となり給ひしなり人のいみしくなるをそねみまつしきをわらふものを利益すへからず貧窮孤獨のものをあはれむへしとのちかひなり抑雲上といふ鷹は本地虚空藏菩薩是なり阿久た丸といふ犬は地藏菩薩今は高尾上とあらはれ給き青鹿毛といふ馬はかたしけなくも太郎大明神馬頭觀音の垂跡なり有宇大將は男躰權現本地千手觀世音朝日の君は女躰權現阿彌陀如來の化身也

昔勝道菩薩弘法興隆の志あて當山へ分入給ひし時岸たかく川ふかくして渡るとを得ずして祈精し給ひしに深砂大王現し給ひつゝわれ玄辨三藏のために流砂の難をたすけき和尚の心さしこそこゝに現せりとて二の龍をむすんでなけ給へは橋となりぬ是をふみわたり給ふ

其後一男太郎大明神同國河内郡小寺山の上につりましかつて若補陀洛大明神と號し奉る社壇の南に大道ありか

にうかひ秋山かさりの紅葉は蕪紫モトノマの員のこまやかなるをかたとる吾田屋もりのなる子のつなてはなかく天の邑再田のむかしの跡をしのひ御獨司の鈴倉の燎火の影はほのかに占部かたやきのふるきとのはをのこせり

此縁起爲當社之深秘間奉露書圖事神意依難測暫廻志慮送年序之處古老社官相語云於上古此圖繪久雖有社内頃年之間令紛失云々聞此言企此願思慙志之無私悅感應之有次即課畫工終其功畢情案事之心大明神本禮觀世音辭八葉之深宮出四旁之外位或現五道六道之形或示四若八苦之相皆是普門示現之利益抑又即事而眞之妙理者乎丹青之企翰墨之趣綺甚雖淺志甚有深望請當世之才士後進之英髦同聚沙拾金探石琢玉慮而已全是崇神出中丹悅目非後素耳
至徳元年甲子仲冬初日願主金剛佛子 貞禪

右此繪之詞縁起之草可令書寫之由雖被相語存後人之嘲堅令辭之處寄事於神慮不許之間只恐神以思反唇忌謗乎草之乎書之於下卷并御詠者任本畢

御本云

右筆兵庫助柄公敏

しこを過る輩下馬の禮をいたさずもし秋毫の誤あれば神明怒をなし刑罰しるしあり仍瑞籬を北の山にうつし奉る彼二荒山の松塙は内宮の儀をかくし此如意峯の藁祠へ外宮の理を表す内證外用と(本マ)おなしといへとも和光同塵の本誓當社なをすくれ給へり何てさかひ結果にあらされは五障の婦女もあゆみをはこひ縁に順逆をきらはれされは四重の悪人もたなこゝろをあわすしかのみならず飛流伏走のたくゐをして長幼の生死をつゝめて菩提の覺岸にいたらしめん値遇結縁のためにはあるひは是を贅にかけあるひはこれを昨にそなふ大慈大悲の方便は藍より出てあひよりあをきなるへし承平年中將門賊兵をおこしゝとき神威をたのみ給ひしかはまのあたり神釵社頭より出て賊首を九重につたへ給ふ即正一位の尊號を贈給ひしより五ヶ度の征罰この神の力なりしかれば代々の聖主家々の將軍崇敬したまはさるはなし凡彼社壇は四神相應の勝地なり青龍の川東になかれ白虎の道西に長し前には池水ふかくたゝへて神龍鰓を九淵のそこにかくし後には山巖たかくそはたつて靈龜かたちを一嶽のよそほひにあらはす地景はなはたすくれ祭禮又あらたなり所謂春渡冬渡の祭禮は公家の勅願よりおこり三月五月の會式は武持(將か)の祈念よりはしまれり重陽宴の菊水は横行の水のいさきよき

右此縁起可奉寫之由様々承候間惡筆至極難叶候由令辭候之處ニ當座用所不苦候由再三御扁之間後覽不憚任御本令書寫畢

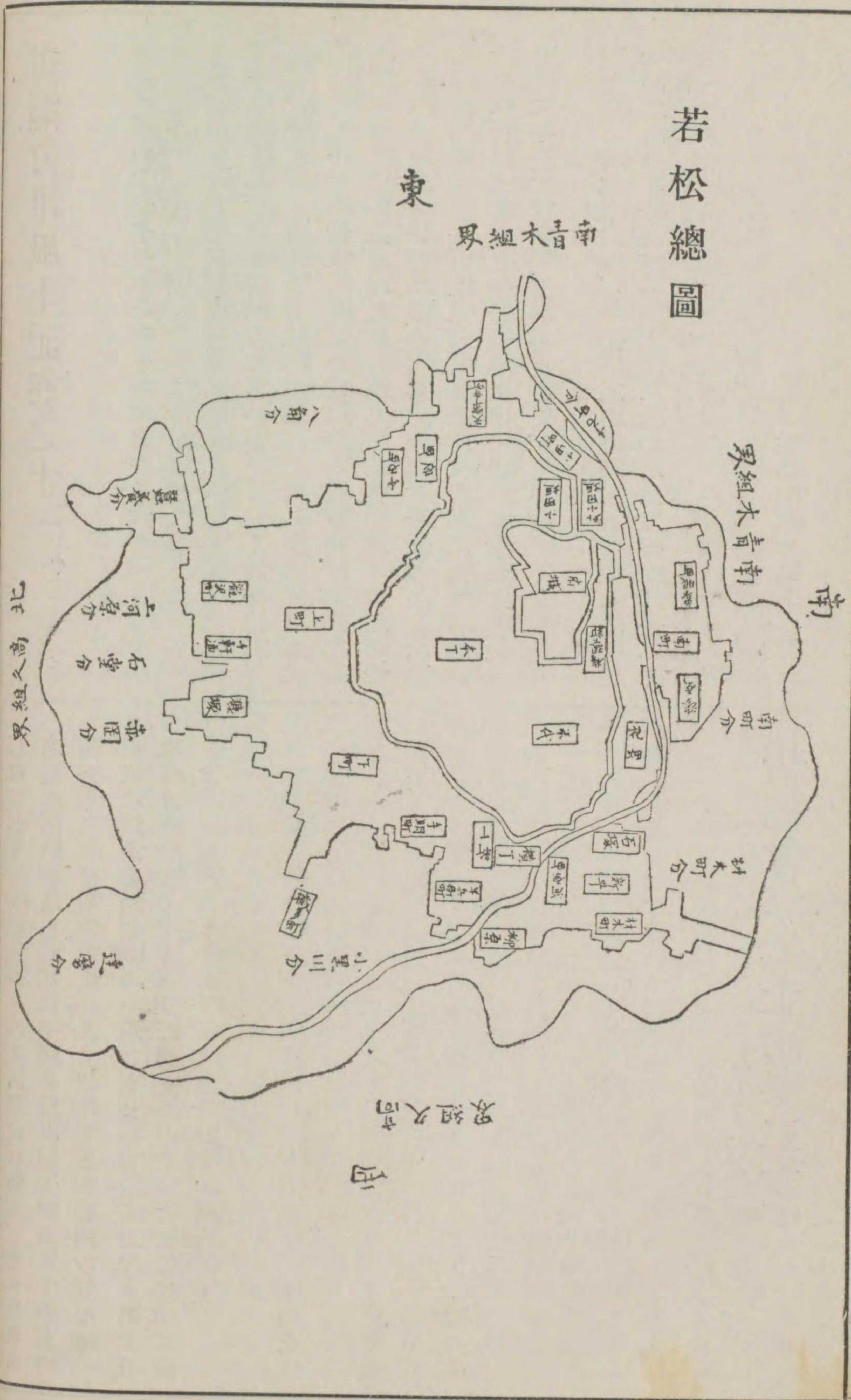
于時慶長十九歲甲子暮春五日

右筆

頭大夫 長宗

新編會津風土記卷之十終

若松總圖



新編會津風土記卷之十一

陸奥國若松之一

若松府城

若松
會津郡の東北廣平の地にありそのかみ黒川と稱す郡の條
な街坊二百餘屋を比し軒を連ね府城の四面に繞る東西一
里二町餘東は天寧寺町の東端より南北二十八町餘南は南町
西は村木町の末に至る午橋通より北は糠塚町東奥の一都會なり東は瀧澤南青木兩組の民
居間近くつとひ西南北は平野にして耶麻大沼河沼三郡の
村落數十里の外に連り田圃碁の如く敷き黒川鶴沼川の長
流其土を潤し地皆膏腴にして重嶺四方に環れり相傳ふ至
徳元年芦名直盛城築の時は今の内郭のみにて外には士民
雜居し又は寺院の道場などありしか蒲生氏就封の後文祿
元年今の内郭の四方數町に土居を築き陸を環らし外郭と

新編會津風土記卷之十一 陸奥國若松之一

し初て士民の居を分つその法内郭の形勢にしたかひ東西
南北に道路を通し兩側に家居を營み諸士の居とし外郭の
四方十六門を開て市店に通す郭外もまた郭内の制に准へ
縦横に街衢を通し列肆を設け新一都會をなせり時に氏
郷郷土を戀ひ近江國蒲生郡若松森の名によりて黒川の號
を改め若松と稱せしより今に至り府下の總稱とす

- | | | | | |
|------|--------|-------|-------|------|
| 本丁 | 本一之丁 | 本二之丁 | 本三之丁 | 本四之丁 |
| 横通 | 五之丁六之丁 | 寶積寺通 | 三日町通 | 六日町通 |
| 米代 | 米代一之丁 | 米代二之丁 | 米代三之丁 | 米 |
| 小田垣 | 一番丁 | 二番丁 | 袋丁 | |
| 權現下郭 | 五軒丁 | | | |
| 上町 | 郭外町名 | 大町 | 馬場町 | 一之町 |
| | | 四之町 | 五之町 | 甲賀町 |
| | | 本郷町 | 中六日町 | 野伏町 |
| | | 堀江丁 | 横三日町 | 行人町 |
| | | | | 南横町 |
| | | | | 屋敷 |

下町	子屋町	老町	道場小路	井町	屋町	天寧寺町	徒町	千石町	外小田垣	小田町	南町
町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町
愛宕町	北小路町	北小路町	北小路町	北小路町	北小路町	北小路町	北小路町	北小路町	北小路町	北小路町	北小路町
阿彌陀町	七日町	七日町	七日町	七日町	七日町	七日町	七日町	七日町	七日町	七日町	七日町
臺町	紺屋町	紺屋町	紺屋町	紺屋町	紺屋町	紺屋町	紺屋町	紺屋町	紺屋町	紺屋町	紺屋町
寺町	後分町	後分町	後分町	後分町	後分町	後分町	後分町	後分町	後分町	後分町	後分町
東名	諏訪四谷赤	諏訪四谷赤	諏訪四谷赤	諏訪四谷赤	諏訪四谷赤	諏訪四谷赤	諏訪四谷赤	諏訪四谷赤	諏訪四谷赤	諏訪四谷赤	諏訪四谷赤
象眼町	漆原組町	花畑組町	花畑組町	花畑組町	花畑組町	花畑組町	花畑組町	花畑組町	花畑組町	花畑組町	花畑組町
弓丁	鐵炮町	鐵炮町	鐵炮町	鐵炮町	鐵炮町	鐵炮町	鐵炮町	鐵炮町	鐵炮町	鐵炮町	鐵炮町
稻荷丁	三番丁	三番丁	三番丁	三番丁	三番丁	三番丁	三番丁	三番丁	三番丁	三番丁	三番丁
四番丁	四番丁	四番丁	四番丁	四番丁	四番丁	四番丁	四番丁	四番丁	四番丁	四番丁	四番丁
五番丁	五番丁	五番丁	五番丁	五番丁	五番丁	五番丁	五番丁	五番丁	五番丁	五番丁	五番丁

手明町	瀧澤町	持筒町	四軒丁	千軒道	糠塚町
極樂寺北通	沙法寺前通	番丁	同心町	紫雲寺前通	通丁
八十人町	八丁	同二番丁	瀧澤町	木戸千軒道	松園寺前通
同中町	同三番丁	同四番丁	蠶養口	裏町	新田丁
同一	同一	同一	中村	外裏町	裏町

若松の中央にあり京師を去こと百九十一里江戸を去こと六十五里平山城にて周廻凡二十町計後小松院至徳元年葦名直盛の築く所にて安倍某と云者をして此地を祝祭せしめ鶴城と名く或は黒川城とも稱す葦名氏蒲生氏上杉氏加藤氏相因て居れり初は二之丸三之丸共に本丸の東に續き北と西とは直に馬出を附け南の方に牛沼とて大なる沼ありしを隍に象り芝土居を築て要害を堅固にし東を追手とし西を搦手とし本丸の内に屋形を營み城主の居とせり後天文七年火災に罹て新に經營せしかは隍壘の形勢も革れること多しとそ天正十八年蒲生氏郷封に就て再び改築のことあり初氏郷藝州廣島の城を模し築んと志し東照宮に

見え奉り此事に及しに東照宮仰せけるは凡て居城の大小は其主の分限に關する事なれば預め論し難しと雖大抵本丸を初め二三の郭等は塀櫓共に如何にも堅密にし又外郭も一二の門升形等は速に成かたき者故豫め設置て不虞に備ふへし長塀の年経たるは倉卒の際に臨て用立難きものなれば外郭は土居石垣のみにて置くも悪からず必しも廣島の如く塀を環らすには及はざるへし松永久秀か工夫にて和州志貴城に設たる多門櫓は二三の郭の内に構置て一際便なる物そなと細やかに示し給ひしかは氏郷其仰に従ひ文祿元年の夏より大に役夫を起し經營を始む其臣曾根内匠等に命し甲州流の繩張等を用て内外の郭を築き中央に天守を建て多門櫓馬出悉く具足し塀壁高く峻ち塹溝深く治りて全く府城の體をなせり又西北の馬出を廣めて出丸とし芝土居を石垣にし空隍に水を湛へ二三の郭の中にありし小郭を毀ち内郭の地勢を垣夷にせしは寛永十六年加藤家の改むる所にて今猶因循せり

本丸
周四百八十間餘天守の左右より東南に折廻して石垣を環らし西北の方を帶郭とす東は高石垣を積上げ南は芝土居の上に石垣を築き城主の屋形をはしめ諸の役署この内にあり

天守 本丸の中央にあり蒲生氏のとき肥前國名護屋にて豊臣家の建られし所を模すと云舊七重なりしか寛永中加藤氏上の二重をこほてり

表門 本丸の西にあり帶郭へ出る追手にて北向の多門なり扉柱皆鐵にて包みし故鐵門とも呼ぶ番所北向裏門 本丸の北にあり帶郭へ通する門にて東向の多門なり番所東向

櫓三 一は本丸の南にあり月を賞するに佳とて月見櫓と名く一は茶壺櫓とて本丸の東南の隅にありそのかみ氏郷茶を好み坐つつきに小亭を營み自ら庭石を居へて數寄屋とす今二百餘年をへてその時の經營全く存す古雅幽棲のさま今時の結構に比すへからす件の櫓はこの數寄屋に近ければ常に茶壺を藏め置きし故この名ありとそ一は本丸の西南廣間前にあり共に二重なり 凡城中の櫓皆二重なり故に毎條これを註せす

帶 郭

本丸の西北なり氏郷修築のとき本丸の内を三分にして二を本丸とし一をこの帶郭とす 本丸の條
大鼓門 此郭の北にあり多門東向北出丸に通する追手門なり坂を下ること二十間餘なたらかなる雁齒あり左右

兵器藏 表門の外にあり 鹽藏 兵器藏の南にあり
金藏二屋 共に北にあり 既 金藏の西にあり

稻荷神社 北の土居の上にあり祭神は倉稻魂神至徳元年直盛今の郭外北小路の社を勸請せりと云寛文八年當社を修營し神體をは吉川從時をして天羽軍に封せしめ唯一社のとし往古より祭りおきし神體圭冠淨衣の木像長一尺をは神職盛右京か宅地に別祠をたてて祭らしむ寛永六年相殿の神を祀り神璽は吉川從時是を封す祭神は深く秘して神職の外しれるものなしと開運靈社と稱へしか今は協社と稱ふ

鳥居 兩柱の間六尺餘
本社 五尺餘に三尺南向三方に玉垣を環らせり
幣殿 二間四面
拜殿 二間に一間半
神樂殿 二間に一間半

末社一座
本社 本社の東にあり元祿十年の勸請にて是又神號を秘して神職の外知るものなし
神職盛攝津 郭外半兵衛町に住す其先は葦名盛興の庶子力丸とて母は其臣片平助右衛門氏範か女なり懷妊の初本妻の妬をさけ父氏範かもとに在て此力丸をう

に下り塀あり此多門の内に先の城主より傳るところの大鼓あり徑五尺八寸胸は櫓の繰貫にて極て古物なり門の名これによると云番所東向

廊下橋門 此郭の東の方にあり四建作にて虎口南に向ひ升形あり道東に折れ雁齒數級を下り橋に至る右の方丸の高石垣にて隍は搦手の牛沼に續く水際より高きこと六丈餘昔は繩の勝手あしく顯はに城外より見えし故橋上に廊下を設け置きしか加藤氏の時毀て橋のみ残り西中門 此郭の西の方にあり多門北に向ひ西出丸に通す弓櫓の側にある故弓門とも云坂を下ること二十間計坦易なる石階あり番所北向
櫓四 一は西にあり一は西北の隅にあり一は北にあり一は東にあり

鐘撞堂 北の土居の上にあり時守を置て晝夜の時を報せしむ舊事雜考應永三十四年の記に越中州新河郡布世保小河山光寺大檀那式部丞藤原長盛大工沙彌了性應永卅四歲次丁未八月廿八日と彫付し古鐘耶麻郡熱鹽村示現寺にありしを天正の頃移て此堂に懸けしに寛文中に破ると云因て同十一年改め鑄延享中に再ひ今の鐘を鑄る大工早山掃部介安次同六郎右衛門吉茂同清右衛門伊次延享四年丁卯六月十九日と彫附あり

めり後程なく盛興卒して嫡子なかりしかは老臣等相謀て一族二階堂盛隆をもて養子とし葦名家を續かしめ血脉の力丸をは棄て顯はさす盛隆又程なく卒して其子龜王丸も世を早くせしかは片平此度は力丸をこそと思ひしに案に相違して佐竹義廣を養子と定めしかは氏範病と稱して已か所領に籠り居しか憂憤に堪ず葦名家を叛て伊達政宗に降りぬ此時力丸は母と共に民間に竄れ紀氏の家に育はれ漸く年長して當山派の修驗となり盛法院と號せり蒲生氏の時當社の別當職となり館下と云所に宅地を賜はりて往居せしとそ又中荒井組館村井田村山村南青木組慶山村瀧澤組牛墓村等を社領に附せしも此頃の事なりと云傳れると其時の文書焼失し詳なることを傳へす力丸より六世大乘院か時に至て盛紀右京と改名して神職となる今の攝津義陽は其十世の孫なり盛紀と稱せしは盛興の盛と紀氏の紀とを取れるなり今は紀の字を省く
根入石 稻荷神社の前にあり昔何人にか此石を鑿りしに深くして其根を窮ること能す故に此名あり又鶴石とも稱るは當城の名に因れるなり
遊女石 大鼓門の側石垣中の一なり石面一丈餘文祿中城郭修理の時處處より大石を運ひしに此石運送に苦みし

かは役夫の徳を慰めん爲多の遊女を此石に登せ種種の俳優をなさしめし故遂に名となると云

二之丸

本丸の東に續く周三百間餘元和の頃迄は此郭の北に馬脇丸と云小郭ありいつの頃にか兩郭を合して今の地形とす蒲生氏の時まで此郭にも土屋敷あり加藤氏に至て皆毀てり此郭の東の土居を隍の内へ築出し薬師を安置せしか寛永十四年内郭修理の時瀧澤村に移す今の臺町薬師堂是なり臺町の條中

東門東にあり多門南に向ひ三之丸に通す今鎮て往來を禁す

南門 南にあり多門西に向ひ三之丸に通す番所西向

納戸藏 東の土居際にある

文庫 納戸藏の北にある

米倉三屋 共に文庫の北にある

三之丸

二之丸の東に續く周八百四十間餘この郭も元和七年の頃までは稻荷郭として此内に別郭ありしか後毀て地勢を平かにす又當家就封の初まで此郭中に官署土屋敷等ありしか承應中外郭に移し蹟に屋形を建て長門守正頼筑前守正經住居せり肥後守正容時代より本丸の屋形に住せしかは是を毀つ今に此郭中往來を禁せされとも乗馬の通行を許さ

龍石 大鼓門の前雁牙石の中にあり此石晴天といへとも雨氣あれば色黒みて潤ひ雨中といへとも霽んとする時は色白くして乾けり人此石を以て晴雨を卜するに違はず因て名けしとぞ

西出丸

帶郭の西にあり周百九十間餘もとは小郭なり加藤氏に至て廣むと云

西追手門此郭の北にあり多門東に向ひ道は北にさして西にをれ大町通に通す番所東向

内讃岐口 南にあり南門とも云虎口東に向ひ道は南に折て五軒丁に通す升形あり今は鎖して往來を禁す蒲生氏の時河北讃岐と云者の屋敷に近かりし故名となりしと云

櫓二 一は西北の隅にあり一は西南の隅にあり

鹽硝藏 西の土居下にある

玉藥藏 南の土居下にある

蠟藏四屋 共に此丸の中程にある

漆藏 同上

大腰掛 西追手門の外にある

新編會津風土記卷之十一 終

舊事雜考至徳元年の記に住昔此郭に如法寺と云寺ありし由見ゆ

埋門 此郭の北にあり門西に向ひ本一之丁に通す左右高石垣にて門殊に卑き故此名あり番所南向土橋なり此他の虎口皆土橋にて外郭に通す故に毎條これを註せす

南門 南にあり南に向ひ外郭に通す平門作なり番所西向無常口 東にあり東向養戸門なり番所北向

別墅 南門の北にあり 大的場 二之丸の隍際にあり家士及弓組の足輕大的の技を肆ふ所なり

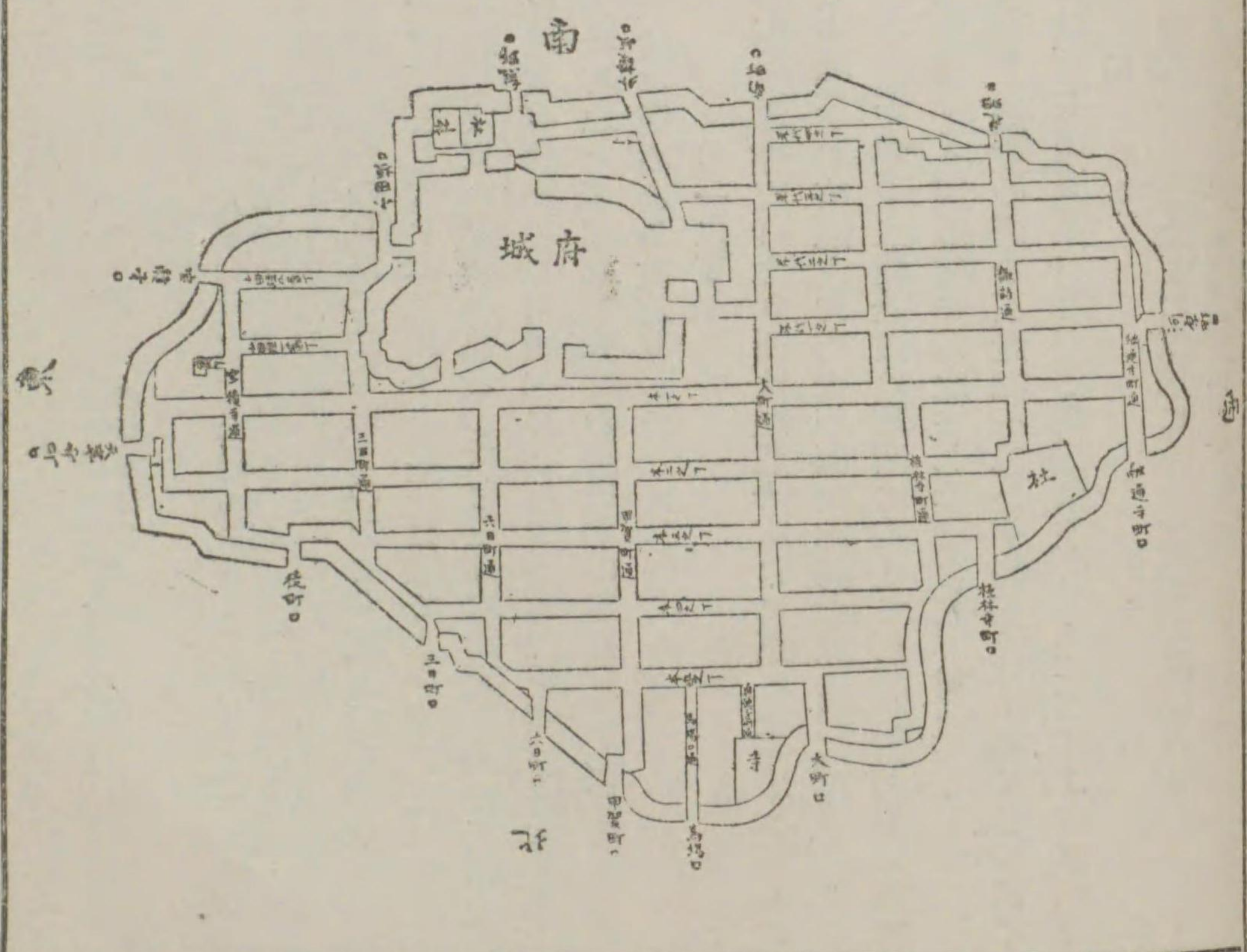
雜物藏 大的場の東にあり 北出丸

帶郭の北にあり周百六十間餘此郭舊角馬出なり加藤氏の時今制に改むと云

追手門 東にあり多門南に向ひ道は東にさして北に折れ本一之丁に通す升形あり番所南向

西門 西にあり門南に向ひ道西に折て大町通に出つ傍に小門を開て常に往來を通す棟門とも云升形あり番所南向

櫓二 一は東北の隅にあり一は西北の隅にあり 大腰掛 追手門の外にある



新編會津風土記卷之十二

陸奥國若松之二

郭内

外郭

本丁上

本一之丁

本二之丁

外郭

此郭は府城の四面を擁し東に小田垣あり西に米代あり南に權現下郭あり北に本丁あり四方に郭を繞らし外溝を廻し士庶内外の間を隔つ東西十六町二十間餘 東は天寧寺町通寺町口南北十一町四十間餘南は南町口より北は融通寺町口より東は天寧寺町口より西は融通寺町口より南北を横とす郭の四方十六町あり市店あり東西を縦とし南北を横とす郭の四方十六町あり市店に通ず天寧寺町口徒町口往來を禁ず 三日町口六日町口甲

組院内村の冬坂峠往還なりし故此口を追手とせしかか加藤氏の時今の瀧澤村 瀧澤 瀧澤坂を改め關きしより甲賀町口を以て追手とす

神保原 この丁の南類本城の東北にあり東西一町五十間餘南北二十間餘の芝原なり家士神保隱岐と云者の居宅の側なりし故此名あり

埋門道 神保原の西三之丸より此丁に出る通なり其間四十間餘

櫻馬場 埋門道の西にあり土居に櫻樹多き故この名あり

長二町八間餘幅七間諸士の乗馬を調習する所なり南に馬見所あり此馬場昔は本城の西北原中にあり葦名直盛の時犬追物の馬場に營み御物馬場と云しを 和名鈔に馳乃以流と訓す此御物の氏郷内郭修理の時今の所に移すと稱古言の遺稱なるへし

追手道 追手門の前東西一町五十間餘南北十八間の間空地にて此丁に出る道あり道の西傍に辻番所を置て非常

悉く伐除ひ今猶城西の堀端に吉松二三株残り 融通寺町口 この丁の西端にあり北の方郭外融通寺町に出る郭門なり番所東向

袋丁 此丁の東端より外郭の土居に傍て南に折れたる行

賀町口馬場町口大町口桂林寺町口融通寺町口河原町口花畑口南町口外讚岐口 常に鎖して能野口小田垣口寶積寺口常に鎖して是なり 往來を禁ず

本丁 凡郭内外の通を俗にちやうと稱るは丁の字を用る本丁ままと稱るは町の字を用る今又從てこれを別つ

内郭の北にあり東西の通六條南北の通七條あり總て本丁と稱す六條の東西の通を追手の方より數へて始の通を本一之丁とし次を本二之丁とし序を追て六之丁に至る南北の通を東を寶積寺通とし次を三日町通次を六日町通次を甲賀町通次を大町通次を桂林寺町通次を諏訪通次を融通寺町通とす總して東西の通に本の字を冠らしむる事は米代に同名ある故なり

本一之丁

東は天寧寺町口より西は融通寺町口に至る東西十六町二十間餘三日町通と大町通の間は内郭の隍に向ひ稍寬曠なり東は丁幅十二間餘西は漸漸に狭りて八間餘家數五十四軒大町より西處處に清水多し桶輪を設て用水とす又この北類士屋敷の庭中石燈籠一基あり高五尺計火袋には大永五年乙酉四月十三日平等明□大主人竿石には延文二年□月三日とあり

天寧寺町口 此丁の東端にあり郭外天寧寺町に出る郭門なり番所東向蒲生氏外郭を築きし頃までは本郡南青木

留りの小路なり南北二十六間家數二軒

本二之丁

東西十五町十二間餘幅十一間餘家數六十五軒東の端より少し南に折れ本一之丁の端に出西は諏訪通に通す

既 此丁の南類桂林寺町通の角にあり加藤氏の時より此既あり内に馬場あり昔は東西既とて二箇所あり近き頃合して一所とす

東明寺跡 往昔今の既の地にありしと云此寺盛なりし頃は庭前泉石の勝ありて假山高く池水廣く泛舟の興などありしと云元和三年郭外大町に移し築山を毀ち池水を埋て平地とす其蹟より清水の湧出つるを老嫗の見出せしとて姫清水と名け今にあり慶長中又此所に正覺山成願寺と云濟家の寺を建立せしか寛永十年 或は十六年 允殿館に移せり

藥師堂跡 諏訪神社の前にありいつの頃にか廢絶す後正保の頃信州高遠より奇特山法恩寺と云寺を此寺を此に移せしかこれも故有て廢せり

神社

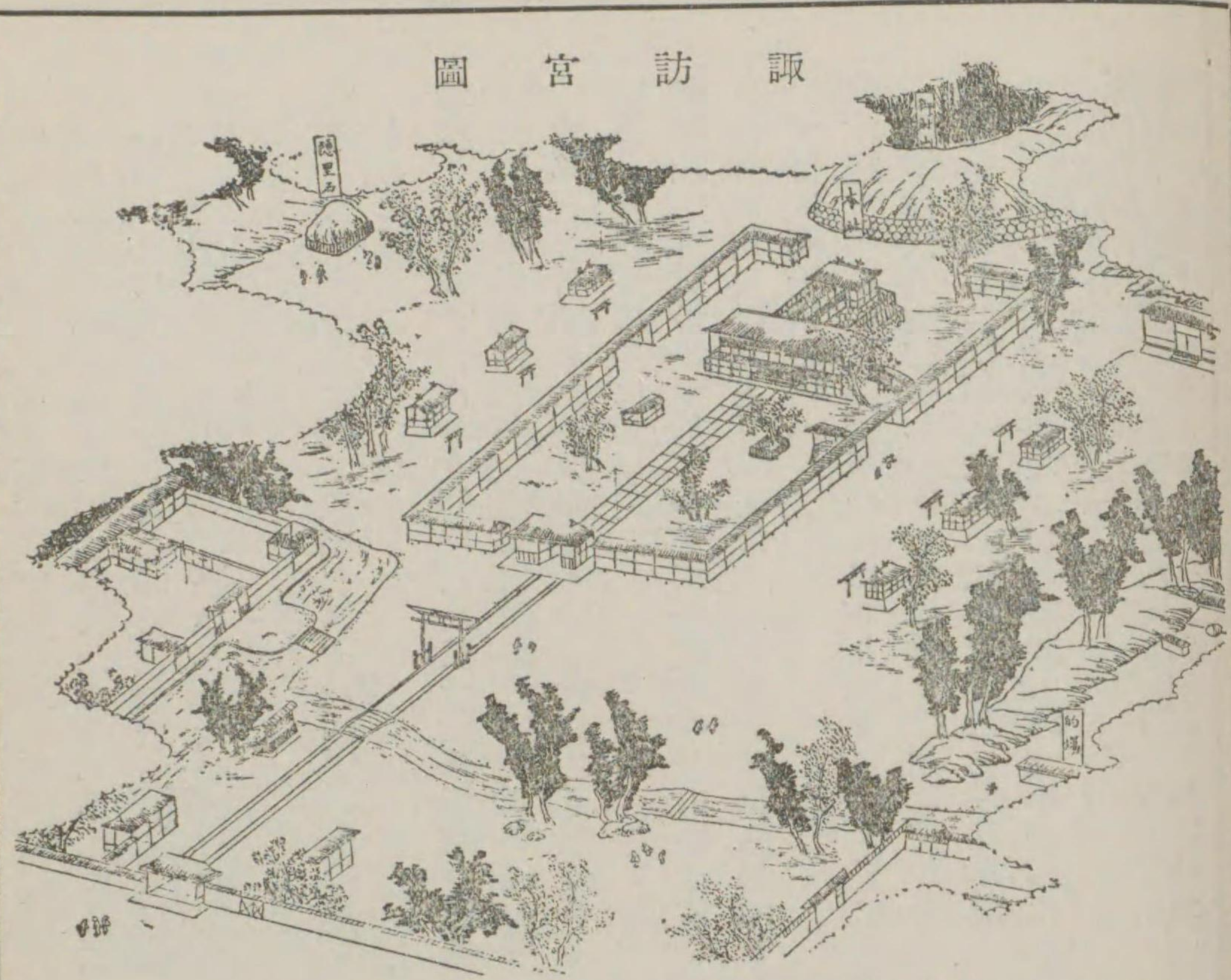
諏訪神社 境内東西一町三間 此丁の末にあり會津六社の一 川蠶養宮村蠶養國神社大沼郡高田村伊須美神社河沼郡牛深組塔寺村八幡宮耶麻郡川東組見禰村磐崎神社越後國蒲

東 一六五

原郡下條組西村八幡宮に當社を合せて會津六社と稱し神職世從五位上下の内に叙す封内の神職多くは此配下に隸せしむにて若松の大鎮守なり祭神は武御名方命相傳ふ昔葦名氏新宮某を征せんとて河沼郡笈川村まで行向ふに一人の禰宜銚を荷て陣前を過るあり自謂ふ某は信州諏訪の社司なり諏訪は軍神なればかく行逢奉ること吉祥と云へし今日の軍必利あらんと葦名氏大に喜び彼をして先登たらしむ此日新宮氏戰はずして離服せしかは其神徳に感し伏見院永仁二年八月當社を勸請す小野氏佐久氏笠原氏三員の社家神與に従ひ來る其時神體を奉し來れる辛櫃今はに纏ひしなりとて鐵の注連あり其四手に永仁二年の紀號あり寶物の部後圓融院永和元年當社造營七月十四日柱立ありしこと諸の舊記に見ゆ疑らくは再建のことなるへし其後後奈良院天文五年四月二十六日同七年三月二十日兩度の火災に罹り珍器重寶舊文古記多くは灰燼に委し履歷の詳なることを知難し只昔は三員神職の外に密家の社僧あり今の町諏波山彌勒寺是なり又千手堂阿彌陀堂閻魔堂など浮屠氏の塔頭ありしか寛文中神社改定の時悉く毀ち捨つ葦名氏の時は數多の莊園ありて神領多かりしと云傳れとも今詳ならず蒲生氏の時に至て百石を寄附せしより今に至れり

員の居宅あり
神馬廐 總門を入て左にあり
外繫 總門を入て右にあり
制札 神馬廐の北にあり府より伐木狼藉相撲及牛馬を
入れ夜中たすむ等の事を禁する榜示なり
御手洗川 本一之丁の渠より分れて社地に入り鳥居の
前を西に流る
鳥居 隨神門と御手洗川の間にあり高二間五尺兩柱の
間二間餘梶立作なり
燈籠 石及銅鐵等數基あり此内三は往古より常夜燈と
す拜殿の前の鐵燈籠に彫付あり地鏤て文字分明なら
す其銘載て舊事雜考にあれば左に出す
奥州會津黒川諏訪御寶前常住大旦那平朝臣盛氏願
主森田彦兵衛内女大工藤原朝臣早山善次永祿四年
辛酉八月日
隨神門 三間に二間南向中央に額あり正一位南宮諏方
大明神と題す正三位神祇大副下部兼敬筆なり左右に
隨神の木像あり後に木造の獅子あり
廻廊 隨神門の左右より本社の方に折廻せり共に棟間
三十六間餘梁間二間東西の中程に通路あり俗に切通
といふ

諏訪宮圖



拜殿 七間に三間東の方三間に二間參籠間と稱へ神事
祭禮等の時神官ここに宿直す
幣殿 三間半に三間此内本社の方三間に一間の所を獅
子間と稱へ昔より領主の拜席とし神官の外入ことを
禁す東西に木造の獅子あり
本社 柿葺にて三間四面南向正南に下る所五級の階あ
り階前に木造の獅子二頭あり三方に玉垣を繞す神體
は天羽軍に封す祭禮七月二十七日二十八日なり二十
六日を前齋とす又五月五日に小祭あり花會祭と稱ふ
七月を大祭とす三濟山祭と稱す茅の穂にて神供をか
さり神前に供す因て又穗屋祭とも云本社の式を模せ
るなり往昔神輿渡御の祭と云ことあり諏訪小路と云
所この地今詳ならず或謂ふ今の諏訪より神輿を昇出し
て黒川の町町を渡せしとその後この事久く中絶せしか
寶永中正一位の神階を請ひ受しより再び舊例により
て此祭あり若松の條下と併見るへしこれを授光祭と稱ふ位記の文
に宜下授
ニ祭班一式光中祠壇上
と云に本くとそ
神樂所 東廻廊の内に入り四間に二間 橋廊下 長三
間幅一間參籠間より東廻廊に架す
神供所 東廻廊の内に入り三間に二間
連歌所 昔は別所にあり今は廻廊の内北方六間に二間

の間をしつらふ往昔運歌大に行はれ大祝か家に代代此道に達せし者ありて門生あまたありしか此に月次の會ありて人多集りしとそ猪苗代兼載 耶麻郡川東組小平瀨村の條下に傳 幼き頃この席に出て學ひしと云今また和歌の會あり

假殿 東廻廊の西に續く二間四面本社修理の時神體をここに遷す

鐘樓 東廻廊の西にあり鐘徑二尺三寸五分明和中桂林寺町冶工早山伴次か改鑄て寄附する所なり元祿七甲戌年八月日明和九壬辰年九月吉日改鑄之と彫付あり寶藏 東廻廊の外にあり

御射山 本社の後土居につきて周數間の築山あり信州の御射山をかたとりしと云注連を廻して不入の地とす俗に獅子山と稱ふ

神木榎 拜殿の東橋廊下の側にあり延寶中の火災に殿宇鐘樓悉く焼亡せしかは此所に材を打額を貫き假に鐘を懸置しに枝葉を生して程なく大樹となり拜殿の上に蔓れり屋上葺替などある時誤て枝葉を傷れば必怪我ありと云

隱里石 西廻廊の外にあり高八尺餘幅四尺餘往古は今の府城本丸の地にあり如何なる故にか人此石を尊崇

しければ蒲生氏城築の時此に移すと云 的場 社地の東端にあり祭禮のとき人多く此に集て射技の優劣を競ふ

棟札

天文九年庚子遠江守盛舜(花押)

聖主天中迦陵頻伽聲哀愍衆生者我等令敬禮

二月二十七日修理大夫盛氏(花押)

門田莊黒川大神宮 本願 兵衛太夫方茂 卅七歳

西海枝宮内大輔盛輔

鹽田 源 輔 尙

平田 左京亮舜範

佐瀬 信濃守常和

佐瀬 大和守種常

平田 左衛門尉輔範

荻野 右馬亮與綱

平田 石見守盛範

栗村 下總守盛種

松本 伊豆守輔光

富田 左近將監滋實

松本 圖書助舜輔

天文九年庚子二月二十七日 本願 兵衛大夫方茂

永祿十丁卯年平朝臣盛興(花押)

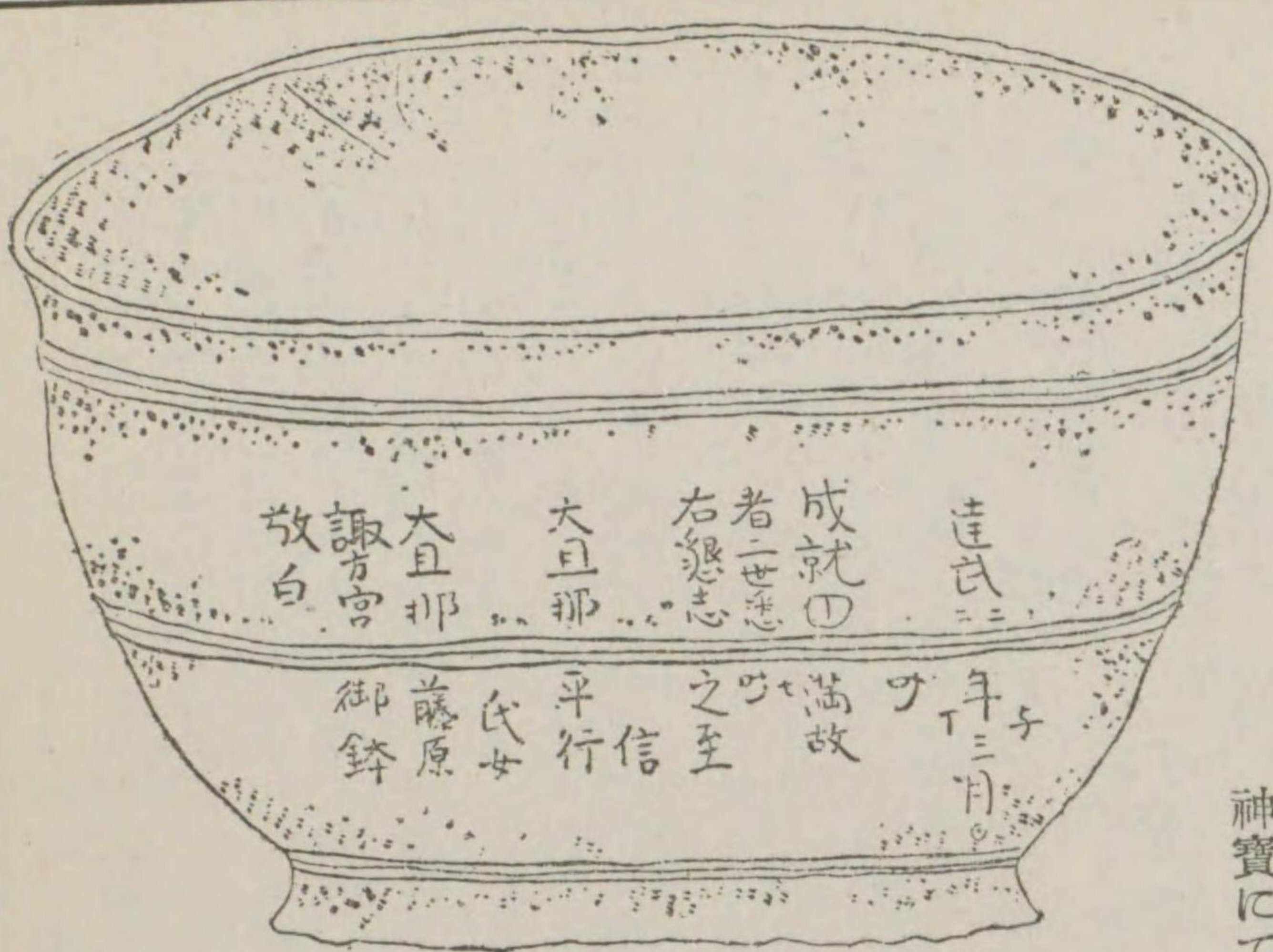
一之關井合御免許守護不入

諏方大明神宮上葺事 平朝臣盛氏(花押)

十月九日 藤原御免許守護不入祝賀方

鐵鉢 一口高一尺徑一尺九寸常に拜殿におき賽錢を入る器とす銘あり其圖如左

鐵注連 一連四手に奉觀請仕諏訪大明神永仁二〇〇八年月吉日神佐久祝本願と彫付あり按するに永仁二年は甲午なり又觀請は勸請を誤りしなるへし



神劍 一振勸請以來の神寶にて囊中に納め

緋くとなし

古額 一枚

當社の神

號なり勸

額の由云

傳ふ

薙鎌 一挺

勸請以來

の神寶に

て極て古

物なり

提燈籠 二

筒古鐵な

り是も勸

請以來の

物と云

鐵鉢 一口高一尺徑一尺九寸常に拜殿におき賽錢を入る器とす銘あり其圖如左

舊事雜考に葦名盛員其子高盛ともに片瀬に於て討死の後嗣子直盛幼主なれば盛員の室藤原氏の女にて簾を垂れ行信をして事を攝せしめしなるへしとあり未だ詳にしかたし又案するに丁丑は延元二年なりされとも今年光明帝即位延元の號を廢して建武の號を用ゐられしこと諸書に見えられたれば此鉢にも建武四年とは彫付しにや

獅子頭 二箇木造にて古代の物なりそのかみ當社にて田樂ありしとき獅子舞に用ゐし物なりとそ今毎年五月此獅子頭を辛櫃の上に載せ大鼓を打て府下をめぐり家ことに護符を授く

戟 一筋元近と銘あり義家朝臣所持の物と云傳ふ十文字槍の如くにて中身長一尺二分表裏共に梵文あり横身六寸中心一尺三寸餘

象 一頭木造にて運慶作と云 獅子 同上

猪犬 同上 猪 同上

供膳 七具其一の裏に天文九年かのえれ三月廿六日か存(不詳)次郎と書付あり

問答落着牒 一通今はなし其文舊事雜考に載すれば左

に出す

今度雙方御問答落着之題目之事

- 一 十一日不限座敷之次第之事
- 一 客居者金上殿付先御出座之事
- 一 主居者針生殿付則御出座之事
- 一 十一日飯之初献於館始思指金上殿可參事
- 一 同二献目金上殿可被相始之事
- 一 肴之時初献針生殿可被相始之事
- 一 召出者針生殿可被相始事付御肴之上之御酒召出共二献相定事

一 自國他國共御出合之時者打互相定事
 一 祝言次愁共萬之役并使物以下打互之事
 一 彼文言相送候事者依其目自館可申合事
 右此十箇條相定天寧東堂并如法寺被加尊意候爲後日
 諏方御神内納之置所也

天正四年丙子正月廿五日

盛隆(花押)
止々齋(花押)

進納諏訪大明神御寶前

此外勸請以來の寶器古文書あまたありしか數度の火災に多くは焼失せり

末社六座

天王神社 東廻廊の外にあり二間に一間西向
 白山神社 天王神社の南にあり二間に一間西向
 城森神社 白山神社の南にあり二間に一間西向祭神は
 信州諏訪郡の領主神頼重の靈なり寛文六年家士一瀬
 甚五右衛門と云者勸請す
 伊勢宮 西廻廊の外にあり二間に一間東向
 稻荷神社 伊勢神社の南にあり二間に一間東向
 忠彦靈社 稻荷神社の南にあり二間に一間東向肥後守
 正之時代の執政友松勘十郎氏興と云者を祭れり初大
 祝部か園中にありしか肥後守正容時代ここに遷して
 末社とす又氏興か遺言によつて彼か祖先の靈をも併
 せ祭れり
 神職諏訪近江 其先を小野信濃權守高經と云當社勸請
 の時神輿に従ひ來る高經か父は刑部盛高とて信州諏
 訪の神職たり正嘉二年故ありて鎌倉右大將家より死
 を賜はりて自殺す其時高經幼少なりしかは家臣等負
 去て相州小野邑に蟄居し成長の後諏訪を改めて小野氏
 と稱すと云其後何の頃諏訪氏に復せしや詳ならず往
 昔祝子と稱す寛文中吉田家より免許ありて大祝部
 と稱し佐久等原の二家は祝部と稱す姓は神直と云し

十一年吉田家より宗源宣旨をもて用成靈神の生號を
 授けらる其時の書其先信濃權守高經より今の近江方
 親に至て凡十八世なり家に古文書を藏む左に載す

盛政判(花押)

會津分郡御子沙汰事

任先例爲阪波祝前可理非分自今以後於及違儀仁等者
 可致沙汰之狀如件

應永卅年

六月廿六日

阪波祝殿

盛高判(花押)

右門田之内手島分四千貳百荊諏防え致寄進所也段錢諏
 防用等可爲皆御免也仍執達如件

文龜元年辛酉

閏六月三日

諏波御社頭造營付而勸進之義至于來年伊奈川之庄棟役
 可進納候爲不可有失念先相渡一筆者也

天文五年丙申

六月廿四日

盛舜(花押)

祝殿

か天文十七年信州の大祝部神朝臣の姓を賜はりしよ
 り又改て神朝臣と稱すそのかみ諏訪佐久笠原三家共
 に曆學を善くし京師大鏡寺伊豆國三島の神職と同じく
 曆本を梓行す今時伊勢の禰宜等か梓行するところの
 曆は今の大祝方親か六世の祖宮内方義か外舅三橋兼
 也と云者の傳るところと云初兼也當社にありて曆術
 を學び後伊勢に行て彼所の神職等に教へしより世に
 行はるる伊勢曆と云者出來しと云又兼也連歌を善く
 せり蒲生忠郷是を奇とし眷顧尤厚かりしか忠郷卒し
 て後京師に遊ひ兼載か門に入り兼如等と共に其奥秘
 をきはむ兼載没して後兼純兼如相續て宗匠たり二人
 も程なく身まかり兼與其業を續きしか兼也兼與に親
 炙し久く京師に住せるを以てまた花本宗匠と稱せり
 其頃二條關白の招に應し源氏物語を講す九條前攝政
 を始め諸の公卿多く筵に登ると云其後太上天皇の命
 によりて侍講せしめ給ふへき由なりしか不幸にして
 病死せしとそ兼也か傳るところ連歌奥秘の書悉く大
 祝部か家に傳ふこれ等の因により大祝か家にも世世
 連歌を善す當家封に就くの初より在國の年は正月連
 歌の會席あり大祝をして讀師たらしめき又宮内方義
 か孫に宮内方祐と云ものあり神道の奥旨を究め享保